

本資料のうち、枠囲みの内容  
は商業機密の観点から公開で  
きません。

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料

資料番号	02-補-E-19-0600-26_改 5
提出年月日	2021年 5月 14日

補足-600-26 メカニカルスナッバの評価手法の  
精緻化について

## 目 次

1.	はじめに	1
2.	適用範囲	1
3.	メカニカルスナッパの構造及び作動原理	2
3.1	メカニカルスナッパの構造	2
3.2	メカニカルスナッパの作動原理	3
4.	メカニカルスナッパの耐震設計	5
4.1	既工認における評価	5
4.2	メカニカルスナッパの定格荷重	6
4.3	今回工認における評価	8
4.3.1	評価手順	8
4.3.2	メカニカルスナッパの適用規格	10
4.3.3	今回工認における詳細評価適用の考え方	13
5.	今回工認における詳細評価の内容	19
5.1	構造部材の詳細評価（応力による強度評価）	20
5.2	機能部品を含む機能確認（地震荷重と限界耐力値の比較）	34
6.	詳細評価結果	35
6.1	詳細評価対象メカニカルスナッパ	35
6.2	構造部材の詳細評価結果	37
6.3	機能部品を含む機能確認に対する荷重評価結果	44
7.	結論	47

別紙 1 メカニカルスナッパ確性試験の概要

別紙 2 メカニカルスナッパに係る適用規格の内容

別紙 3 メカニカルスナッパの詳細評価方法

別紙 4 メカニカルスナッパの電力共同研究の概要

別紙 5 メカニカルスナッパの JNES 研究の概要

## 1. はじめに

女川原子力発電所第2号機の機器・配管系の支持構造物の設計に当たっては、原子力発電所耐震設計技術指針（重要度分類・許容応力編 J E A G 4 6 0 1・補 - 1984, J E A G 4 6 0 1-1987 及び J E A G 4 6 0 1-1991 追補版）((社)日本電気協会)（以下「J E A G 4 6 0 1」）に従い、地震荷重に対して十分な強度を持たせた耐震設計としている。機器・配管系の支持構造物のうちメカニカルスナッバは、J E A G 4 6 0 1の「その他の支持構造物」に該当するため、構造強度評価によって支持機能を評価する。

既工認におけるメカニカルスナッバの耐震設計では、J E A G 4 6 0 1を踏まえ、あらかじめ計算により定格荷重及び定格荷重の1.5倍に対するメカニカルスナッバの構成部品の応力を求めて許容応力状態 $III_{AS}$ 又は許容応力状態 $IV_{AS}$ の許容限界を満足することを確認し、定格荷重又は定格荷重の1.5倍を設計上の基準値として設定した上で、メカニカルスナッバに負荷される地震荷重と比較することによって耐震性を確認している。

今回工認のメカニカルスナッバの耐震設計においても、既工認同様、許容応力状態 $III_{AS}$ に対して定格荷重、許容応力状態 $IV_{AS}$ に対して定格荷重の1.5倍を設計上の基準値として適用することを基本とする。ただし、基準地震動 $S_s$ が増大したことによりメカニカルスナッバに負荷される地震荷重があらかじめ設定した設計上の基準値を超えた場合には、あらかじめ設定している設計上の基準値に余裕があること等を考慮し、改めてJ E A G 4 6 0 1を踏まえた詳細評価として、メカニカルスナッバに負荷される地震荷重に対する応力を算出し、許容応力状態 $III_{AS}$ 又は許容応力状態 $IV_{AS}$ の許容限界を満足することを確認する。

本資料は、今回工認で女川原子力発電所第2号機に適用するメカニカルスナッバの詳細評価の考え方についてまとめたものである。

なお本資料が関連する工認図書は以下のとおり。

- ・「VI-2-1-12-1 配管及び支持構造物の耐震計算について」

## 2. 適用範囲

女川原子力発電所第2号機の機器・配管系に設置する型式(SMS型, NMB型)のメカニカルスナッバとし、地震荷重があらかじめ設定した設計上の基準値(許容応力状態 $III_{AS}$ に対して定格荷重、許容応力状態 $IV_{AS}$ に対して定格荷重の1.5倍)を超えた場合に詳細評価を適用する。

### 3. メカニカルスナッバの構造及び作動原理

#### 3.1 メカニカルスナッバの構造

メカニカルスナッバは、プラント運転時に熱膨張が発生する高温配管の耐震用の支持装置として、地震時に発生する配管反力（地震荷重）のような急速な配管移動は拘束するが、配管の熱膨張のような緩やかな配管移動は拘束しない特徴を持った製品である。図3-1にメカニカルスナッバの構造概要を示す。

メカニカルスナッバは、ボールねじ、ボールナット等にて配管移動を等価質量の回転運動に変換し、入力加速度が小さい（緩やかな配管移動）場合は小さな抵抗力で自由に移動するが、入力加速度が大きい（急速な配管移動）場合は大きな抵抗力が発生して配管を拘束する機構を有しており、配管から伝達される荷重（配管反力）を支持するための構造部材及び配管移動に追従するための機能部品としての役割を持った部品等で構成されている。

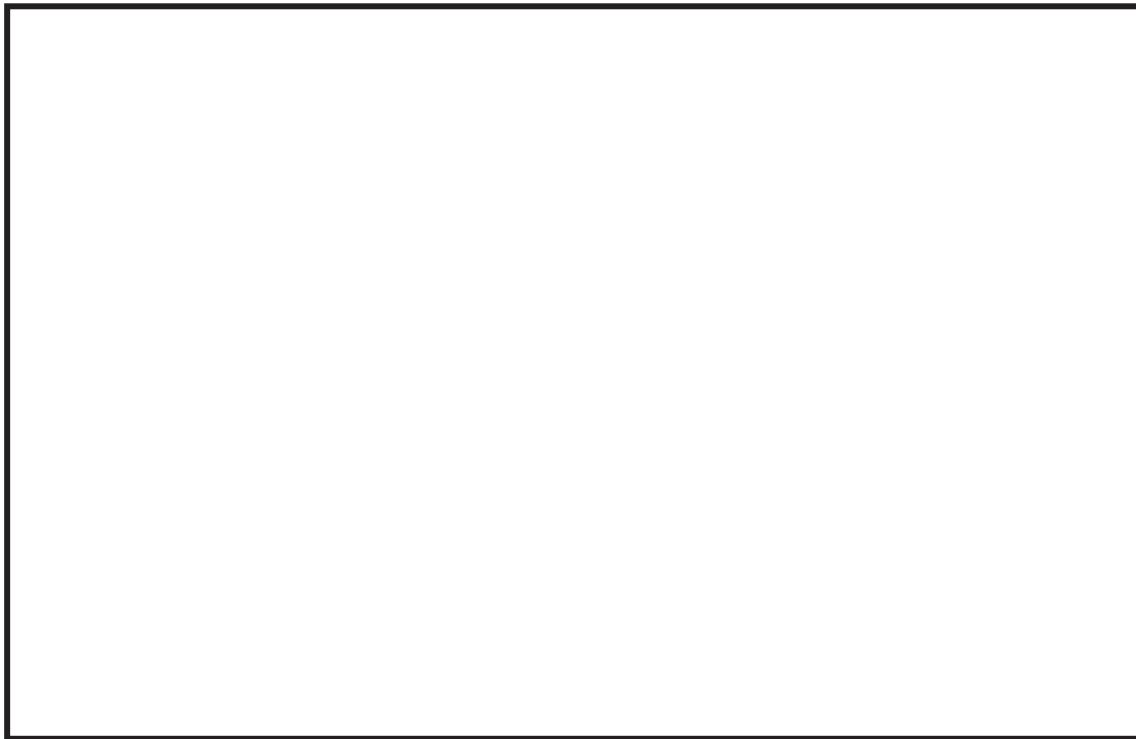


図3-1 メカニカルスナッバの構造概要

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

### 3.2 メカニカルスナッパの作動原理

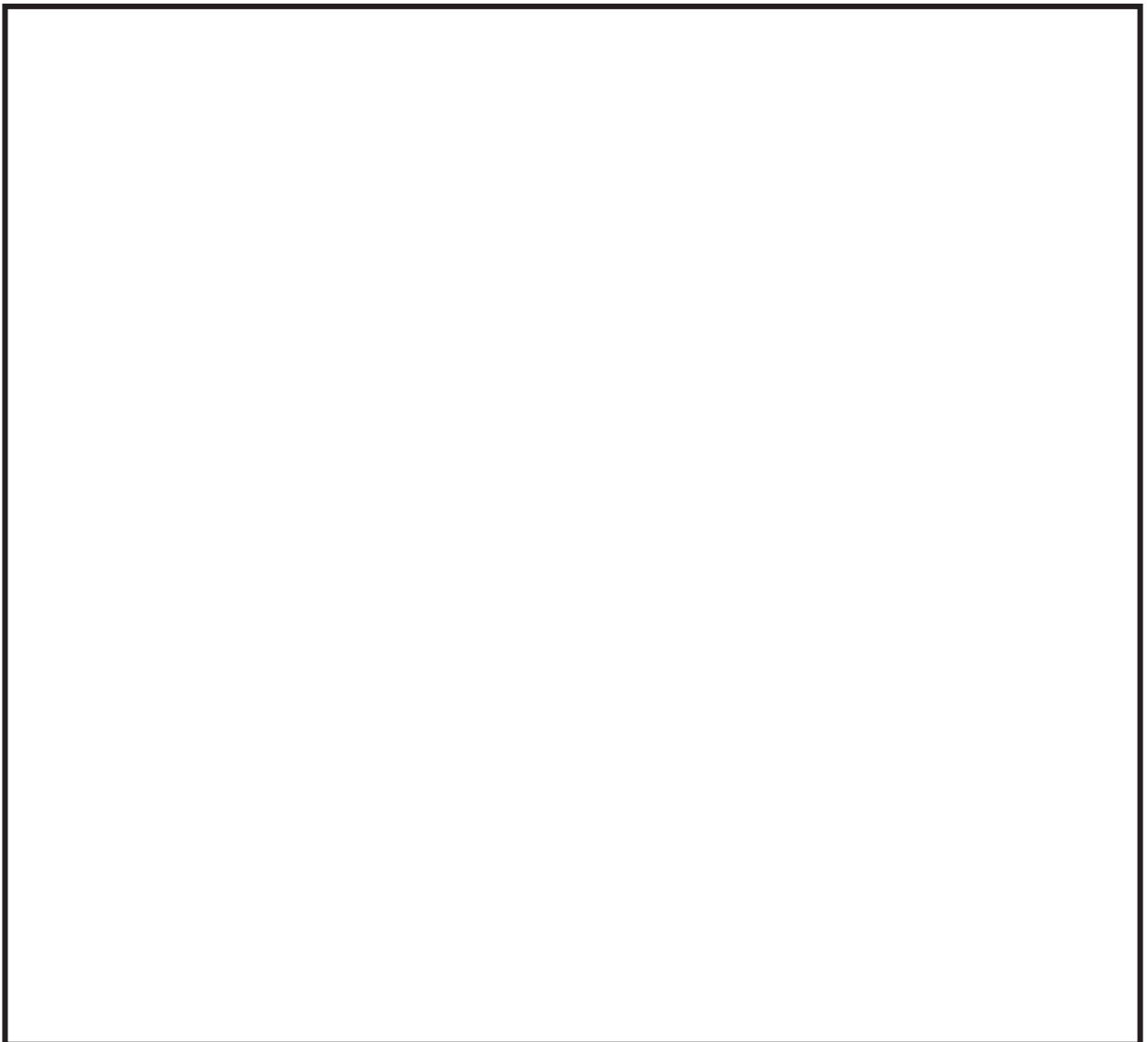


図 3-2 メカニカルスナッパの作動原理



図 3-3 ボールねじのボールナット部の概要図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

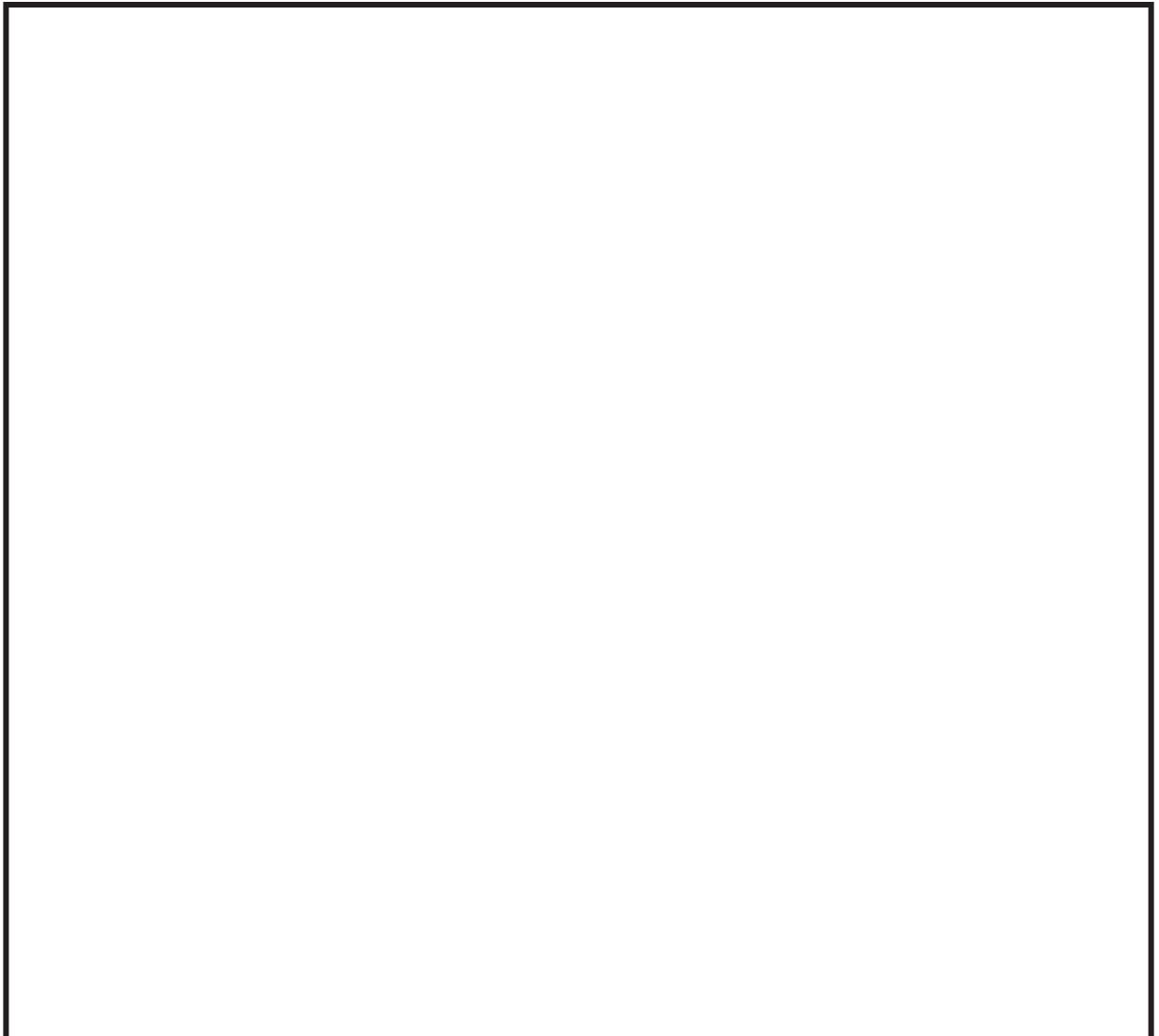


図 3-4 メカニカルスナッバの低速走行時動作の様子

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

## 4. メカニカルスナッバの耐震設計

### 4.1 既工認における評価

既工認におけるメカニカルスナッバの評価手順を図 4-1 に示す。

既工認におけるメカニカルスナッバの耐震評価では、メカニカルスナッバに対する荷重による評価として、地震応答解析から算出されたメカニカルスナッバに負荷される配管反力（地震荷重）が、あらかじめ設定した設計上の基準値（許容応力状態 $\text{III}_{AS}$ に対して定格荷重、許容応力状態 $\text{IV}_{AS}$ に対して定格荷重の 1.5 倍）を満足していることを確認している。

ここで、あらかじめ設定した設計上の基準値とは、J E A G 4 6 0 1 における、あらかじめ計算により求めた標準荷重に相当し、定格荷重及び定格荷重の 1.5 倍に対するメカニカルスナッバの強度評価として、各構造部材の応力がその他の支持構造物に要求される許容応力状態 $\text{III}_{AS}$ 及び許容応力状態 $\text{IV}_{AS}$ の許容応力を満足することが確認されたものである。

なお、メカニカルスナッバに対して J E A G 4 6 0 1 の他の支持構造物の許容応力に基づく強度評価を行う場合、構造部材毎に評価を実施する必要があるが、評価作業の合理化を目的として、既工認の評価においてはあらかじめ設定した設計上の基準値を用いた評価を実施している。

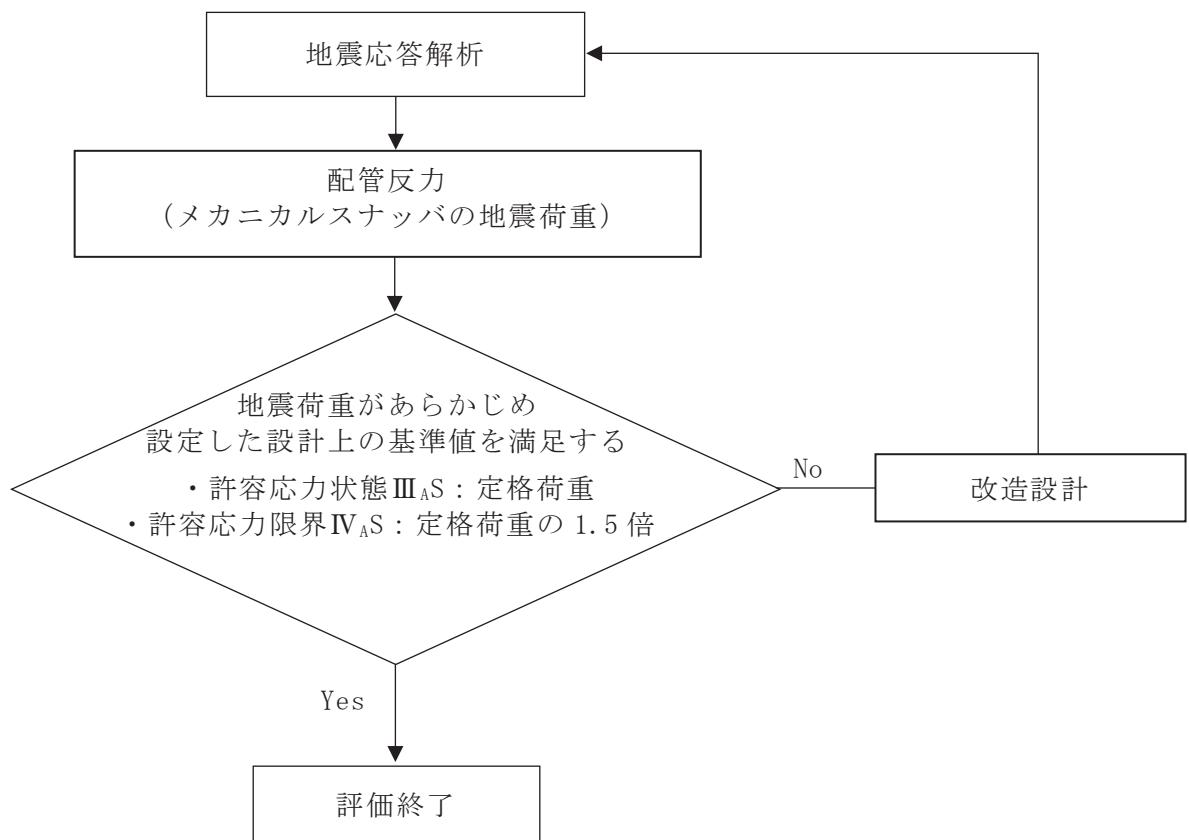


図 4-1 既工認におけるメカニカルスナッバの評価手順

#### 4.2 メカニカルスナッバの定格荷重

メカニカルスナッバは、メカニカルスナッバ製造者による構成部材の市場調達性、製作性なども考慮して標準化された製品であり、製造設計にあたって設定する定格荷重及び定格試験の1.5倍に対して十分に余裕のある設計となっている。

メカニカルスナッバの製造設計では、地震荷重として定格荷重及び定格荷重の1.5倍が負荷された構造部材に対する応力がJEAG4601に規定される「その他の支持構造物」の許容限界（定格荷重に対して許容応力状態Ⅲ<sub>AS</sub>、定格荷重の1.5倍に対して許容応力状態Ⅳ<sub>AS</sub>）を十分に満足することを確認している。

従って、荷重による評価として、メカニカルスナッバの地震荷重が定格荷重及び定格荷重の1.5倍を満足する場合、構造部材ごとに評価を実施しなくとも各評価対象部位の応力がJEAG4601に規定される許容応力を満足することになる。**定格荷重×1.5倍の評価例として、SMS型メカニカルスナッバのコネクティングチューブにおける型式ごとの荷重評価を表4-1-1に示す。表4-1-1に示す許容荷重はⅣ<sub>AS</sub>の許容限界に相当する値である。**

また、機能部品を含むメカニカルスナッバの機能確認試験として、表4-1-2に示す確性試験によって地震荷重に対して想定される動剛性を発揮できること、配管の熱変位に対して追従できること、使用環境で機能を発揮できること等を確認している。なお、メカニカルスナッバに対する確性試験の詳細については、別紙1に示す。

表4-1-1 定格荷重の1.5倍での応力評価例

(SMS型メカニカルスナッバのコネクティングチューブ)

型式	定格荷重×1.5 [kN] (A)	許容荷重 (Ⅳ <sub>AS</sub> 相当) [kN] (B)	裕度 (B/A)
SMS-01	1.5	20.4	13.60
SMS-03	4.5	20.4	4.53
SMS-06	9	25.6	2.84
SMS-1	15	29.7	1.98
SMS-3	45	89.9	1.99
SMS-6	90	142.1	1.57
SMS-7.5	112.5	142.1	1.26
SMS-10	150	252.4	1.68
SMS-16	240	449.2	1.87
SMS-25	375	811.0	2.16
SMS-40	600	1144.5	1.90

表 4-1-2 確性試験の概要

要求機能	試験項目	試験内容
耐震性	振動応答試験 (定格荷重)	定格荷重, 定格荷重×1.5倍が発生する変位で加振し, 地震荷重に対して想定される動剛性を発揮できることを確認する。
	過負荷振動試験 (定格荷重×1.5)	
	低速走行試験	熱膨張による変位時に想定される速度で加振し, 配管の熱変位に対して追従できることを確認する。
	レリーズ試験 <sup>*1</sup>	熱移動を想定した速度での移動時に, 地震荷重を与え, ブレーキ機構が作動した場合でも, スティックせずに熱移動に追従することを確認する。
耐震性以外	その他環境試験 <sup>*2</sup>	高温, 高湿度雰囲気, 放射線を照射時などの状態で性能が維持されることを確認する。

注記 \*1 : レリーズ試験は, 热変位を想定したゆっくりとした変位を与えているところに, 地震を想定した素早い変位を与えることで, 地震によりブレーキ機構が作動した状態での熱移動への追従を確認するものである。

\* 2 : 各環境試験後に振動試験及び低速走行試験を実施する。

#### 4.3 今回工認における評価

##### 4.3.1 評価手順

今回工認におけるメカニカルスナッバの評価手順を図4-2に示す。

今回工認におけるメカニカルスナッバの耐震評価では、一次評価として既工認と同様、地震応答解析から算出された配管反力（メカニカルスナッバの地震荷重）があらかじめ設定した設計上の基準値（許容応力状態Ⅲ<sub>AS</sub>に対して定格荷重、許容応力状態Ⅳ<sub>AS</sub>に対して定格荷重の1.5倍）を満足することで耐震性を確認する。

メカニカルスナッバの地震荷重があらかじめ設定した設計上の基準値を超えた場合には、あらかじめ設定している設計上の基準値に余裕があること等を考慮し、メカニカルスナッバの構成部材に対する詳細評価を実施する。

今回工認における詳細評価では、メカニカルスナッバの地震荷重に対して各構造部材の強度評価を行い、その他の支持構造物の許容応力以下であることを確認する。なお、メカニカルスナッバの各構造部材の強度評価にあたっては、既往知見を踏まえた検討を行い、強度評価に係る評価部位及び評価項目を追加する。

また、詳細評価における地震荷重がメカニカルスナッバの確性試験における試験条件（定格荷重及び定格荷重の1.5倍）を超えることを踏まえ、機能部品を含むメカニカルスナッバの機能確認に対する荷重評価として、メカニカルスナッバの地震荷重が既往知見等を考慮して整理した限界耐力値を下回っていることを確認する。

今回工認の詳細評価では、上記の構造部材の強度評価及びメカニカルスナッバの機能確認に対する荷重評価（限界耐力値による評価）を行うことにより、メカニカルスナッバの耐震性を担保する。

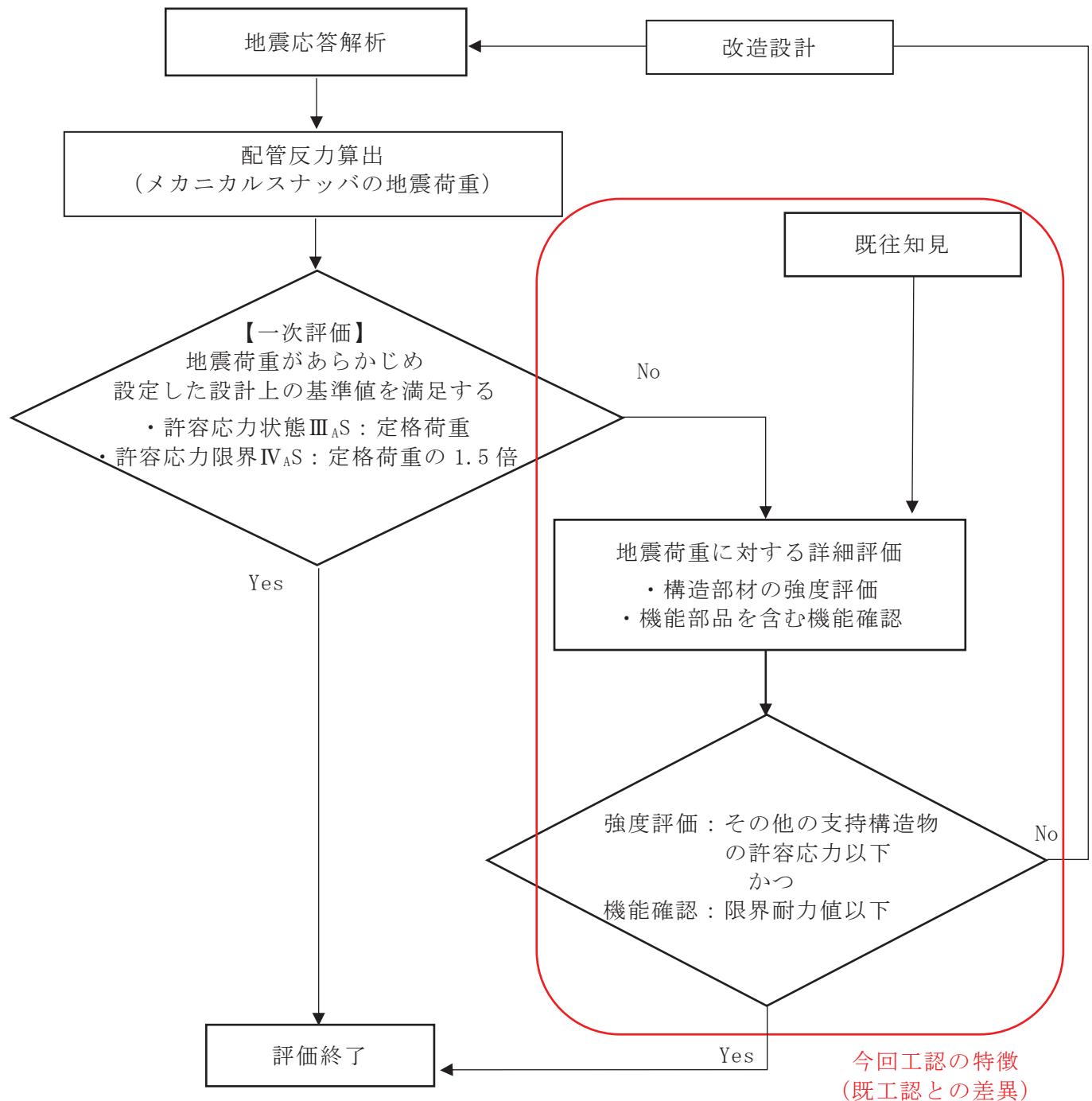


図 4-2 今回工認におけるメカニカルスナッパの評価手順

#### 4.3.2 メカニカルスナッバの適用規格

メカニカルスナッバの耐震設計に係る技術基準及び適用規格の概要を図 4-3 に示すとともに、該当部の抜粋を別紙 2 に示す。

機器・配管系の支持構造物であるメカニカルスナッバは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の第 5 条及び第 50 条（地震による損傷の防止）に基づき、「施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していること」が要求される。

メカニカルスナッバの耐震設計では、J E A G 4 6 0 1 のその他の支持構造物に該当し、メカニカルスナッバの構造部材の強度評価が求められるため、配管から伝達される荷重（配管反力）に対するメカニカルスナッバの発生応力がその他の支持構造物に要求される許容限界を満足することを確認する。

J E A G 4 6 0 1 では、機器・配管系の耐震安全性評価は解析による設計を基本として、機能維持上の評価が必要な場合は試験による設計も可能であること、耐震安全性評価における許容応力限界内にあることの確認では、荷重による評価として、あらかじめ計算により求めた標準荷重等や試験で確認した許容荷重を用いる場合があると記載されている。

なお、添付書類「VI-2-1-12-1 配管及び支持構造物の耐震計算について」における支持構造物の種別に対する評価方法の一覧を表 4-2 に示す。

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則

- ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及びその解釈  
第5条、第50条（地震による損傷の防止）  
「施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していること」

J E A G 4 6 0 1

J E A G 4 6 0 1 ・補-1984

- ・メカニカルスナッバは「その他  
の支持構造物」に該当する
- ・構造部材に対する強度評価が求  
められる。

J E A G 4 6 0 1 -1987

- ・機器・配管系の耐震評価（応力が許容  
限界内であること）は解析による設計  
を基本とする。
- ・機能維持上の評価が必要な場合は試験  
による設計もできる。
- ・許容限界内にあることの確認はあらか  
じめ計算により求めた標準荷重（定格  
荷重等に相当）を用いる場合等がある。

メカニカルスナッバの耐震評価

【既工認及び今回工認における一次評価】

- ・あらかじめ計算により求めた標準荷重による評価を適用し、地震荷重が定  
格荷重及び定格荷重の1.5倍（設計上の基準値）を満足すること

【今回工認における詳細評価】

- ・地震荷重に対する構造部材の強度評価（応力による評価）
- ・機能部品を含む機能維持に対する荷重評価（試験）

図4-3 メカニカルスナッバの耐震設計に係る技術基準及び適用規格の概要

表 4-2 支持構造物の評価方法一覧

No.	種 別	評価方法	評価方法の理由
1	メカニカルスナッバ	定格荷重評価及び III <sub>AS</sub> /IV <sub>AS</sub> 評価	定格荷重等を標準荷重とした製造設計であるため、耐震設計では、あらかじめ設定した設計上の基準値に基づく評価を基本とし、設計上の基準値を満足できない場合は詳細評価を行う。 (今回工認)
2	ロッド レストレイント	定格荷重評価	定格荷重等を標準荷重とした製造設計であるため、耐震設計では、あらかじめ設定した設計上の基準値に基づく評価を基本とする。 (既工認と同様)
3	オイルスナッバ	定格荷重評価	
4	スプリングハンガ	定格荷重評価	
5	コンスタントハンガ	定格荷重評価	
6	レスト レイント	ラグ	III <sub>AS</sub> /IV <sub>AS</sub> 評価
7		Uボルト	III <sub>AS</sub> /IV <sub>AS</sub> 評価
8		支持架構	III <sub>AS</sub> /IV <sub>AS</sub> 評価
9		埋込金物	III <sub>AS</sub> /IV <sub>AS</sub> 評価

#### 4.3.3 今回工認における詳細評価適用の考え方

##### (1) 既工認と今回工認の差異

メカニカルスナッバに対する既工認の評価及び今回工認における評価は、図4-1及び図4-2のとおり、荷重による評価として、メカニカルスナッバの地震荷重があらかじめ設定した設計上の基準値(許容応力状態 $III_{AS}$ に対して定格荷重、許容応力状態 $IV_{AS}$ に対して定格荷重の1.5倍)を満足できなかった場合の扱いが異なる。

既工認では、即座に改造設計へ移行することに対して、今回工認においては、あらかじめ設定した設計上の基準値に余裕があること及び既往知見を踏まえて、詳細評価を適用し、メカニカルスナッバの耐震性を確認することである。なお、詳細評価が満足しない場合は、改造設計へ移行する。

詳細評価の適用にあたっては、メカニカルスナッバの地震荷重が定格荷重及び定格荷重の1.5倍を超える場合の限界耐力評価法等に係る既往知見を踏まえて、メカニカルスナッバの構造部材の強度評価及び機能部品を含む機能確認に係る内容を検討した。

なお、既工認の評価及び今回工認における詳細評価適用に係る考え方を図4-4に示す。

##### (2) 既往知見を踏まえた検討

a. 「平成12年度 共同研究報告書 耐震設計に関する新知見に対する機器耐震評価法の研究(Phase2)」(以下、「電共研の知見」)(別紙4)

電共研の知見では、メカニカルスナッバの振動応答試験として「スナバ機能維持評価法のための破壊試験」を実施しており、その試験結果を使用して構造強度及び機能維持の観点から限界耐力評価法を策定している。

今回工認におけるメカニカルスナッバの詳細評価については、構造部材の応力評価として電共研の知見で検討された限界耐力評価法等を踏まえて評価部位及び評価項目を追加することにした(表4-3, 表4-4)。

また、機能部品を含むメカニカルスナッバの機能確認として電共研の知見における振動応答試験及び低速走行試験の結果を用いて策定した限界耐力値を適用することにした。なお、機能部品を含むメカニカルスナッバの機能確認については、耐震性の観点から振動応答試験及び低速走行試験としているが、定格荷重等の設定時における確性試験項目との比較検討結果を表4-5に示す。

なお、電共研の知見はメカニカルスナッバの実際の限界耐力を確認することを目的とした結果であるが、今回工認の詳細評価においては、構造部材についてはJ E A G 4 6 0 1に基づく許容限界(許容応力状態 $III_{AS}$ 及び許容応力状態 $IV_{AS}$ )までとし、機能部品については電共研の知見にて確認した限界耐力値まで

とする。

- b. 「JNES 平成 21～22 年度耐震機能限界試験（スナバ）に係る報告書」（以下、「JNES の知見」）（別紙 5）

JNES の知見では、メカニカルスナッパの耐力評価手法を構築することを目的として、地震に対する強度・機能の限界値を試験で確認しており、振動応答試験及び低速走行試験にて耐力確認荷重が得られている。

本検討では、上記電共研の知見に基づいて適用する今回工認における詳細評価手法の妥当性確認のため、第三者機関による検討事例である JNES の知見との比較を行い、試験条件等が合致している試験結果については、その耐力確認荷重と今回工認におけるメカニカルスナッパに対する発生荷重を比較することで妥当性確認を実施した。

既工認  
(今回工認の一次評価も同様)

**【J E A G 4 6 0 1】**

- 強度評価：その他の支持構造物に対する許容応力  
適用規格 なお、荷重による評価としてあらかじめ計算で求めた標準荷重等を用いる場合あり
- 機能確認：機能維持上の評価が必要な場合は試験による設計も可能

**【J E A G 4 6 0 1】**

- 強度評価：その他の支持構造物に対する許容応力  
なお、荷重による評価としてあらかじめ計算で求めた標準荷重等を用いる場合あり
- 機能確認：機能維持上の評価が必要な場合は試験による設計も可能

・適用規格は同様であり、  
JEAG4601の規定を踏まえた対応

**【標準荷重による強度評価】**

- 地震荷重とあらかじめ設定した設計上の基準値を比較し、地震荷重が以下を満足することを確認する
- ・許容応力状態Ⅲ<sub>AS</sub>に対して定格荷重
- ・許容応力状態Ⅳ<sub>AS</sub>に対して定格荷重の1.5倍
- ・既往知見等を踏まえた評価部位、評価項目の追加

なお、定格荷重及び許容応力を満足することは確認済みであるが、定格荷重の1.5倍とは、「その他の支持構造物」に対する許容応力を満足することを確認済みである。

○機能部品を含む機能確認は、定格荷重又は定格荷重の1.5倍に対する確性試験結果により妥当性を確認済み。

**【底力による強度評価】**

- 地震荷重による各構造部材の応力を評価し、その他の支持構造部材に対する許容応力（許容応力状態Ⅲ<sub>AS</sub>又は許容応力状態Ⅳ<sub>AS</sub>）を満足することを確認する
  - ・荷重伝達経路を踏まえて評価部位、評価項目を追加
- 機能部品を含む機能確認として、地震荷重が限界耐力値を下回っていることを確認する。



電共研見の反映

**○メー**カにて機能維持の観点で確性試験を実施

- ・耐震性（支持性能：構造部材、機能部品）
- ・耐環境性
- ・耐放射性

- 電共研にて構造強度及び機能維持の観点から限界耐力評価法等に係る検討を実施
  - ・構造部材の評価部位、評価項目の整理
  - ・限界耐力値の整理



電共研見の反映

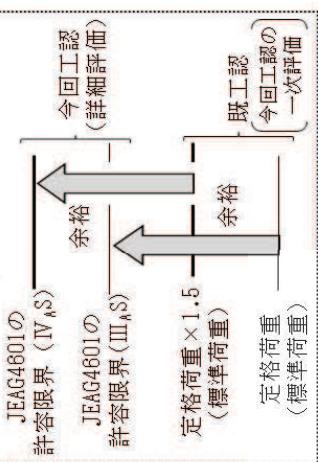


図 4-4 既工認の評価及び今回工認における詳細評価に係る考え方

表 4-3 既工認及び今回工認（詳細評価）における評価部位（SMS型）

番号 <sup>*1</sup>	部品名称	既工認	今回工認	備考
①	ダイレクトアタッチブラケット	○	○	
②	ジャンクションコラムアダプタ	○	○	
③	ロードコラム	○	○	
④	クランプ	—	—	*2
⑤	ピン	○	○	
⑥	コネクティングチューブ	○	○	
⑦-1	ベアリングケース	○	○	
⑦-2	ベアリング押え	○	○	
⑦-3	六角ボルト	○	○	
⑧	イヤ	○	○	
⑨	ユニバーサルボックス	○	○	
⑩	コネクティングチューブイヤ 部	—	—	*3
⑪	ユニバーサルブラケット	○	○	
⑫	ベアリングナット	—	○	追加項目
⑬	ボールネジ	—	○	追加項目
⑭	座屈	—	○	追加項目

○：評価対象，－：評価対象外

注記 \*1: 番号は図 5-1 の部品番号と同じものを示す。

\*2: メカニカルスナッパ本体ではなく、付属部品として J E A C 4 6 0 1 の応力評価を実施しているため、メカニカルスナッパとしての詳細評価対象外とする。

\*3: 寸法及び計算式が①ダイレクトアタッチブラケットと同じため評価を省略する。

表 4-4 既工認及び今回工認（詳細評価）における評価部位（NMB 型）

番号 <sup>*1</sup>	部品名称	既工認	今回工認	備考
①-1	リアーブラケット（イヤ）	○	○	
①-2	リアーブラケット（溶接部）	○	○	
①-3	リアーブラケット（フランジ）	○	○	
②	セットボルト	○	○	
③-1	ケース	○	○	
③-2	ケース溶接部	○	○	
④	ベアリングシート	○	○	
⑤	ベアリングボックス	○	○	
⑥	スリーブ	○	○	
⑦	カラー	○	○	
⑧	ロードシリンダ	○	○	
⑨	ターンバックル	○	○	
⑩	エンドプラグ	○	○	
⑪	延長パイプキット及び溶接部	—	○	既工認：適用タイプなし
⑫-1	延長パイプブラケット (イヤ穴部)	—	○	既工認：適用タイプなし
⑫-2	延長パイプブラケット (溶接部)	—	○	既工認：適用タイプなし
⑫-3	延長パイプ	—	○	既工認：適用タイプなし
⑬	クレビス（アイ）	—	—	*2
⑭	クレビス（本体）	—	—	*2
⑮	ピン	○	○	
⑯	ボールねじ	○	○	
—	座屈 (ストローク 125mm 考慮)	—	○	追加項目
—	座屈 (ストローク 250mm 考慮)	—	○	追加項目

○：評価対象， —：評価対象外

注記 \*1: 番号は図 5-3 の部品番号と同じものを示す。

\*2: メカニカルスナッパ本体ではなく、付属部品として J E A C 4 6 0 1 の応力評価を実施しているため、メカニカルスナッパとしての詳細評価対象外とする。

表 4-5 詳細評価適用に係る検討要否

確性試験の項目	確認内容	詳細評価に係る 検討要否	電共研の知見
振動応答試験 過負荷振動試験	所定の地震荷重に対して想定される動剛性であること	要	振動応答試験
低速走行試験	配管の熱変位に追従すること	要	低速走行試験 (振動応答試験後)
レリーズ試験 <sup>*1</sup>	地震荷重を受けてブレーキ機構が働いた状態でも、配管の熱移動に追従すること	不要 (地震条件と熱条件の重畠の影響は考慮不要のため <sup>*2</sup> )	—
その他環境試験等	その他環境条件等で健全であること	不要 (環境条件等に変更がないため)	—

注記\*1：レリーズ試験は、熱変位を想定したゆっくりとした変位を与えているところに地震を想定した素早い変位を与えることで、地震によりブレーキ機構が作動した状態での熱移動への追従を確認するものである。地震後に熱移動へ追従するかどうかは、レリーズ試験ではなく振動応答試験後の低速走行試験によって確認する。

\*2：レリーズ試験の熱変位速度（2mm/sec～4mm/sec）に比べて、原子力プラントの温度変化条件による変位速度は十分に小さいため、速度の大きい熱変位と地震の重畠による影響確認を目的としたレリーズ試験は実施不要と考えられる。確性試験時は、一般産業向け製品と同等の条件にて性能確認を行っているため、レリーズ試験も実施している。

## 5. 今回工認における詳細評価の内容

今回工認におけるメカニカルスナッバの詳細評価は、構造部材に対する強度評価及び機能部品を含む機能確認を実施する。

メカニカルスナッバの構造部材に対する強度評価については、既工認におけるあらかじめ設定した設計上の基準値（許容応力状態 $\text{III}_{AS}$ に対して定格荷重、許容応力状態 $\text{IV}_{AS}$ に対し定格荷重の1.5倍）を用いた評価と同じ評価部位及び評価項目に対して、既往知見（電共研の知見）及び地震時の荷重伝達経路を考慮して評価部位及び評価項目を追加する。ここで、強度評価を実施するメカニカルスナッバの構造部材の具体的な評価部位及び評価項目を5.1項に示す。

機能部品を含むメカニカルスナッバの機能確認については、既往知見（電共研の知見）における振動応答試験及び低速走行試験の試験結果より策定された限界耐力値とメカニカルスナッバの地震荷重を比較することで評価を行う。ここで、機能部品を含むメカニカルスナッバの機能確認に対する荷重評価に用いる限界耐力値を5.2項に示す。

## 5.1 構造部材の強度評価（応力による強度評価）

### (1) SMS 型メカニカルスナッバの構造及び荷重伝達経路

SMS 型メカニカルスナッバの構造及び荷重伝達経路を図 5-1 に示すとともに、メカニカルスナッバの構成部材を構造部材及び機能部品に分類した結果を表 5-1 に示す。なお、基本的に構造及び荷重伝達経路はどの型式（容量）も同一である。

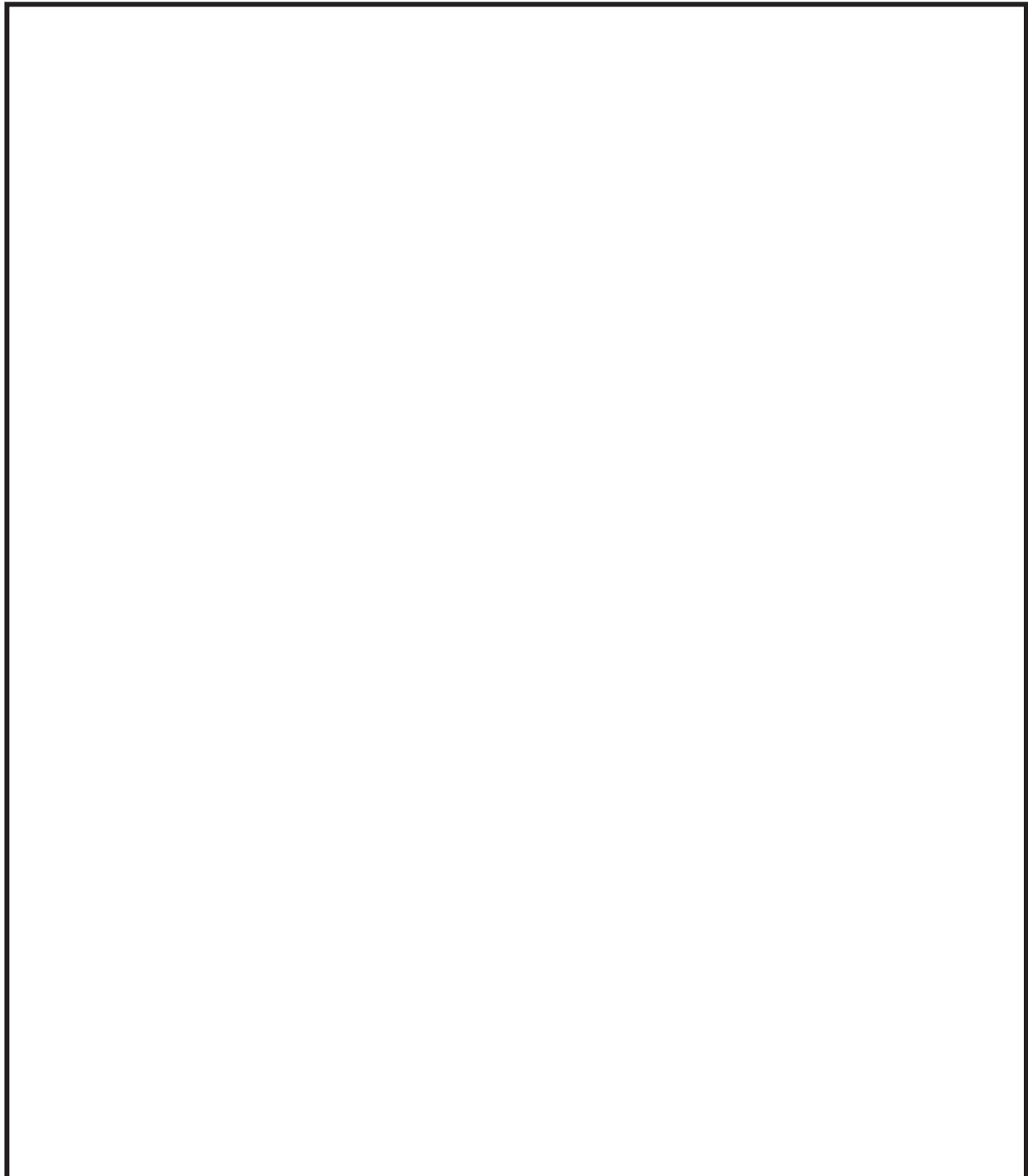


図 5-1 SMS 型メカニカルスナッバの構造及び荷重伝達経路

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表 5-1 SMS 型メカニカルスナッパの構造部材と機能部品

部品名	構造部材	機能部品
①ダイレクトアタッチブラケット	○	—
②ジャンクションコラムアダプタ	○	—
③ロードコラム	○	—
⑤ピン	○	—
⑥コネクティングチューブ	○	—
⑦-1 ベアリングケース	○	—
⑦-2 ベアリング押え	○	—
⑦-3 六角ボルト	○	—
⑧イヤ	○	—
⑨ユニバーサルボックス	○	—
⑩コネクティングチューブイヤ部	○	—
⑪ユニバーサルブラケット	○	—
⑫ベアリングナット	○	—
⑬ボールネジ	—*	○*
⑭アンギュラー玉軸受	—	○
⑮球面軸受	—	○

注記 \* : ボールネジは機能部品だが比較的単純な構造のため、

機能評価及び構造部材と同様の応力評価も実施する。

(2) SMS 型メカニカルスナッバの荷重伝達経路を踏まえた強度評価部位の抽出結果  
荷重伝達経路を踏まえた強度評価部位の抽出結果を図 5-2 に、この抽出結果による構造部材に対する評価部位及び評価項目の整理結果を表 5-2 に示す。

この整理結果に従って設定した SMS 型メカニカルスナッバの評価部位及び評価項目に対する詳細については、別紙 3 に示す。なお、④クランプはメカニカルスナッバ本体ではなく、詳細評価を行わないため除外している。⑩コネクティングチューブイーヤ部は、寸法及び計算式が①ダイレクトアタッチプラケットと全く同じため省略している。なお、特定の部位ではないが、メカニカルスナッバ全体の座屈評価を項目として追加している。

また、今回工認の詳細評価及び既工認の評価項目の比較（SMS 型）を表 5-3 に示す。比較のとおり、今回工認の詳細評価では、既工認で実施した評価項目を網羅しており、既工認でも評価している項目については評価式に変更はない。今回工認の詳細評価にあたっては、発生荷重の増大を考慮して評価項目を追加した。個々の評価部位及び評価項目の追加理由については同表の「評価項目の相違及び評価項目追加根拠」欄に記載する。



図 5-2 SMS 型メカニカルスナッバの強度評価部位(レナット)

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表 5-2 SMS 型メカニカルスナッバの評価部位及び評価項目

評価部位	評価項目
① ダイレクトアタッチブラケット	引張応力
	せん断応力
	支圧応力
② ジャンクションコラムアダプタ	引張応力
	せん断応力
③ ロードコラム	引張応力
	せん断応力
⑤ ピン	せん断応力
⑥ コネクティングチューブ	引張応力
	せん断応力
	圧縮応力
⑦-1 ベアリングケース	引張応力
	せん断応力
	支圧応力
⑦-2 ベアリング押え	せん断応力
	支圧応力
	曲げ応力
⑦-3 六角ボルト	引張応力
⑧ イーカ	引張応力
	せん断応力
	支圧応力
⑨ ユニバーサルボックス	引張応力
	せん断応力
	支圧応力
⑩ ユニバーサルブラケット	引張応力
	せん断応力
	支圧応力
⑪ ベアリングナット	せん断応力
⑬ ボールネジ	引張応力
全長座屈	圧縮応力

表 5-3 今回工認の詳細評価及び既工認の評価項目の比較 (SMS 型) (1/2)

品番	部品	評価	詳細評価	既工認 (今回工認の 一次評価)	評価項目の相違及び評価項目追加根拠
①	ダイレクトアタッチプラケット	引張	○	○	相違なし
		せん断	○	○	相違なし
		支圧	○	○	相違なし
		溶接部せん断	○	—	基本的に穴部の応力評価の方が厳しいが、評価箇所の網羅性のため追加
②	ジャンクションコラムアダプタ	ボルト引張	○	○	相違なし
		溶接部引張	○	○	相違なし
		コラム引張	○	—	基本的に溶接部評価の方が厳しいが、評価箇所の網羅性のため追加
③	ロードコラム	引張	○	○	相違なし
		ねじ部せん断 (部品全体)	○	—	基本的に引張応力評価の方が厳しいが、評価箇所の網羅性のため追加
		ねじ部せん断 (ねじ山)	○	—	
⑤	ピン	ピンせん断	○	○	相違なし
⑥	コネクティングチューブ	チューブ圧縮	○	○	相違なし
		チューブ引張	○	—	基本的にチューブ部の圧縮応力評価の方が厳しいが、評価箇所と荷重分類の網羅性のため追加
		溶接部引張	○	—	
		溶接部せん断	○	—	
⑦-1	ペアリングケース	引張	○	○	相違なし
		せん断	○	○	相違なし
		支圧	○	○	相違なし
⑦-2	ペアリング押え	せん断	○	○	相違なし
		支圧	○	○	相違なし
		曲げ	○	—	発生荷重の増大に伴い、別紙4の4.5.1(2)(3)A.に示す電共研の知見を採用して追加
⑦-3	六角ボルト	引張	○	○	相違なし

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表 5-3 今回工認の詳細評価及び既工認の評価項目の比較 (SMS 型) (2/2)

品番	部品	評価	詳細評価	既工認 (今回工認の 一次評価)	評価項目の相違及び評価項目追加根拠
⑧	イーヤ	引張	○	○	相違なし
		せん断	○	○	相違なし
		支圧	○	○	相違なし
		ねじ部引張	○	—	基本的に穴部の評価の方が厳しいが、評価箇所と荷重分類の網羅性のため追加
		ねじ部せん断 (部品全体)	○	—	
		ねじ部せん断 (ねじ山)	○	—	
⑨	ユニバーサルボックス	引張	○	○	相違なし
		せん断	○	○	相違なし
		支圧	○	○	相違なし
⑪	ユニバーサルプラケット	引張	○	○	相違なし
		せん断	○	○	相違なし
		支圧	○	○	相違なし
⑫	ペアリングナット	ねじ部せん断①	○	—	発生荷重の増大に伴い、評価箇所の網羅性のため追加
		ねじ部せん断②	○	—	
⑬	ボールネジ	引張	○	—	発生荷重の増大に伴い、評価箇所の網羅性のため追加
-	全長	座屈	○	—	発生荷重の増大に伴い、別紙4の4.5.1(2)(3)C.に示す電共研の知見を採用して追加

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

(3) NMB 型メカニカルスナッバの構造及び荷重伝達経路

NMB 型メカニカルスナッバの構造及び荷重伝達経路を図 5-3 に示すとともに、メカニカルスナッバの構成部材を構造部材及び機能部品に分類した結果を表 5-4 に示す。なお、基本的に構造及び荷重伝達経路はどの型式（容量）も同一である。

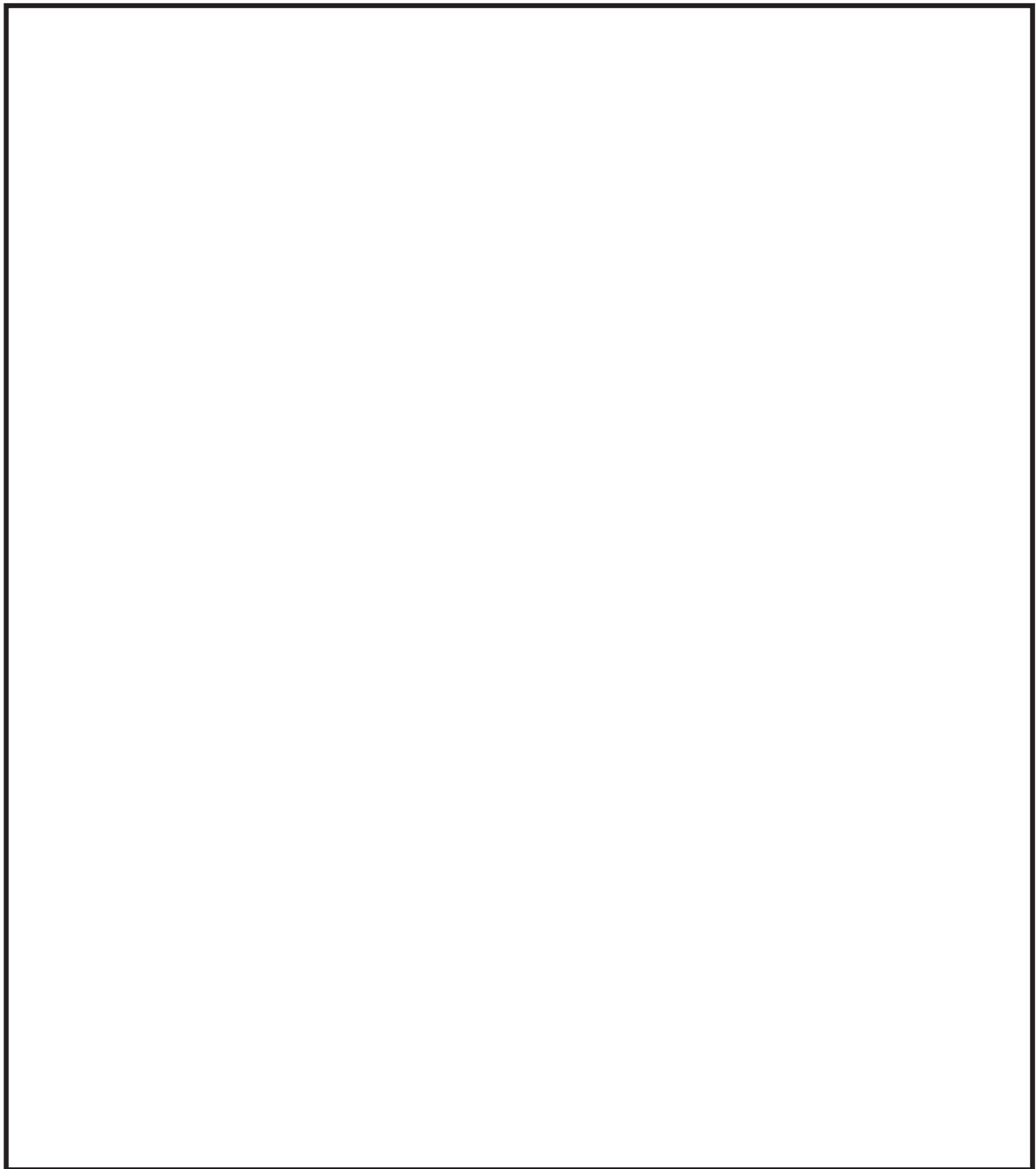


図 5-3 NMB 型メカニカルスナッバの構造及び荷重伝達経路

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表 5-4 NMB 型メカニカルスナッパの構造部材と機能部品

部品名	構造部材	機能部品
①リアブレケット	○	—
②セットボルト	○	—
③ケース	○	—
④ベアリングシート	○	—
⑤ベアリングボックス	○	—
⑥スリーブ	○	—
⑦カラー	○	—
⑧ロードシリンダ	○	—
⑨ターンバックル	○	—
⑩エンドプラグ	○	—
⑪延長パイプキット	○	—
⑫延長パイップラケット	○	—
⑯ピン	○	—
⑯ボールねじ	—*	○*
⑰球面軸受	—	○
⑱転がり軸受	—	○

注記 \* : ボールねじは機能部品だが比較的単純な構造のため,

機能評価及び構造部材と同様の応力評価も実施する

(4) NMB 型メカニカルスナッバの荷重伝達経路を踏まえた強度評価部位の抽出結果  
荷重伝達経路を踏まえた強度評価部位の抽出結果を図 5-4 に、この抽出結果による構造部材に対する評価部位及び評価項目整理結果を表 5-5 に示す。

この整理結果に従って設定した NMB 型メカニカルスナッバの評価部位及び評価項目に対する詳細については、別紙 3 に示す。なお、⑬⑭クレビスはメカニカルスナッバ本体の部品ではなく、詳細評価を行わないため除外している。なお、特定の部位ではないが、メカニカルスナッバ全体の座屈評価を項目として追加している。

また、今回工認の詳細評価及び既工認の評価項目の比較（NMB 型）を表 5-6 に示す。比較のとおり、今回工認の詳細評価では、既工認で実施した評価項目を網羅しており、既工認でも評価している項目については、同等か保守的な評価式としている。今回工認の詳細評価にあたっては、発生荷重の増大を考慮して評価項目を追加している。個々の評価部位及び評価項目の追加理由については同表の「評価項目の相違及び評価項目追加根拠」欄に記載する。

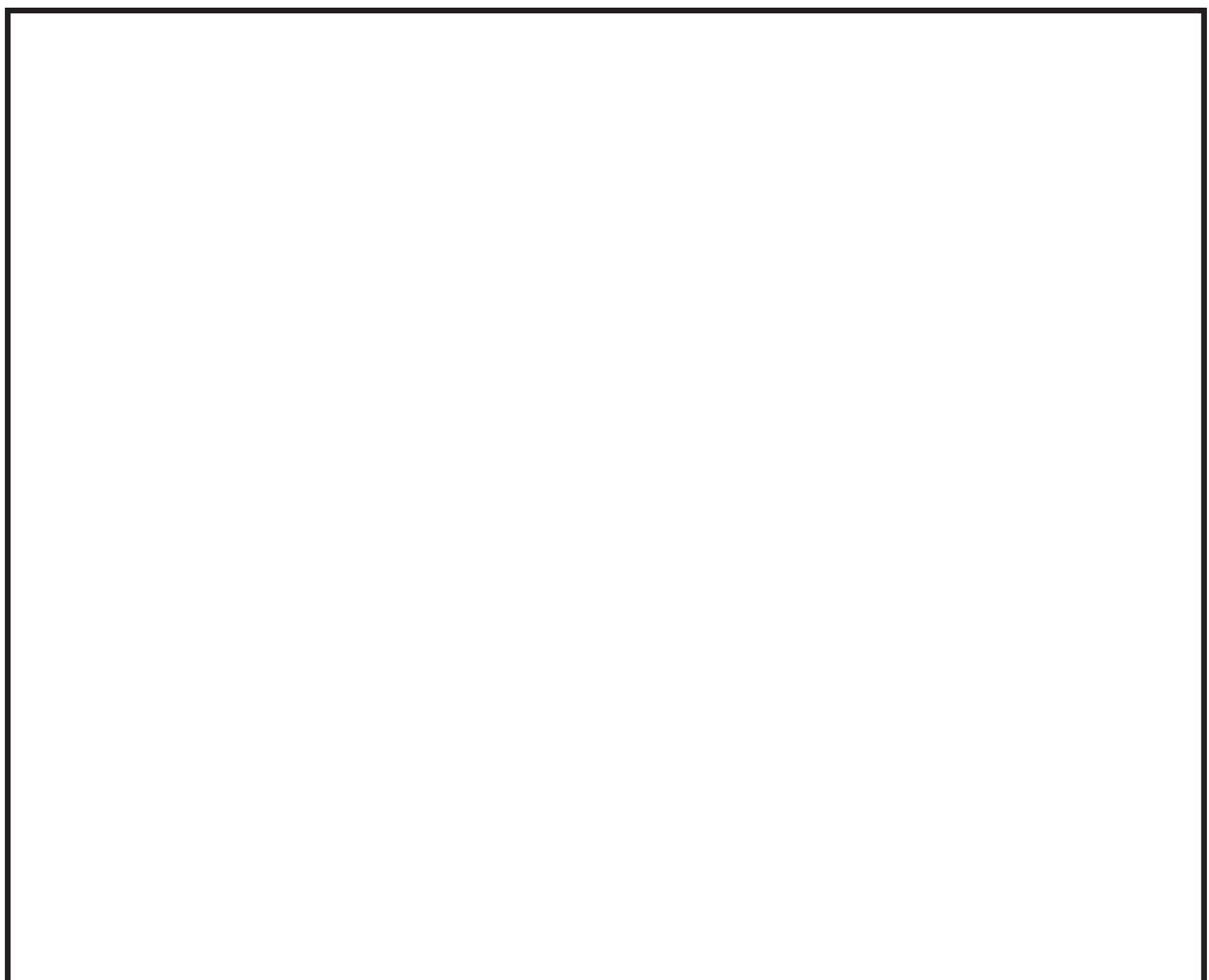


図 5-4 NMB 型メカニカルスナッバの強度評価部位

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表 5-5 NMB 型メカニカルスナッバの評価部位及び評価項目

評価部位	評価項目
① リアプラケット	引張応力
	せん断応力
	支圧応力
	曲げ応力
② セットボルト	引張応力
③ ケース	引張応力
	せん断応力
④ ベアリングシート	引張応力
	せん断応力
	支圧応力
⑤ ベアリングボックス	引張応力
	せん断応力
	支圧応力
⑥ スリーブ	せん断応力
	支圧応力
⑦ カラー	せん断応力
	支圧応力
⑧ ロードシリンダ	引張応力
	圧縮応力
⑨ ターンバックル	引張応力
⑩ エンドプラグ	引張応力
	せん断応力
	支圧応力
⑪ 延長パイプキット	引張応力
	せん断応力
⑫ 延長パイプブラケット	引張応力
	せん断応力
	支圧応力
⑯ ピン	せん断応力
	曲げ応力
⑯ ボールねじ	引張応力
全長座屈 (ストローク 125)	圧縮応力
全長座屈 (ストローク 250)	圧縮応力

表 5-6 今回工認の詳細評価及び既工認の評価項目の比較 (NMB 型) (1/4)

品番	部品	評価	詳細評価	既工認 (今回工認の 一次評価)	評価項目の相違及び評価項目追加根拠
①-1	リアーブラケット (イヤ)	穴部引張	○	○	相違なし
		穴部せん断	○	○	相違なし
		穴部支圧	○	○	相違なし
①-2	リアーブラケット (溶接部)	せん断	○	○	相違なし
①-3	リアーブラケット (フランジ)	曲げ	○	○	相違なし
②	セットボルト	ロッドの 引張	○	○	相違なし
③-1	ケース	引張	○	○	相違なし
③-2	ケース溶接部	せん断	○	○	相違なし
④	ペアリングシート	引張	○	○	相違なし
		せん断	○	○	相違なし
		支圧	○	○	相違なし

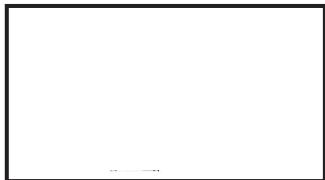
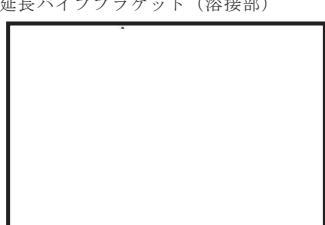
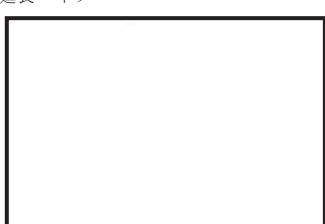
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表 5-6 今回工認の詳細評価及び既工認の評価項目の比較（NMB 型）(2/4)

品番	部品	評価	詳細評価	既工認 (今回工認の 一次評価)	評価項目の相違及び評価項目追加根拠
⑤	ペアリングボックス	引張	○	○	相違なし
		せん断	○	○	相違なし
		支圧	○	○	相違なし
⑥	スリーブ	せん断	○	○	相違なし
		支圧	○	○	相違なし
⑦	カラー	せん断	○	○	相違なし
		支圧	○	○	相違なし
⑧	コードシーリング	引張	○	○	相違なし
		座屈(圧縮)	○	—	発生荷重の増大に伴い、許容圧縮応力の低減を考慮して追加
⑨	ターンパックル	ロッドの引張	○	○	相違なし
⑩	エンドプラグ	引張	○	○	相違なし
		せん断	○	○	相違なし
		支圧	○	○	相違なし

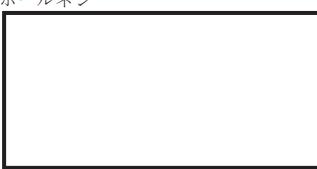
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表 5-6 今回工認の詳細評価及び既工認の評価項目の比較 (NMB 型) (3/4)

品番	部品	評価	詳細評価	既工認 (今回工認の 一次評価)	評価項目の相違及び評価項目追加根拠
⑪	延長パイプキット及び溶接部 	引張	○	—	既工認では延長パイプキット及び溶接部を使用したタイプを対象としていなかったため追加
		せん断	○	—	
⑫-1	延長パイププラケット (イヤ穴部) 	引張	○	—	既工認では延長パイププラケット (イヤ穴部) を使用したタイプを対象としていなかったため追加
		せん断	○	—	
		支圧	○	—	
⑫-2	延長パイププラケット (溶接部) 	せん断	○	—	既工認では延長パイププラケット (溶接部) を使用したタイプを対象としていなかったため追加
⑫-3	延長パイプ 	引張	○	—	既工認では延長パイプを使用したタイプを対象としていなかったため追加
⑯	ピン 	せん断	○	—	基本的に曲げ応力評価の方が厳しいが、荷重分類の網羅性のため追加
		曲げ	○	○	

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表 5-6 今回工認の詳細評価及び既工認の評価項目の比較 (NMB 型) (4/4)

品番	部品	評価	詳細評価	既工認 (今回工認の 一次評価)	評価項目の相違及び評価項目追加根拠
⑯	ボールネジ 	引張	○	○	相違なし
-	全長1 (ストローク 125mm考慮)	座屈	○	-	発生荷重の増大に伴い、許容圧縮応力の低減を考慮して追加
-	全長2 (ストローク 250mm考慮)	座屈	○	-	発生荷重の増大に伴い、許容圧縮応力の低減を考慮して追加

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

## 5.2 機能部品を含む機能確認（地震荷重と限界耐力値の比較）

メカニカルスナッバの構成部品のうち機能部品については、機能部品を含むメカニカルスナッバの機能確認に対する荷重評価として、メカニカルスナッバの地震荷重と既往知見（電共研の知見）における振動応答試験及び低速走行試験の試験結果より策定された限界耐力値を比較することで評価する。

電共研の知見では、メカニカルスナッバの耐力評価手法を構築することを目的として、地震に対する強度・機能の限界値を試験で確認するため、メカニカルスナッバが破損するまで徐々に荷重を増加させる振動応答試験を実施している。また、それぞれの振動応答試験後には、加振後のメカニカルスナッバの機能維持を確認するため、低速走行試験も併せて実施されている。これらの試験より、当該荷重の負荷後も機能維持できる荷重値として、表 5-7 のとおり、各型式の限界耐力値が策定されている。

なお今回工認の詳細評価と電共研の限界耐力策定時の評価では、構造部材の強度評価の評価項目に差異があるが、電共研の知見では限界耐力値の策定を目的としており、構造部材の中で最小裕度となる部位、項目に着目しているため、それ以外の項目を網羅的には記載していない。今回工認の詳細評価では、J E A G 4 6 0 1 に従い網羅的に評価を行うために評価項目を追加しているが、それらの追加項目の評価は電共研の知見にて策定した限界耐力値には影響しないことから、機能部品を含む機能確認の評価に電共研の知見による限界耐力値を適用することに問題はない。

表 5-7 各型式における限界耐力値

型式	限界耐力値 [kN]

注記＊：型式 SMS-7.5 は、電共研では検討対象としていない型式だが、SMS-6 と同じ構造及び寸法のため、SMS-6 と同じ限界耐力値を記載した。

## 6. 詳細評価結果

### 6.1 詳細評価対象メカニカルスナッバ

今回工認における主配管に設置されたメカニカルスナッバ（約 500 台）のうち、弾性設計用地震動  $S_d$  及び基準地震動  $S_s$  に対する一次評価として、メカニカルスナッバの地震荷重があらかじめ設定した設計上の基準値（許容応力状態  $III_{AS}$  に対して定格荷重、許容応力状態  $IV_{AS}$  に対して定格荷重の 1.5 倍）を超えるメカニカルスナッバ（44 台）を抽出した結果を表 6-1 に示す。

表 6-1 詳細評価対象メカニカルスナッバ (1/2)

配管モデル名	支持点番号	メカニカルスナッバ型式	弾性設計用地震動 $S_d$		基準地震動 $S_s$	
			地震荷重 [kN]	定格荷重 [kN]	地震荷重 [kN]	定格荷重 × 1.5 [kN]

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表 6-1 詳細評価対象メカニカルスナッバ (2/2)

配管モデル名	支持点番号	メカニカルスナッバ型式	弹性設計用地震動 S_d		基準地震動 S_s	
			地震荷重 [kN]	定格荷重 [kN]	地震荷重 [kN]	定格荷重 × 1.5 [kN]

注記\* : RB は、原子炉格納容器内を除く原子炉建屋内を示す。PCV は、原子炉格納容器内を示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

## 6.2 構造部材の強度評価結果

6.1 項で抽出した詳細評価対象メカニカルスナッバの強度評価について、別紙 3 に示す詳細評価方法に基づき、弾性設計用地震動  $S_d$  及び基準地震動  $S_s$  に対する各評価部位の評価を実施した。

各メカニカルスナッバにおける最小裕度部品の評価結果を表 6-2 に示す。弾性設計用地震動  $S_d$  及び基準地震動  $S_s$  に対する各メカニカルスナッバの評価結果は、全て許容応力以下（許容応力  $\text{III}_{AS}$  及び許容応力  $\text{IV}_{AS}$ ）であり、詳細評価対象メカニカルスナッバの耐震性が確保されることを確認した。

表 6-2 構造部材の強度評価結果一覧表 (1/6)

配管モデル名	支持点番号	型式	最小裕度部品	弾性設計用地震動 S_d			基準地震動 S_s		
				地震荷重 [kN]	発生応力 [MPa]	許容応力 III_AS [MPa]	地震荷重 [kN]	発生応力 [MPa]	許容応力 IV_AS [MPa]

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表 6-2 構造部材の強度評価結果一覧表 (2/6)

配管モ デル名	支持点番号	型式	最小裕度部品	弾性設計用地震動 S_d			基準地震動 S_s		
				地震荷重 [kN]	発生応力 [MPa]	許容応力 III <sub>AS</sub> [MPa]	地震荷重 [kN]	発生応力 [MPa]	許容応力 IV <sub>AS</sub> [MPa]

表 6-2 構造部材の強度評価結果一覧表 (3/6)

配管モデ ル名	支持点番号	型式	最小裕度部品	弾性設計用地震動 S_d			基準地震動 S_s		
				地震荷重 [kN]	発生応力 [MPa]	許容応力 III_AS [MPa]	地震荷重 [kN]	発生応力 [MPa]	許容応力 IV_AS [MPa]

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表 6-2 構造部材の強度評価結果一覧表 (4/6)

配管モデ ル名	支持点番号	型式	最小裕度部品	弾性設計用地震動 S_d			基準地震動 S_s		
				地震荷重 [kN]	発生応力 [MPa]	許容応力 III_AS [MPa]	地震荷重 [kN]	発生応力 [MPa]	許容応力 IV_AS [MPa]

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表 6-2 構造部材の強度評価結果一覧表 (5/6)

配管モデル名	支持点番号	型式	最小裕度部品	弾性設計用地震動 S_d			基準地震動 S_s		
				地震荷重 [kN]	発生応力 [MPa]	許容応力 III <sub>AS</sub> [MPa]	地震荷重 [kN]	発生応力 [MPa]	許容応力 IV <sub>AS</sub> [MPa]

表 6-2 構造部材の強度評価結果一覧表 (6/6)

配管モデ ル名	支持点番号	型式	最小裕度部品	弾性設計用地震動 $S_d$			基準地震動 $S_s$		
				地震荷重 [kN]	発生応力 [MPa]	許容応力 $III_{AS}$ [MPa]	地震荷重 [kN]	発生応力 [MPa]	許容応力 $IV_{AS}$ [MPa]

### 6.3 機能部品を含む機能確認に対する荷重評価結果

弾性設計用地震動  $S_d$  及び基準地震動  $S_s$  に対する各メカニカルスナッバの地震荷重と、電共研の知見として策定された限界耐力値との比較結果を表 6-3 に示す。

各メカニカルスナッバにおける地震荷重との比較結果は、電共研の知見による限界耐力値よりも小さいため、機能部品を含むメカニカルスナッバの機能確認ができたものと判断する。

なお、電共研の限界耐力値の妥当性を確認するため、電共研の知見と JNES 研究の知見の比較を行い、JNES の知見においても電共研の限界耐力値と同等の耐力値が得られていることを確認している。比較の内容は別紙 5 に示す。

表 6-3 機能部品を含む機能確認に対する荷重評価結果一覧表 (1/2)

配管モ デル名	支持点番号	型式	地震荷重 [kN]		電共研 限界耐力値 [kN]	電共研 耐力確認 荷重 [kN]
			弹性設計用 地震動 S_d	基準地震 動 S_s		

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表 6-3 機能部品を含む機能確認に対する荷重評価結果一覧表 (2/2)

配管モデ ル名	支持点番号	型式	地震荷重 [kN]		電共研 限界耐力値 [kN]	電共研 耐力確認 荷重 [kN]
			弹性設計用 地震動 S_d	基準地震 動 S_s		

注記\* : 型式 SMS-7.5 は、電共研では検討対象としていない型式だが、SMS-6 と同じ構造及び寸法のため、SMS-6 と同じ限界耐力値を記載した。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

## 7. 結論

女川原子力発電所 2 号機の機器・配管系の支持構造物であるメカニカルスナッパの耐震設計では、既工認と同様、地震によるメカニカルスナッパの発生荷重が J E A G 4 6 0 1 を踏まえてあらかじめ設定した設計上の基準値（定格荷重、定格荷重の 1.5 倍）を満足することを一次評価として確認しているが、設計上の基準値を超えた場合には、あらかじめ設定している設計上の基準値に余裕があること等を考慮し、J E A G 4 6 0 1 に定める許容限界を満足する範囲内で詳細評価を適用することとした。

今回工認における詳細評価においては、メカニカルスナッパの構造部材に対する強度評価及び機能部品を含む機能確認に対する荷重評価を実施することとし、J E A G 4 6 0 1 に基づく評価方法、既往知見を踏まえて、評価部位及び評価項目を追加するとともに、限界耐力値との比較を行い、詳細評価対象メカニカルスナッパの耐震性が確保されることを確認した。

## メカニカルスナッパ確性試験の概要

## 1. はじめに

機器・配管系の支持装置として用いるメカニカルスナッパは、地震によって生じる振動等に対して拘束する一方、熱膨張などによって生じる低速度移動に対しては拘束せず自由に伸縮する機能を有している。

このメカニカルスナッパの機能については、定格荷重や定格荷重の1.5倍の負荷後においても維持されることを確認する確性試験が実施されており、振動等に対して拘束する機能については振動応答試験や過負荷振動試験、低速度移動に対して自由に伸縮する機能については低速走行試験でそれぞれの機能維持が確認されている。この確性試験結果は、以下の図書にまとめられている。



本資料は、確性試験の概要を整理したものである。

## 2. メカニカルスナッパの確性試験概要

## 2.1 試験内容

確性試験では、振動負荷後の性能維持を確認するため、定格荷重の1.5倍に対する過負荷振動試験、振動応答試験及び低速走行試験等の試験を実施している。

確性試験のフローを図2-1に示す。

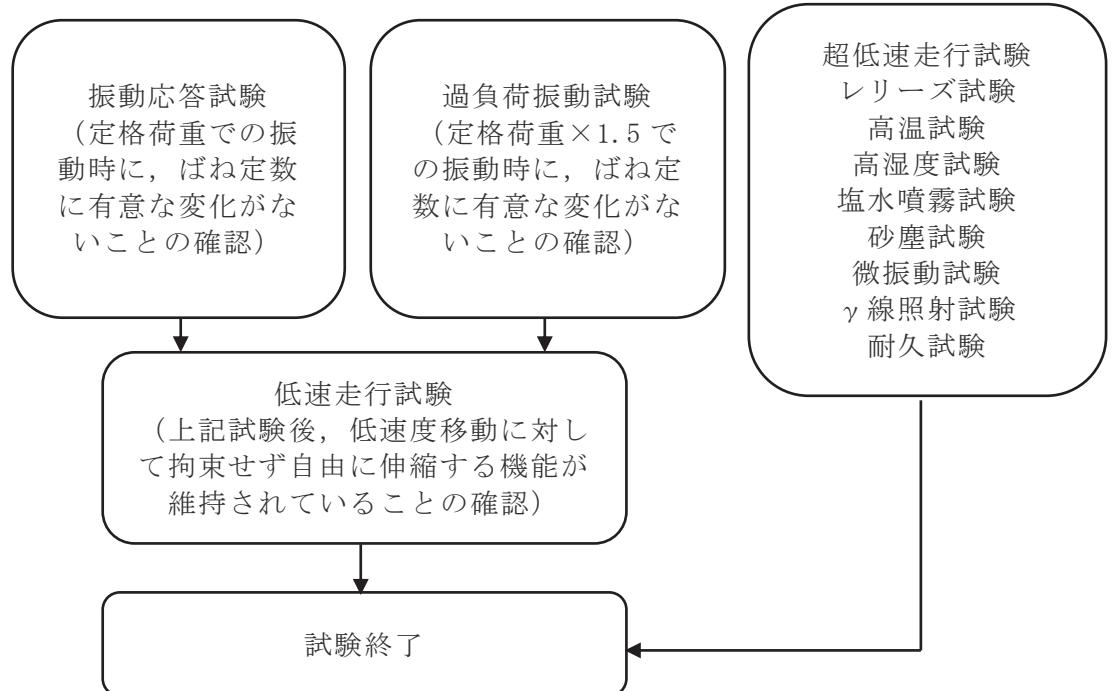


図2-1 確性試験フロー

## 2.2 試験方法（振動応答試験、過負荷振動試験、低速走行試験）



確性試験の試験項目と試験内容を表2-1に示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表 2-1 確性試験の各試験項目

試験項目	確認事項	試験内容
振動応答試験		
過負荷振動試験		
低速走行試験		
超低速走行試験		
レリーズ試験 <sup>*2</sup>		
高温試験 <sup>*3</sup>		
高湿度試験 <sup>*3</sup>		
塩水噴霧試験 <sup>*3</sup>		
砂塵試験 <sup>*3</sup>		
微振動試験 <sup>*3</sup>		
γ線照射試験 <sup>*3</sup>		
耐久試験		

注記\*1：ステイックスリップ現象は、機械部品の摩擦面において、静止摩擦力が作用する付着状態と、動摩擦力が作用する滑り状態が交互に発生することによる

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

自励振動現象である。

\*2：レリーズ試験は、熱変位を想定したゆっくりとした変位を与えているところに、地震を想定した素早い変位を与えることで、地震によりブレーキ機構が作動した状態での熱移動への追従を確認するものである。

\*3：各環境試験後に振動試験及び低速走行試験を実施する。

### 2.3 試験結果

振動応答試験により定格荷重となる振動を負荷した後、あるいは過負荷振動試験により定格荷重の1.5倍となる振動を負荷した後であっても、振動による顕著な性能への影響は認められず、低速走行試験においても発生抵抗力は判定基準（設計要求値）以下であったため、メカニカルスナッパに要求される機能を維持できることが確認された。

また、環境試験では、原子炉格納容器内における冷却材喪失事故時の環境に曝されても機能を維持すること、プラント寿命中に定期的なメンテナンスを必要とせずに機能を維持すること、砂塵や $\gamma$ 線照射等の環境でも機能を維持することが確認された。

## メカニカルスナッパに係る適用規格の内容

## 1. 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則では、地震力に対して「施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していること」を要求している。

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈
<p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第五条 設計基準対象施設は、これに作用する地震力（設置許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設（設置許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（設置許可基準規則第四条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。</p>	<p>第5条（地震による損傷の防止）</p> <p>1 第1項の規定は、設置許可基準規則第4条第1項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、設計基準対象施設が、設置許可基準規則第4条第2項の地震力に対し、施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していることをいう。</p> <p>2 第2項の規定は、設置許可基準規則第4条第3項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、耐震重要施設が、設置許可基準規則第4条第3項の基準地震動による地震力に対し、<u>施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していることを</u>いう。</p>

## 2. 耐震設計に係る工認審査ガイド

耐震設計に係る工認審査ガイドでは、適用可能な規格及び基準として J E A G 4 6 0 1 が記載されている。

### 4. 機器・配管系に関する事項

#### 4.3 許容限界

##### 【審査における確認事項】

機器・配管系の耐震設計においては、安全上適切と認められる規格及び基準等に基づき許容限界を設定していることを確認する。

##### 【確認内容】

許容限界については以下を確認する。

(1) 「安全上適切と認められる規格及び基準等」として、適用可能な規格及び基準等を以下に示す。なお、B クラス、C クラスの機器・配管系の基準地震動 Ss による地震力に対する波及的影響の検討を実施する際の許容限界については、J E A G 4 6 0 1 又は既往の研究等を参考に設定していること。

・ J E A G 4 6 0 1

・ 発電用原子力設備規格設計・建設規格 ((社) 日本機械学会, 2005/2007)

3. 原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 -1987

原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 -1987の配管支持構造物に関する規定を以下に記載する。

- ① 設計用地震力による適切な応力・強度解析に基づいた地震応力と、他の荷重による応力との組み合わせがその許容限界内にあることを確認すること「解析による設計」を基本とし、許容限界だけから律することができない機器の機能維持上の評価が必要な場合、振動試験等によって確認すること「試験による評価」もできる。( J E A G 4 6 0 1 -1987 「6.1.1 耐震設計の基本方針(2) 耐震設計と安全性評価」による)
- ② 「解析による設計」が行われる場合はその耐震重要度に応じた設計用地震力と組み合わせるべき他の荷重による各種応力が、それぞれに対応する許容応力限度以内にあることを確認することを基本とする。また、「試験による設計」の場合は、強度評価のみならず機能維持の観点からの評価も含まれる。( J E A G 4 6 0 1 -1987 「6.1.7 耐震安全性評価」による)
- ③ 強度評価は、応力計算を行って許容応力と比較するものが大部分であるが、荷重による評価を行う場合、機器の機能維持評価が必要な場合がある。荷重の評価では、あらかじめ計算により標準荷重あるいは限界荷重を求めておく場合、試験により許容荷重を確認しておく場合などがある。( J E A G 4 6 0 1 -1987 「6.6.1 荷重・応力の組合せ(2) 地震応力算定の概要」による)

① J E A G 4 6 0 1 -1987 「6.1.1 耐震設計の基本方針 (2) 耐震解析と安全性評価」

(2) 耐震解析と安全性評価

機器・配管系は、その耐震上の重要度に応じて適切に分類され、それぞれの耐震クラス (As, A, B, C) に応じた設計用地震力に対して安全であることを確認しなければならない。

設計用地震力は、それぞれの耐震クラスに対応した水平静的震度による地震力と、As, A クラスでは更に設計用限界地震及び設計用最強地震による基準地震動  $S_2$ ,  $S_1$  に対し適切な地震応答解析に基づいた動的地震力と鉛直震度による静的地震力を算定しなければならない。

機器・配管系の耐震安全性評価は、上記設計用地震力による適切な応力・強度解析に基づいた地震応力と、組合すべき他の荷重による応力との組合せ応力がその許容限界内にあることを確認すること（解析による設計）を基本とする。しかし、系の解析の複雑さ、信頼度の問題、あるいは系の耐震安全性が応力許容限界だけから律することが出来ない機器の機能維持上の評価が必要な場合は振動試験等によって確認すること（試験による評価）もできる。

設計用地震力（各クラスの静的地震力及び As, A クラスの基準地震動  $S_1$  に基づく動的地震力）による系の 1 次応力は、使用材料の降伏点以内、1 次 + 2 次応力を算定する必要のある系では、それが過大な歪を与えない範囲にあることを基本とするが、これは系の地震応答が巨視的にみて線形・弾性挙動の範囲にあることを意図している。したがって、解析による設計では、系の地震時 1 次応力は適切に算定することが必要であるが、2 次応力は系の線形・弾性挙動、あるいは地震時の低サイクル疲労等に影響があると判断される場合に評価することを基本とする。ただし、耐震 As, A クラスのものはその構造の重要性からみて、著しい 2 次応力の発生が考えられるところはその 2 次応力を適切に評価するものとする。

耐震 As クラスの基準地震動  $S_2$  に基づく動的地震力に対しては、非線形・弾塑性挙動の範囲に入ることは差支えないが、この場合は系の韌性を十分考慮し、系の限界強度又は機能維持上妥当な安全性を有していることを確認しなければならない。

試験による評価の場合は、相似率、据付位置の地震動特性等を考慮した適切な振動試験又はこれと同等な試験を実施し、組合せるべき他の荷重の効果を考慮して強度又は機能上妥当な安全性を有していることを確認するものとする。

② J E A G 4 6 0 1 -1987 「6.1.7 耐震安全性評価」

### 6.1.7 耐震安全性評価

原子炉施設の機器・配管系の耐震安全性評価は、「解析による設計」が行われる場合は、その耐震重要度に応じた設計用地震力と組合せるべき他の荷重による各種応力が、それぞれに対応する許容応力限度以内にあることを確認することを基本とする。しかし、機器系の種別によってはその機能が、強度評価だけでは不十分な場合があるので十分留意しなければならない。この点「試験による評価」の場合は、強度評価のみならず機能維持の観点からの評価も含まれるが、試験体の相似性、地震入力特性等の妥当性確認が重要である。

なお、S<sub>2</sub>地震時の As クラス機器系の耐震安全性評価に当たって、建屋の弾塑性応答が顕著な場合には、建屋自体の弾塑性応答特性、変形特性、床応答への影響、弾塑性挙動の信頼度等に留意することが必要であろう。

③ J E A G 4 6 0 1 -1987 「6.6.1 荷重・応力の組合せ (2) 地震応力算定の概要」

(2) 地震応力算定の概要

本項では、「6.5 地震応答解析」で述べた地震応答解析から得られた地震荷重をもとに行う応力・強度評価について、その一般的な事項について述べる。

機器系の耐震設計における強度評価は応力計算を行って許容応力と比較するものが大部分であるが、このほか、荷重による評価を行う場合もあり、また、ひずみあるいは変形制限、機器の機能維持評価が必要な場合もある。

応力・強度解析の手法は対象機器に応じ、それぞれ適切な方法で行っているが、基本的な流れは図6.6.1-1のとおりである。

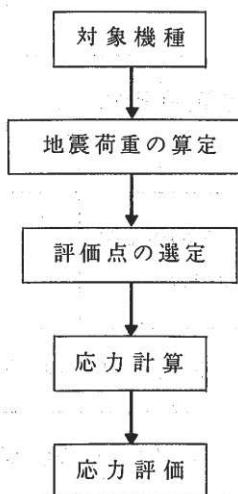


図6.6.1-1 応力・強度解析の基本的な流れ

ここで応力評価については、大別すると次の二つの方法がある。

応力強さによる評価：第1種容器、配管、第2種容器に適用し、詳細な応力解析を行って評価する。

最大応力による評価：一般機器、支持構造物に適用し、比較的簡便に応力計算を行って評価する。

また、応力計算においても、対象機種の重要度、形状の複雑さ等に応じ、精密な手法から比較的簡便な手法まである。すなわち、有限要素法、シェル構造解析、ばりによる

解析、骨組構造解析等、大型計算機を利用した計算から、単純な形状のものでは材料力学の基本的な式による計算から求める場合もある。

また、容器類の局部応力を求める場合は、Bijlaard の方法あるいは有限要素法が用いられる。

応力評価以外の強度評価法としては、荷重による評価があり、これは、あらかじめ計算により標準荷重あるいは限界荷重を求めておく場合、試験により許容荷重を確認しておく場合などがある。

4. 原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 ・補-1984

メカニカルスナッパに対する要求事項として、原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 ・補-1984の「その他の支持構造物」に関する規定を以下に記載する。

- ① J E A G 4 6 0 1 ・補-1984「2.9.1 その他の支持構造物の許容応力の解説」によると、メカニカルスナッパ本体は「その他の支持構造物」に該当する。
- ② J E A G 4 6 0 1 ・補-1984「2.9.1 その他の支持構造物の許容応力」によると、その他支持構造物の許容応力については「2.8.1 第1種支持構造物」の規定の(2)の規定を準用し、使用材料に応じて許容応力が規定されている。

以上より、メカニカルスナッパは J E A G 4 6 0 1 の「その他の支持構造物」に該当し、構造部材に対する強度評価のみが求められている。

**その他の支持構造物の許容応力の解説**

- (1) 本項では「その他の支持構造物」の許容応力と「その他の支持構造物」に含まれるものうち「電気計装設備」「換気空調設備」については具体例を示した。
- (2) 「その他の支持構造物」とは本指針の直接支持構造物の範囲であって告示で規定される支持構造物の範囲外を意味している。

例えば、次のものがある。

- a . 耐震用サポート, 耐震用スナッパー
- b . 使用済燃料ラック, 配管, ケーブルトレイ及び電線  
管の支持架構
- c . 電気盤の主体構造等骨組構造物
- d . 空調ユニット, フィルタユニット等の骨組構造物

- (3) 「その他の支持構造物」と告示で規定される支持構造

物との取り合いは、耐圧部から「その他の支持構造物」の鉄骨部表面を境とし溶接部及びボルトまでを、告示の適用範囲とする。(図 2-13 参照)

図 2-12

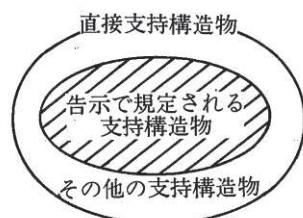
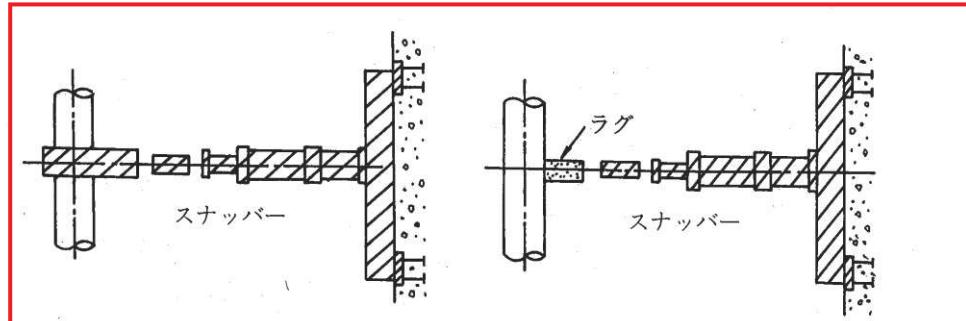
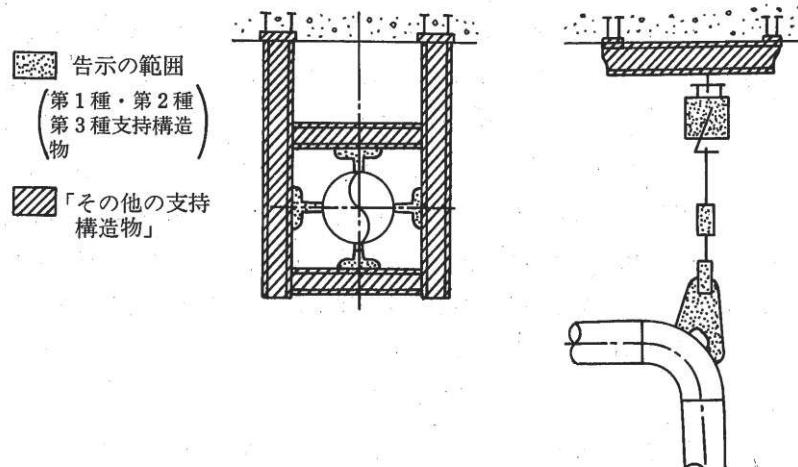


図 2-13



## 2.9 その他の支持構造物、電気計装設備、換気空調設備、埋込金物の許容応力

### 2.9.1 その他の支持構造物の許容応力

使用済燃料ラック、ケーブルトレイ、電線コンジット、配管の支持架構等その他の支持構造物の地震時許容応力については 2.8.1 の(2)、(3)及び(4)の規定を準用し、この場合の F 値は次に定める値とする。

「告示別表第 9 に定める値又は告示別表第 10 に定める値の 0.7 倍の値のいずれか小さい方の値。ただし、使用温度が 40 度を超えるオーステナイト系ステンレス鋼及び高ニッケル合金にあっては、告示別表第 9 に定める値の 1.35 倍の値、告示別表第 10 に定める値の 0.7 倍の値又は室温における告示別表第 9 に定める値のいずれか小さい方の値。」

なお、その他の支持構造物であって、告示に規定される機器（第 1 種、第 2 種及び第 3 種）の耐圧部に直接溶接される部分については、2.8 の規定による。また使用済燃料ラックの地震時の許容応力については、2.8.1 の(2)の規定を準用する。

## 2.8 支持構造物の許容応力

### 2.8.1 第1種支持構造物の許容応力

#### (1) 容器に溶接により取付けられる支持構造物

容器に溶接により取付けられる支持構造物であって、その損壊が耐圧部の損壊を生じさせるおそれのあるものについては容器の耐圧部と同じ許容応力とする。

#### (2) 上記以外の支持構造物 (ボルト等を除く)

応力分類 許容応力状態	1次応力					1次+2次応力				
	引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	引張	せん断	曲げ	支圧	座屈
設計条件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
I <sub>A</sub>	$f_t$	$f_s$	$f_c$	$f_b$	$f_p$	$3f_t$	$3f_s^{(1)}$	$3f_b$	$1.5f_p^{(3)}$	$1.5f_s$ 又は $1.5f_c^{(3)}$
II <sub>A</sub>	$f_t$	$f_s$	$f_c$	$f_b$	$f_p$	$3f_t$	$3f_s^{(1)}$	$3f_b$	$1.5f_p^{(3)}$	$1.5f_s$ 又は $1.5f_c^{(3)}$
III <sub>A</sub>	$1.5f_t$	$1.5f_s$	$1.5f_c$	$1.5f_b$	$1.5f_p$	—	—	—	—	—
IV <sub>A</sub>	$1.5f_t^*$	$1.5f_s^*$	$1.5f_c^*$	$1.5f_b^*$	$1.5f_p^*$	—	—	—	—	—
III <sub>AS</sub>	$1.5f_t$	$1.5f_s$	$1.5f_c$	$1.5f_b$	$1.5f_p$	$3f_t$	$3f_s^{(1)}$	$3f_b^{(2)}$	$1.5f_p^{(4)}$	$1.5f_b^{(2)(4)}$
IV <sub>AS</sub>	$1.5f_t^*$	$1.5f_s^*$	$1.5f_c^*$	$1.5f_b^*$	$1.5f_p^*$	$(S_1$ 又は $S_2$ 地震動のみによる応力振幅について評価する)				
									$1.5f_p^{(4)}$	$1.5f_s$ 又は $1.5f_c$

- 注:(1) すみ肉溶接部にあっては最大応力に対して $1.5f_s$ とする。  
 (2) 告示第88条第3項第一号イ(ニ)により求めた $f_b$ とすること。  
 (3) 応力の最大圧縮値について評価する。  
 (4) 自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合せて得られる応力の圧縮最大値について評価を行うこと。  
 (5) 鋼構造設計規準（日本建築学会（1970年度制定））等の幅厚比の制限を満足すること。  
 (6) 上記応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行うこと。  
 (7) 耐圧部に溶接等により直接取付けられる支持構造物であって耐圧部と一体の応力解析を行うものについては耐圧部と同じ許容応力とする。

## メカニカルスナッバの詳細評価方法

## 1. 記号の定義

メカニカルスナッバの強度計算式に使用する記号は、下記のとおりとする。

## (1) SMS 型

記 号	定 義	単 位
A	ダイレクトアタッチブラケット溶接部寸法	mm
$A_c$	圧縮応力計算に用いる断面積	$\text{mm}^2$
$A_p$	支圧応力計算に用いる断面積	$\text{mm}^2$
$A_s$	せん断応力計算に用いる断面積	$\text{mm}^2$
$A_t$	引張応力計算に用いる断面積	$\text{mm}^2$
B	イヤせん断断面寸法 ブラケット穴部せん断断面寸法	mm
C	イヤ引張断面寸法 ブラケット引張断面寸法 ユニバーサルブラケット引張断面寸法	mm
$C_1$	ユニバーサルボックス引張断面寸法	mm
$C_2$	ユニバーサルボックス引張断面寸法	mm
$C_3$	ユニバーサルボックス引張断面寸法	mm
$C_4$	ユニバーサルボックスせん断断面寸法	mm
D	イヤ穴径 ブラケット穴径 コネクティングチューブ外径	mm
$D_1$	ジャンクションコラムアダプタ外径 ロードコラム外径 ベアリング押えの支圧強度面内径	mm
$D_2$	ジャンクションコラムアダプタ内径 ロードコラム内径 ベアリング押えの支圧強度面外径	mm
$D_3$	ケースの引張強度面内径	mm
$D_4$	ケースの引張強度面外径	mm
d	ピン径	mm
$d_1$	ユニバーサルボックス穴径	mm
$d_2$	ユニバーサルボックス穴径	mm

記号	定義	単位
E	縦弾性係数	MPa
e <sub>1</sub>	ユニバーサルボックスせん断面寸法	mm
e <sub>2</sub>	ユニバーサルボックスせん断面寸法	mm
F	材料の許容応力を決定する場合の基準値	MPa
F <sub>b</sub>	曲げ応力	MPa
F <sub>c</sub>	圧縮応力	MPa
F <sub>p</sub>	支圧応力	MPa
F <sub>s</sub>	せん断応力	MPa
F <sub>t</sub>	引張応力	MPa
f <sub>c</sub>	許容圧縮応力	MPa
H	ペアリングナット高さ	mm
h	すみ肉溶接部脚長	mm
I	断面二次モーメント	mm <sup>4</sup>
i	断面二次半径	mm
k	ねじ部せん断係数	—
L	ペアリングナット高さ	mm
	コネクティングチューブ圧縮長さ	
	ボールネジのキー溝部弧長	
ℓ <sub>k</sub>	座屈長さ	mm
M	六角ボルトの呼び径	mm
	ペアリングナット穴径	
n	六角ボルトの本数	本
P	発生荷重	N
T	ねじ部穴径	mm
t	コネクティングチューブ板厚	mm
	イヤ板厚	
	ケースのせん断強度面板厚	
	ペアリング押え板厚	
	ユニバーサルブラケット板厚	

記号	定義	単位
$t_1$	ユニバーサルボックス板厚	mm
	コネクティングチューブ板厚	
$t_2$	ユニバーサルボックス板厚	mm
	コネクティングチューブ板厚	
$T_e$	コネクティングチューブ溶接部寸法	mm
$\beta_{10}$	ベアリング押え曲げ応力係数（「機械工学便覧 A 4 材料力学」による）	—
$\Lambda$	限界細長比	—
$\lambda$	有効細長比	—
$A_1, A_2, A_3,$ $a, b,$ $c, d,$ $h, \alpha$	ボールネジ引張断面寸法	mm
$a, b, c,$ $d, e, f,$ $g, h, i,$ $j, k, m,$ $I_1, I_2,$ $I_3, I_4,$ $I_5, I_6,$ $L_1, L_2,$ $L_3, L_4,$ $L_5, L_6,$	座屈計算に用いる寸法	mm

## (2) NMB 型

記号	定義	単位
A	応力計算に用いる断面積	mm <sup>2</sup>
A w	応力計算に用いる溶接部断面積	mm <sup>2</sup>
a	イヤ加工部径	mm
b	イヤ加工部深さ	mm
B B P I N	連結部板厚	mm
D	ピン径	mm
D 0	パイプ外径	mm
	シリンドラ外径	
D O B B	おねじ谷径	mm
D O B S	ペアリングシート引張部外径又は有効径	mm
D O C A	ケース外径	mm
D O C L	カラー外径	mm
D O E P	おねじの谷径	mm
D O E X K	パイプ外径	mm
D O L C	ロードシリンドラ外径	mm
D O S L	スリーブ支持板外径	mm
D O T B	ターンバッкл外径	mm
D 1	パイプ内径	mm
	シリンドラ内径	
D 1 B B	軸受外径	mm
D 1 B S	ペアリングシート引張部内径	mm
D 1 C A	ケースねじ部の谷径	mm
D 1 E P	ボールネジ逃がし穴内径	mm
D 1 E X K	延長パイプ外径	mm
D 1 L C	ねじ逃げ溝部内径	mm
D 1 S B	ボルト呼び径	mm
D 1 T B	ねじ逃げ溝内径	mm
D 2 C A	ケース外径	mm
D 2 E X K	差し込み代確認用穴径	mm
D 3 C A	ケース内径	mm
D B	軸受寸法	mm

記号	定義	単位
D B A L	ねじ谷径	mm
D B B B	軸受外径	mm
D B C L	ベアリング内径	mm
D B S L	スリーブ外径	mm
D E P B	パイプ外径	mm
D H	球面軸受外径	mm
	ピン穴径	
D H B B	穴部直径	mm
D H B S	ベアリングシート開口部径	mm
D H C L	穴部内径	mm
D H E P	球面軸受用穴径	mm
D H E X B	球面軸受外径	mm
D H T B	ターンバックル内径	mm
D M C L	ボールネジ外径	mm
D M T B	おねじ部谷径	mm
D P I N	ピン径	mm
E	縦弾性係数	MPa
F	材料の許容応力を決定する場合の基準値	MPa
F B	曲げ応力	MPa
F B X		
F B Y		
F C	圧縮応力	MPa
F P	支圧応力	MPa
F R	組合せ応力	MPa
F T	引張応力	MPa
F T 1		
F T 2		
F V	せん断応力	MPa
F W	溶接部せん断応力	MPa
f c	許容圧縮応力	MPa
h E	イーヤ溶接部溶け込み長さ	mm

記号	定義	単位
I	断面二次モーメント	mm <sup>4</sup>
i	断面二次半径	mm
L	全長	mm
$\ell_k$	座屈長さ	mm
M	曲げモーメント	N・mm
N	セットボルトの本数	本
P	発生荷重	N
R E	球面軸受中心から端部までの距離	mm
R E P	球面軸受穴中心から端部までの距離	mm
R E X B	軸受中心から端部までの距離	mm
S E	イヤ幅	mm
S E P	エンドプラグ幅	mm
S E X B	イヤ幅	mm
S F	ボルト穴の中心同士の距離	mm
T 1 B B	荷重伝達部肉厚	mm
T 1 B S	ペアリングシート穴部の板厚	mm
T 1 C L	カラー板厚	mm
T 1 S L	スリープ支持板厚	mm
T 2 B S	ペアリングシート下部の板厚	mm
T B	球面軸受部の幅	mm
T B E P	球面軸受の外輪幅	mm
T B E X B	球面軸受の外輪幅	mm
T E	イヤ板厚	mm
T E P	エンドプラグ板厚	mm
T E X B	イヤ板厚	mm
T F	フランジ部板厚	mm

記号	定義	単位
W O C A		
W 1 C A		
W E	溶接脚長	mm
W E P B		
W E X K		
Z	断面係数	mm <sup>3</sup>
Λ	限界細長比	—
λ	有効細長比	—

## 2. 評価方法

詳細評価は、各強度評価部位の最弱部に発生する各応力を次の計算式により算出し、許容応力以下であることを確認する。

なお、適用型式を明記している評価項目以外は評価部位及び評価式について、型式ごとの違いはない。

### 2.1 SMS 型

#### ① ダイレクトアタッチブラケット

##### i 引張応力評価

引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

##### ii せん断応力評価

せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。

##### iii 支圧応力評価

支圧応力が、許容支圧応力以下であることを確認する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

iv 溶接部せん断応力評価（適用：SMS-01～25）

溶接部のせん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。

A large rectangular black-outlined box used to redact the content of section iv.

v 溶接部せん断応力評価（適用：SMS-40～60）

溶接部のせん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。

A large rectangular black-outlined box used to redact the content of section v.

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

② ジャンクションコラムアダプタ

i 六角ボルト引張応力評価

六角ボルトの引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

ii 溶接部せん断応力評価(適用 : SMS-01~1)

溶接部せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。

iii 溶接部引張応力評価(適用 : SMS-3~60)

溶接部引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

iv コラム部引張応力評価

コラム部引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

③ ロードコラム

i 引張応力評価

引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

ii ねじ部せん断応力評価（部品全体の評価）

ねじ部のせん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。

iii ねじ部せん断応力評価（ねじ山のせん断の評価）

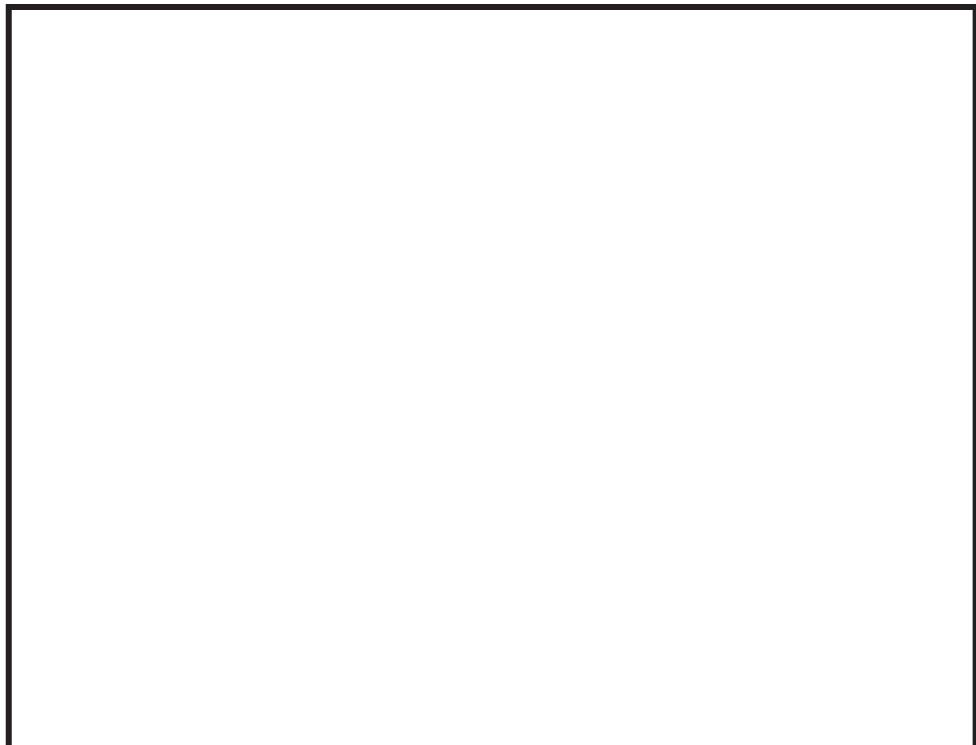
ねじ部のせん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

⑤ ピン

i せん断応力評価

せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。

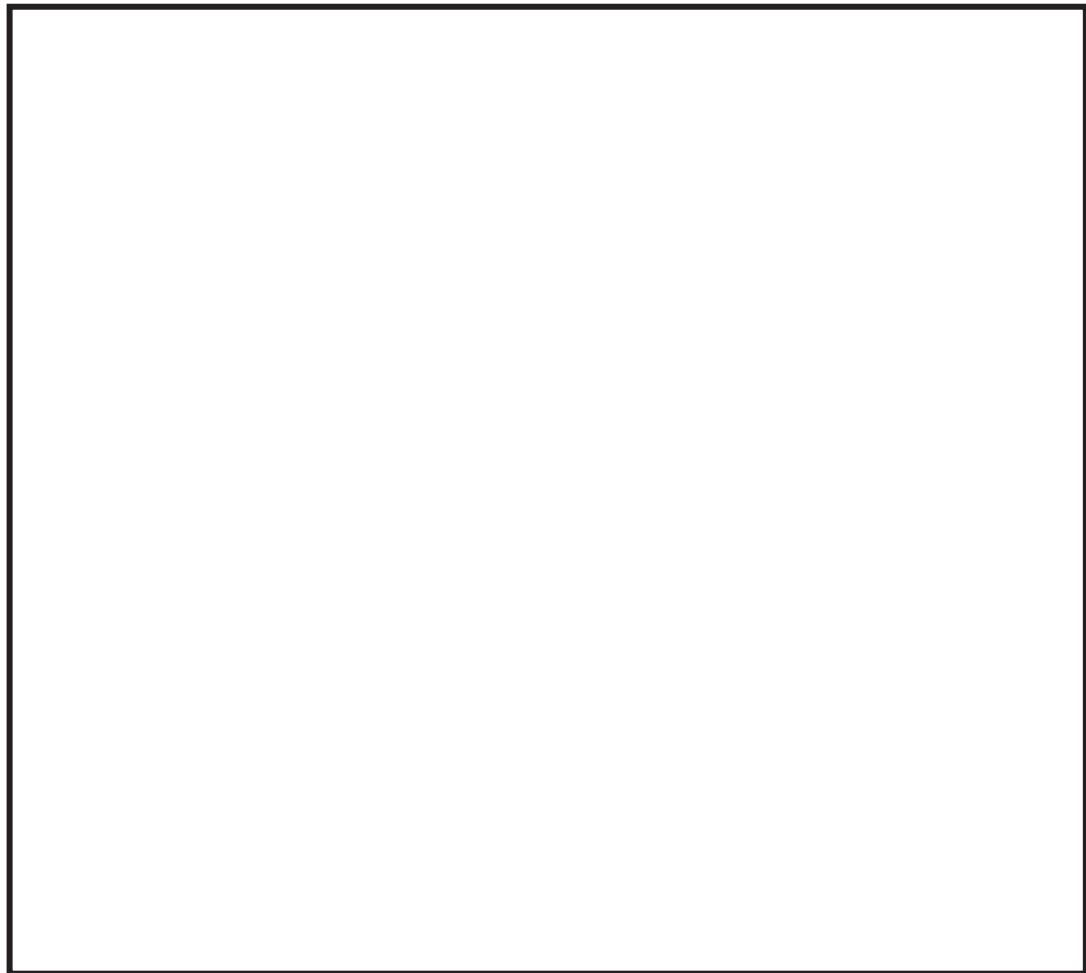


枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

⑥ コネクティングチューブ（延長棒付きの A タイプのみ）

i 圧縮応力評価

圧縮応力が、許容圧縮応力以下であることを確認する。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

- ii チューブ引張応力評価（適用：SMS-01～25）  
チューブ引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

- iii 溶接部せん断応力評価(適用：SMS-01～1)  
溶接部せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。

- iv 溶接部引張応力評価(適用：SMS-3～25)  
溶接部引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

- v チューブ引張応力評価（適用：SMS-40～60）  
チューブ引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

vi 溶接部せん断応力評価（適用：SMS-40～60）

溶接部引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。



vii 現地溶接部せん断応力評価（適用：SMS-01～3）

現地溶接部せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。



viii 現地溶接部せん断応力評価（適用：SMS-6～25）

現地溶接部せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

ix 現地溶接部せん断応力評価（適用：SMS-40～60）

現地溶接部せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

⑦-1 ベアリングケース

i 引張応力評価

引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

ii せん断応力評価

せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。

iii 支圧応力評価

支圧応力が、許容支圧応力以下であることを確認する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

⑦-2 ベアリング押え

i せん断応力評価

せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。

ii 支圧応力評価

支圧応力が、許容支圧応力以下であることを確認する。

iii 曲げ応力評価

曲げ応力が、許容曲げ応力以下であることを確認する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

⑦-3 六角ボルト(ペアリング押え用)

i 引張応力評価

引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

⑧ イーヤ

i 引張応力評価

引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

ii せん断応力評価

せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。

iii 支圧応力評価

支圧応力が、許容支圧応力以下であることを確認する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

iv ねじ部引張応力

ねじ部引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。



v ねじ部せん断応力評価（部品全体の評価）

ねじ部せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。



vi ねじ部せん断応力評価（ねじ山のせん断の評価）

ねじ部のせん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

⑨ ユニバーサルボックス

i 引張応力評価（適用：SMS-01～25）

引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

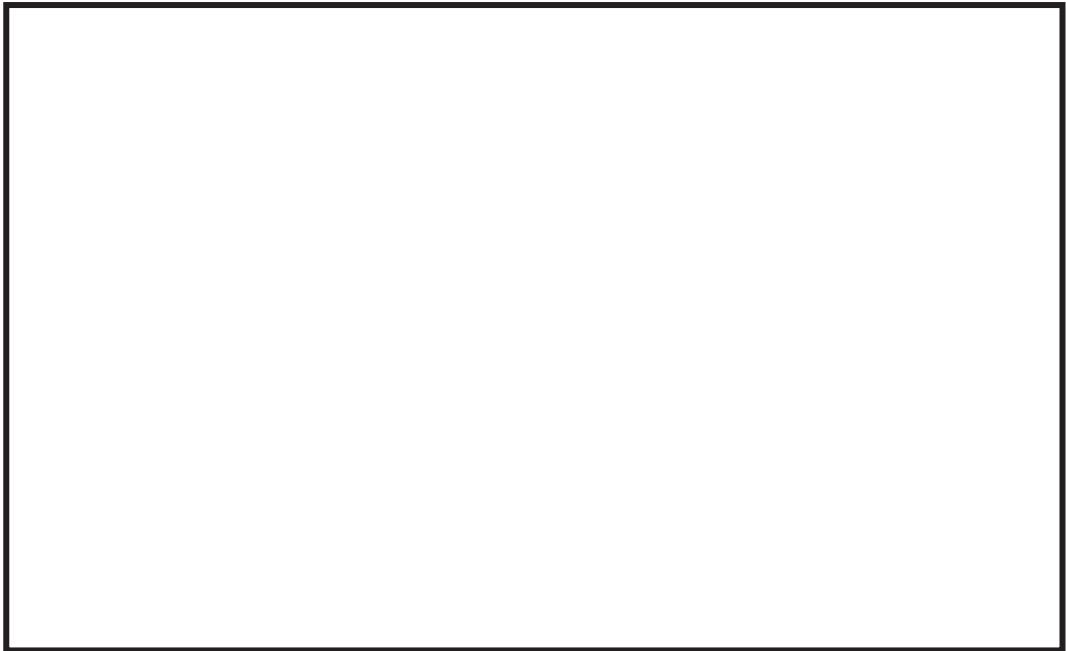
ii せん断応力評価（適用：SMS-01～25）

せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

iii 支圧応力評価（適用：SMS-01～25）

支圧応力が、許容支圧応力以下であることを確認する。



iv 引張応力評価（適用：SMS-40～60）

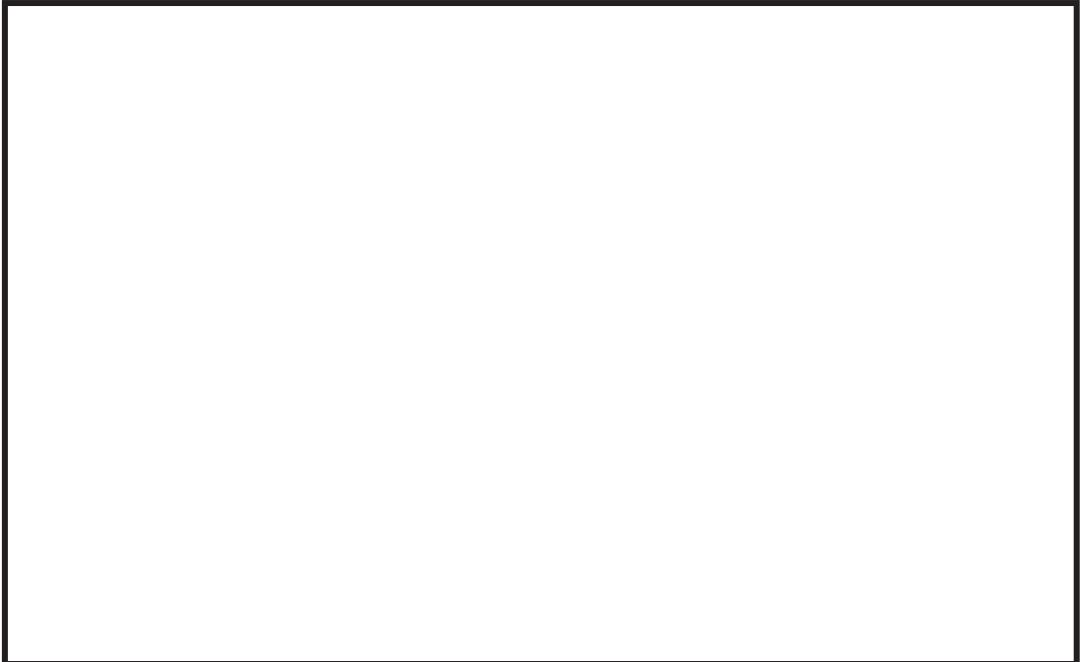
引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

v せん断応力評価（適用：SMS-40～60）

せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。



vi 支圧応力評価（適用：SMS-40～60）

支圧応力が、許容支圧応力以下であることを確認する。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

⑪ ユニバーサルブレケット

i 引張応力評価

引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

ii せん断応力評価

せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。

iii 支圧応力評価

支圧応力が、許容支圧応力以下であることを確認する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

⑫ ベアリングナット

i ねじ部せん断応力評価（部品全体の評価）

ねじ部せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。



ii ねじ部せん断応力評価（ねじ山のせん断の評価）

ねじ部のせん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

⑬ ボールネジ

i 引張応力評価

引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

⑯ 座屈評価

座屈評価は、電共研の研究成果から、計算にて算出した座屈耐力に係数を乗じた値を限界耐力として評価を行う。

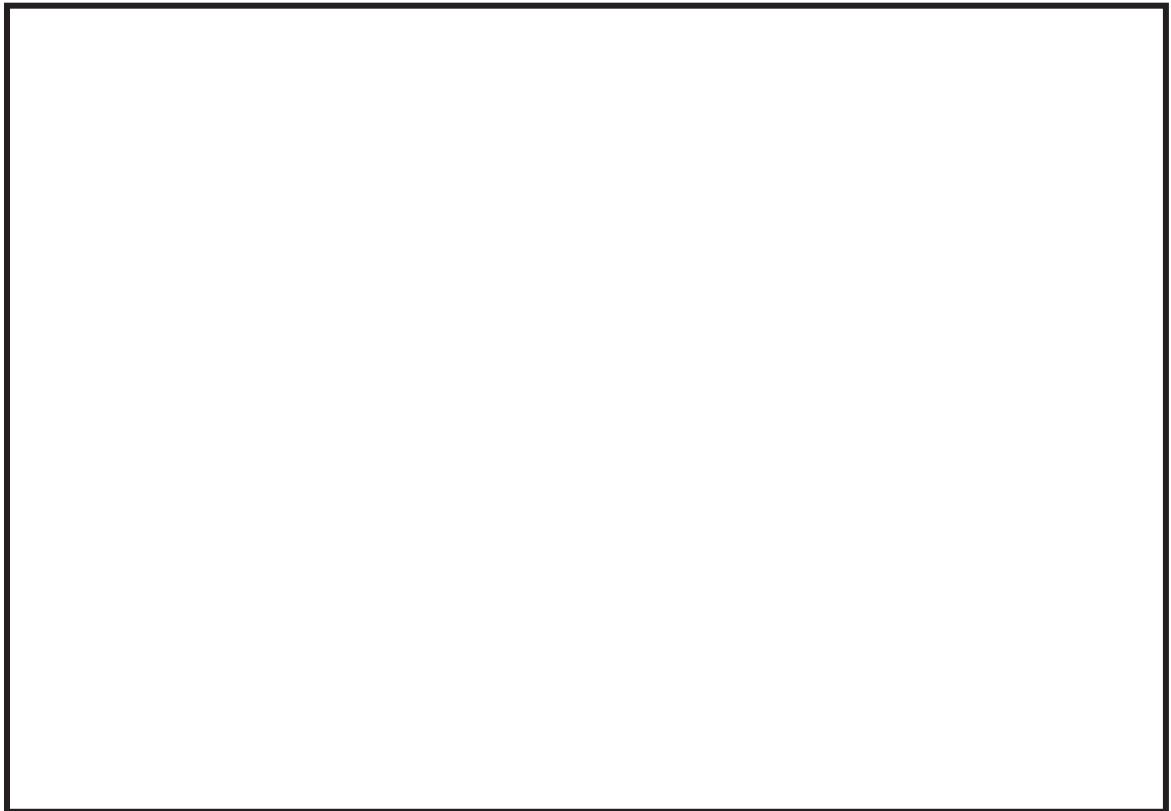
電共研試験にて SMS-03 に対して静的座屈試験を実施した結果、

□ の荷重で座屈したことから、詳細評価においては計算座屈荷重に対して  
□ を座屈限界耐力として評価を行う。

座屈試験の内容について、別紙 4 に示す。

以下、座屈評価方法を示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

## 2.2 NMB 型

### ① リアブラケット

#### i 穴部引張応力評価

穴部引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

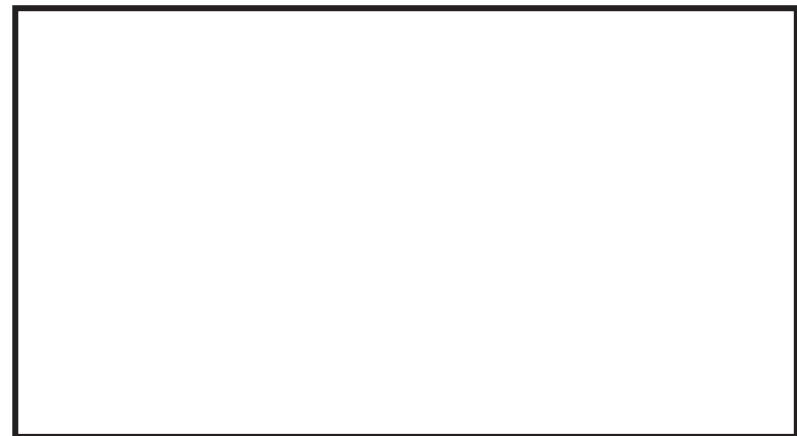
#### ii 穴部せん断応力評価

穴部せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。

#### iii 穴部支圧応力評価

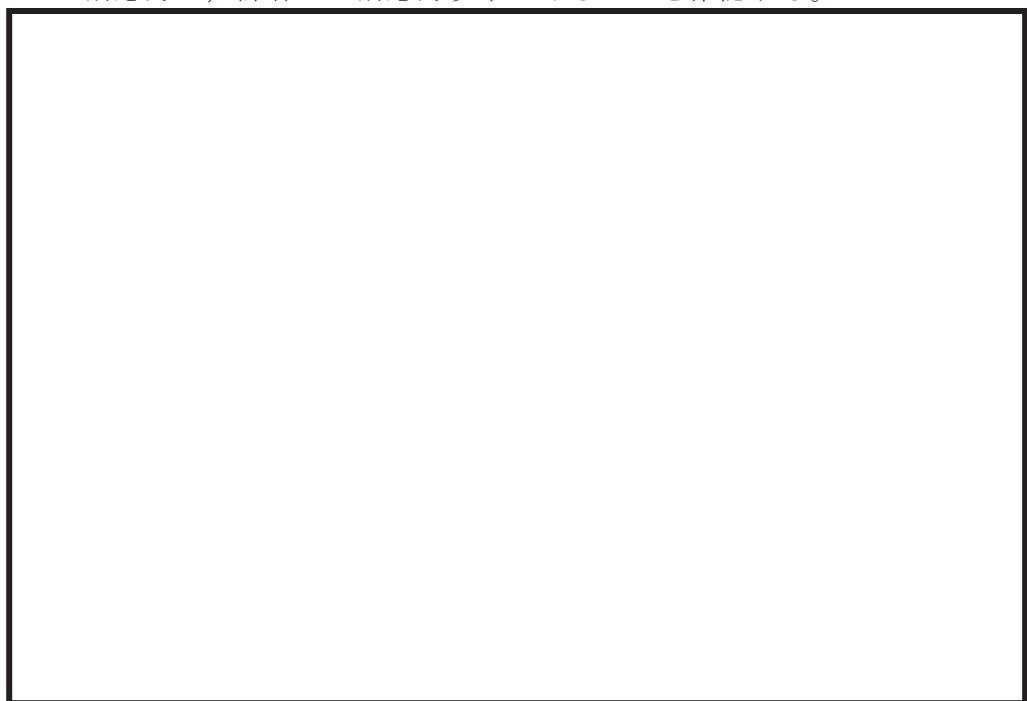
穴部支圧応力が、許容支圧応力以下であることを確認する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



iv 溶接部せん断応力評価（適用：NMB-010～250, 001～006は一体型構造のため対象外）

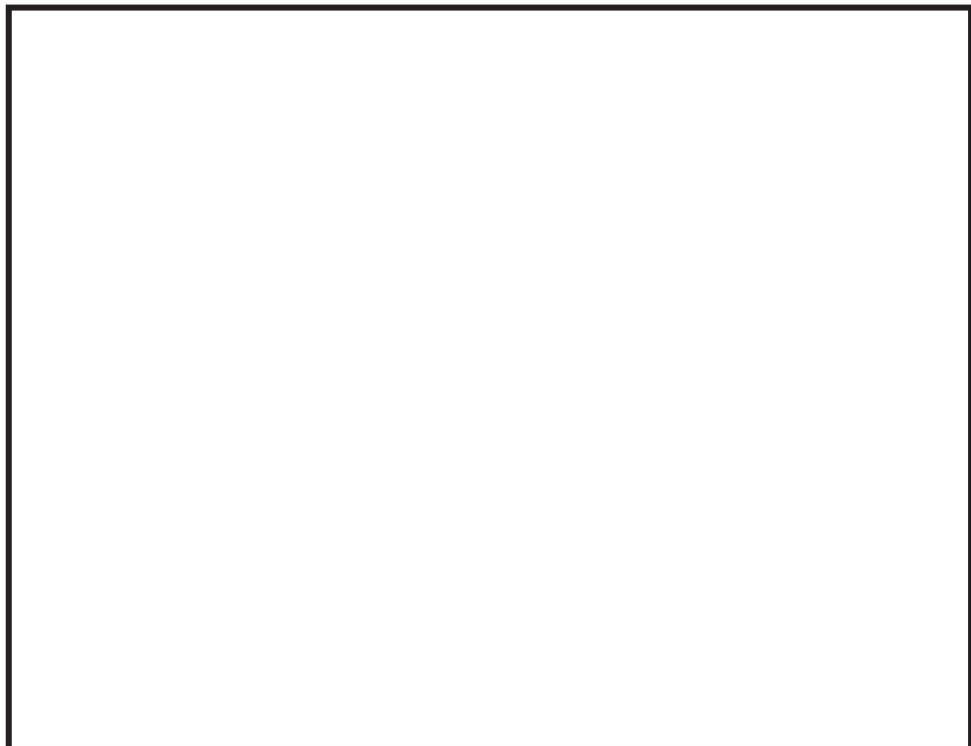
せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

v フランジ部曲げ応力評価

曲げ応力が、許容曲げ応力以下であることを確認する。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

② セットボルト

i ボルト引張応力評価

ボルト引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

③ ケース

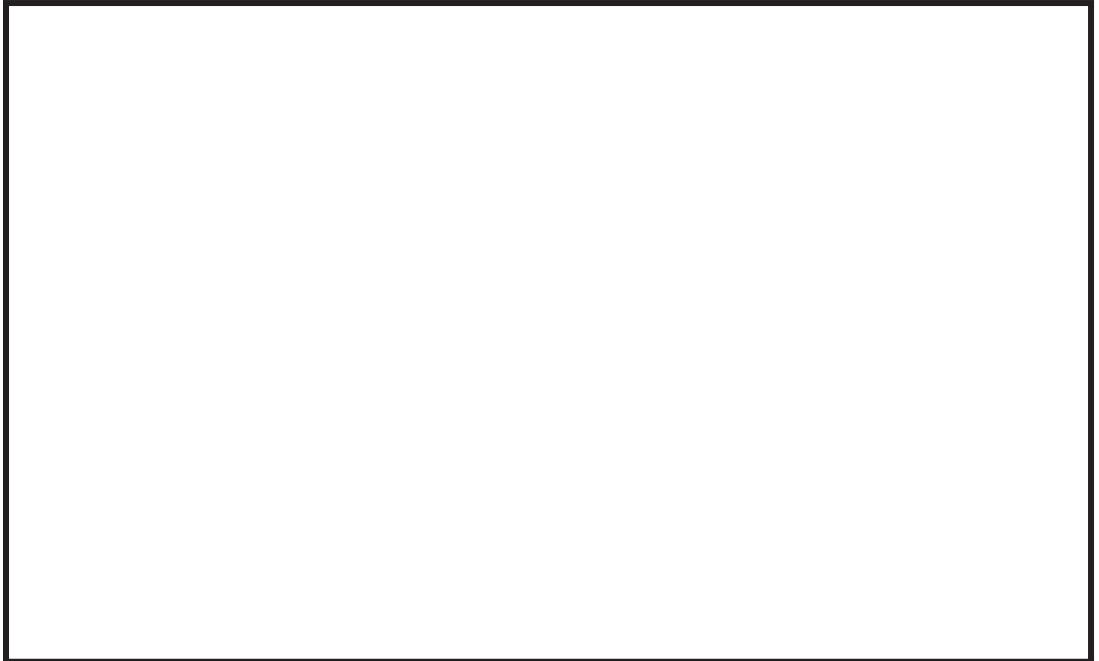
i 引張応力評価

引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。



ii 溶接部せん断応力評価

せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

④ ベアリングシート

i 穴部引張応力

穴部引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

ii 穴部せん断応力

穴部せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。

iii 穴部支圧応力

穴部支圧応力が、許容支圧応力以下であることを確認する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

⑤ ベアリングボックス

i せん断応力評価

せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。

ii 支圧応力評価

支圧応力が、許容支圧応力以下であることを確認する。

iii 引張応力評価

引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

⑥ スリープ

i せん断応力評価

せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。

ii 支圧応力評価

支圧応力が、許容支圧応力以下であることを確認する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

⑦ カラー

i せん断応力評価

せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。

ii 支圧応力評価

支圧応力が、許容支圧応力以下であることを確認する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

⑧ ロードシリンダ

i 引張応力評価

引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

ii 圧縮応力評価(適用 : NMB-001～100)

圧縮応力が、許容圧縮応力以下であることを確認する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

⑨ ターンバックル

i ロッド引張応力評価

ロッド引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

⑩ エンドプラグ

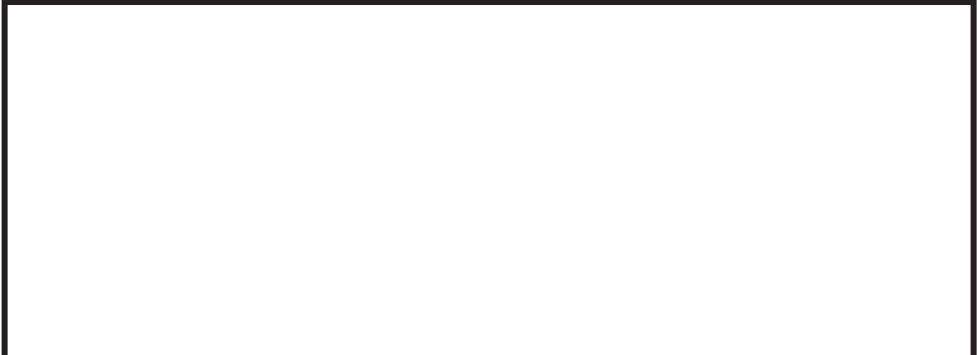
i 引張応力評価

引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。



ii せん断応力評価

せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。



iii 支圧応力

支圧応力が、許容支圧応力以下であることを確認する。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

⑪ 延長パイプキット及び溶接部

[Redacted]

i 引張応力評価

引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

[Redacted]

ii せん断応力評価

せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。

[Redacted]

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

⑫ 延長パイププラケット(イーヤ穴部)

i 引張応力評価

引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

ii せん断応力評価

せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。

iii 支圧応力評価

支圧応力が、許容支圧応力以下であることを確認する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

iv 溶接部せん断応力評価

せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。



v 引張応力評価

引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

⑬ クレビス(アイ)

i 引張応力評価

引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

ii せん断応力評価

せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。

iii 支圧応力評価

支圧応力が、許容支圧応力以下であることを確認する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

⑯ ピン

i せん断応力評価

せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。

ii 曲げ応力評価

⑰ ポールねじ

i 引張応力評価

引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

⑯ 全長座屈(ストローク 125mm 考慮)

i 圧縮応力評価

圧縮応力が、許容圧縮応力以下であることを確認する。

・許容圧縮応力

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

⑯ 全長座屈(ストローク 250mm 考慮)

i 圧縮応力評価

圧縮応力が、許容圧縮応力以下であることを確認する。

・許容圧縮応力

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

## メカニカルスナッパの電力共同研究の概要

### 1. はじめに

本資料では、今回工認で参照した既往知見である「平成 12 年度 共同研究報告書 耐震設計に関する新知見に対する機器耐震評価法の研究(Phase2)」(以下、「電共研」)の概要について説明する。

### 2. 研究の目的

原子力安全委員会は、平成 7 年の兵庫県南部地震を踏まえ耐震設計審査指針の妥当性が損なわれないことを確認したが、同時に耐震安全性に対する信頼性の向上を求めていた。また、地震学会や建築学会においても地震学の知見、耐震設計等が議論されており、特に敷地近傍の活断層による地震動の評価、直下地震の考え方等の地震学の新知見を、耐震設計関連指針に取り込むべきとの議論もあった。さらに、建築基準法の改正、動的な上下地震動の評価等の周辺状況を鑑み、耐震設計関連指針の改訂を総合的に検討する必要が生じていた。

そこで、本電共研では、「共同研究報告書 耐震設計に関する新知見に対する機器耐震評価法の研究(Phase1)」(以下、「Phase1 研究」という)の研究成果を踏まえ、耐震設計関連の法規、指針類との整合性の検討を行うとともに、耐震設計評価手法の総合的検討を行っている。

具体的な実施内容は以下のとおりである。

#### 耐震設計評価手法の総合的検討

##### a. 架構類の耐震評価法の検討

配管系の耐震評価法のうち、特に架構類の合理的な許容応力体系を構築するとともに、バックチェック評価法としてスナッパの限界耐力を把握するために以下の検討を実施する。

###### (a) 既往研究の調査

スナッパの限界耐力及び架構類の許容応力緩和に関する既往研究を調査する。

###### (b) スナッパ限界耐力評価法の検討

スナッパの破壊試験により、スナッパの実際の限界耐力を明らかにするとともに、メーカーが従来から用いている設計手法が、スナッパの許容限界（定格荷重）を超える荷重に対して適用できるかどうかを確認し、構造強度及び機能維持の面からのスナッパ限界耐力評価法を策定する。

(c) 架構類の許容応力体系の構築

架構類の弾塑性挙動を考慮した許容応力基準案を作成し、策定のための課題を抽出する。

b. 耐震設計評価手法の総合的検討

a. 項で抽出された課題を検討するとともに、構築された新しい耐震評価手法に対して、それが有する信頼性、裕度、実設計上の変更ポイント等について評価を実施し、現行指針との比較評価を実施する。

以降では、電共研における上記の取り組みのうち、a. (b) スナッパ限界耐力評価法の検討におけるメカニカルスナッパについての検討の概要をまとめることとする。

### 3. メカニカルスナッパ限界耐力評価法の策定方針

メカニカルスナッパの異常要因分析等に基づき試験対象として選定されたメカニカルスナッパの破壊試験により、メカニカルスナッパの実際の限界耐力を明らかにするとともに、メーカーが従来から用いている設計手法が、メカニカルスナッパの許容限界（定格荷重）を超える荷重に対して適用できるかどうかを確認し、構造強度及び機能維持の面からのメカニカルスナッパ限界耐力評価法を策定する。

メカニカルスナッパ限界耐力評価法策定のための検討フローを図 4-1-1 に示す。フローの (5) メカニカルスナッパの構造・強度の観点からの裕度推定にあたっては、J E A G 4 6 0 1 に基づく許容応力体系を用いており、機能維持の観点からの裕度推定にあたっては、部品メーカーの許容値の考え方を参考値として用いている。

また、フローの (8) 予想耐力と試験結果（耐力確認荷重）の比較及び (9) ~ (10) 限界耐力評価法の見直しに関して、概念図を図 4-1-2 に示す。図のとおり、部位ごとの予想耐力が耐力確認荷重よりも小さい場合は予想耐力を上方修正するよう限界耐力評価法を見直し、部位ごとの予想耐力が耐力確認荷重よりも大きい場合は予想耐力を下方修正するよう限界耐力評価法を見直す。

以降で用いる予想耐力、限界耐力、耐力確認荷重は、それぞれ以下のように定義する。

予想耐力：J E A G 4 6 0 1 により定まる許容応力と各部材の構造に基づいて選定した応力算出式を用いて試験前に机上計算により算出した各部位の耐力値、あるいはそれらの予想耐力のうちメカニカルスナッパ全体での最小値

限界耐力：試験結果を踏まえて補正した机上計算による各部位の耐力値、あるいはそれらの限界耐力のうちメカニカルスナッパ全体での最小値

耐力確認荷重：試験においてメカニカルスナッパの破損が確認される前の試験条件（機能維持されている状態）における最大荷重

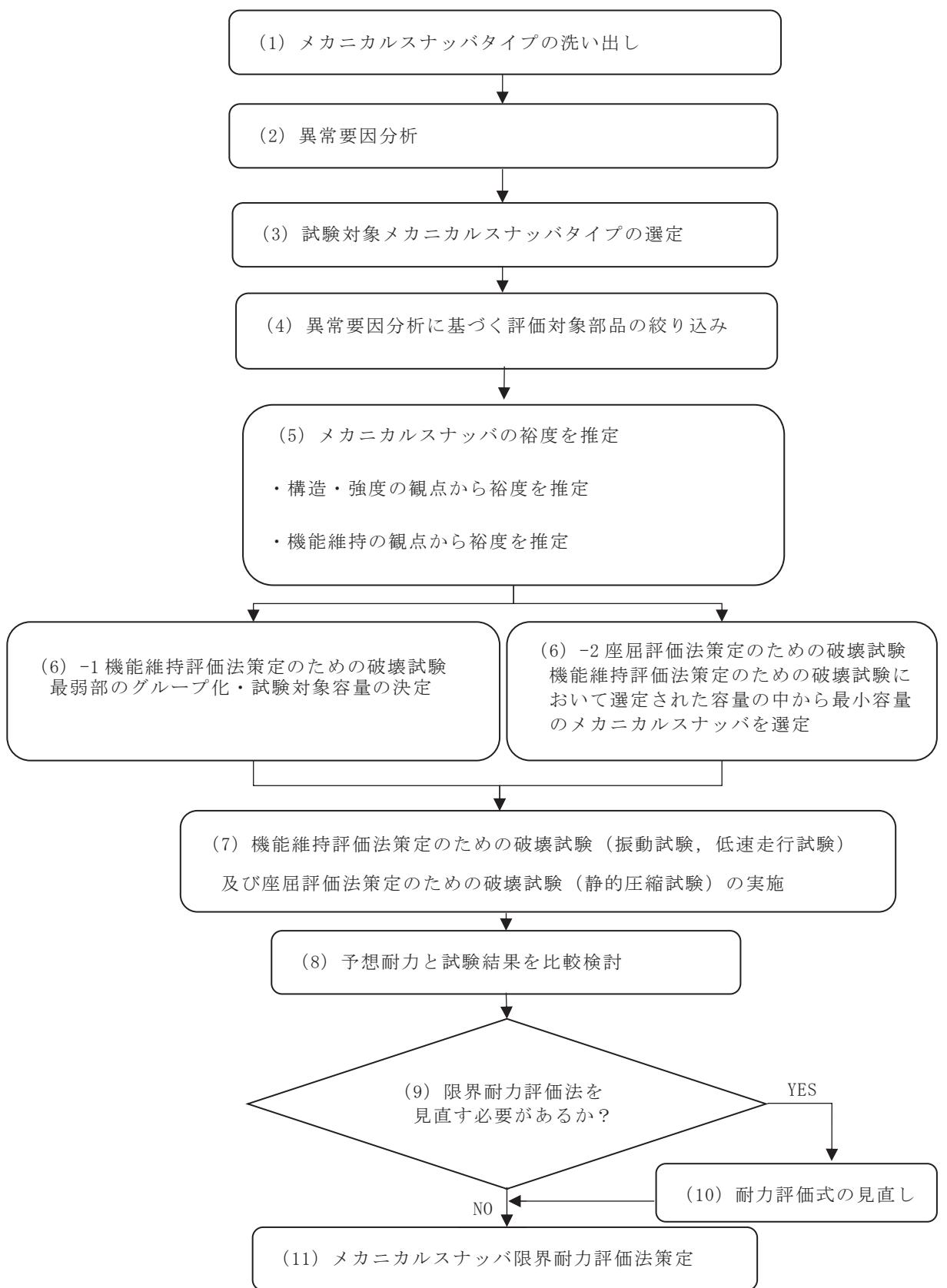


図 4-1-1 メカニカルスナッパ限界耐力評価法策定フロー

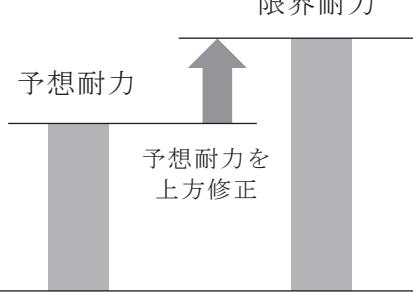
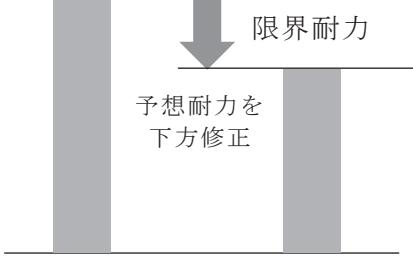
	机上計算による耐力	試験で確認した最大荷重
予想耐力が最大荷重よりも小さい場合		最大荷重
予想耐力が最大荷重よりも大きい場合*		最大荷重

図 4-1-2 限界耐力評価法の見直し方針の概要図

注記\*：予想耐力が試験で確認した耐力確認荷重よりも大きい場合は、当該部位が最小裕度部位でないか、予想耐力の算出に用いた応力算出式又は評価項目が試験結果にあっていないと考えられるが、実際の試験において予想耐力を下回って破損・機能喪失した部位があり、それらの部位については後者であると判断できることから、応力評価式又は評価項目を見直すことにより適切な限界耐力算出式を策定する。この際、JEAG 4601により定まる許容応力の考え方には基本的に変更はない。なお予想耐力が最大荷重を上回った場合に評価式又は評価項目を見直した内容を「4.5.1 予想耐力との比較等による破壊試験結果の考察」の中の「(2) 予想耐力荷重より下回って破損または機能喪失した部位」に示している。

#### 4. メカニカルスナッパ破壊試験

##### 4.1 破壊試験対象のメカニカルスナッパの選定（図 4-1-1 フロー（1）～（6））

電共研当時、日本における PWR, BWR のプラントにおけるメカニカルスナッパ使用状況が調査され、SMS 型 [ ] 及び NMB 型 [ ] のタイプが洗い出された。それらの構造図を図 4-2 及び図 4-3 に示す。以降、これらを対象に試験対象の選定について説明する。



図 4-2 SMS 型メカニカルスナッパ構造図



図 4-3 NMB 型メカニカルスナッパ構造図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

#### 4.1.1 異常要因分析を踏まえた破壊試験における評価対象選定の基本的な考え方

メカニカルスナッパの破壊試験における評価項目を明らかにするために異常要因分析を実施した。

その結果、SMS型、NMB型とともに図4-4の異常要因モードで概ね代表できること、及び異常要因モードとして以下の2つがあるため、破壊試験における評価項目として、構造部材の強度評価および機能部品の機能評価が必要であることが確認された。

- ・地震時の機能要求に対し、配管系応答過大に伴う構造部材および機能部品の損傷によるメカニカルスナッパ支持機能喪失
- ・地震後の作動と性能確保要求に対し、低速走行抵抗力増大に伴う構造部材および機能部品の損傷によるメカニカルスナッパ機能喪失

また、構造部材および機能部品の損傷として、構造部材の変形やボルトねじ機能喪失等に加えてメカニカルスナッパの座屈が考えられることから、メカニカルスナッパの地震時および地震後の機能を確認するための「機能維持評価法策定のための破壊試験」に加えて「座屈評価法策定のための破壊試験」を行うこととした。

両タイプについて、異常要因分析を踏まえて破壊試験における評価対象となる部位（構造部材と機能部品からなる評価対象部品）の一覧を表4-1及び表4-2に示す。両タイプを対比した結果、構造部材と機能部品の構成部品は概ね同様であることから、一方のタイプについて限界耐力評価法を策定すれば、他のタイプへ展開可能であることを確認した。そのことから、SMS型の破壊試験結果に基づき限界耐力評価法を策定し、NMB型への適用性を確認することとした。なお、電共研ではNMB型の破壊試験も実施している。

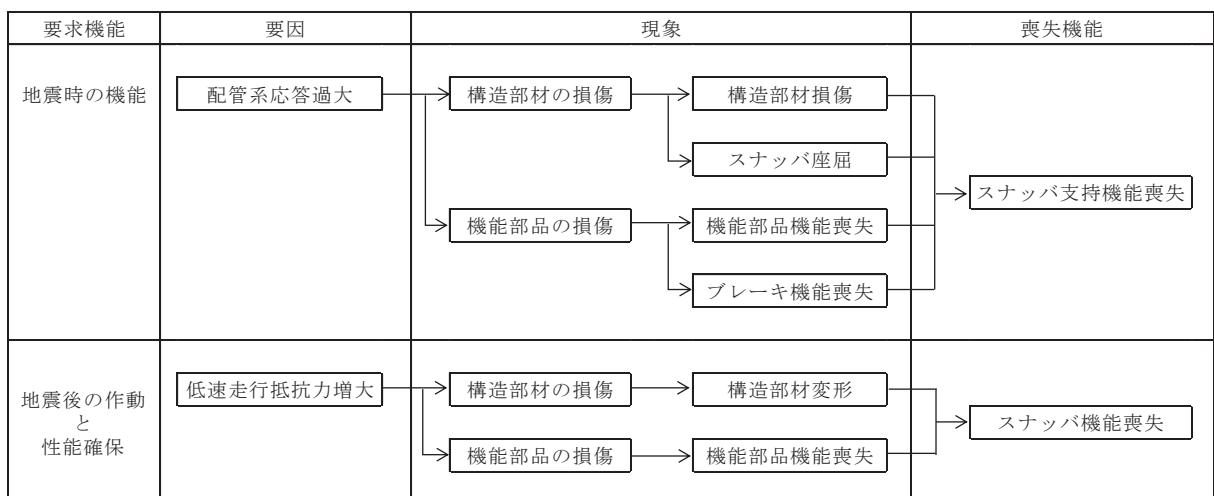


図4-4 メカニカルスナッパ異常要因モード

表 4-1 SMS 型メカニカルスナッパの構造部材と機能部品

部品名	構造部材	機能部品
①ダイレクトアタッチブラケット	○	-
②ジャンクションコラムアダプタ	○	-
③ロードコラム	○	-
⑤ピン	○	-
⑥コネクティングチューブ	○	-
⑦-1 ベアリングケース	○	-
⑦-2 ベアリング押え	○	-
⑦-3 六角ボルト	○	-
⑧イヤ	○	-
⑨ユニバーサルボックス	○	-
⑩ユニバーサルブラケット	○	-
⑪ベアリングナット	○	-
⑬ボールネジ	- *	○*
⑭アンギュラー玉軸受	-	○
⑮球面軸受	-	○

注記 \* : ボールネジは機能部品だが比較的単純な構造のため、

機能評価及び構造部材と同様の強度評価も実施する。

表 4-2 NMB 型メカニカルスナッパの構造部材と機能部品

部品名	構造部材	機能部品
①リアブラケット	○	-
②セットボルト	○	-
③ケース	○	-
④ベアリングシート	○	-
⑤ベアリングボックス	○	-
⑥スリーブ	○	-
⑦カラー	○	-
⑧ロードシリンド	○	-
⑨ターンバッкл	○	-
⑩エンドプラグ	○	-
⑪延長パイプキット	○	-
⑫延長パイップラケット	○	-
⑯ピン	○	-
⑯ボールねじ	- *	○*
⑰球面軸受	-	○
⑱転がり軸受	-	○

注記 \* : ボールねじは機能部品だが比較的単純な構造のため、  
機能評価及び構造部材と同様の強度評価も実施する

#### 4.1.2 機能維持評価法策定のための破壊試験対象型式の選定

SMS 型の各型式を対象に、構造部材の強度評価または機能部品の機能評価の観点から、破壊試験における評価対象となる構造部材と機能部品の予想耐力を推定した上で、座屈を除く裕度（予想耐力／定格容量）を推定した。

さらに、各型式で裕度が最小の部品を特定し、最小裕度部品が同じ型式でグループ化を行った（最弱部のグループ化）。なお、ここでは予想耐力による最小裕度部品をもとにグループ化しているため、後述する限界耐力評価法による最小裕度部品とは一部異なる。

各型式の最小裕度部品の特定結果を表 4-3 に示す。（部品ごとの耐力値一覧表は添付-1 参照）

表 4-3 SMS 型メカニカルスナッパの最小裕度部品

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

#### 4.1.3 座屈評価法策定のための破壊試験対象型式の選定

座屈評価法のための破壊試験対象型式は、試験装置の制約があるため、機能維持評価法策定のための破壊試験において選定された容量の中から最小容量の型式として以下のとおり選定した。

座屈評価法のための破壊試験は静的試験であり結果にばらつきがでにくいこと、座屈強度はメカニカルスナッパの基本構造と寸法から決まること、基本構造はどの型式も同じであることから、材料力学の考え方に基づき試験結果を他の型式に展開できるため、代表として試験体は1体とした。



### 4.2 破壊試験における試験項目（図4-1-1 フロー（7））

#### 4.2.1 機能維持評価法策定のための破壊試験

メカニカルスナッパが地震時及び地震後に維持しなければならない機能は以下の通りである。

地震時：メカニカルスナッパの動剛性が判定基準値以下にならないこと

地震後：地震後のプラント停止時の配管内部流体の温度変動による配管熱移動を拘束しないこと

上記の機能を確認するための試験項目を以下の通りとした。

地震時の機能維持確認：振動試験

地震後の機能維持確認：低速走行試験

#### 4.2.2 座屈評価法策定のための破壊試験

試験項目としては、静的圧縮試験とした。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

### 4.3 破壊試験における試験内容（図 4-1-1 フロー (7)）

#### 4.3.1 機能維持評価法策定のための破壊試験

ある荷重レベルの振動試験とその後の低速走行試験を 1 パッケージの試験として、メカニカルスナッバの機能が維持できなくなった加振荷重レベルまで加振荷重を段階的に増加させて試験を実施した。目標加振荷重レベルを表 4-4 に示す。

表 4-4 SMS 型メカニカルスナッバの目標加振荷重レベル（単位：kgf）

##### (1) 振動試験

###### (a) 試験方法

###### (b) 試験装置

試験装置の概要を図 4-4 に示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

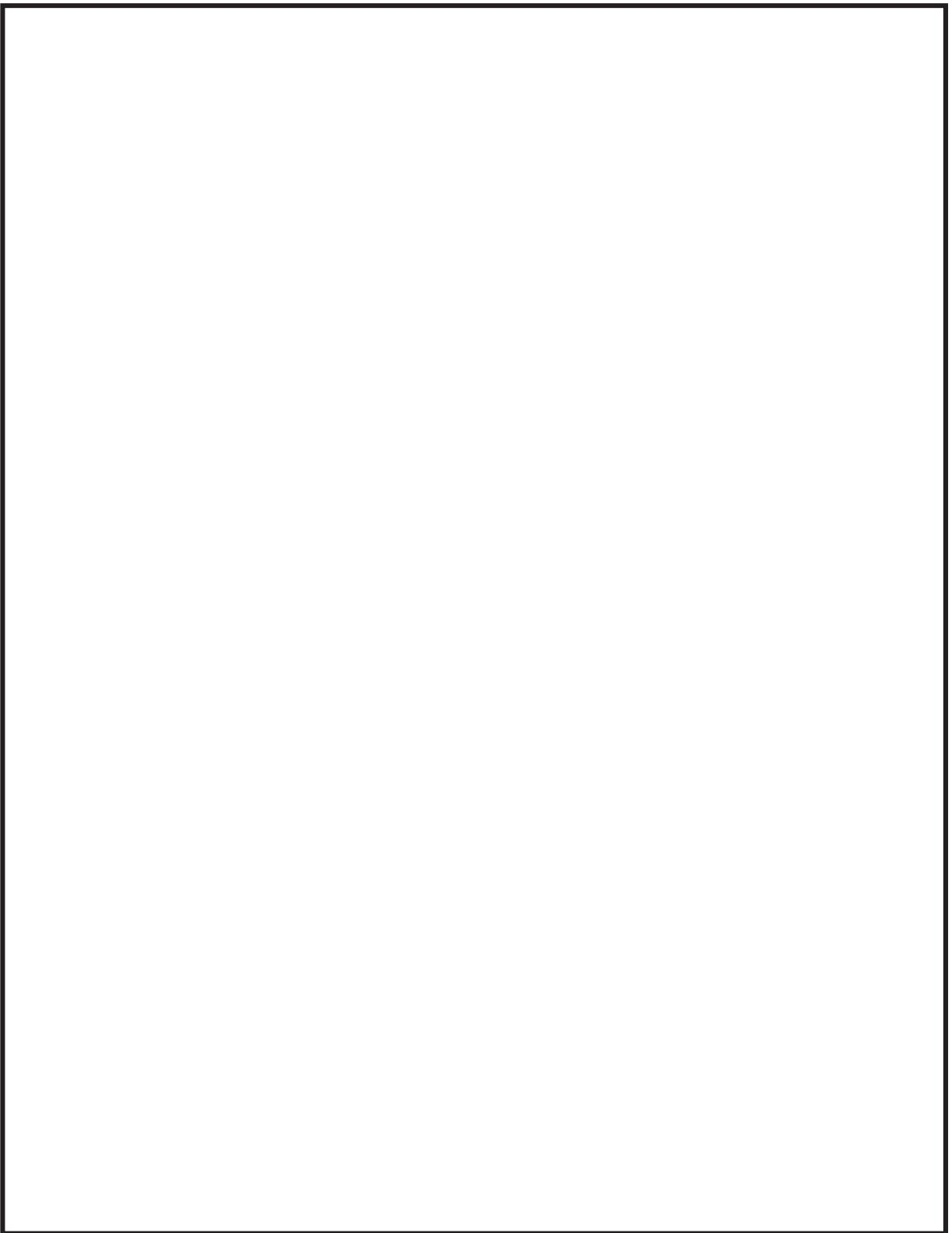
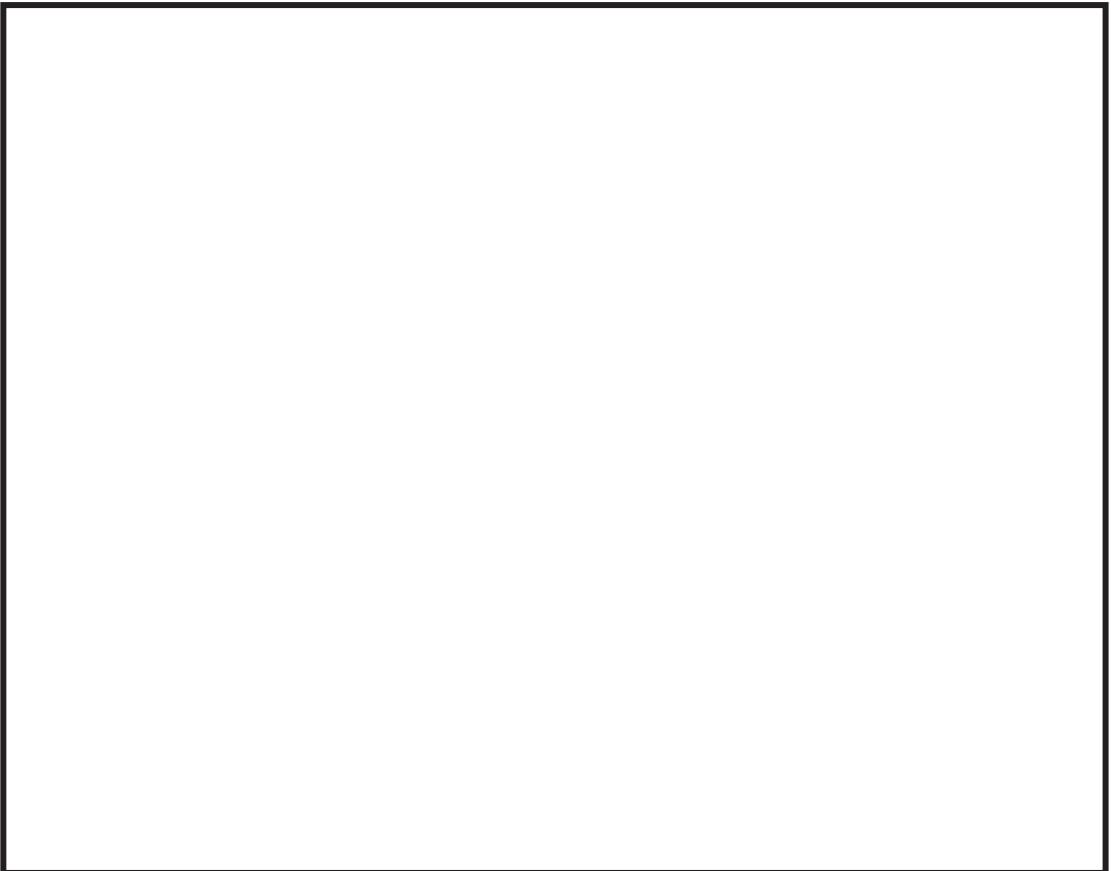


図 4-4 振動試験装置概要

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

(c) 評価項目



(参考) メカニカルスナッパの荷重・変位特性イメージ

表 4-5 振動試験中の動剛性（動ばね定数）判定基準値

周波数 [Hz]	動剛性 [N/mm]
10	100
20	200
30	300
40	400
50	500
60	600
70	700
80	800
90	900
100	1000

(2) 低速走行試験

(a) 試験方法



(b) 試験装置

試験装置の概要を図 4-5 に示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

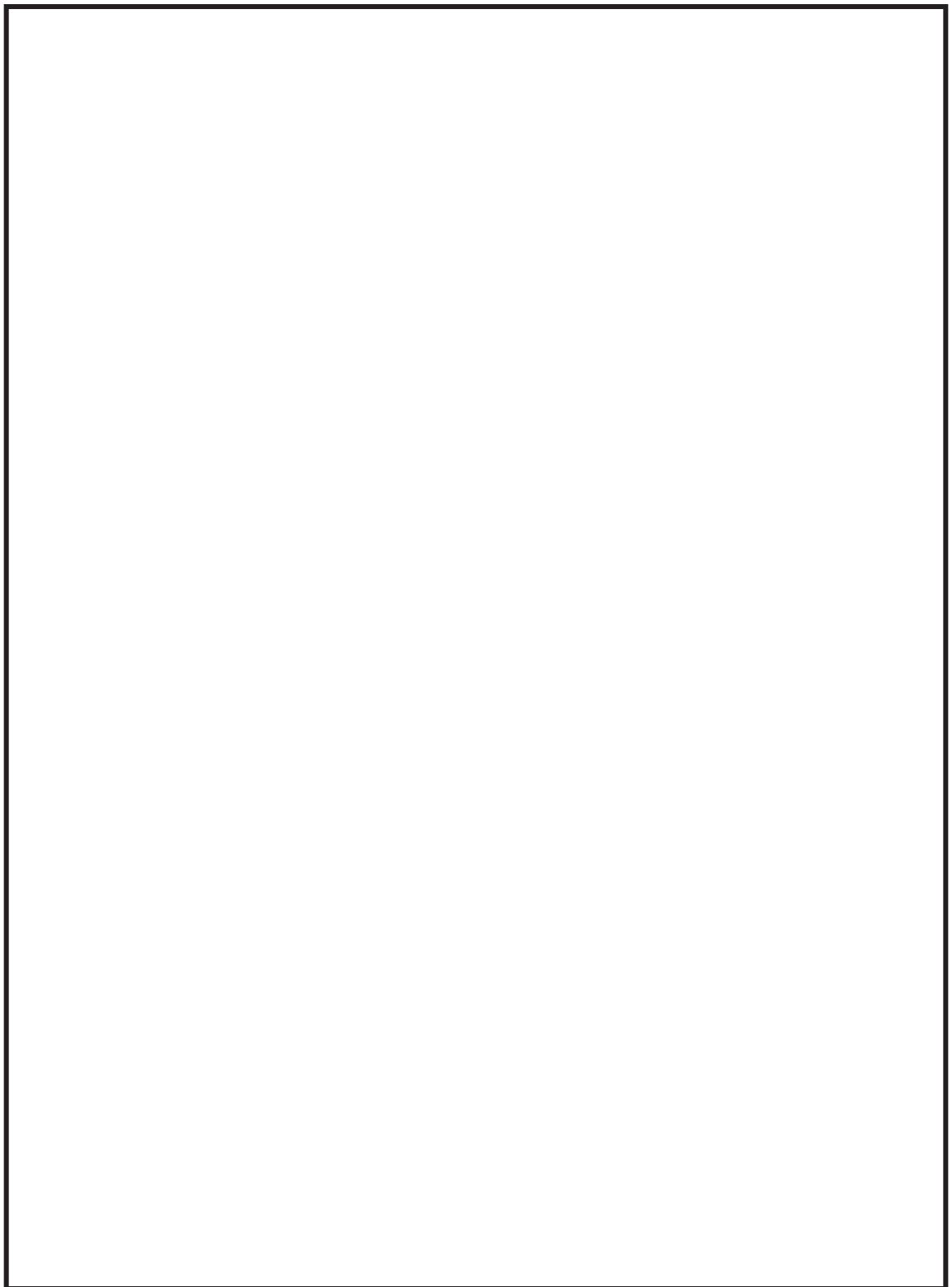


図 4-5 低速走行試験装置概要

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

(c) 評価項目

低速走行試験中の抵抗力測定結果が判定基準値を満足しているかどうかを評価する。抵抗力の判定基準値は表 4-6 のとおり。

表 4-6 低速走行試験中の抵抗力の判定基準値

評価項目	判定基準値
抵抗力	○

#### 4.3.2 座屈評価法策定のための破壊試験

##### (1) 静的圧縮試験

###### (a) 試験方法

試験体を低速走行試験機に両端ピンジョイントの状態でとりつけ、圧縮方向に変位を入力し、発生する荷重を記録する。変位の入力は本体が座屈するまで入力する。

###### (b) 試験装置概要

座屈試験の装置概要を図 4-6 に示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

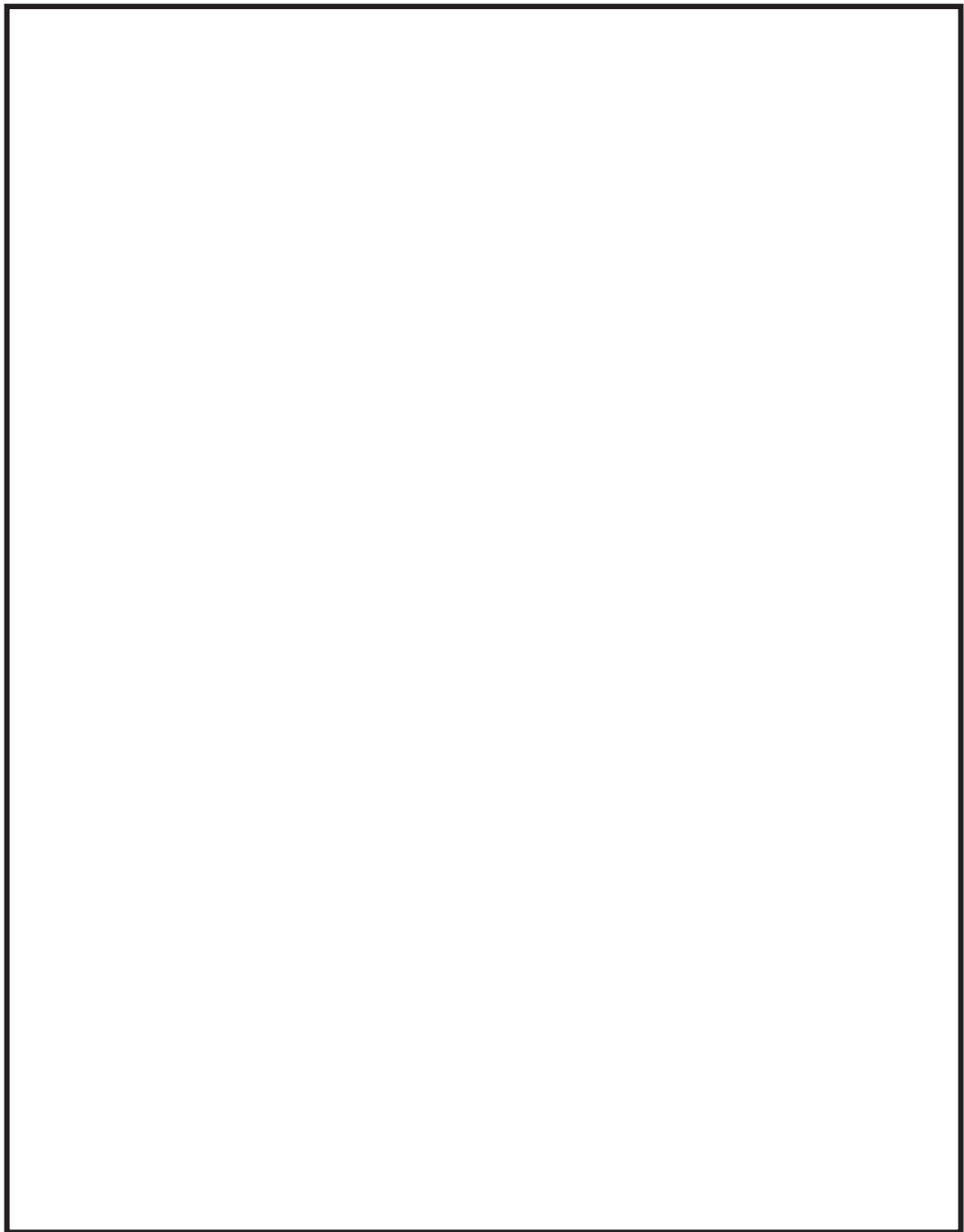


図 4-6 座屈試験装置概要

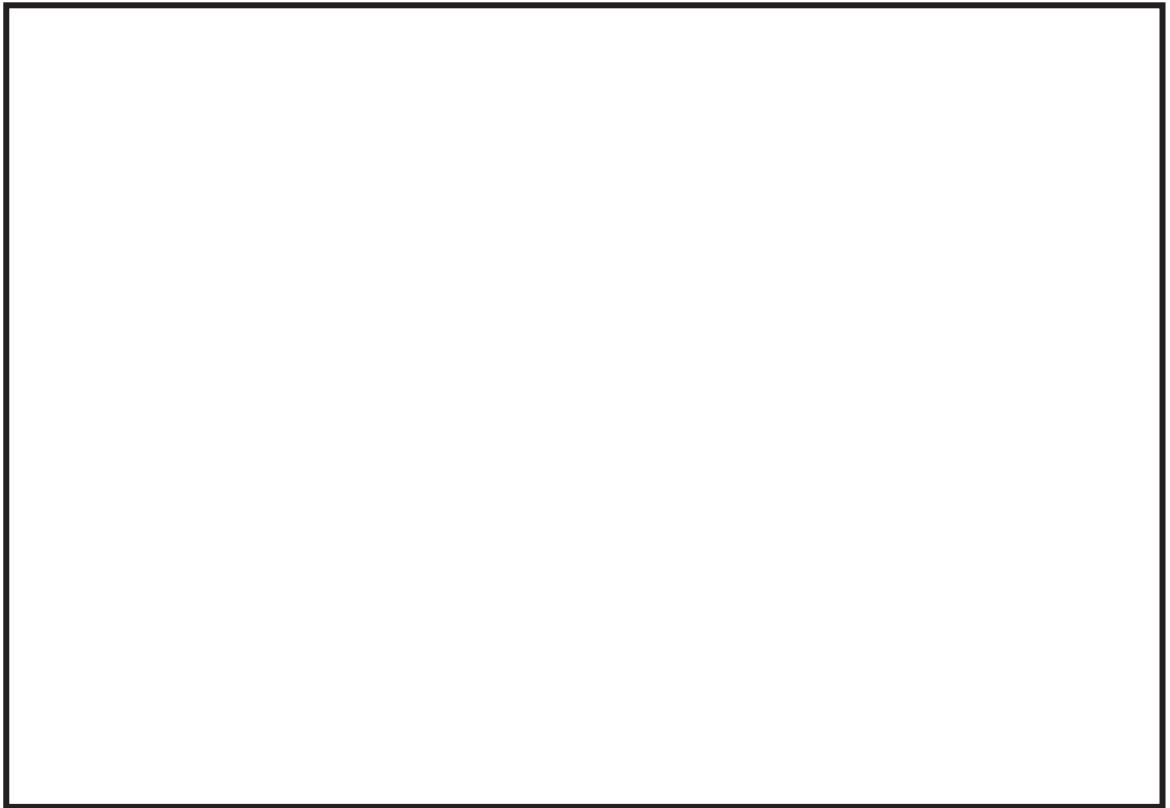
(c) 評価項目

試験によって得られた座屈荷重と計算上求められる座屈荷重とを比較し、  
その結果を座屈評価法へ反映させた。（別紙 3 2.1 ⑭ 座屈評価 参照）

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

#### 4.4 破壊試験結果（図 4-1-1 フロー (7)）

##### 4.4.1 機能維持評価法策定のための破壊試験



##### 4.4.2 座屈評価法策定のための破壊試験

静的座屈試験を実施した結果を表 4-7-1 に合わせて示す。同じく詳細データは添付-2 に示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表 4-7-1 試験結果まとめ表

項目	説明	結果
1	説明1	結果1
2	説明2	結果2
3	説明3	結果3
4	説明4	結果4
5	説明5	結果5
6	説明6	結果6
7	説明7	結果7
8	説明8	結果8
9	説明9	結果9
10	説明10	結果10
11	説明11	結果11
12	説明12	結果12
13	説明13	結果13
14	説明14	結果14
15	説明15	結果15
16	説明16	結果16
17	説明17	結果17
18	説明18	結果18
19	説明19	結果19
20	説明20	結果20
21	説明21	結果21
22	説明22	結果22
23	説明23	結果23
24	説明24	結果24
25	説明25	結果25
26	説明26	結果26
27	説明27	結果27
28	説明28	結果28
29	説明29	結果29
30	説明30	結果30
31	説明31	結果31
32	説明32	結果32
33	説明33	結果33
34	説明34	結果34
35	説明35	結果35
36	説明36	結果36
37	説明37	結果37
38	説明38	結果38
39	説明39	結果39
40	説明40	結果40
41	説明41	結果41
42	説明42	結果42
43	説明43	結果43
44	説明44	結果44
45	説明45	結果45
46	説明46	結果46
47	説明47	結果47
48	説明48	結果48
49	説明49	結果49
50	説明50	結果50
51	説明51	結果51
52	説明52	結果52
53	説明53	結果53
54	説明54	結果54
55	説明55	結果55
56	説明56	結果56
57	説明57	結果57
58	説明58	結果58
59	説明59	結果59
60	説明60	結果60
61	説明61	結果61
62	説明62	結果62
63	説明63	結果63
64	説明64	結果64
65	説明65	結果65
66	説明66	結果66
67	説明67	結果67
68	説明68	結果68
69	説明69	結果69
70	説明70	結果70
71	説明71	結果71
72	説明72	結果72
73	説明73	結果73
74	説明74	結果74
75	説明75	結果75
76	説明76	結果76
77	説明77	結果77
78	説明78	結果78
79	説明79	結果79
80	説明80	結果80
81	説明81	結果81
82	説明82	結果82
83	説明83	結果83
84	説明84	結果84
85	説明85	結果85
86	説明86	結果86
87	説明87	結果87
88	説明88	結果88
89	説明89	結果89
90	説明90	結果90
91	説明91	結果91
92	説明92	結果92
93	説明93	結果93
94	説明94	結果94
95	説明95	結果95
96	説明96	結果96
97	説明97	結果97
98	説明98	結果98
99	説明99	結果99
100	説明100	結果100

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表 4-7-2 各試験ケースにおける判定結果 (1/4)

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表 4-7-2 各試験ケースにおける判定結果 (2/4)

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表 4-7-2 各試験ケースにおける判定結果 (3/4)

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表 4-7-2 各試験ケースにおける判定結果 (4/4)

試験ケース	判定結果
1	○
2	○
3	○
4	○
5	○
6	○
7	○
8	○
9	○
10	○
11	○
12	○
13	○
14	○
15	○
16	○
17	○
18	○
19	○
20	○
21	○
22	○
23	○
24	○
25	○
26	○
27	○
28	○
29	○
30	○
31	○
32	○
33	○
34	○
35	○
36	○
37	○
38	○
39	○
40	○
41	○
42	○
43	○
44	○
45	○
46	○
47	○
48	○
49	○
50	○
51	○
52	○
53	○
54	○
55	○
56	○
57	○
58	○
59	○
60	○
61	○
62	○
63	○
64	○
65	○
66	○
67	○
68	○
69	○
70	○
71	○
72	○
73	○
74	○
75	○
76	○
77	○
78	○
79	○
80	○
81	○
82	○
83	○
84	○
85	○
86	○
87	○
88	○
89	○
90	○
91	○
92	○
93	○
94	○
95	○
96	○
97	○
98	○
99	○
100	○
101	○
102	○
103	○
104	○
105	○
106	○
107	○
108	○
109	○
110	○
111	○
112	○
113	○
114	○
115	○
116	○
117	○
118	○
119	○
120	○
121	○
122	○
123	○
124	○
125	○
126	○
127	○
128	○
129	○
130	○
131	○
132	○
133	○
134	○
135	○
136	○
137	○
138	○
139	○
140	○
141	○
142	○
143	○
144	○
145	○
146	○
147	○
148	○
149	○
150	○
151	○
152	○
153	○
154	○
155	○
156	○
157	○
158	○
159	○
160	○
161	○
162	○
163	○
164	○
165	○
166	○
167	○
168	○
169	○
170	○
171	○
172	○
173	○
174	○
175	○
176	○
177	○
178	○
179	○
180	○
181	○
182	○
183	○
184	○
185	○
186	○
187	○
188	○
189	○
190	○
191	○
192	○
193	○
194	○
195	○
196	○
197	○
198	○
199	○
200	○
201	○
202	○
203	○
204	○
205	○
206	○
207	○
208	○
209	○
210	○
211	○
212	○
213	○
214	○
215	○
216	○
217	○
218	○
219	○
220	○
221	○
222	○
223	○
224	○
225	○
226	○
227	○
228	○
229	○
230	○
231	○
232	○
233	○
234	○
235	○
236	○
237	○
238	○
239	○
240	○
241	○
242	○
243	○
244	○
245	○
246	○
247	○
248	○
249	○
250	○
251	○
252	○
253	○
254	○
255	○
256	○
257	○
258	○
259	○
260	○
261	○
262	○
263	○
264	○
265	○
266	○
267	○
268	○
269	○
270	○
271	○
272	○
273	○
274	○
275	○
276	○
277	○
278	○
279	○
280	○
281	○
282	○
283	○
284	○
285	○
286	○
287	○
288	○
289	○
290	○
291	○
292	○
293	○
294	○
295	○
296	○
297	○
298	○
299	○
300	○
301	○
302	○
303	○
304	○
305	○
306	○
307	○
308	○
309	○
310	○
311	○
312	○
313	○
314	○
315	○
316	○
317	○
318	○
319	○
320	○
321	○
322	○
323	○
324	○
325	○
326	○
327	○
328	○
329	○
330	○
331	○
332	○
333	○
334	○
335	○
336	○
337	○
338	○
339	○
340	○
341	○
342	○
343	○
344	○
345	○
346	○
347	○
348	○
349	○
350	○
351	○
352	○
353	○
354	○
355	○
356	○
357	○
358	○
359	○
360	○
361	○
362	○
363	○
364	○
365	○
366	○
367	○
368	○
369	○
370	○
371	○
372	○
373	○
374	○
375	○
376	○
377	○
378	○
379	○
380	○
381	○
382	○
383	○
384	○
385	○
386	○
387	○
388	○
389	○
390	○
391	○
392	○
393	○
394	○
395	○
396	○
397	○
398	○
399	○
400	○
401	○
402	○
403	○
404	○
405	○
406	○
407	○
408	○
409	○
410	○
411	○
412	○
413	○
414	○
415	○
416	○
417	○
418	○
419	○
420	○
421	○
422	○

#### 4.5 破壊試験結果の考察（図4-1-1 フロー（8）～（10））

破壊試験結果より、公称応力による予想耐力と実力ベースの耐力荷重、破壊試験で得られた耐力確認荷重（**破損または機能喪失が確認される前の試験条件における最大荷重**）との関係を比較・整理し考察を行うとともに、破壊試験の再現性について球面軸受に着目した確認を行った。

##### 4.5.1 予想耐力との比較等による破壊試験結果の考察

評価対象部位について、破壊試験結果から得られる耐力確認荷重を予想耐力と比較し、以下のように大別した。

- (1) 予想耐力を超えても破損しなかった部位
- (2) 予想耐力より下回って破損または機能喪失した部位
- (3) 想定していなかった部位が破損ないし機能喪失

これらについて、考察の上、限界耐力評価法に反映した。

###### (1) 予想耐力を超えても破損しなかった部位

公称応力による予想耐力を超えても破損しなかった部位は、予想耐力を求めた評価式に保守性があると考えられるため、評価式を限界耐力評価法として採用するにあたり、その保守性を低減することが可能と考えられる。

公称応力による予想耐力を超えても破損しなかった部位について、公称応力により部位ごとに計算した予想耐力（表4-8の評価耐力）、使用材料のミルシート強度や構造を考慮して部位ごとに計算した実力ベースの耐力荷重（表4-8の実耐力）及び試験で得られた最大荷重（表4-8の最大荷重）と比較したものを表4-8にまとめた。赤枠で示すとおり、予想耐力（表4-8の評価耐力）よりも最大荷重が大きくなっている。なお、一部の予想耐力は最大荷重よりも大きいが、評価式における最大応力を平均応力に見直した場合の影響を比較するために記載している。

これらのうち、予想耐力に対して試験で確認できた最大荷重が余裕を有するものについては、限界耐力評価法を見直した。見直したものについて、以降で説明する。

予想耐力を最大荷重が上回った理由は、主に以下の仮定で予想耐力を算出していったためである。

- a. 材料の許容値を引張り強さ( $S_u$ )の0.7倍または降伏点( $S_y$ )の1.2倍のいずれか小なる値としていたこと
- b. 断面積の算定を安全側にしていたこと
- c. せん断について平均応力でなく最大応力で評価していたこと

これらのうち、破損荷重または機能喪失した荷重ならびに試験で確認できた荷重

に対し余裕が大きなものに関しては負荷荷重による発生応力の評価方法を見直すこととする。

なお、最大荷重は最小裕度部位によって決まるため、最小裕度部位以外の評価部位は予想耐力よりも最大荷重が小さくなることがある。表 4-8 では、予想耐力を超えても破損しなかった部位（予想耐力よりも最大荷重が大きくなった部位）の計算式の見直しに合わせて、予想耐力よりも最大荷重が小さい部位だが、同様の計算式を用いている箇所についても記載している。

表 4-8 公称応力による予想耐力を超えても破損しなかった部位のまとめ表<sup>\*1</sup> (1/2)

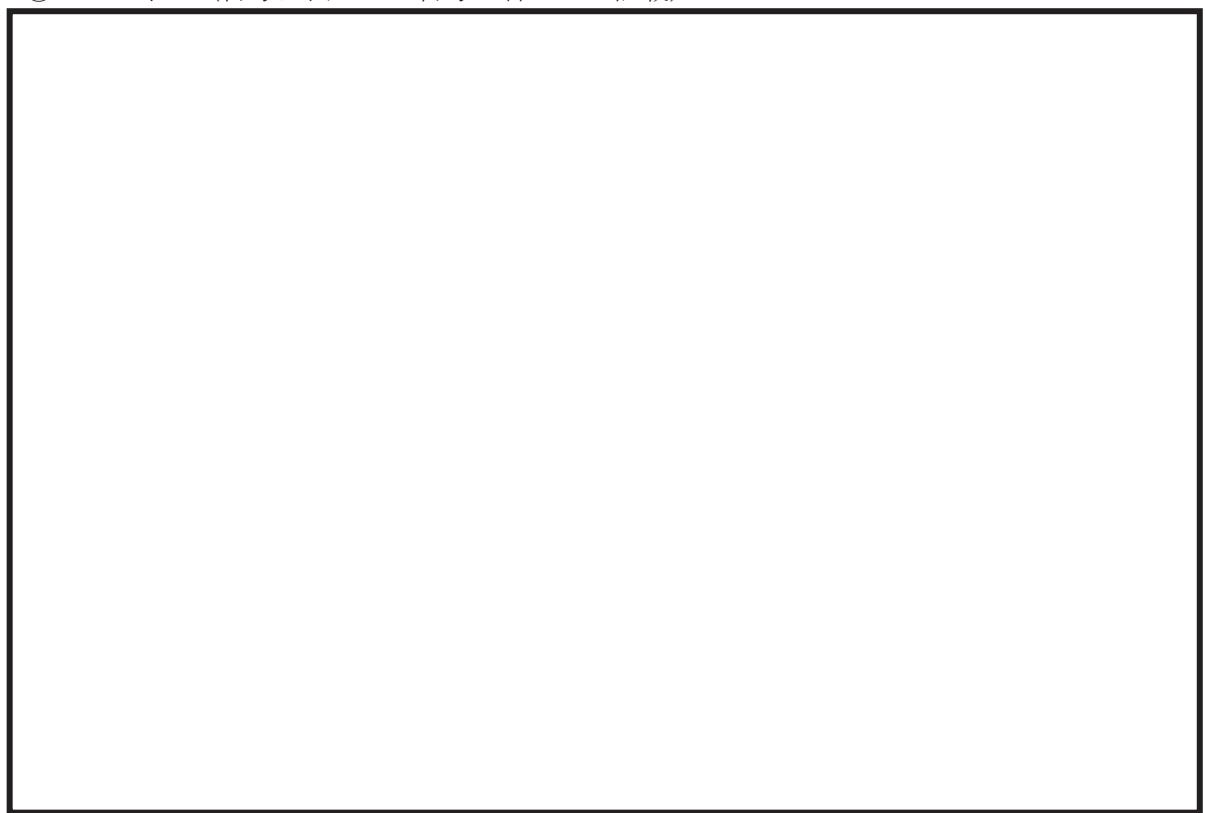
表 4-8 公称応力による予想耐力を超えても破損しなかった部位のまとめ表<sup>1</sup> (2/2)

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

⑤六角ボルト（番号は表 4-8 の番号に合わせて記載）



⑪ボールネジ（番号は表 4-8 の番号に合わせて記載）



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

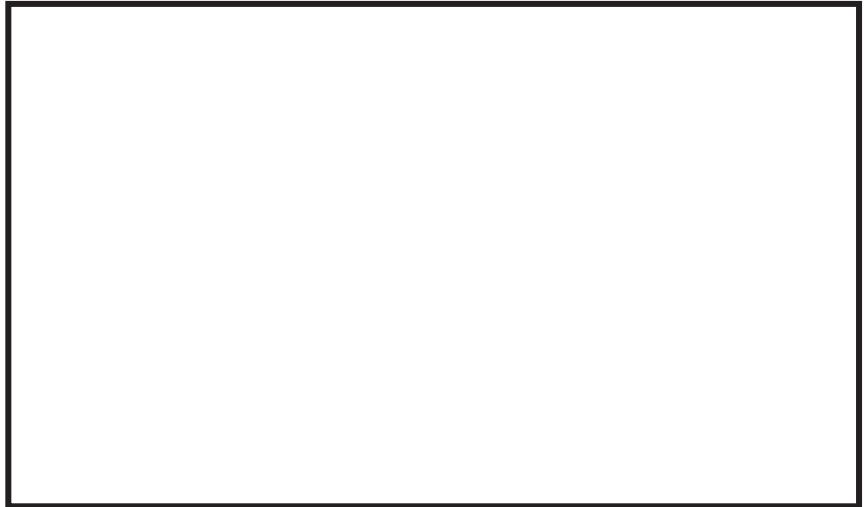
⑧, ⑪ピン（せん断）（番号は表 4-8 の番号に合わせて記載）



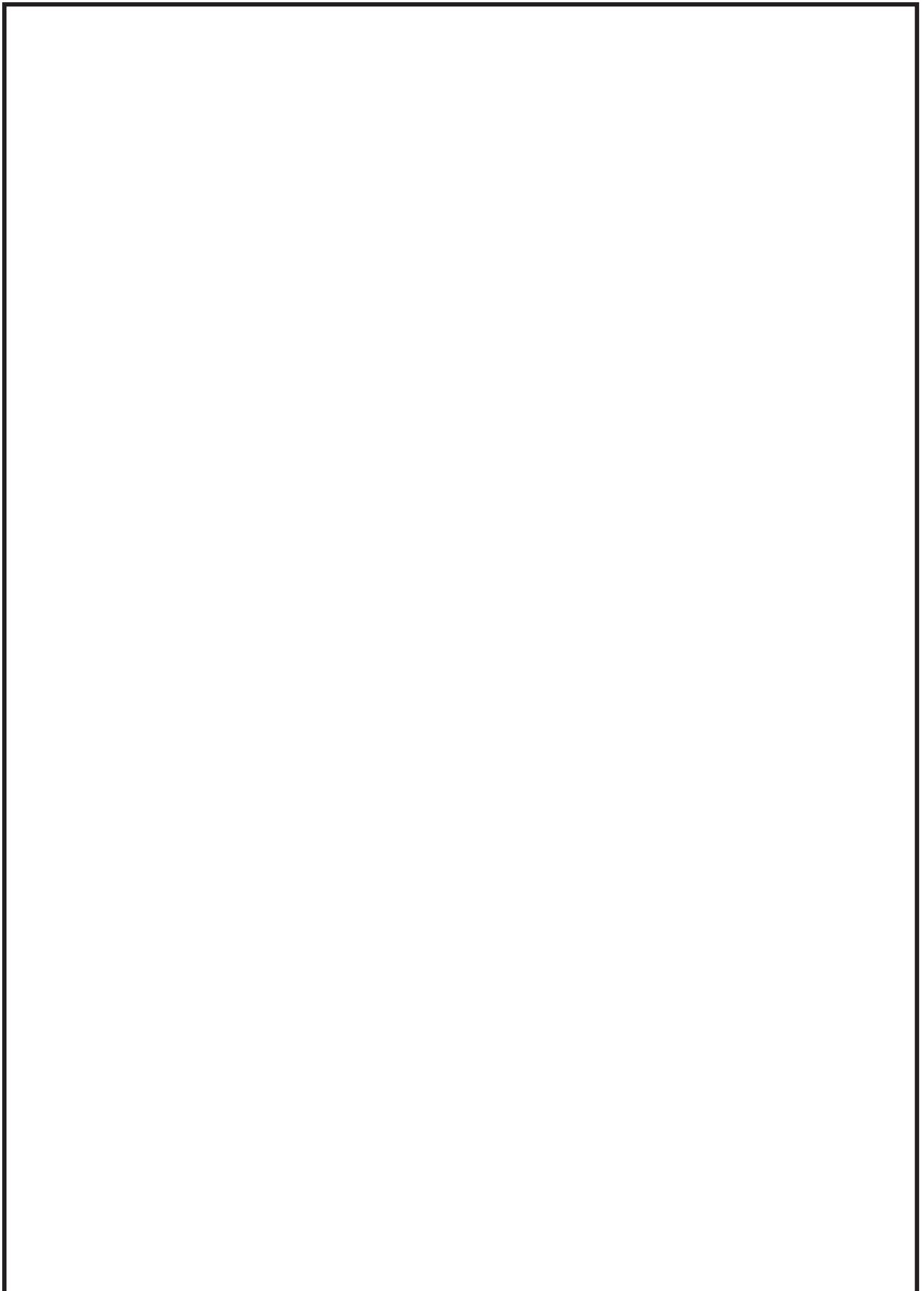
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

- (2) 予想耐力より下回って破損または機能喪失した部位、及び
- (3) 想定していなかった部位が破損ないし機能喪失したもの

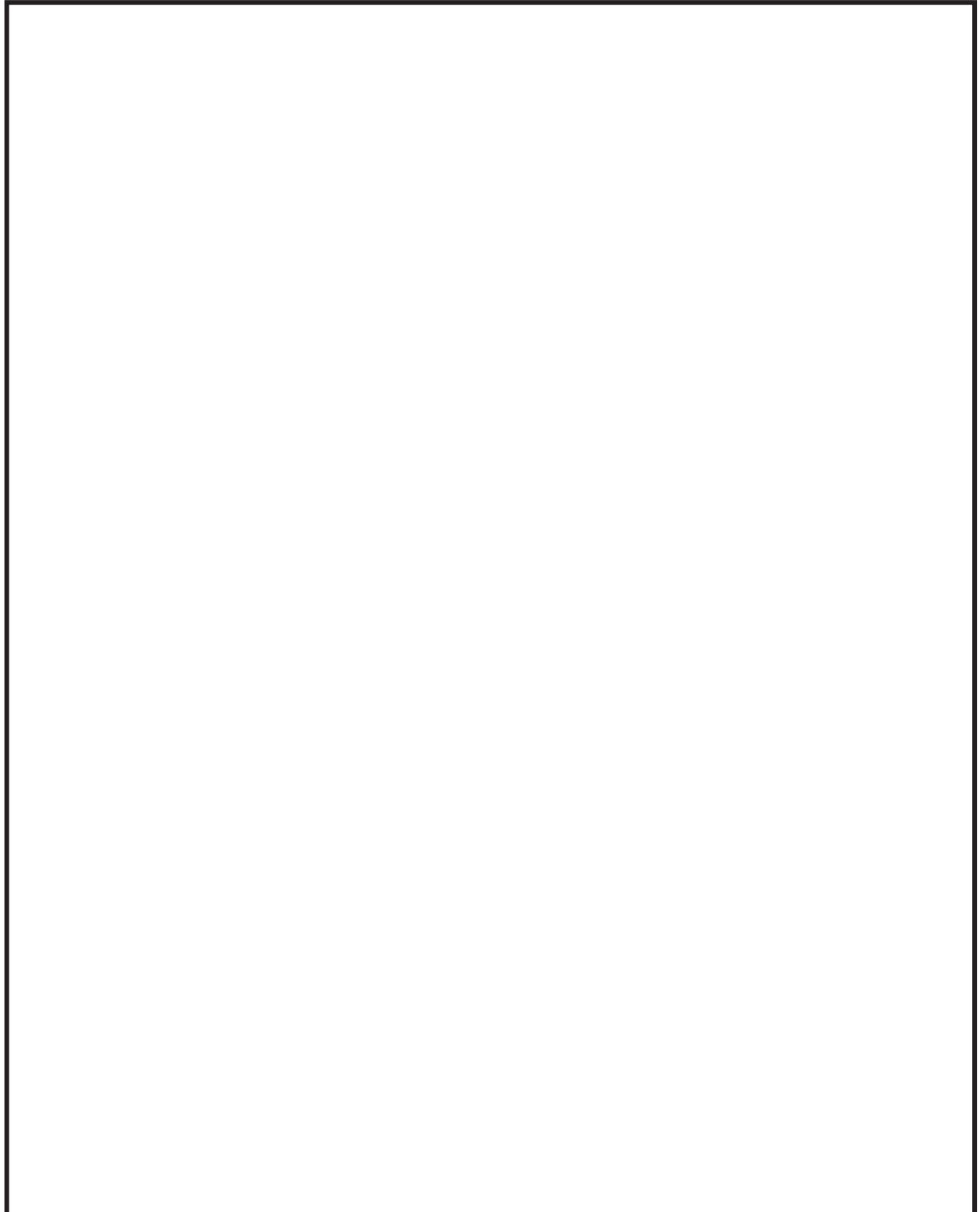
予想耐力を下回って破損または機能喪失した部位、および想定していなかった部位が破損ないし機能喪失したものは以下のように分けられる。これらについては、次に説明するとおり、考察を踏まえて限界耐力評価法に反映することとした。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



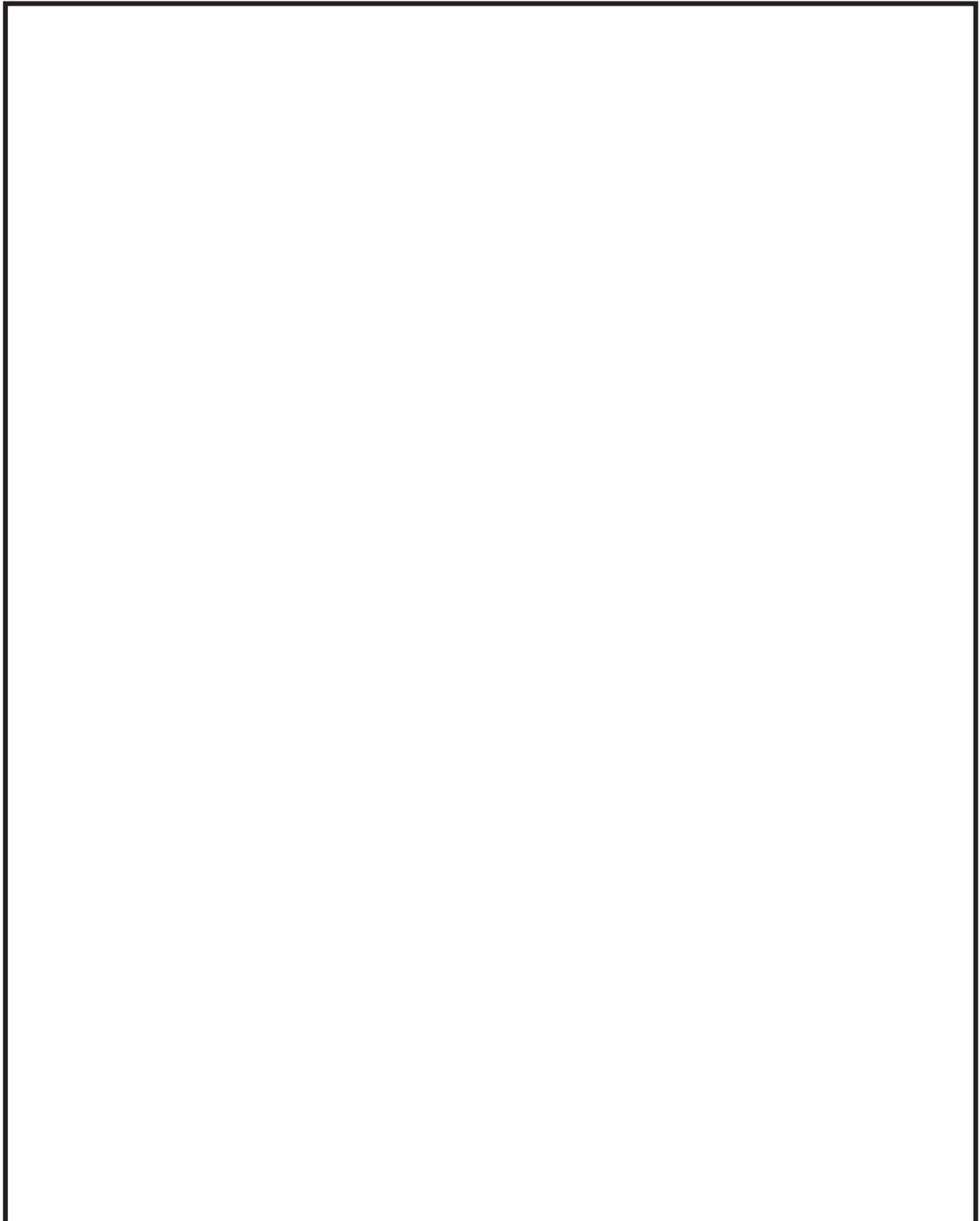
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

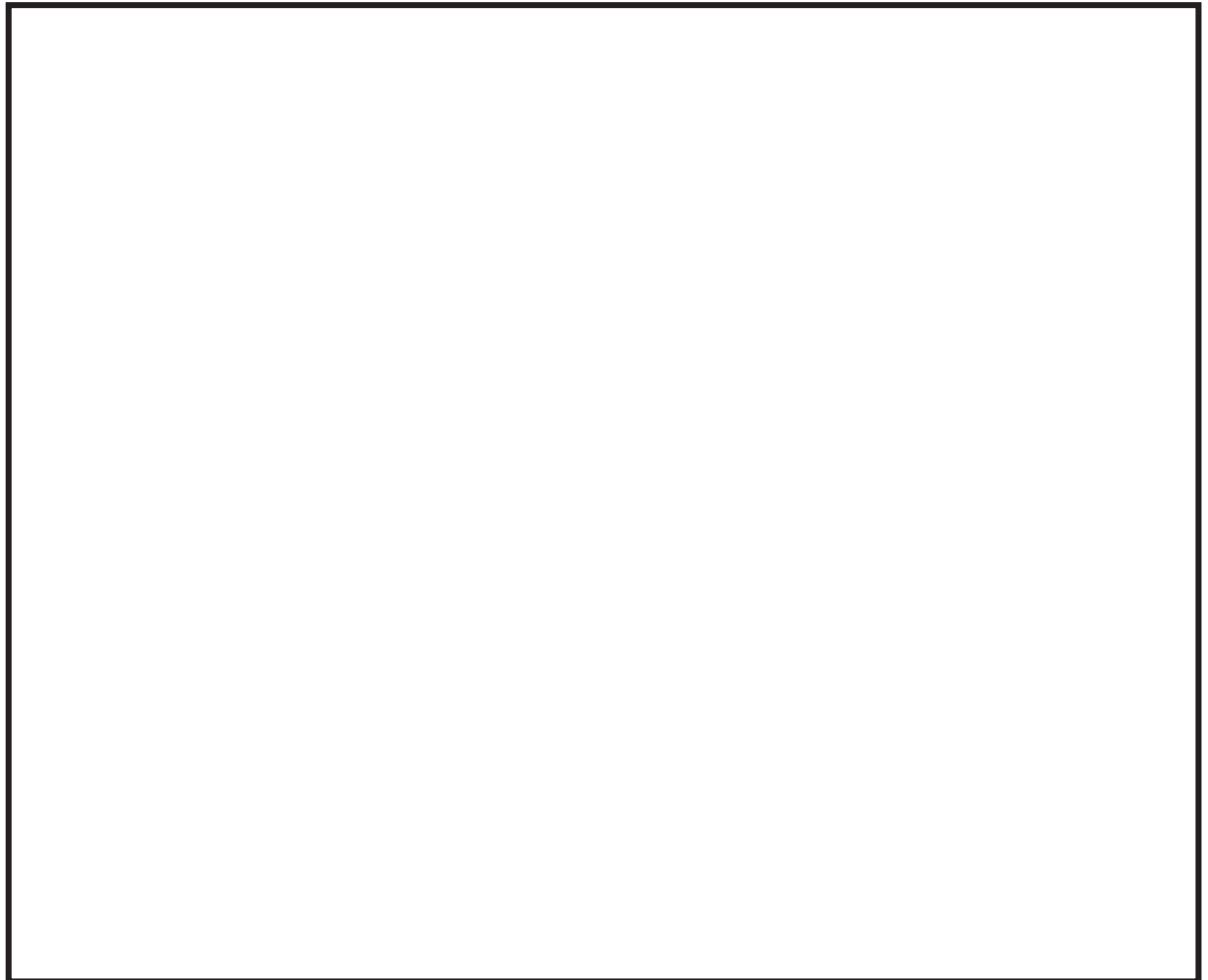


【以下電共研試験報告書抜粋】



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

#### 4.5.2 破壊試験の再現性



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

#### 4.6 限界耐力評価法の策定（図 4-1-1 フロー (11)）

メカニカルスナッパの機能維持評価法を策定するために実施した振動試験の結果から、表 4-9 に示す異常要因分析の機能喪失要因に対する影響確認方法をもとに、メカニカルスナッパの構造部材については材料力学ベースの強度評価式、機能部品については規格品の選定方法（評価式）を見直し、機能維持面の限界耐力評価式を策定した。

策定した限界耐力評価式は、添付-4 の表 1 及び表 2 それぞれに、電共研の発生応力計算式及び許容応力計算式として示す。また当該の限界耐力評価式から算出された各部材の耐力値及び型式毎の限界耐力値を添付-1 に示す。

電共研にて策定した限界耐力評価法においては、メカニカルスナッパの発生荷重と添付-1 に示す限界耐力値を比較することにより、メカニカルスナッパの構造部材の強度評価及び機能評価を行う。

表 4-9 メカニカルスナッパの機能喪失要因の影響確認方法

要求機能	機能喪失要因	影響確認手法	確認対象
地震時の機能	構造部材損傷	構造強度評価	構造部材
	スナッパ座屈	構造強度評価（座屈）	全体
	機能部品機能喪失	構造強度評価	ボールねじ
		振動試験	機能部品
	ブレーキ機能喪失	低速走行試験	ブレーキ機構を構成する機能部品
地震後の作動と性能確保	構造部材変形	構造強度評価	構造部材
	機能部品機能喪失	構造強度評価	ボールねじ
		振動試験	機能部品

#### 4.7 女川原子力発電所第2号機への適用性

前節までに示した電共研の成果を、知見として女川原子力発電所第2号機へ適用する事の適切性について確認を行った。

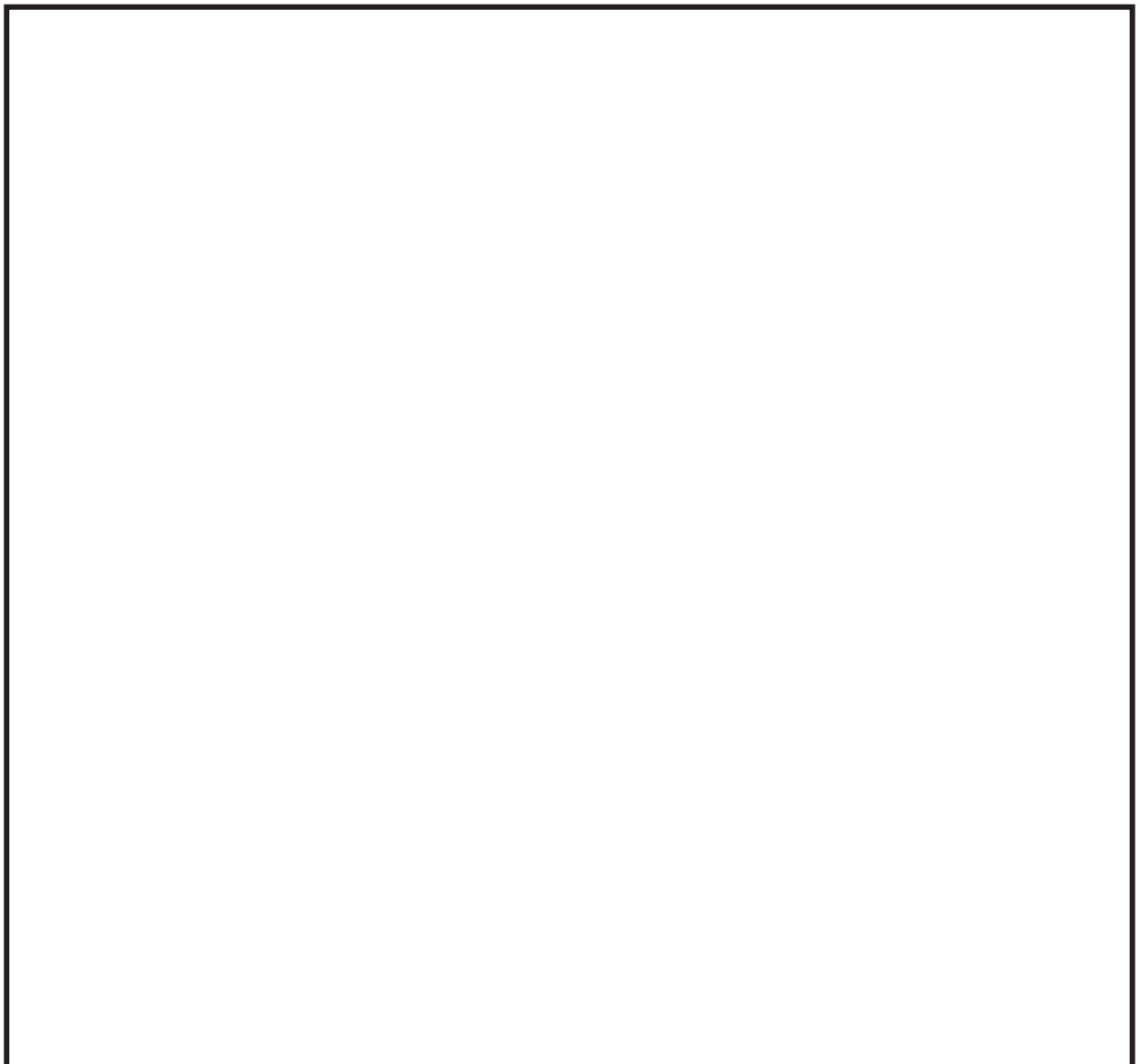
適用性の確認は、地震時及び地震後のメカニカルスナッバの機能維持の観点から、地震時の機能維持確認として実施されている振動試験に対する条件と、地震後の機能維持確認として実施されている低速走行試験に対する条件について確認を行った。

振動試験における試験結果を左右する条件は以下に示す項目となる。



以降に、上記 i ~ vii の各項目に対して適切性の確認を行った結果を示す。





枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

#### 4.8 確性試験と電共研の試験条件の比較

確性試験と電共研の試験条件の比較を表 4-10 に示す。表のとおり、振動試験の主要な試験条件である加振波、振動数及び加振時間は、確性試験と電共研で同一である。また、電共研での荷重条件は、確性試験における定格荷重×1.5 倍を上回る荷重（損傷したと判定されるまで）となっており、電共研の方がより厳しい試験条件となっている。なお、損傷の判定基準の考え方は確性試験と同様であるが、確性試験の荷重が小さいため損傷には至っていない。

表 4-10 確性試験と電共研の試験条件の比較

	確性試験 過負荷振動試験	電共研 振動試験
加振波		
振動数		
加振時間		
荷重条件		
計測項目		
ストローク位置		

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

## 5. まとめ

電共研における耐震設計評価手法の総合的検討のうち、スナッパ限界耐力評価法の検討におけるメカニカルスナッパについての検討の概要として、振動試験、低速走行試験及び座屈試験の概要をまとめるとともに、限界耐力評価法の策定方法をまとめた。

その上で、電共研の知見を女川原子力発電所第2号機に適用することが妥当であることを確認した。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

メカニカルスナッパの部品ごとの限界耐力一覧表 (2/2)

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

## 振動試験結果データ

電共研の振動試験の結果を表1に示す。表中の耐力確認荷重は、加振後の低速走行試験にて判定基準を満足した荷重ケースにおいて、引張方向及び圧縮方向の振動試験における最大荷重であり、荷重負荷後も機能維持できると考えられる荷重値である。

また、耐力確認荷重を得た加振ケース（加振後も破損せずに機能維持できたケース）の振動試験における時刻歴の変位波形及び荷重波形を図1～図9に示す。引張方向と圧縮方向の荷重値が異なるのは、メカニカルスナッパの引張方向と圧縮方向で剛性が異なり、かつ変位振幅制御で加振しているためである。

なお、SMS-3の供試体No.3-1および供試体No.3-3は、球面軸受けが破損した時点で破損ケースと判断して試験を終了したが、SMS-3の供試体No.3-2にて球面軸受けが破損しても支持機能及び低速走行機能を維持できることができたため、SMS-3の供試体No.3-1および供試体No.3-3は破損ケースから耐力確認荷重を求めている。

表1 電共研における振動試験の試験結果

型式	供試体 No.	定格荷重 [kN]	耐力確認荷重 [kN]	
			引張側	圧縮側

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

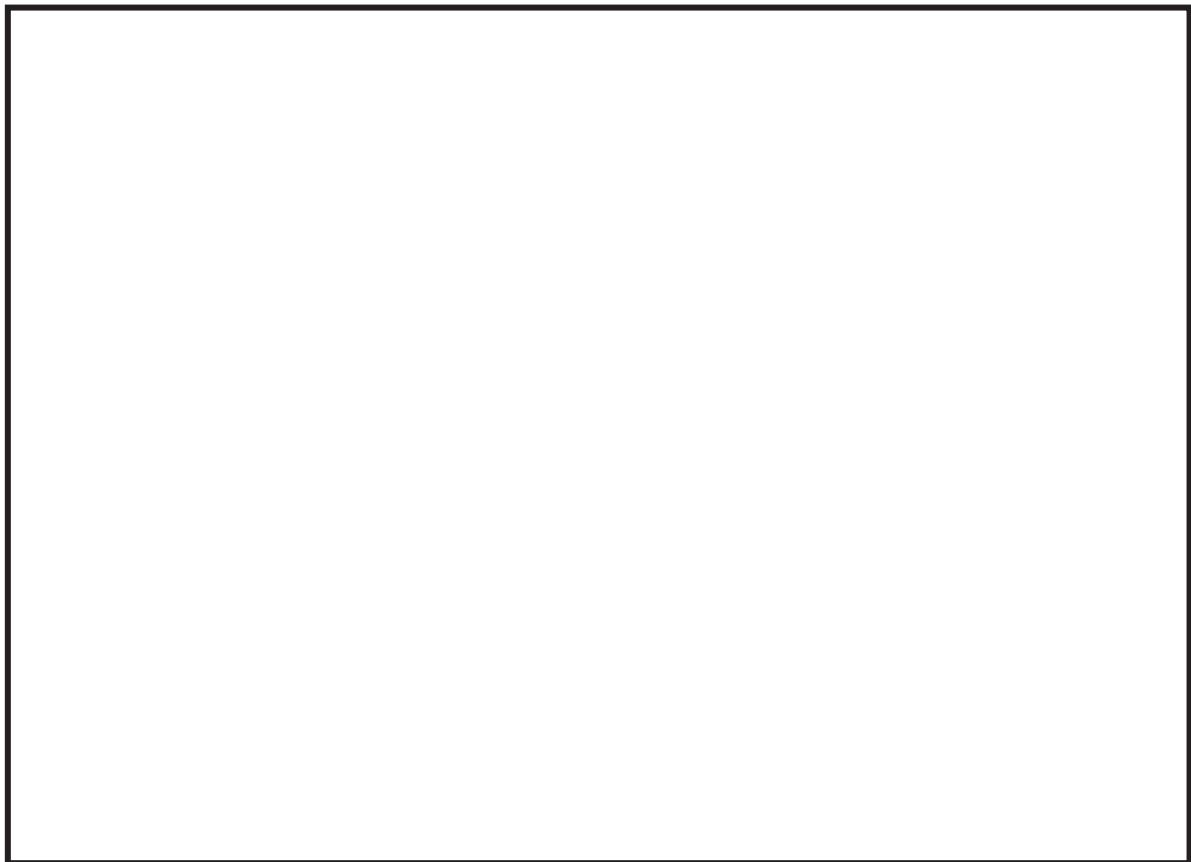


図 1 供試体 No. 03-1 の振動試験における時刻歴変位波形及び荷重波形



図 2 供試体 No. 1-1 の振動試験における時刻歴変位波形及び荷重波形

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

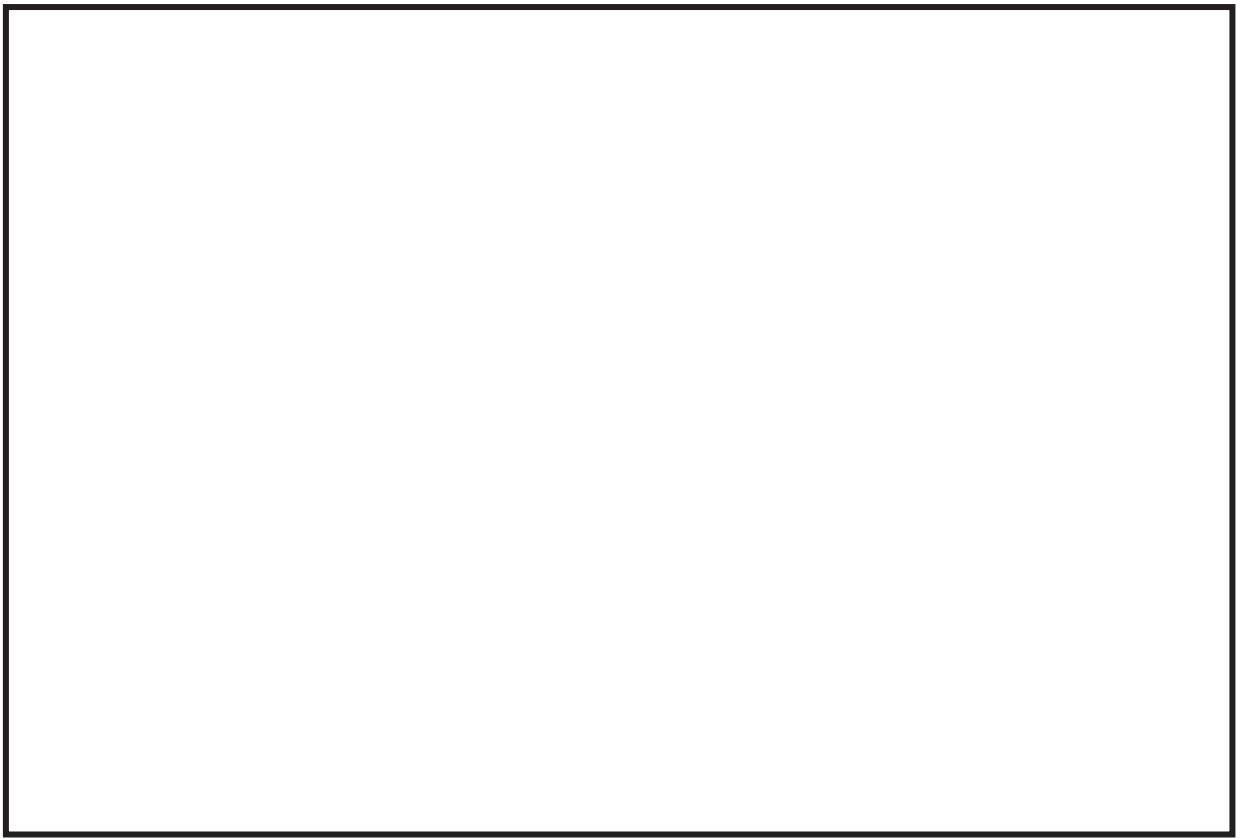


図 3 供試体 No. 3-1 の振動試験における時刻歴変位波形及び荷重波形



図 4 供試体 No. 3-2 の振動試験における時刻歴変位波形及び荷重波形

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

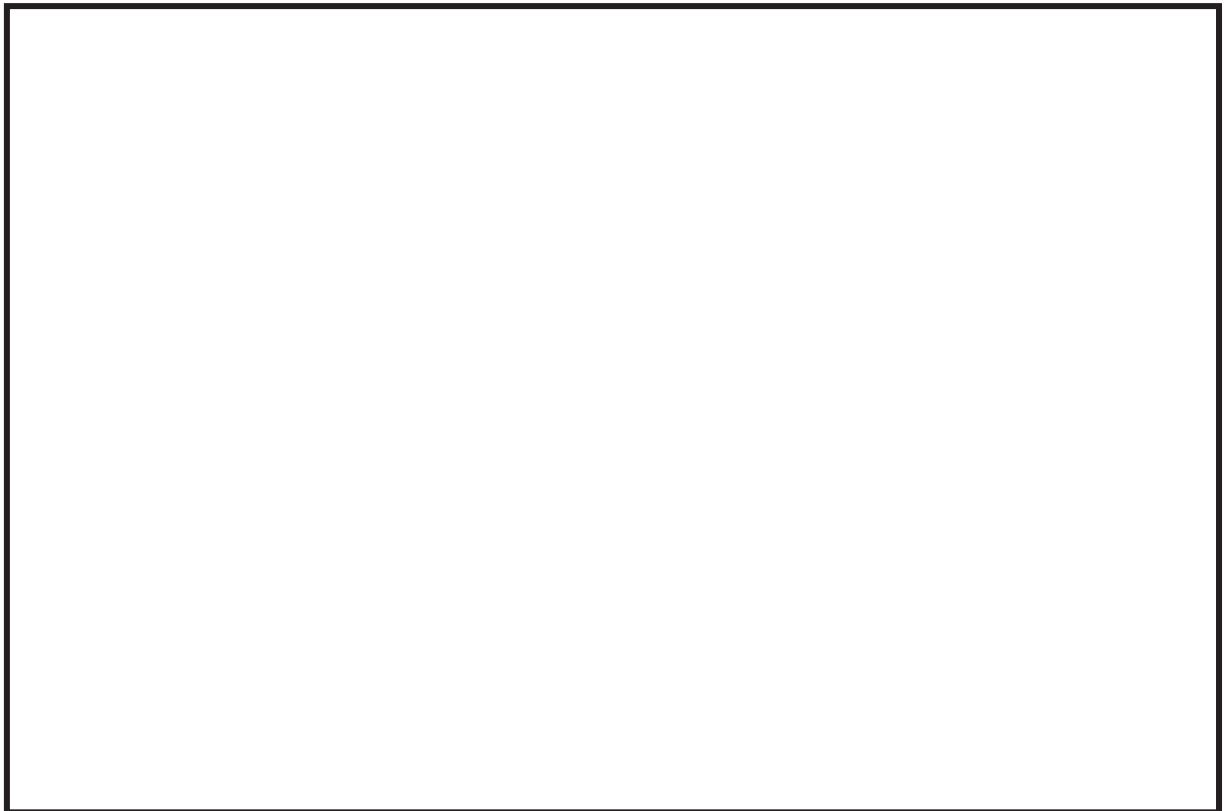


図 5 供試体 No. 3-3 の振動試験における時刻歴変位波形及び荷重波形



図 6 供試体 No. 6-1 の振動試験における時刻歴変位波形及び荷重波形

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

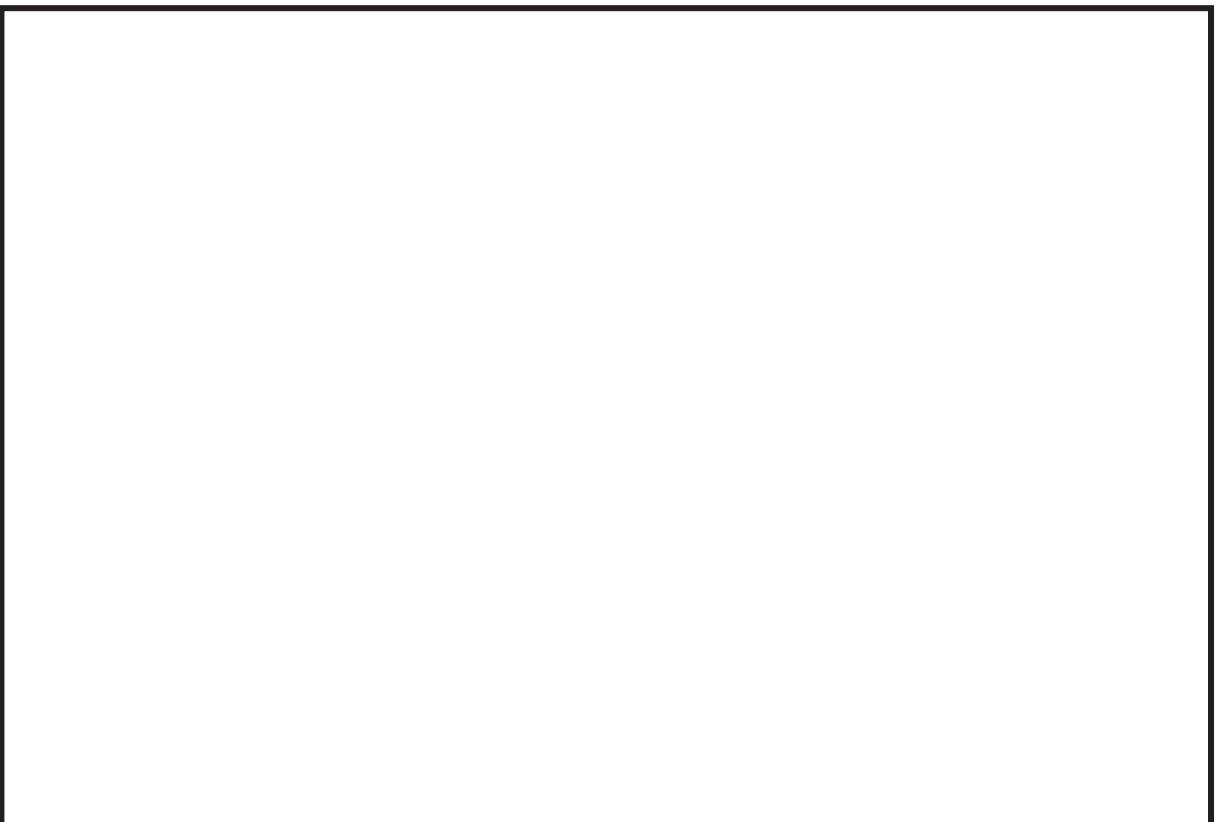


図 7 供試体 No. 10-1 の振動試験における時刻歴変位波形及び荷重波形

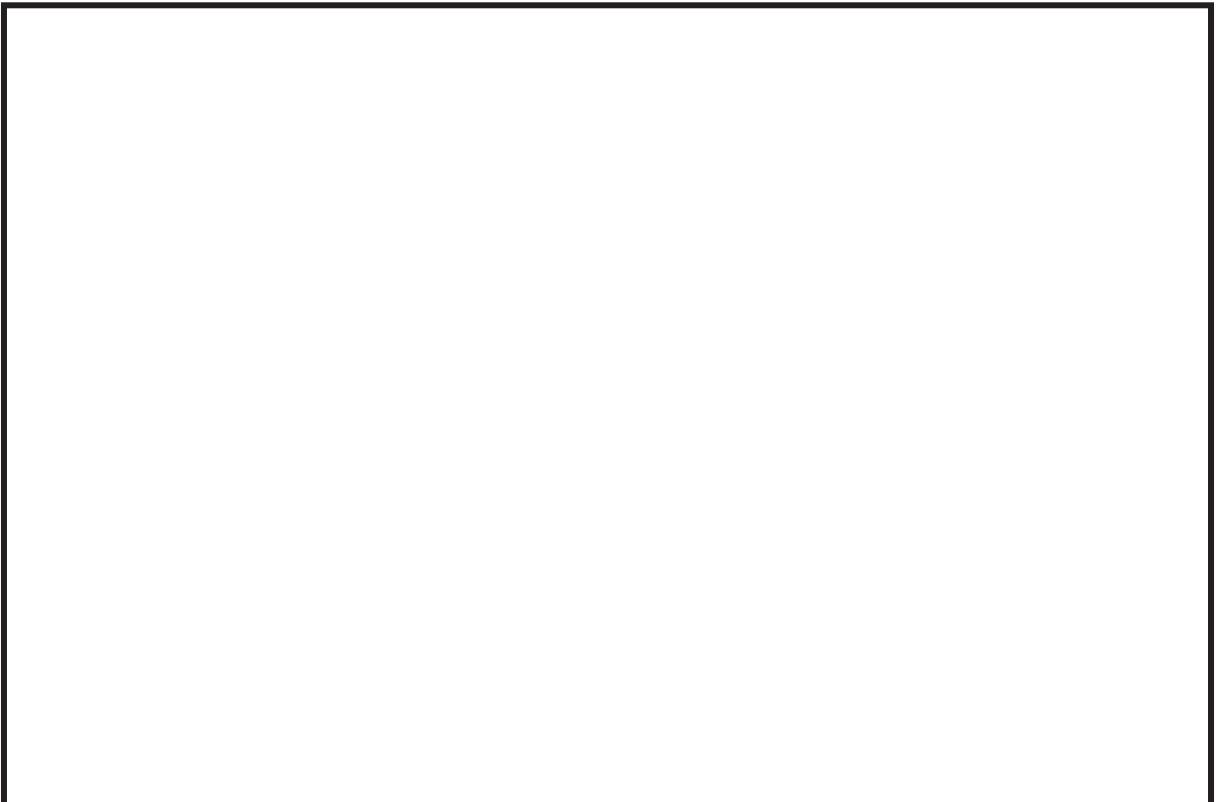


図 8 供試体 No. 5-3 の振動試験における時刻歴変位波形及び荷重波形

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

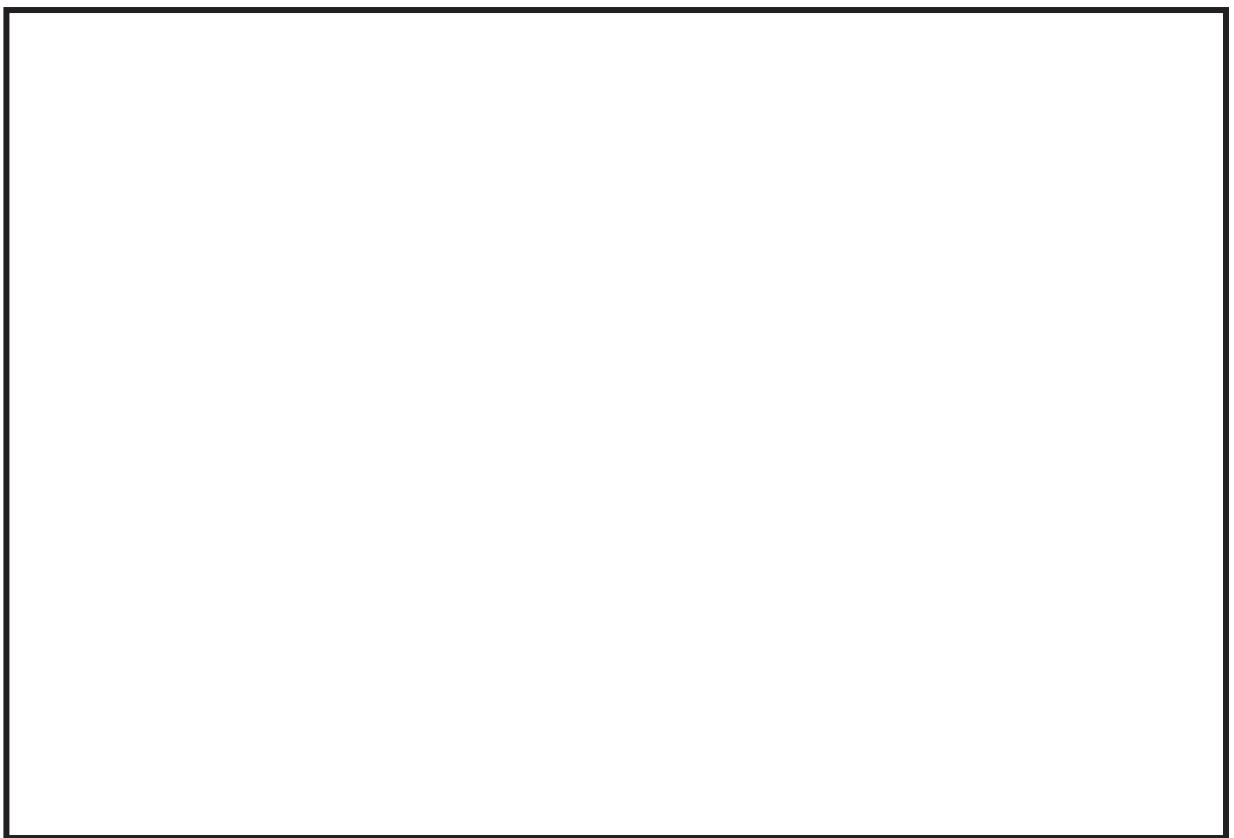


図 9 供試体 No. 5-4 の振動試験における時刻歴変位波形及び荷重波形

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

また、電共研による破壊試験（振動試験、低速走行試験及び静的圧縮試験）で機能維持が確認された耐力確認荷重と、その試験結果をもとに予測評価式を見直して策定された限界耐力評価法による限界耐力値との比較を表2に示す。耐力確認荷重は、添付-3の考え方従い、表1の耐力確認荷重の引張側及び圧縮側のうち大きい方の荷重値とした。試験が実施されている全ての型式について、試験による耐力確認荷重は限界耐力値よりも大きいため、限界耐力値が負荷された場合においても、メカニカルスナッパの機能維持に問題がないと判断できる。

なお、各型式の限界耐力値は、添付-4に示す電共研の発生応力計算式と許容応力計算式から各部位の耐力値（許容応力を満たす範囲で最大の荷重）を求めた上で、メカニカルスナッパ全部位での最小値を計算することで求める。

表2 電共研における耐力確認荷重と限界耐力値（1/2）

型式	定格容量 [kN]	電共研			限界耐力値／定格容量	耐力確認荷重／限界耐力値
		耐力確認荷重 [kN]	限界耐力値 [kN]	最小裕度部品		

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

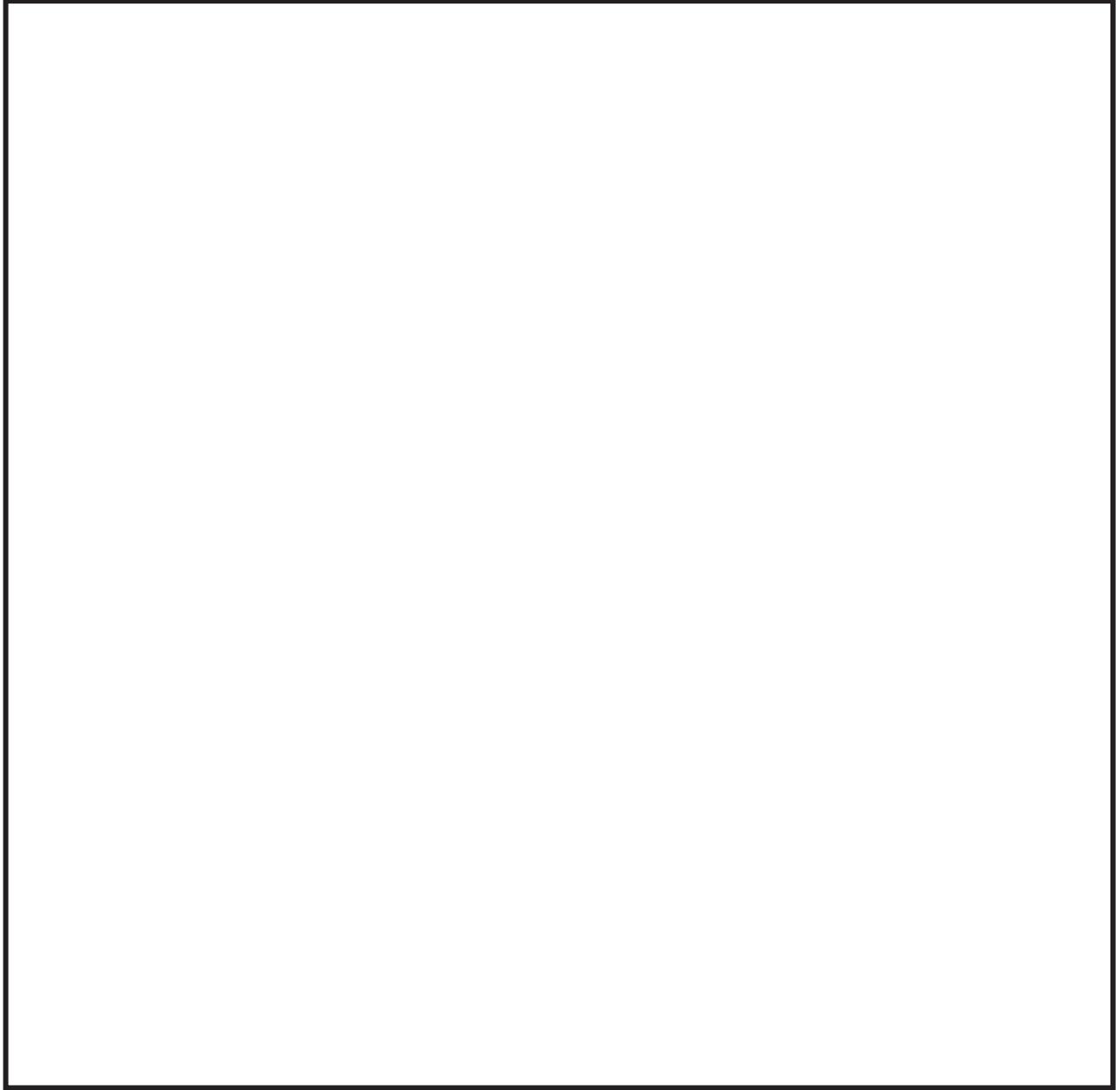
表 2 電共研における耐力確認荷重と限界耐力値 (2/2)

型式	定格 容量 [kN]	電共研			限界耐 力値／ 定格容 量	耐力確 認荷重 ／限界 耐力値
		耐力確 認荷重 [kN]	限界耐 力値 [kN]	最小裕度 部品の分 類		

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

### 耐力確認荷重における引張側と圧縮側の考え方

振動試験では、引張側と圧縮側の耐力確認荷重が得られるが、耐力確認荷重を妥当性確認に使用するにあたって、引張側と圧縮側のどちらを参照すべきか、考え方を以下にまとめた。



以上より、メカニカルスナッバの耐力確認荷重としては、引張側と圧縮側の発生荷重の大きい方を参考することとした。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

## 電共研におけるメカニカルスナッパの限界耐力評価法

表 1 電共研における限界耐力算出式または設定方法 (SMS 型) (1/2)

品番	部品	評価	電共研		
			発生応力計算式	許容応力計算式	今回工認の詳細評価との相違点*2
②	ジャンクションコラムアダプタ				
③	ロードコラム				
⑤	ピン				
⑥	コネクティングチューブ				
⑦-1	ペアリングケース				
⑦-2	ペアリング押え				

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表1 電共研における限界耐力算出式または設定方法（SMS型）（2/2）

品番	部品	評価	電共研		
			発生応力計算式	許容応力計算式	今回工認の詳細評価との相違点*2
(7)-3	六角ボルト				
(8)	イーヤ				
(9)	ユニバーサルボックス				
(12)	ペアリングナット				
(13)	ポールネジ				
(14)	アンギュラー玉軸受		(試験結果をもとに耐力値を設定)		
(15)	球面軸受		(試験結果をもとに耐力値を設定)		
-	全長	座屈	(予想耐力の記載のみ)		- (発生応力、許容値算出式の記載なし)

注記\*1：代表として型式SMS-10の評価式にて比較を行った。また、表中の計算式における断面積や断面係数の算出方法は、特記箇所以外は別紙3の各型式における各部位の評価式と同様である。

\*2：許容値の扱い（降伏点と引張強さの小なる値を採用するか、どちらか片方を採用するか）及び端数処理以外の相違点を記載した。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表2 電共研における限界耐力算出式または設定方法（NMB型）（1/3）

品番	部品	評価	電共研		
			発生応力計算式	許容応力計算式	今回工認の詳細評価との相違点 *2
①-1	リアーブラケット（イヤ）				
①-2	リアーブラケット（溶接部）				
①-3	リアーブラケット（フランジ）				
②	セットボルト				
③-1	ケース				
③-2	ケース溶接部				
④	ペアリングシート				

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表2 電共研における限界耐力算出式または設定方法（NMB型）（2/3）

品番	部品	評価	電共研		
			発生応力計算式	許容応力計算式	今回工認の詳細評価との相違点 ※2
⑤	ペアリングボックス				
⑥	スリーブ				
⑦	カラー				
⑧	ロードシリンダ				
⑨	ターンバックル				
⑩	エンドプラグ				
⑪	延長パイプキット及び溶接部				

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表2 電共研における限界耐力算出式または設定方法（NMB型）（3/3）

品番	部品	評価	電共研		
			発生応力計算式	許容応力計算式	今回工認の詳細評価との相違点 *2
⑫-1	延長パイププラケット（イヤ穴部）				
⑫-2	延長パイププラケット（溶接部）				
⑫-3	延長パイプ				
⑯	ピン				
⑯	ボールネジ				
⑰	球面軸受		(試験結果をもとに耐力値を設定)		
⑱	転がり軸受		(試験結果をもとに耐力値を設定)		

注記\*1：代表として型式NMB-075の評価式にて比較を行った。また、表中の計算式における断面積や断面係数の算出方法は、特記箇所以外は別紙3の各型式における各部位の評価式と同様である。

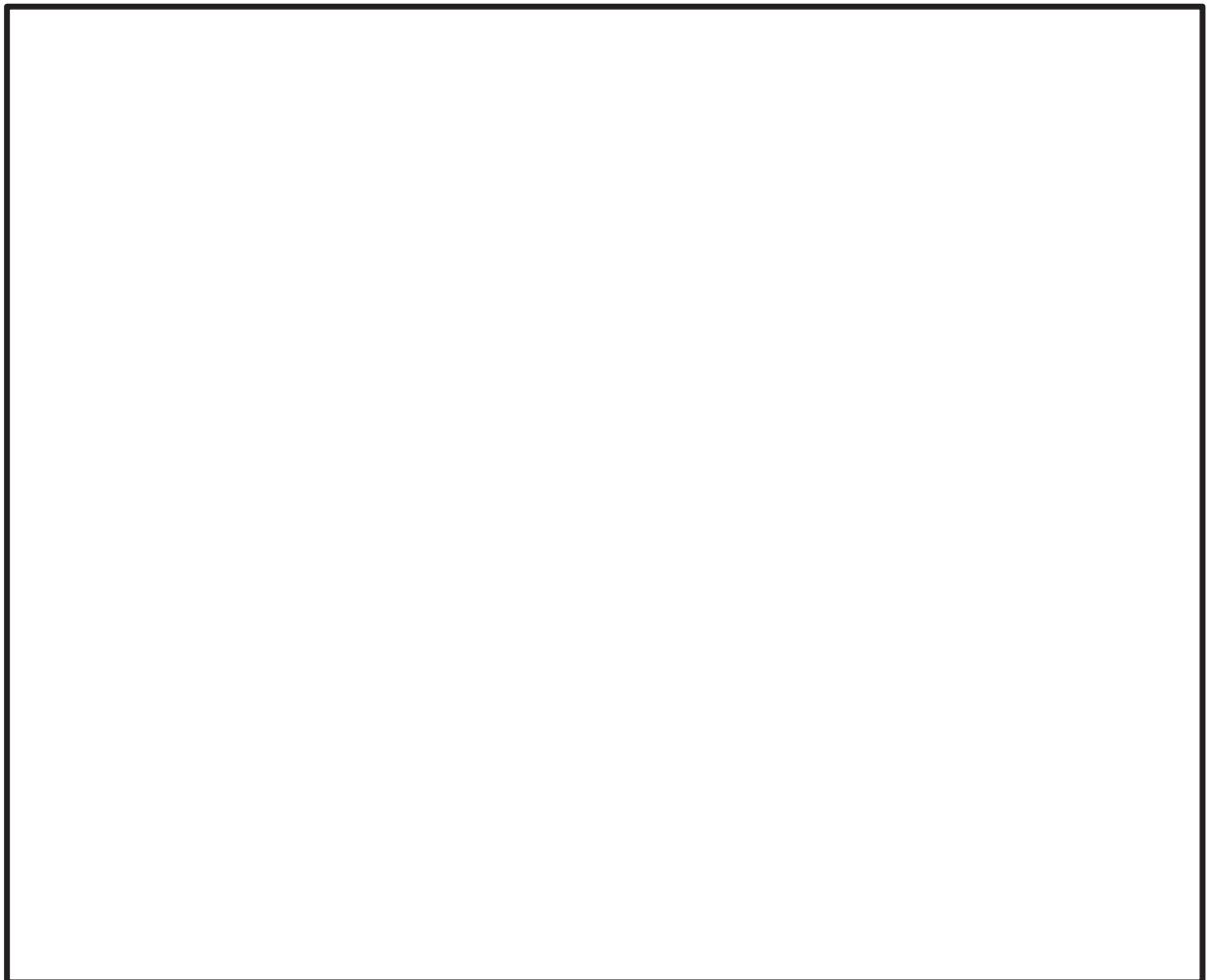
\*2：許容値の扱い（降伏点と引張強さの小なる値を採用するか、どちらか片方を採用するか）及び端数処理以外の相違点を記載した。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

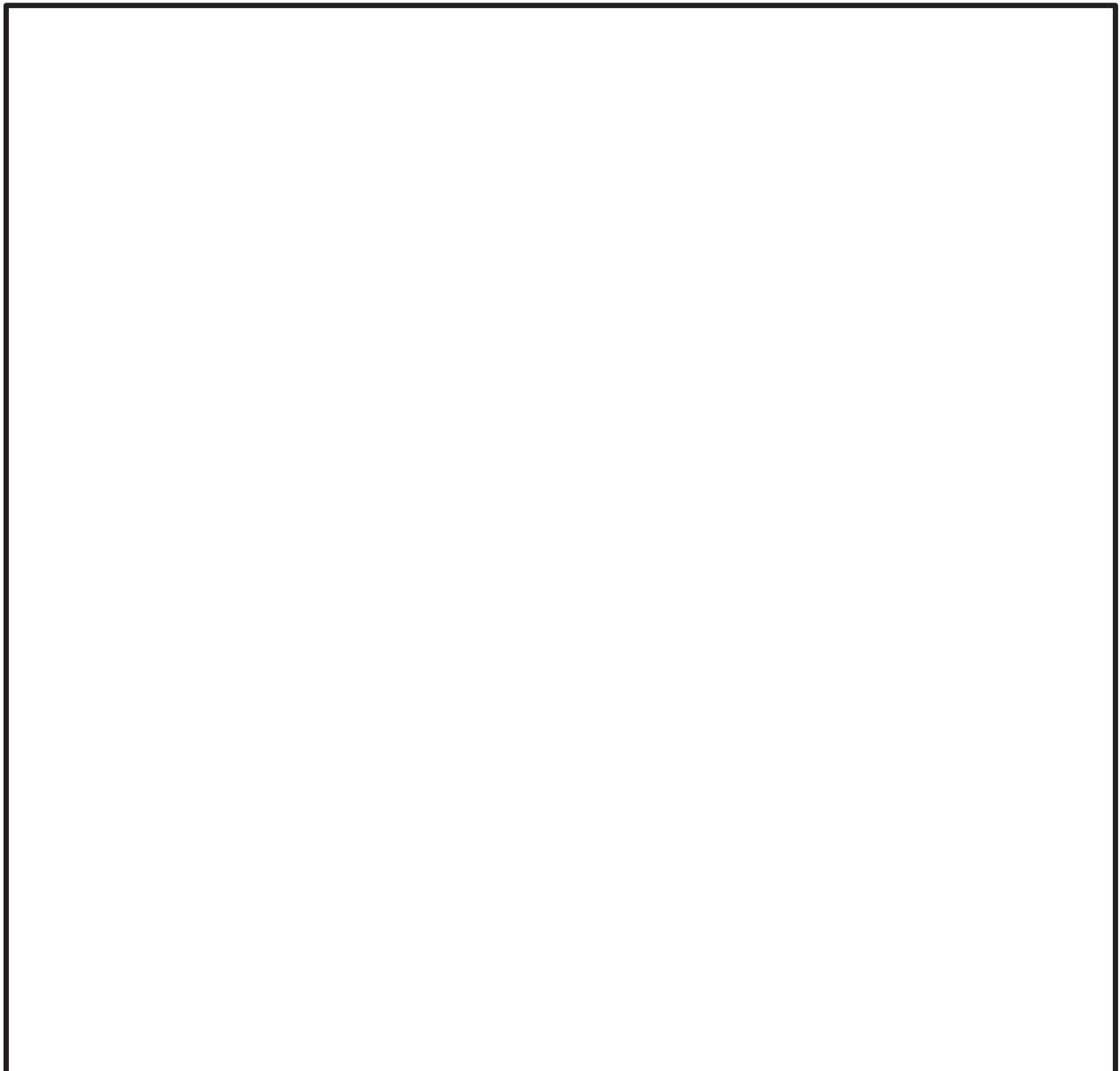
## メカニカルスナッバの JNES 研究の概要

### 1. はじめに

本資料では、今回工認で参照した既往知見である「JNES 平成 21～22 年度耐震機能限界試験（スナバ）に係る報告書」（以下、「JNES 研究」）の概要について説明する。

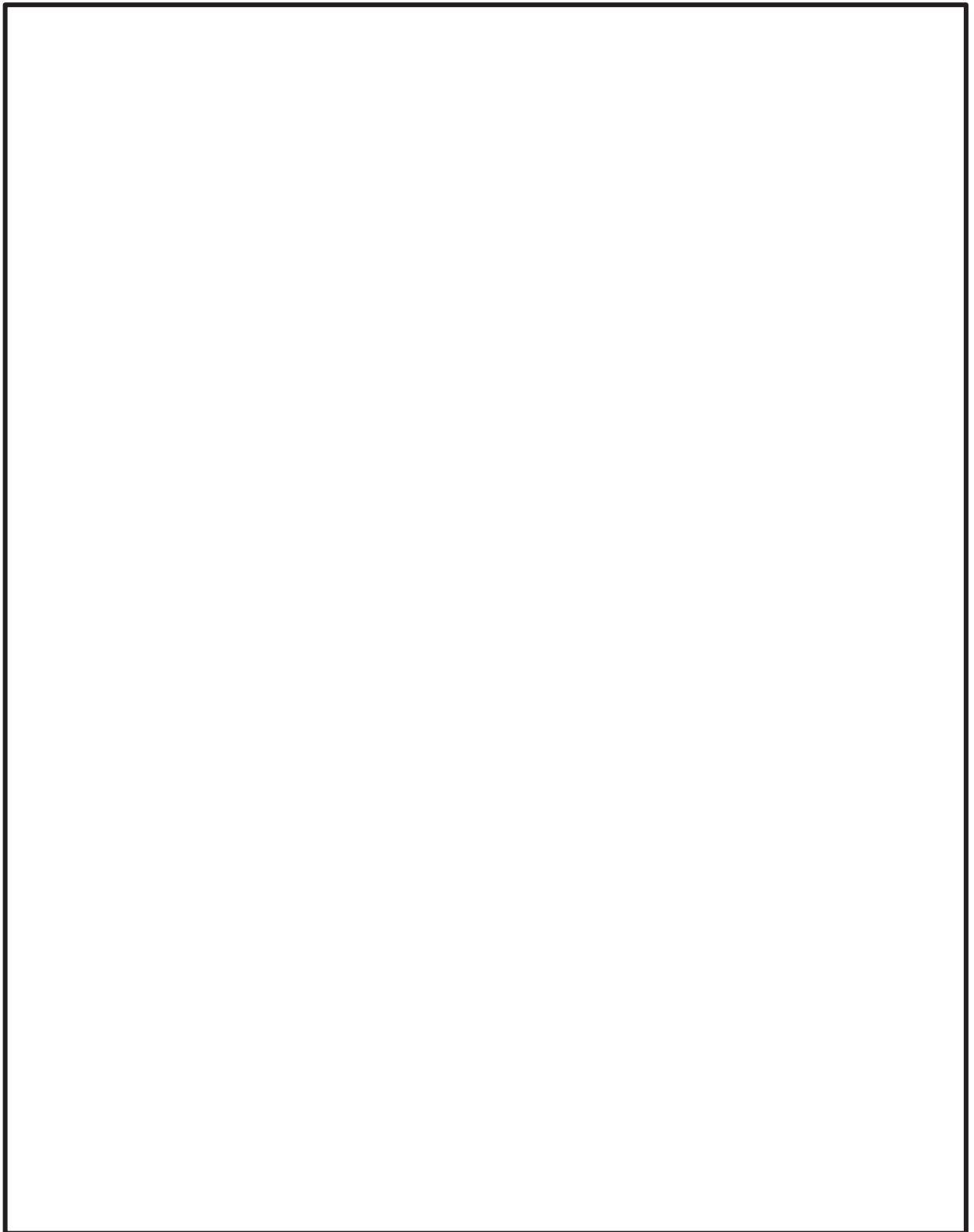


枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

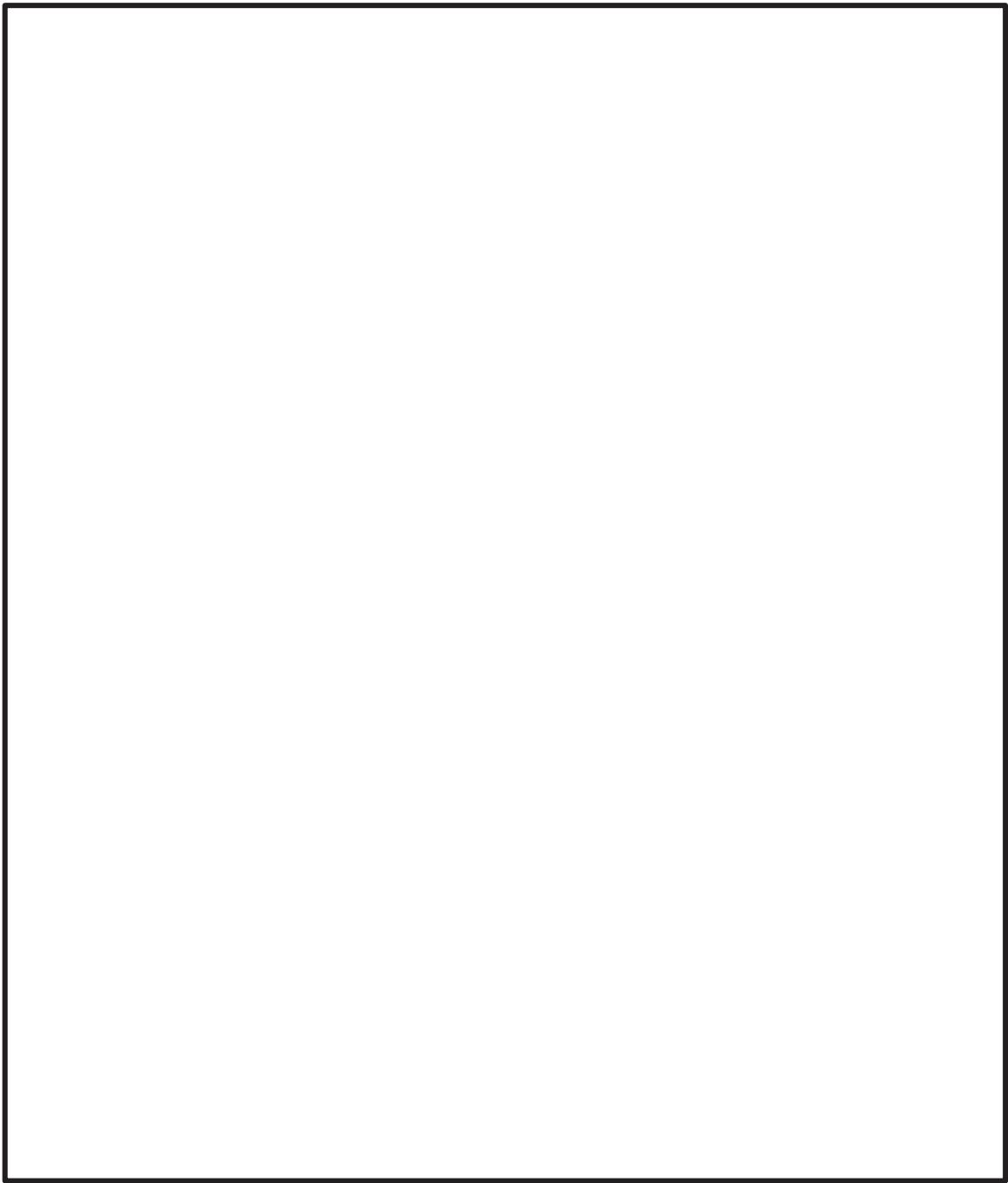


枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

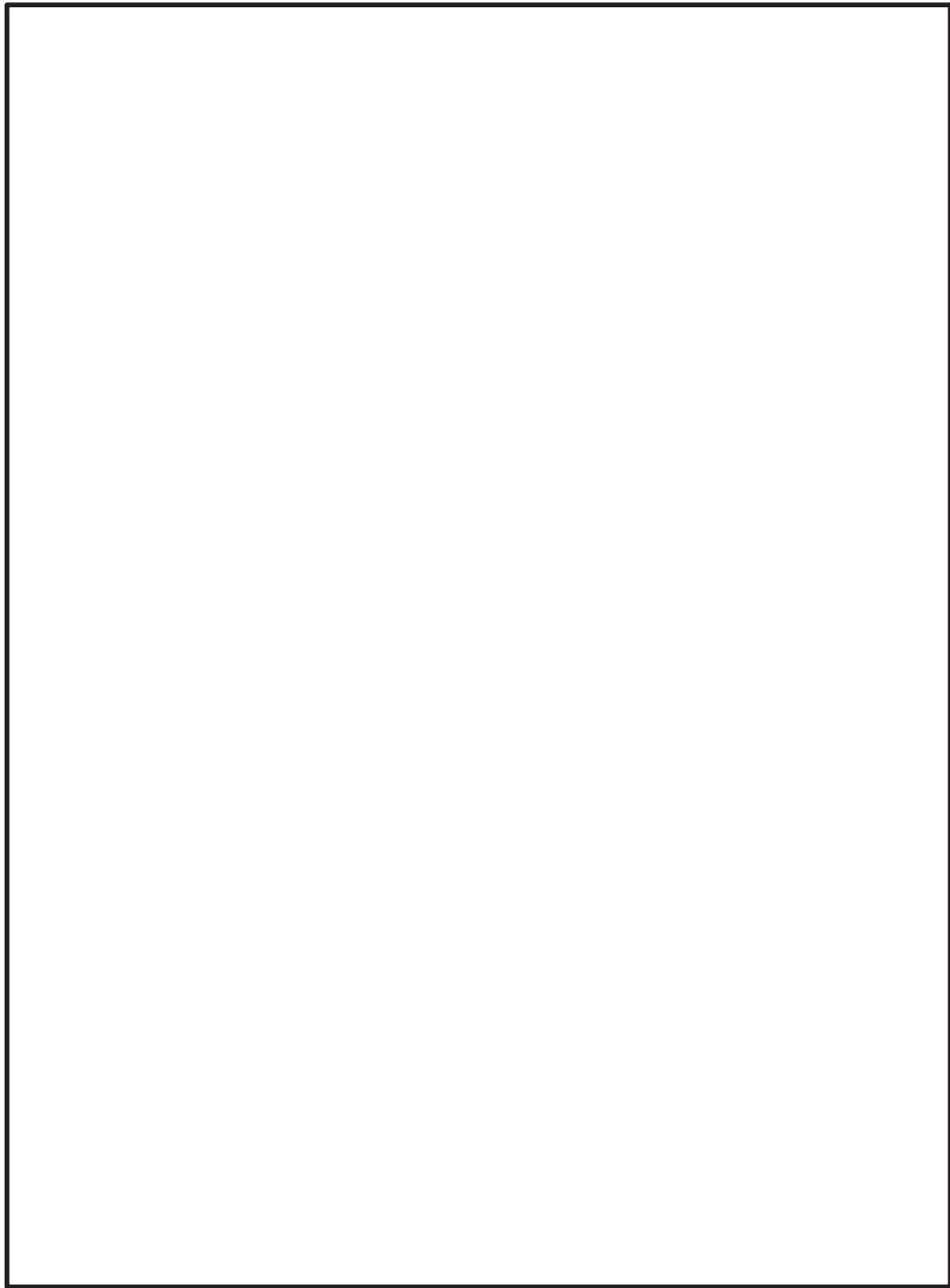




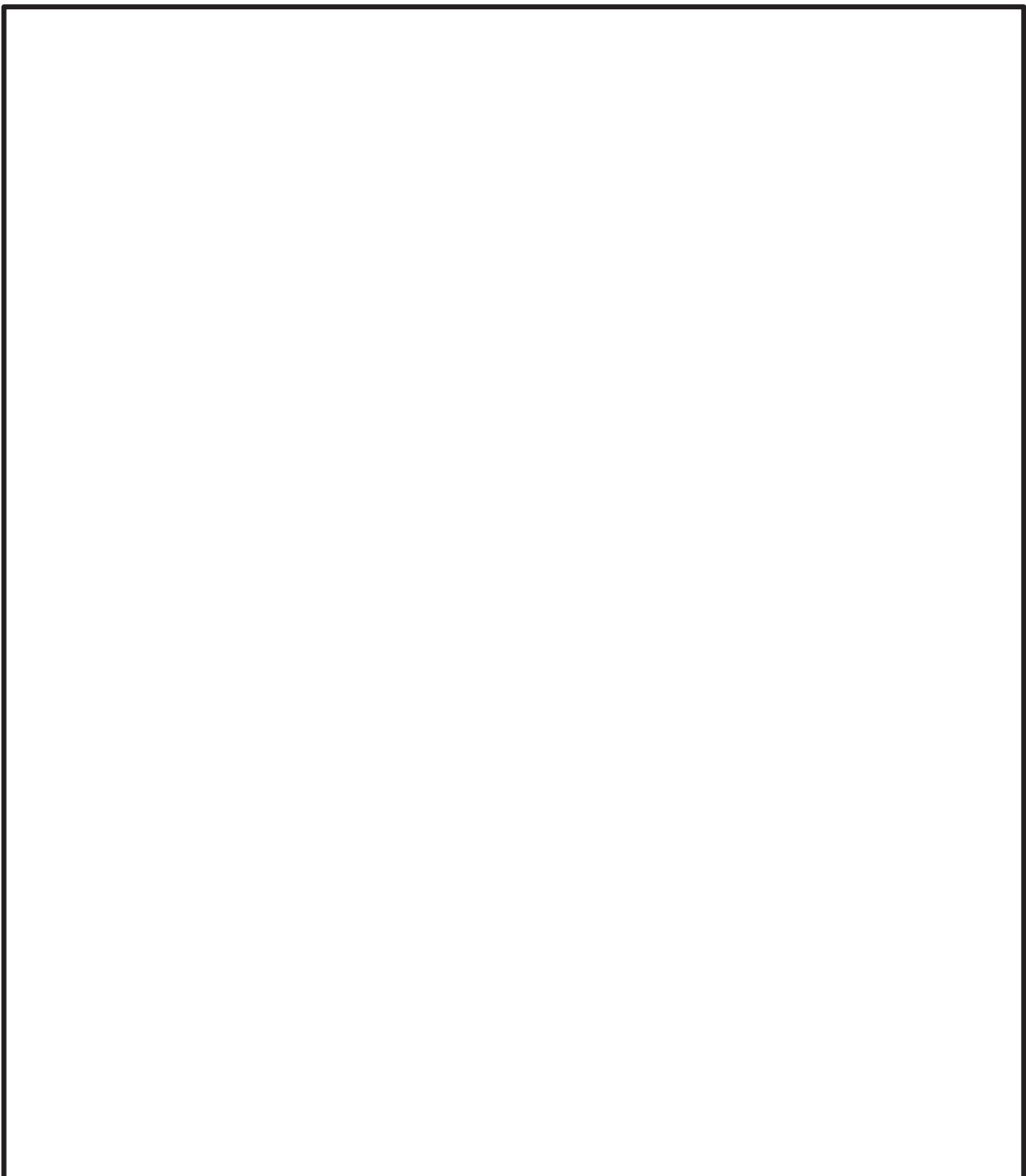
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



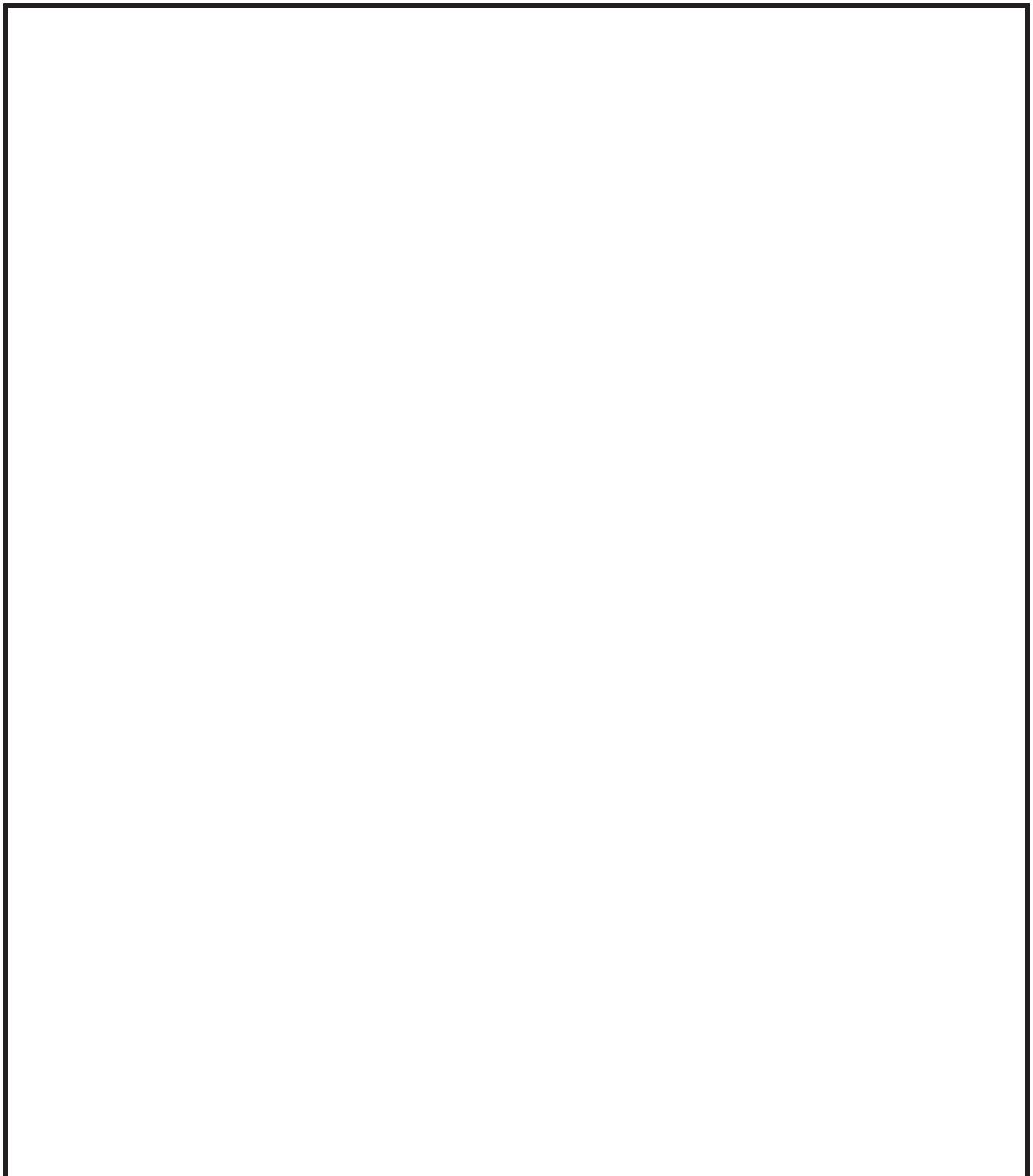
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



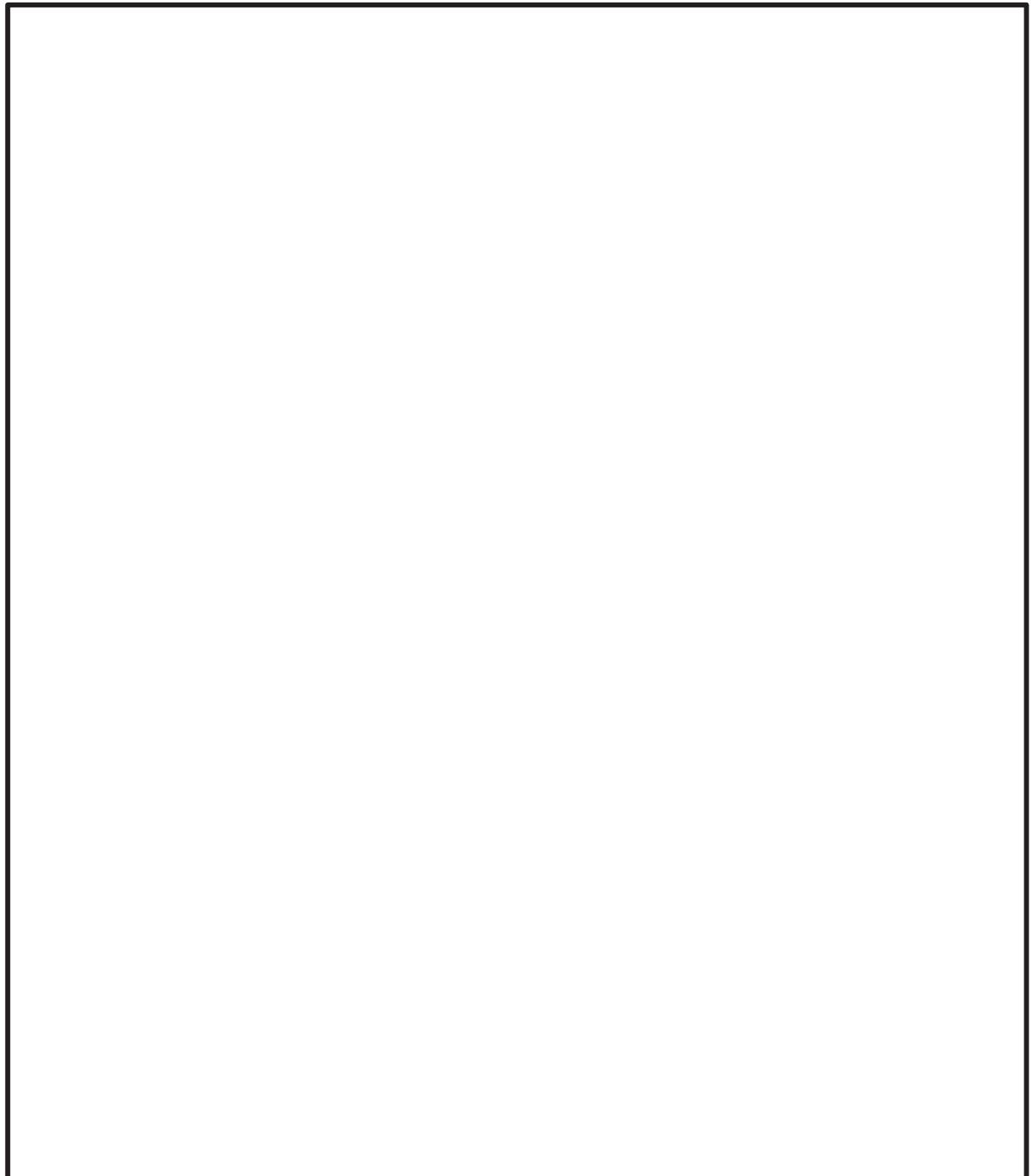
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



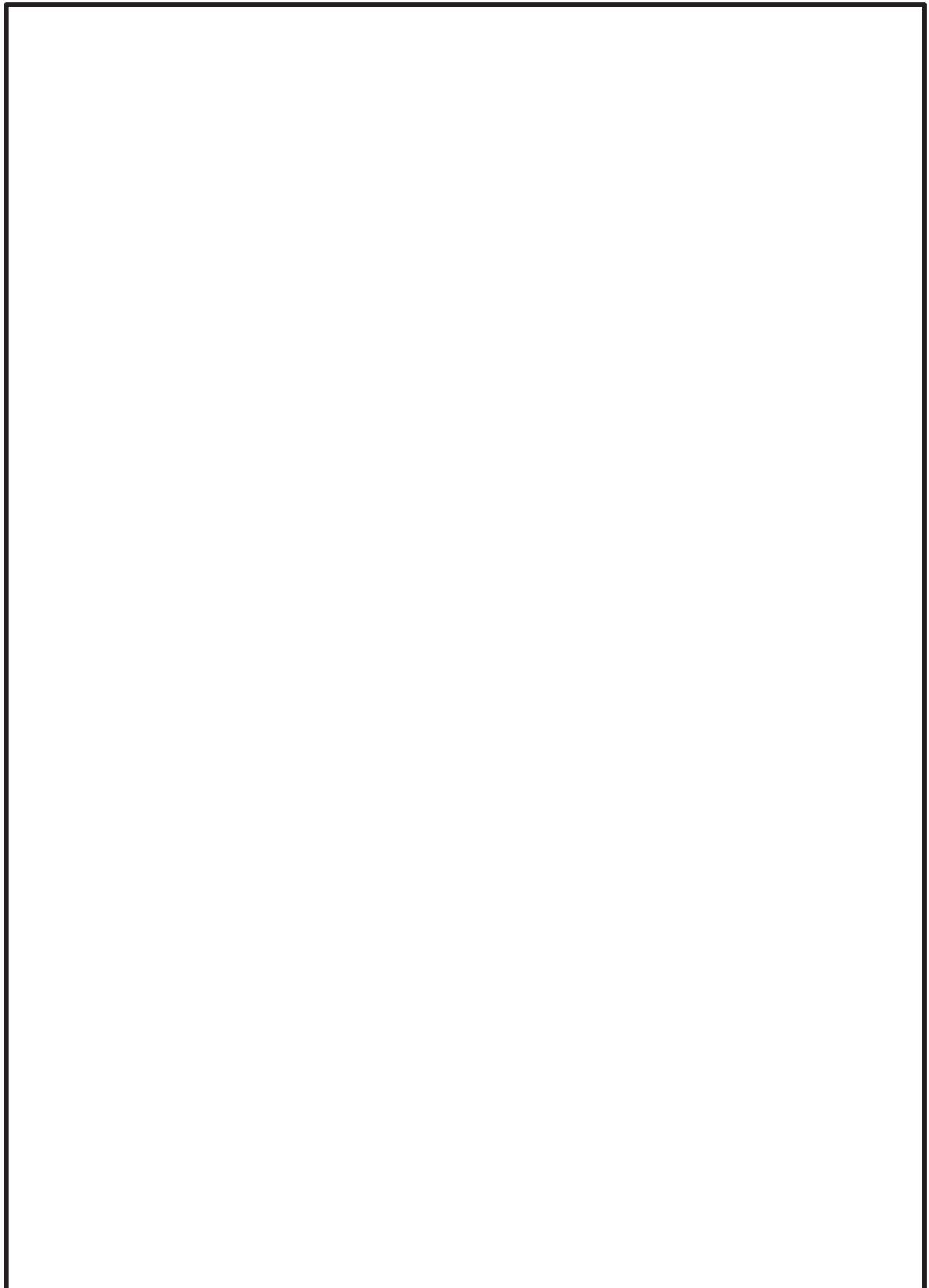
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



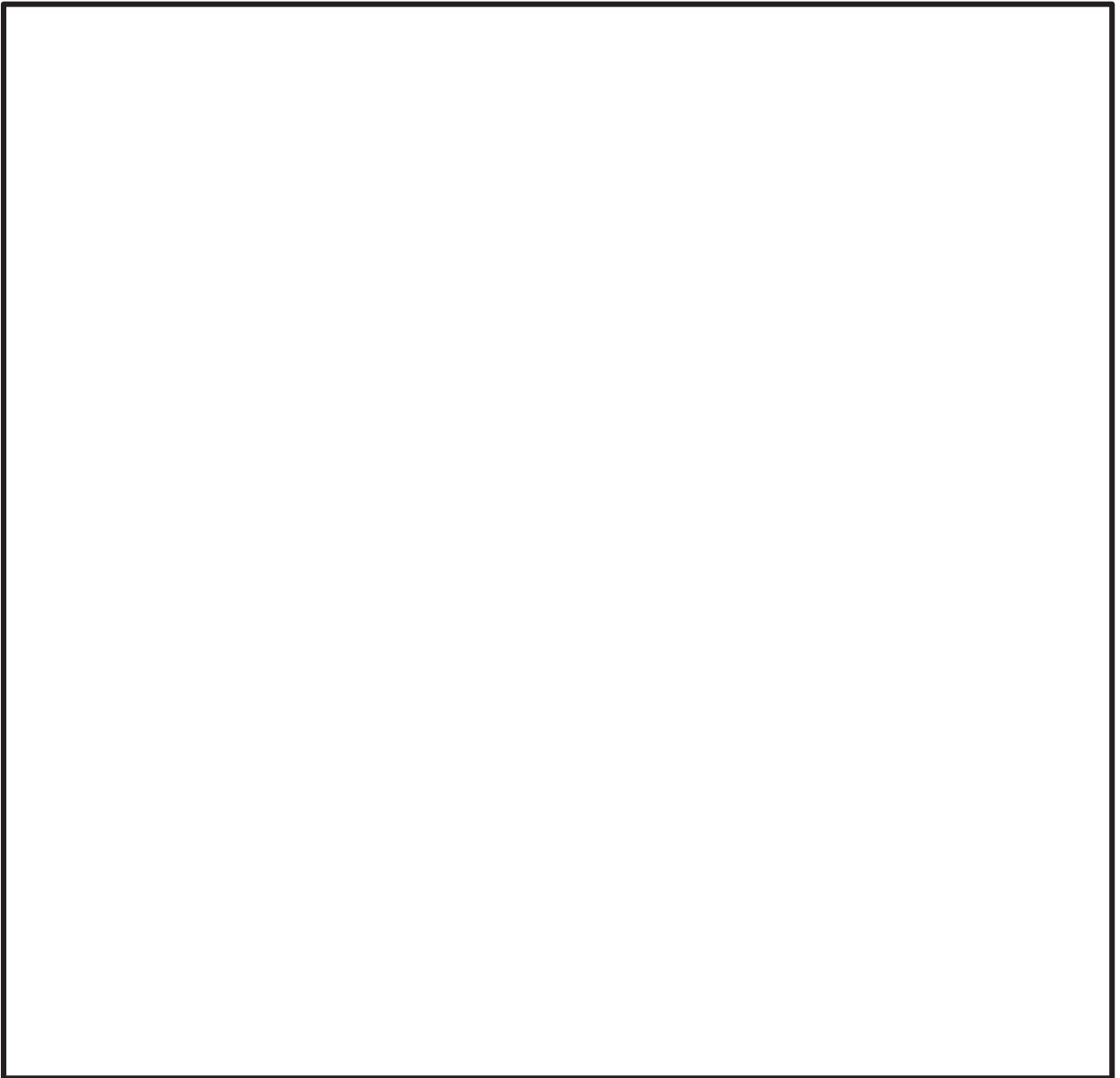
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



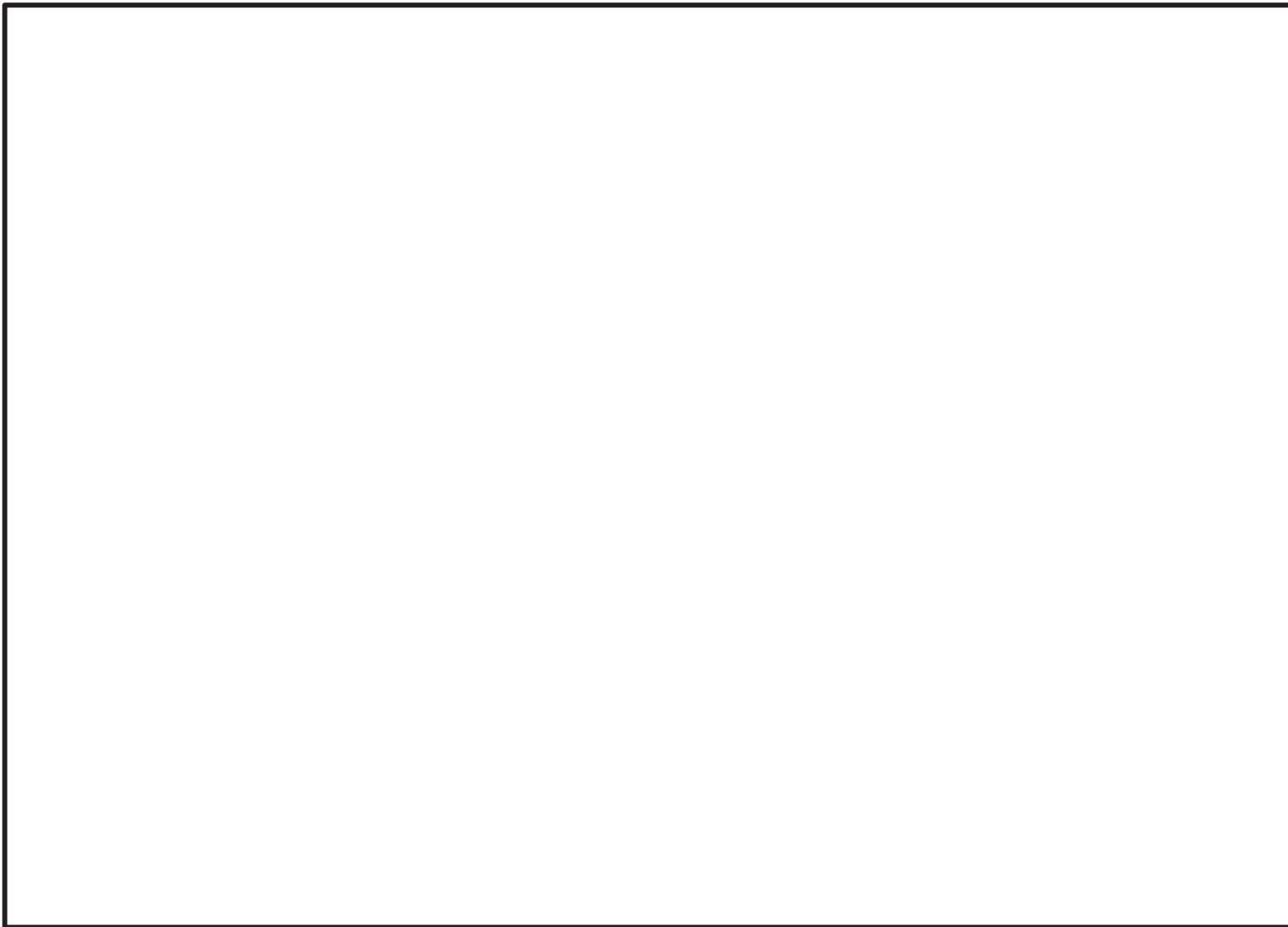
株囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



株囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

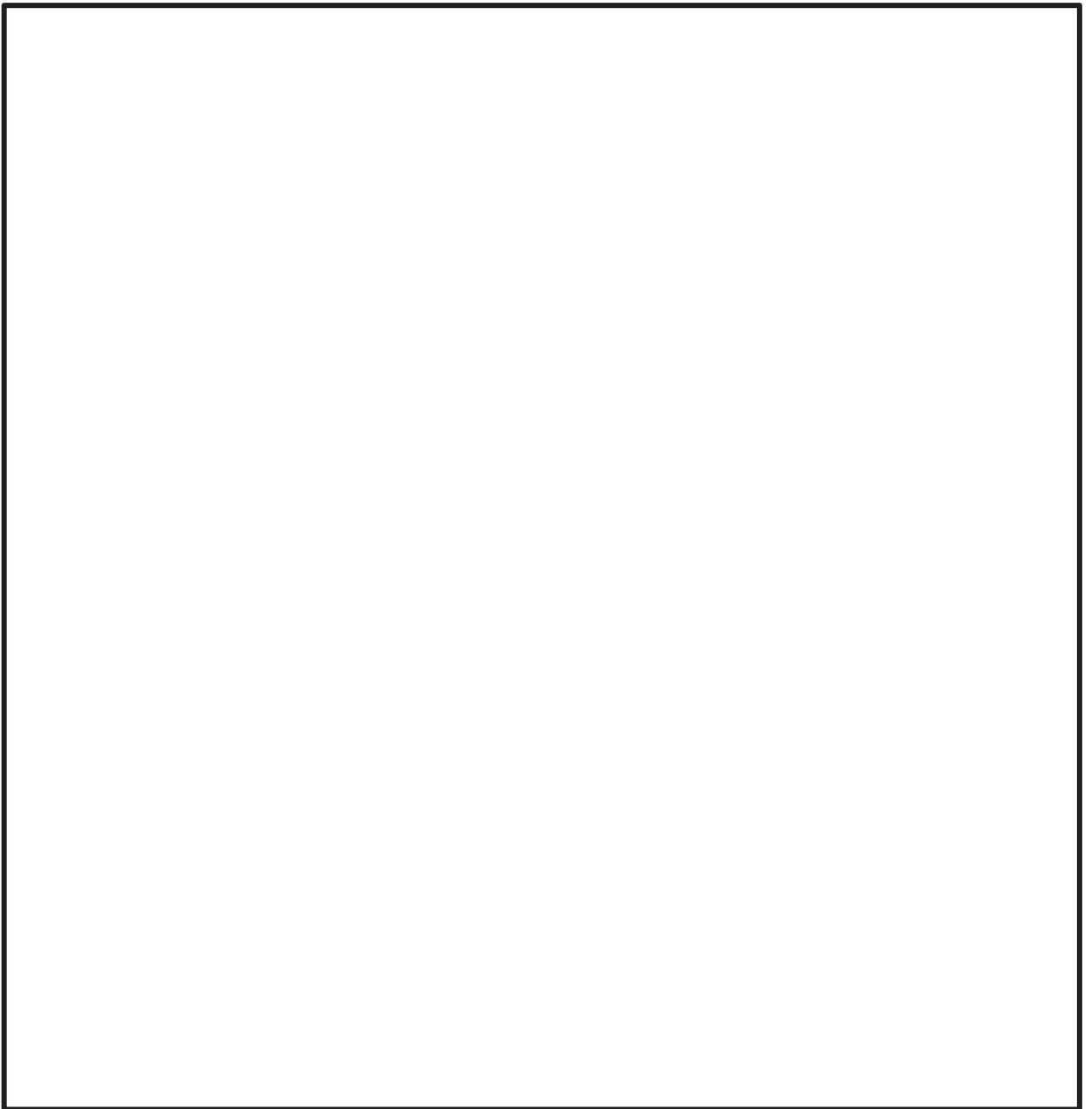


株囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

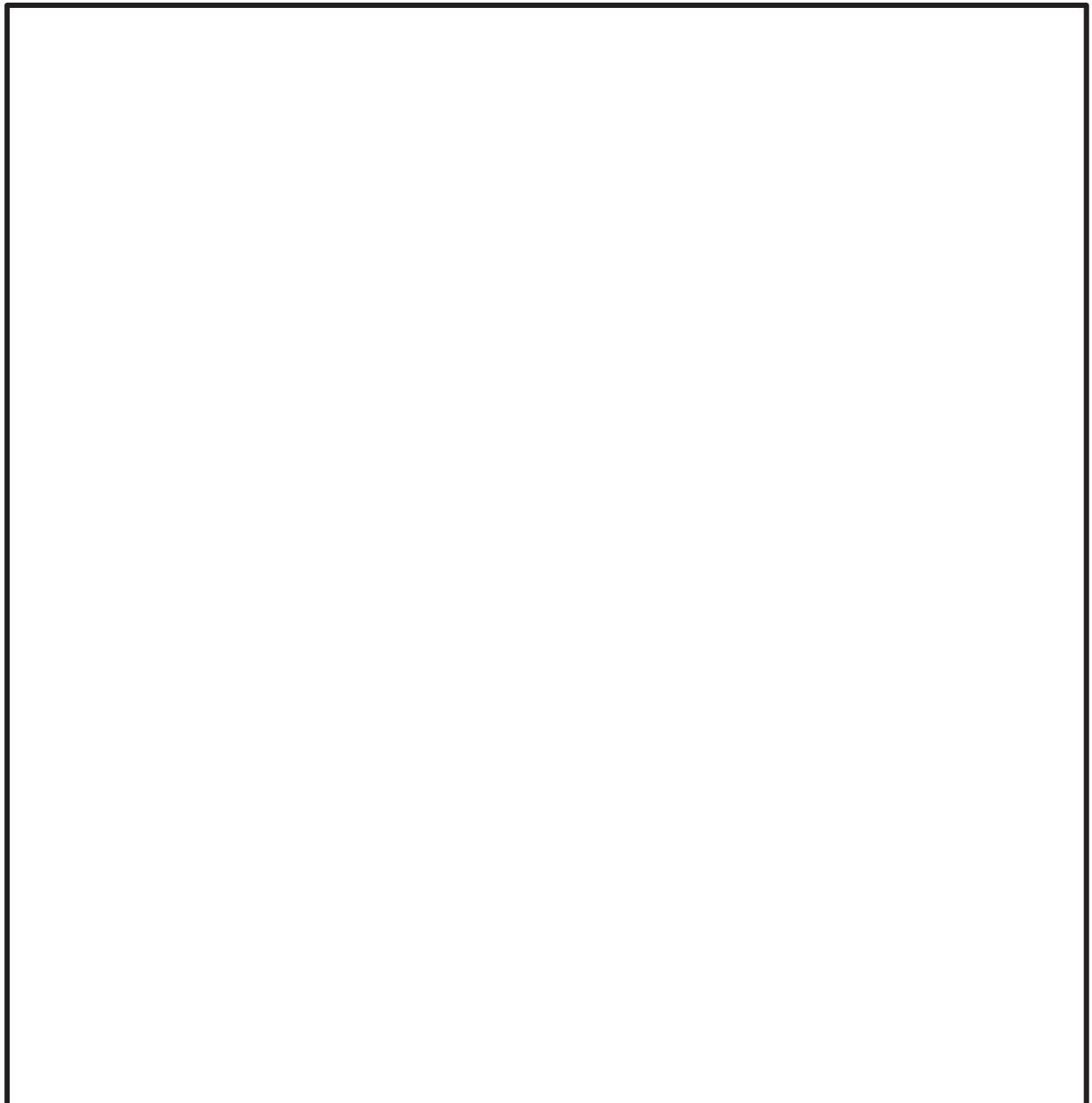
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



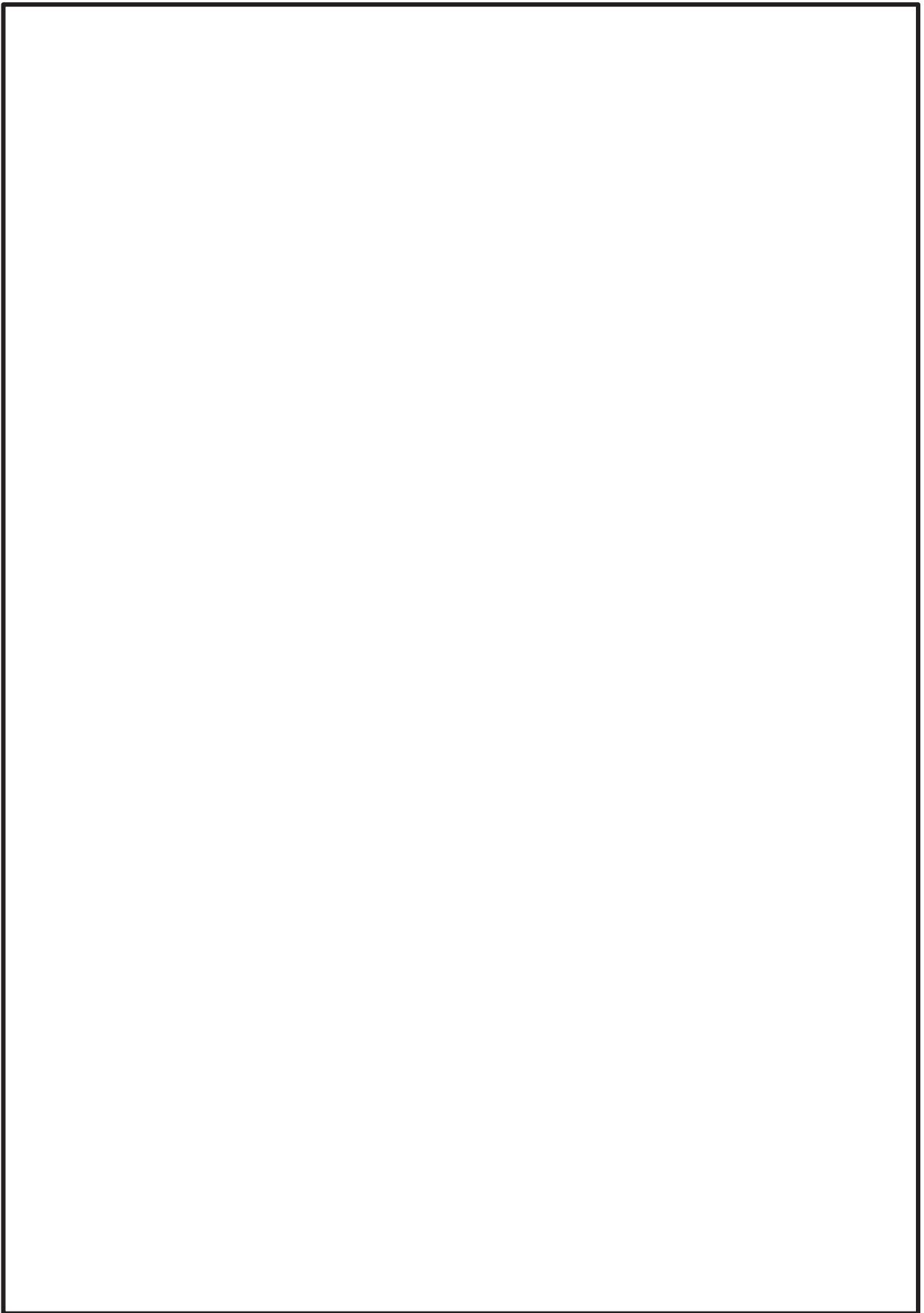
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

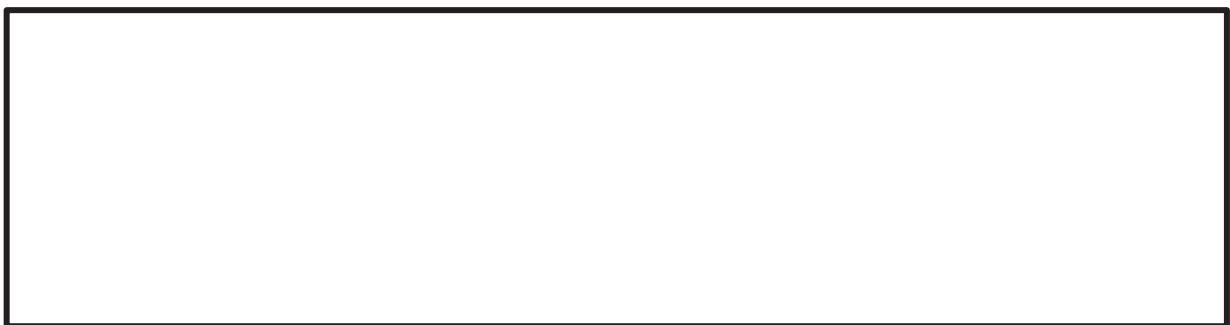


枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

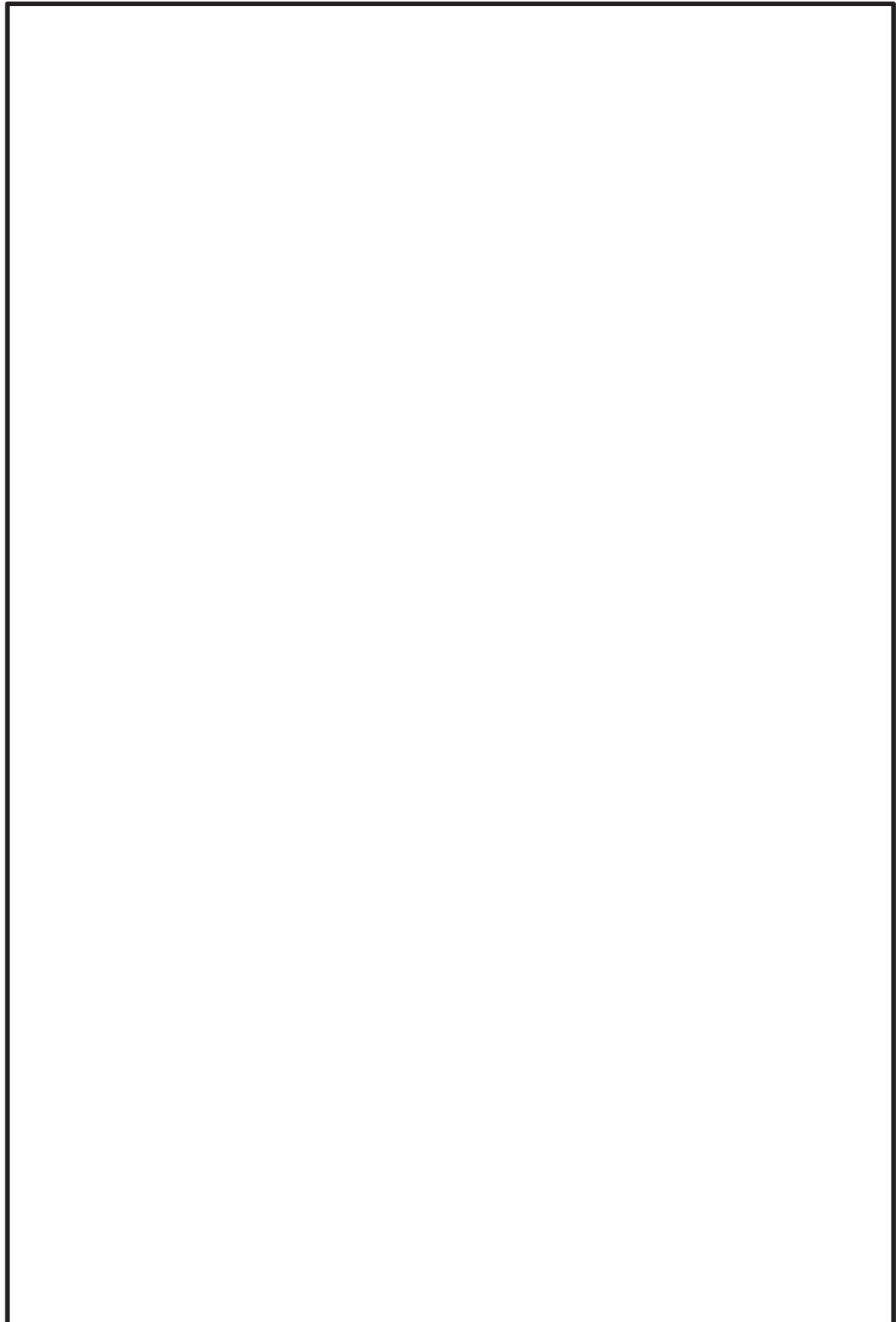


枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

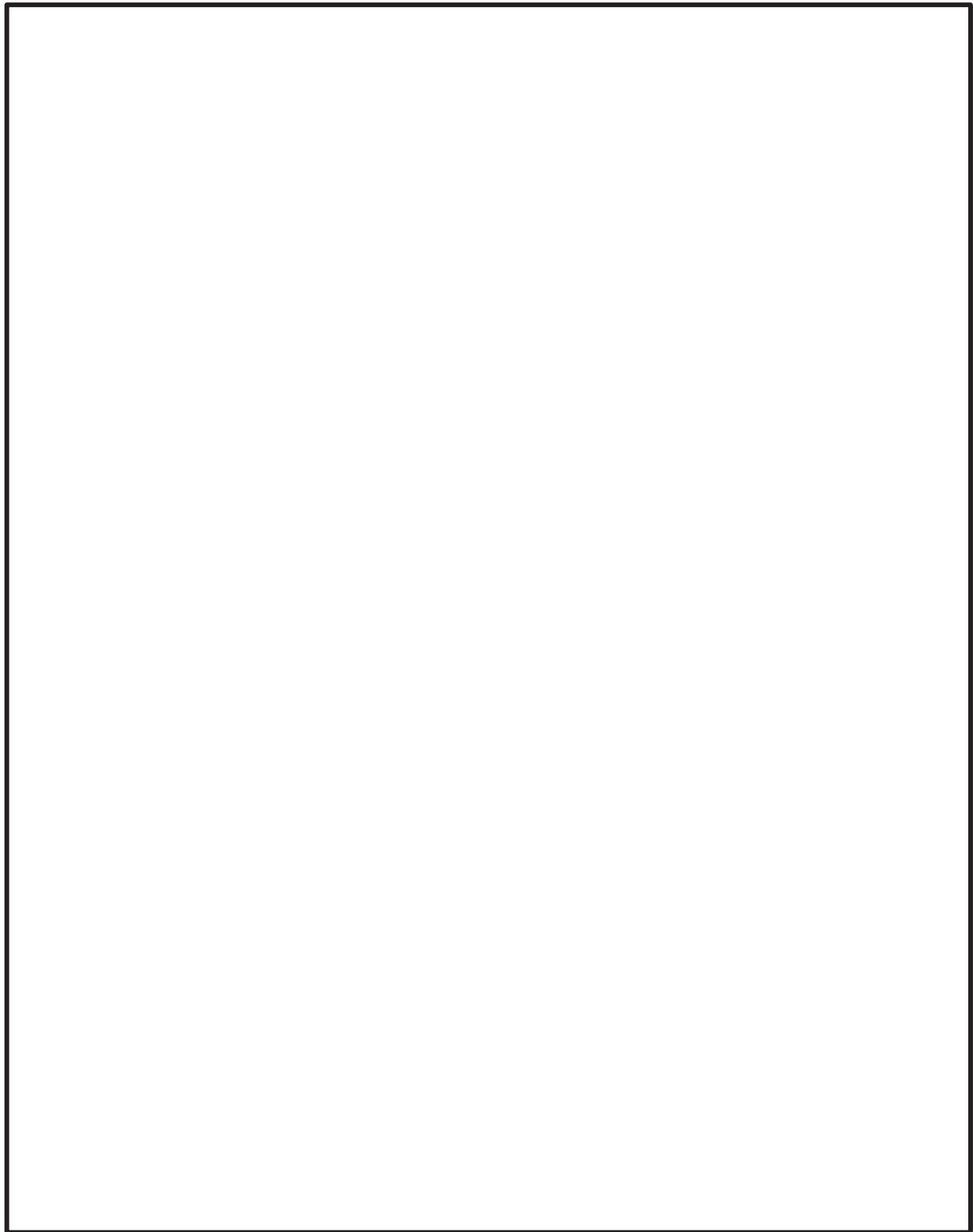




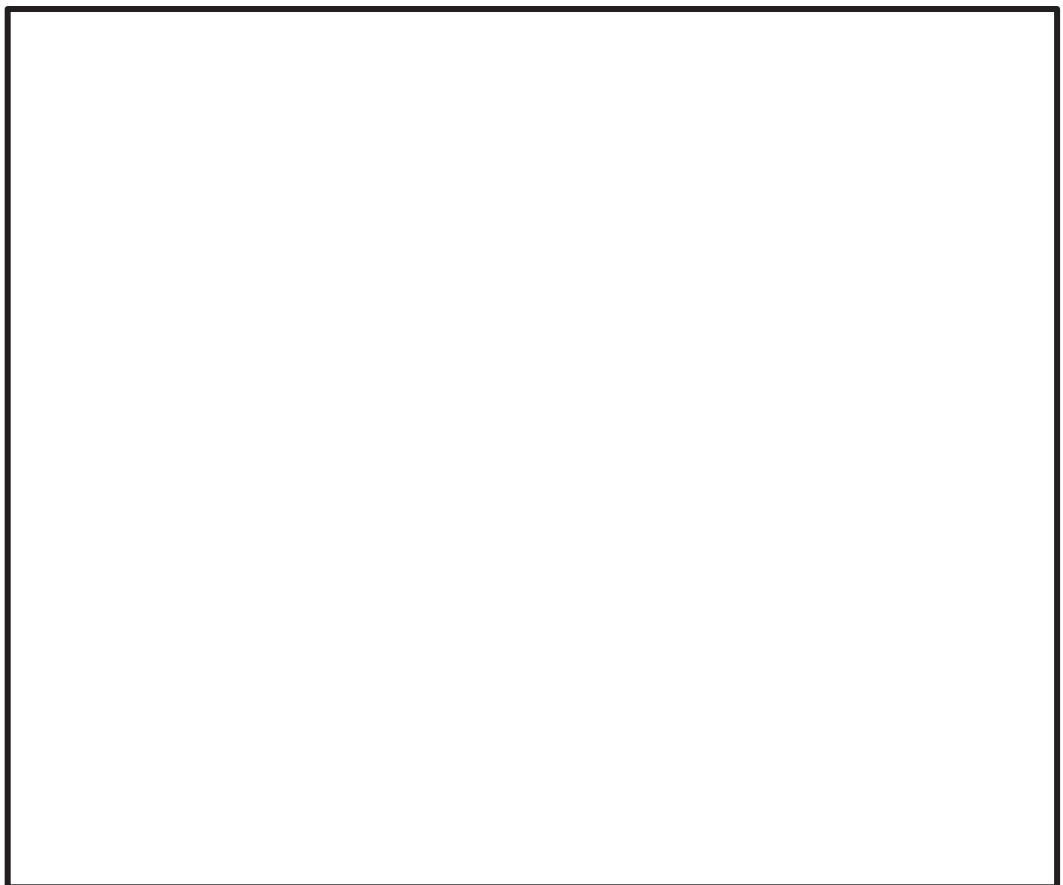
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



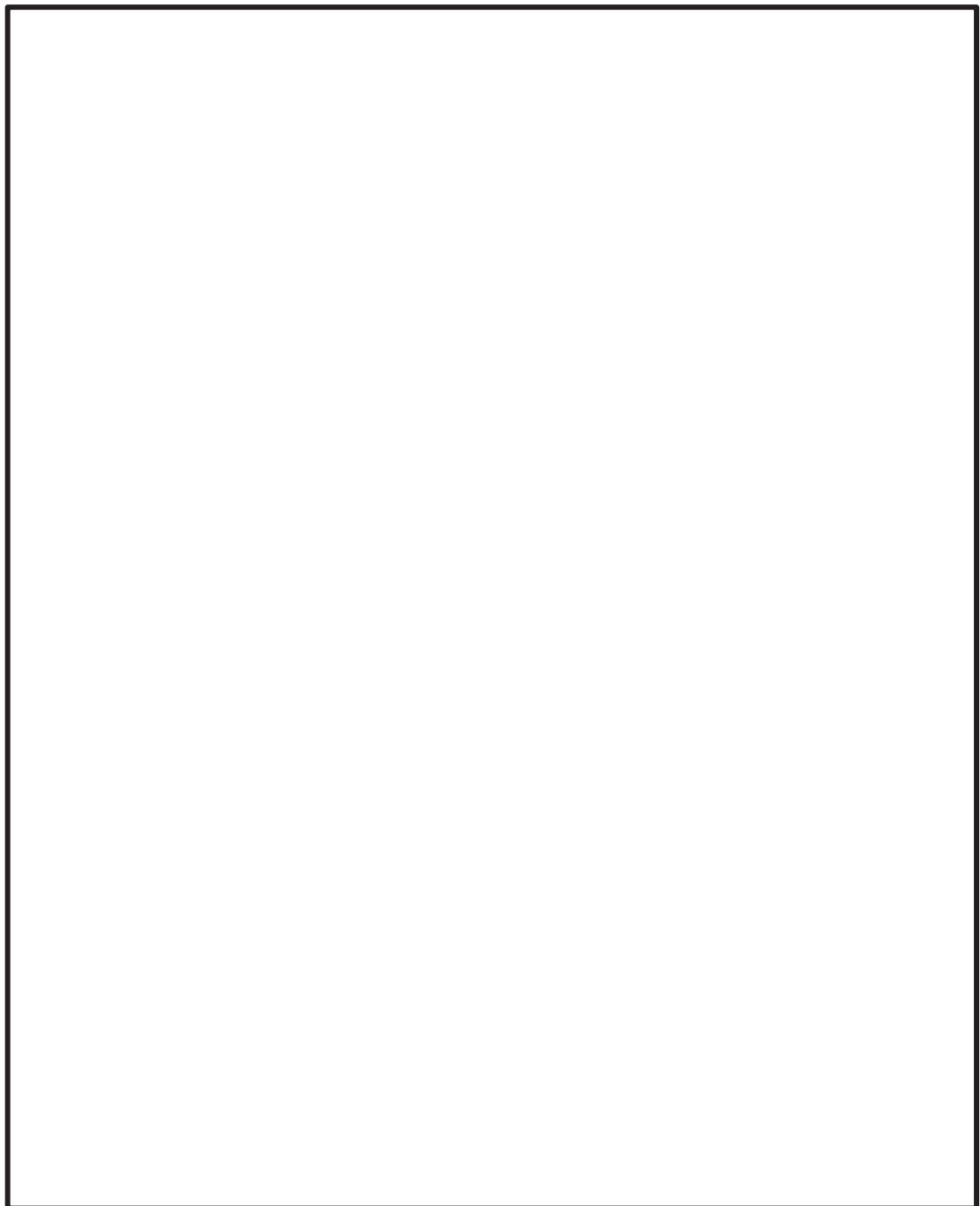
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



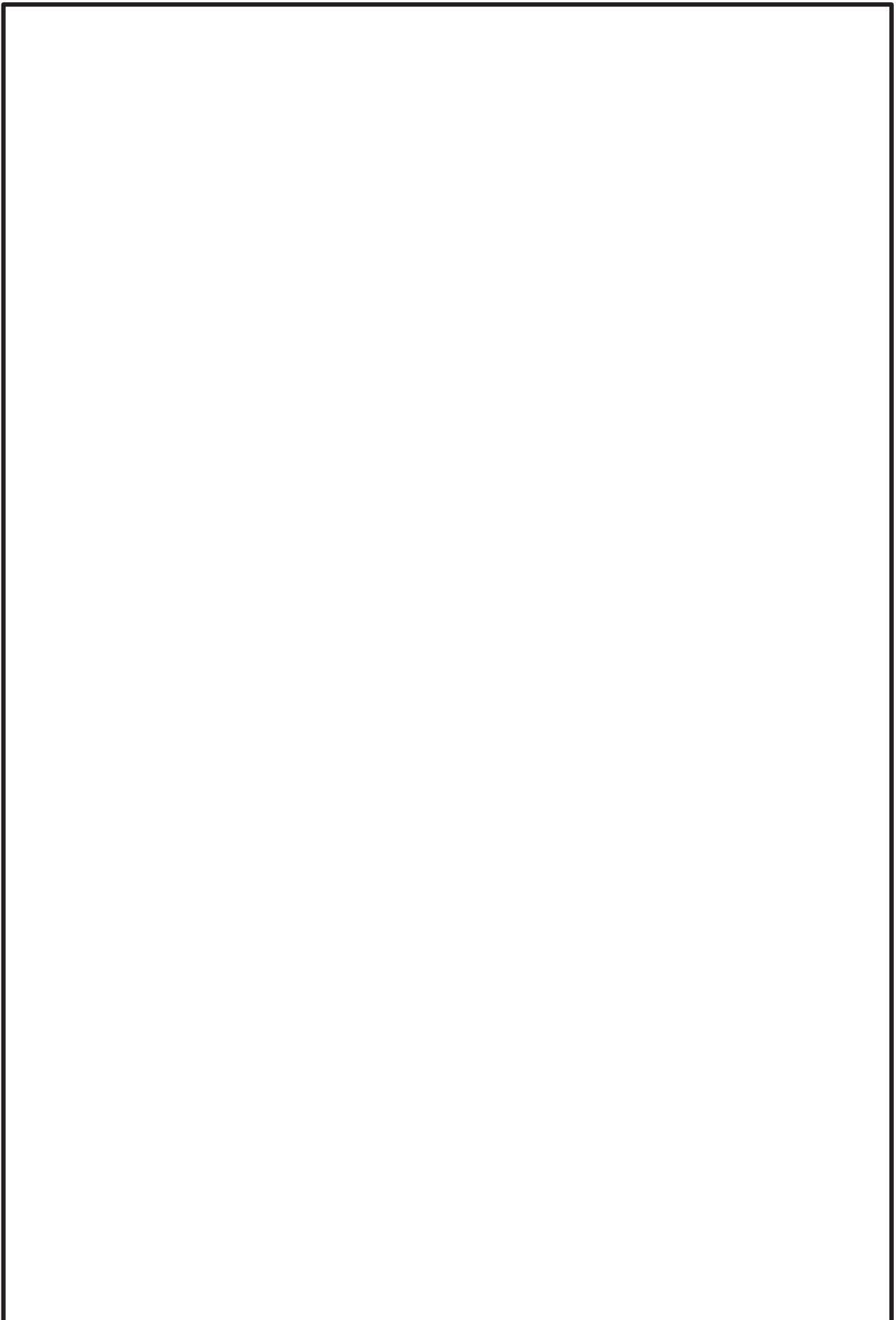
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



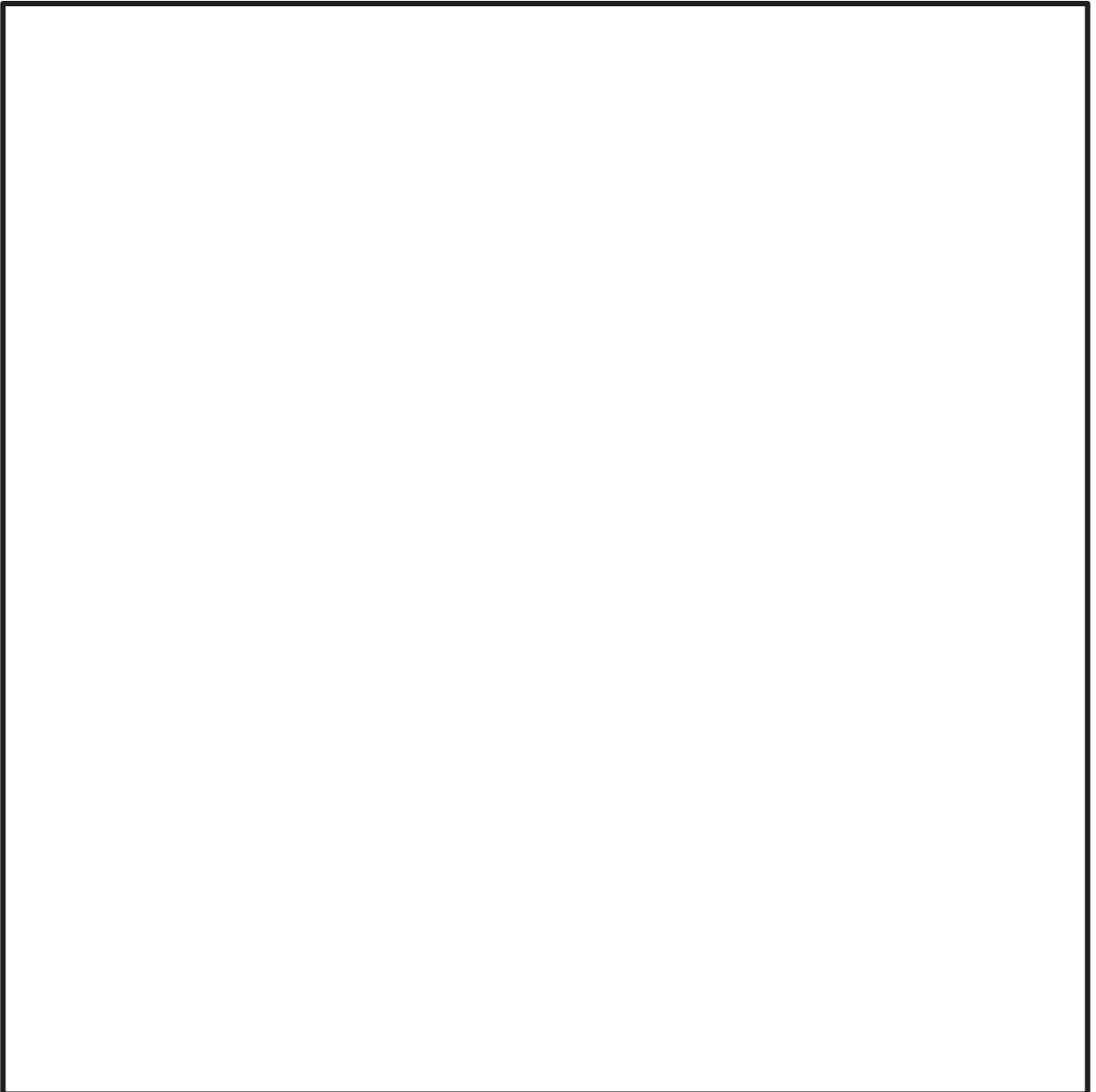
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



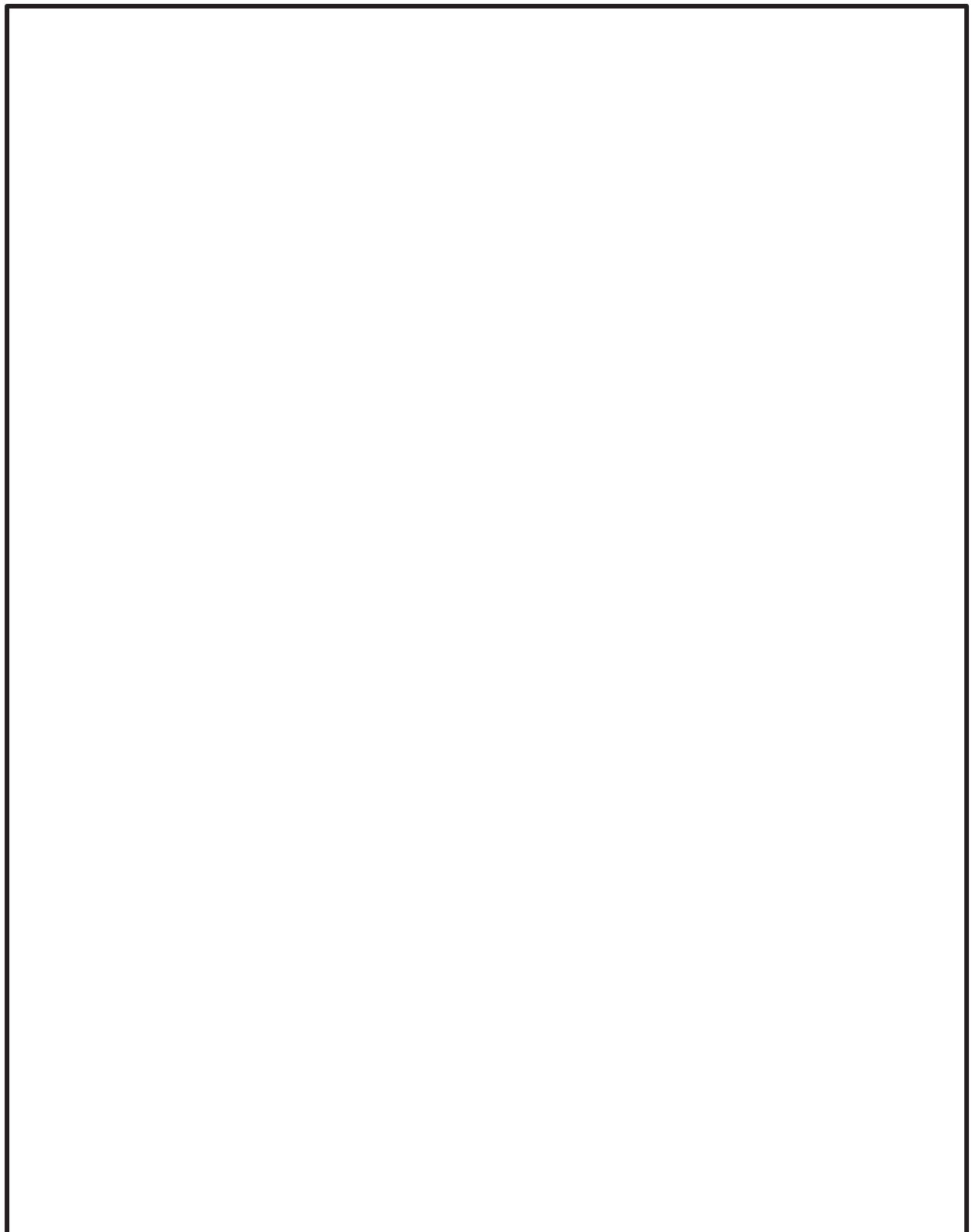
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



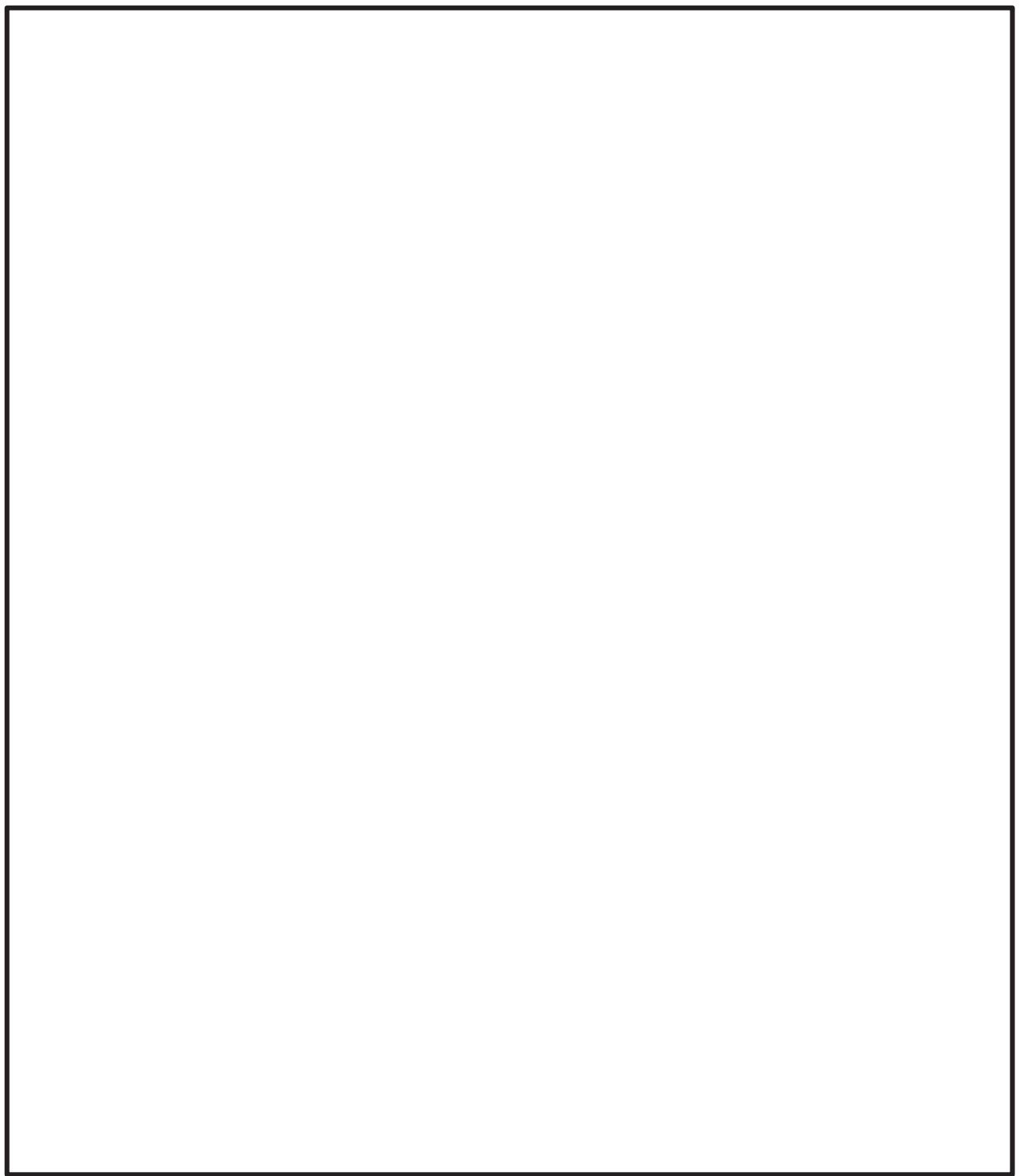
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

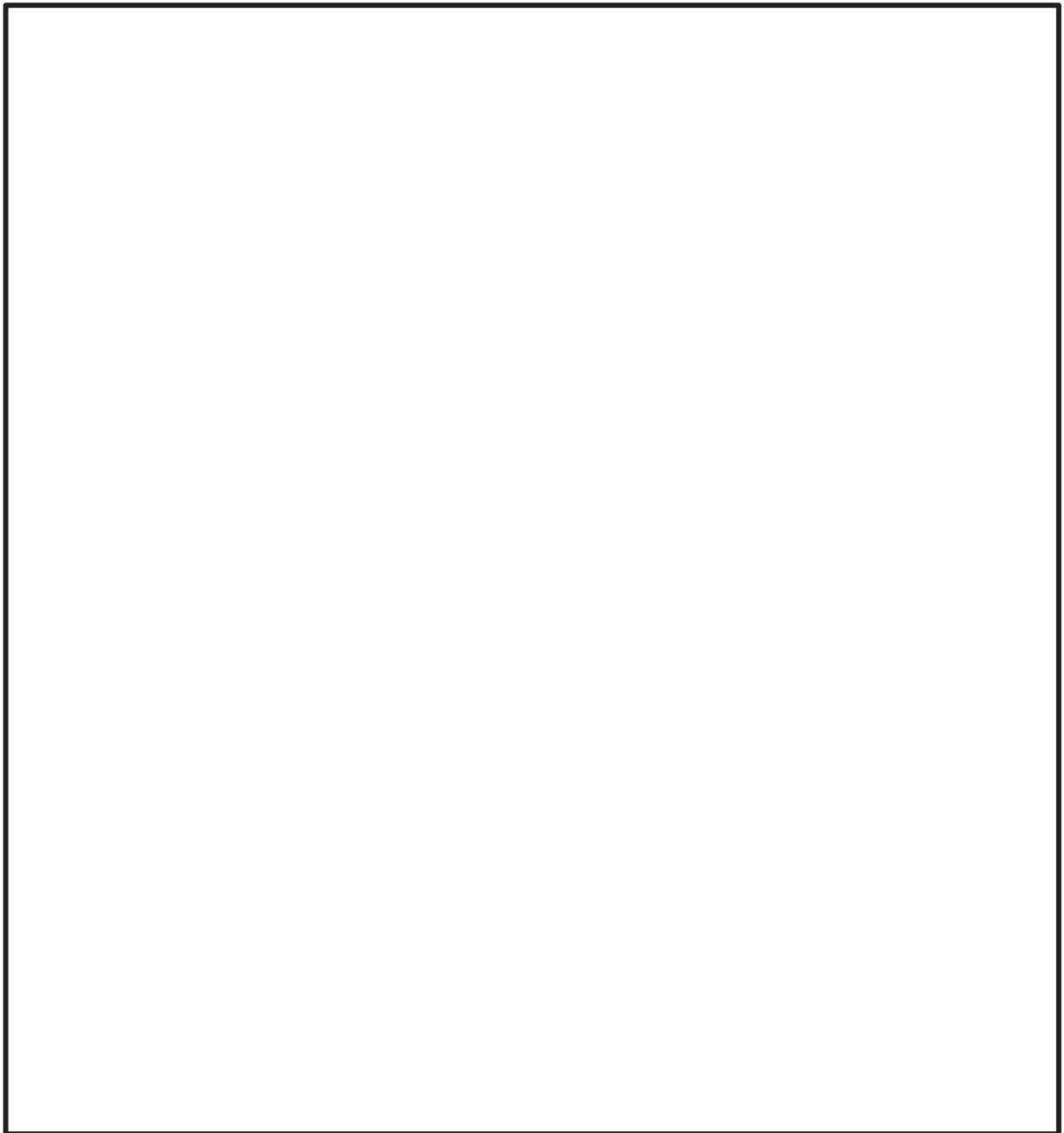


枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

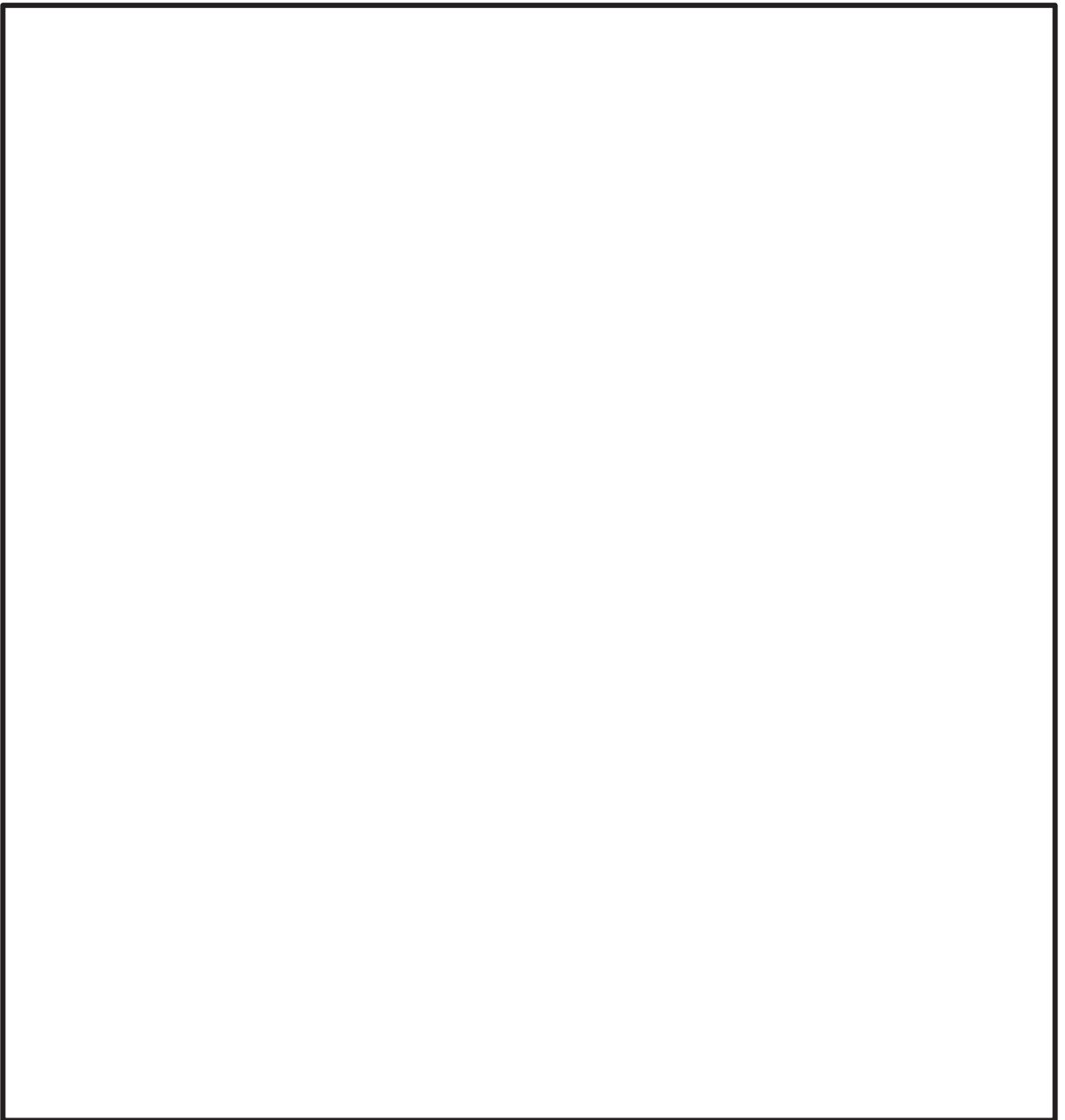
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



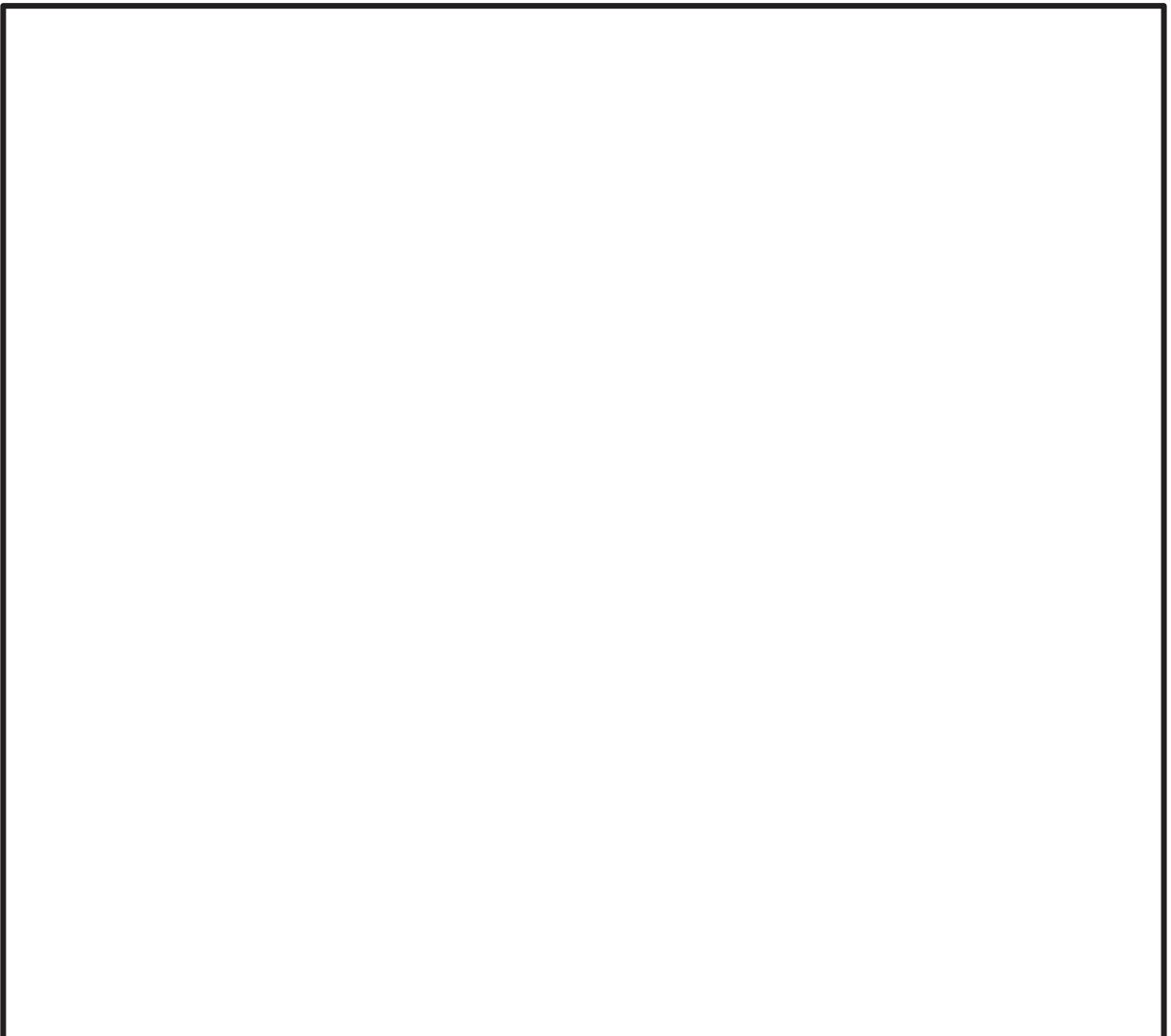
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



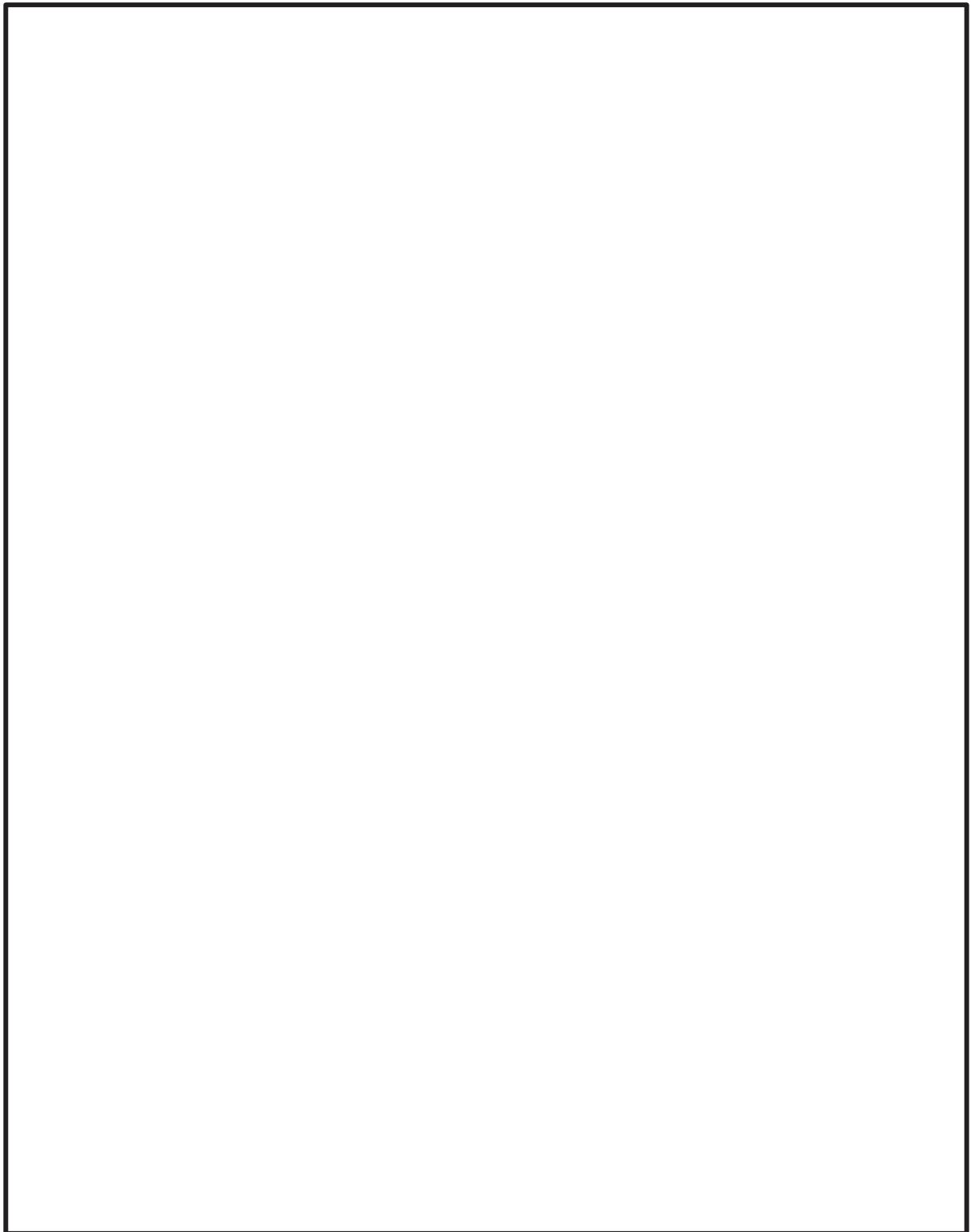
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



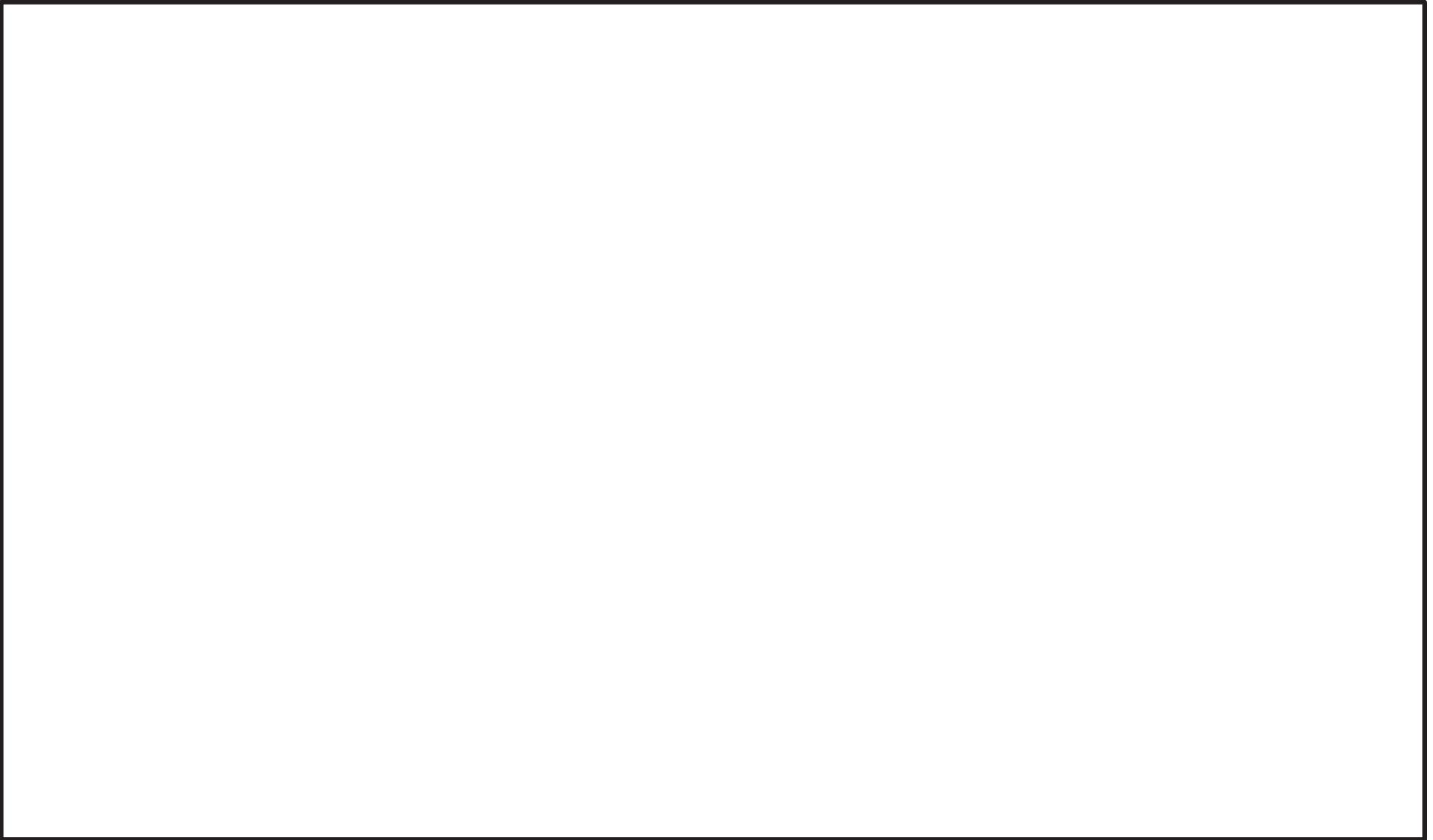
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



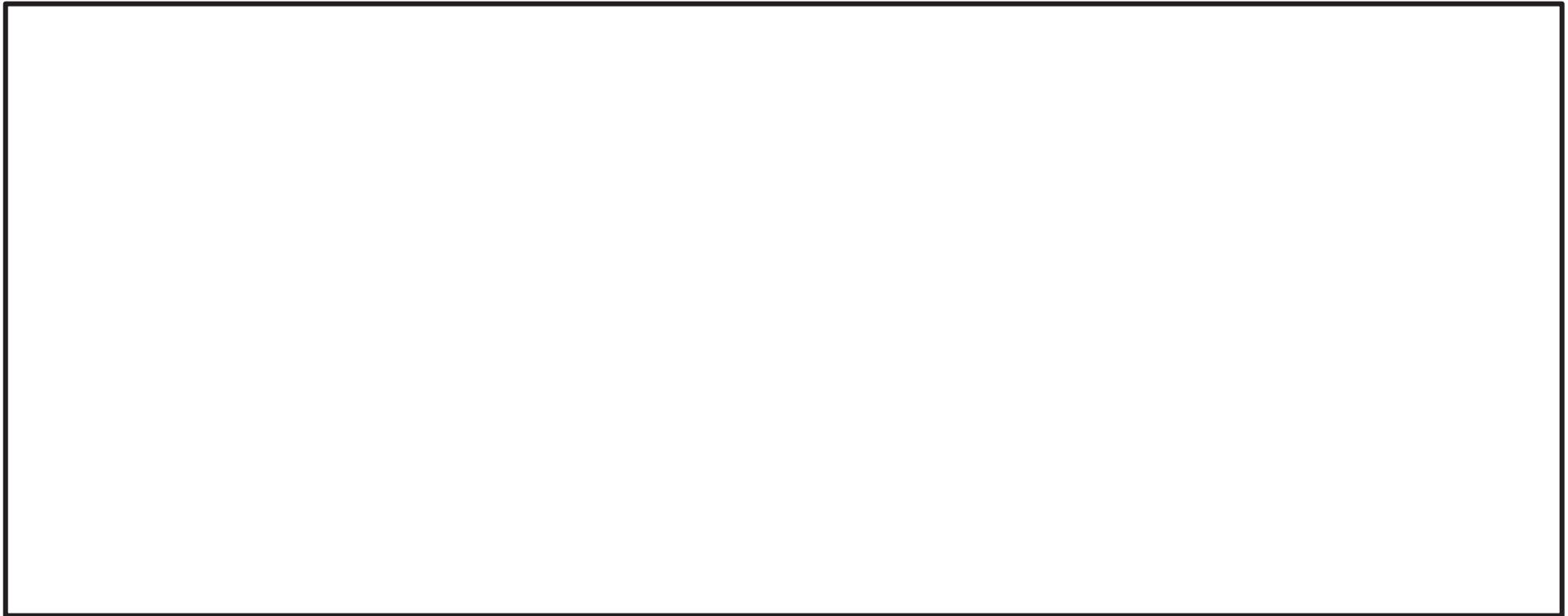
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



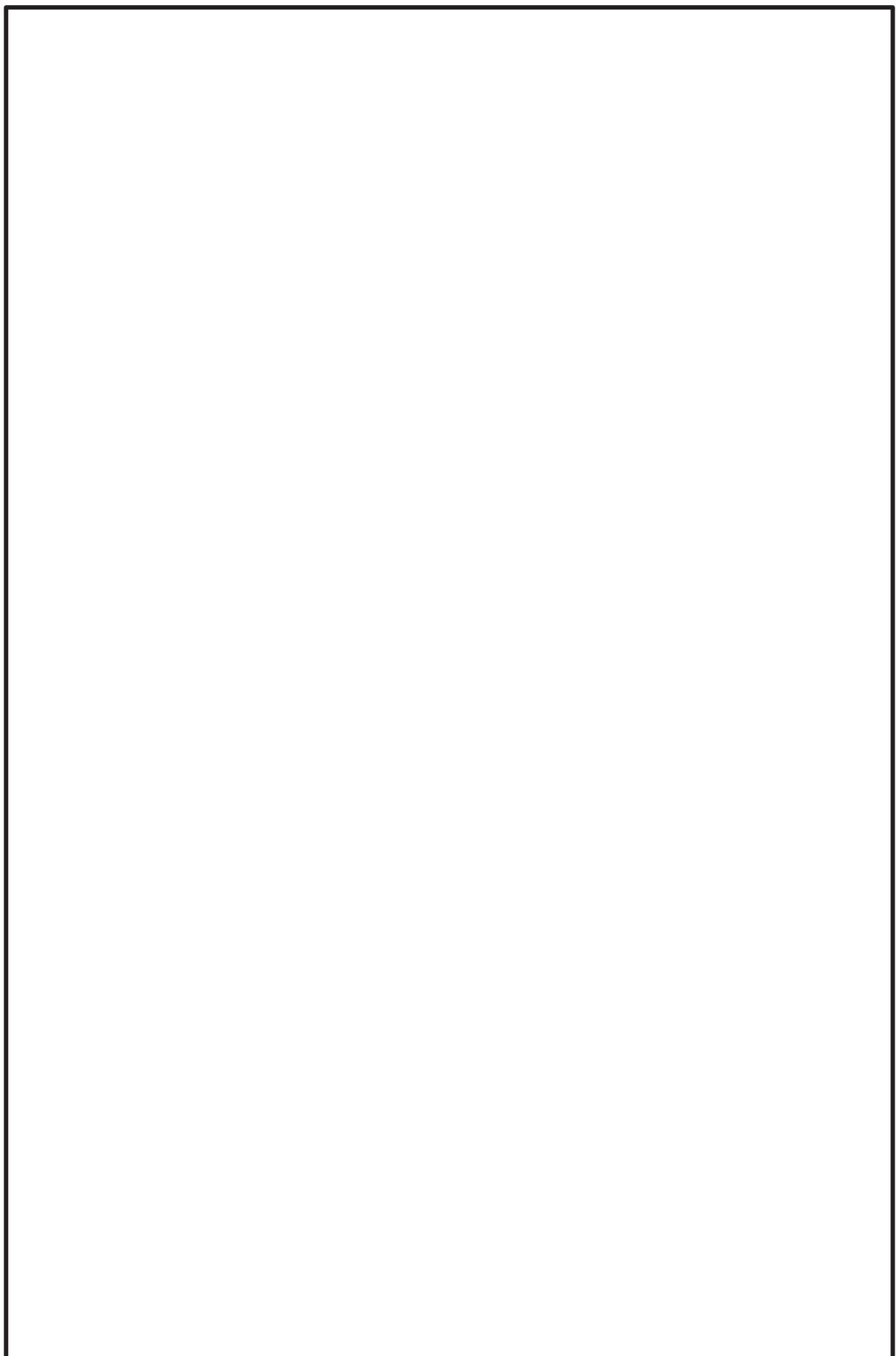
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

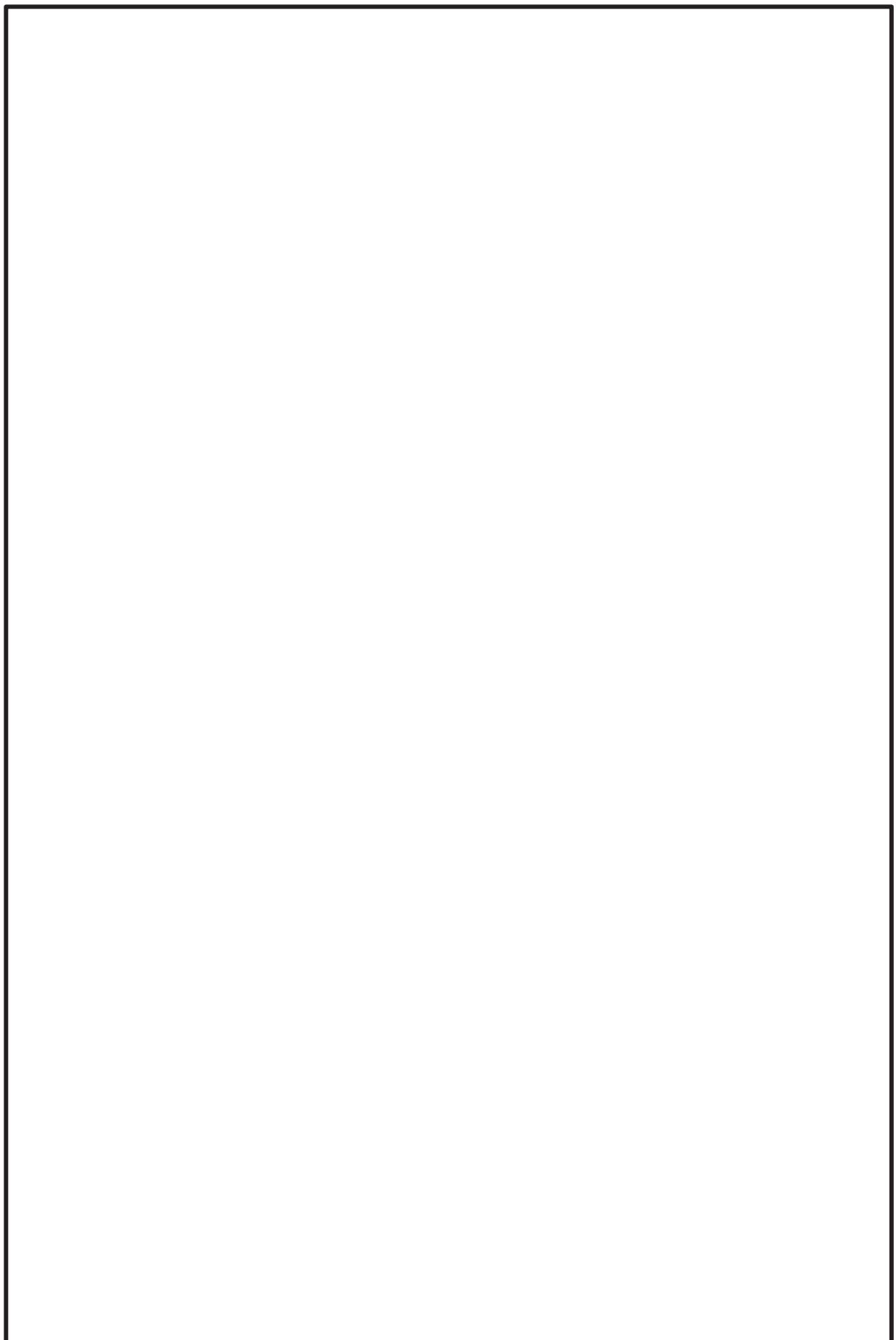


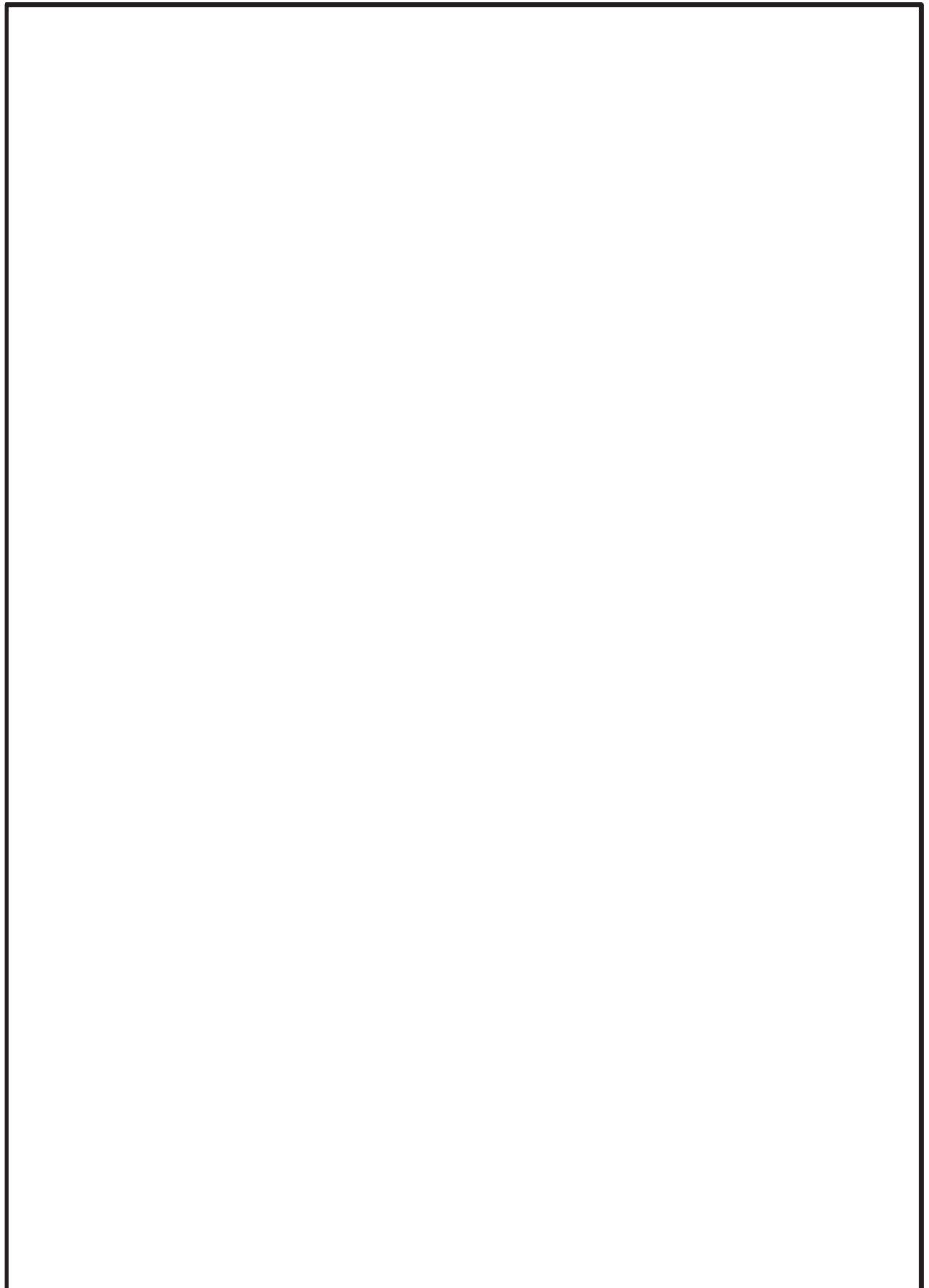
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



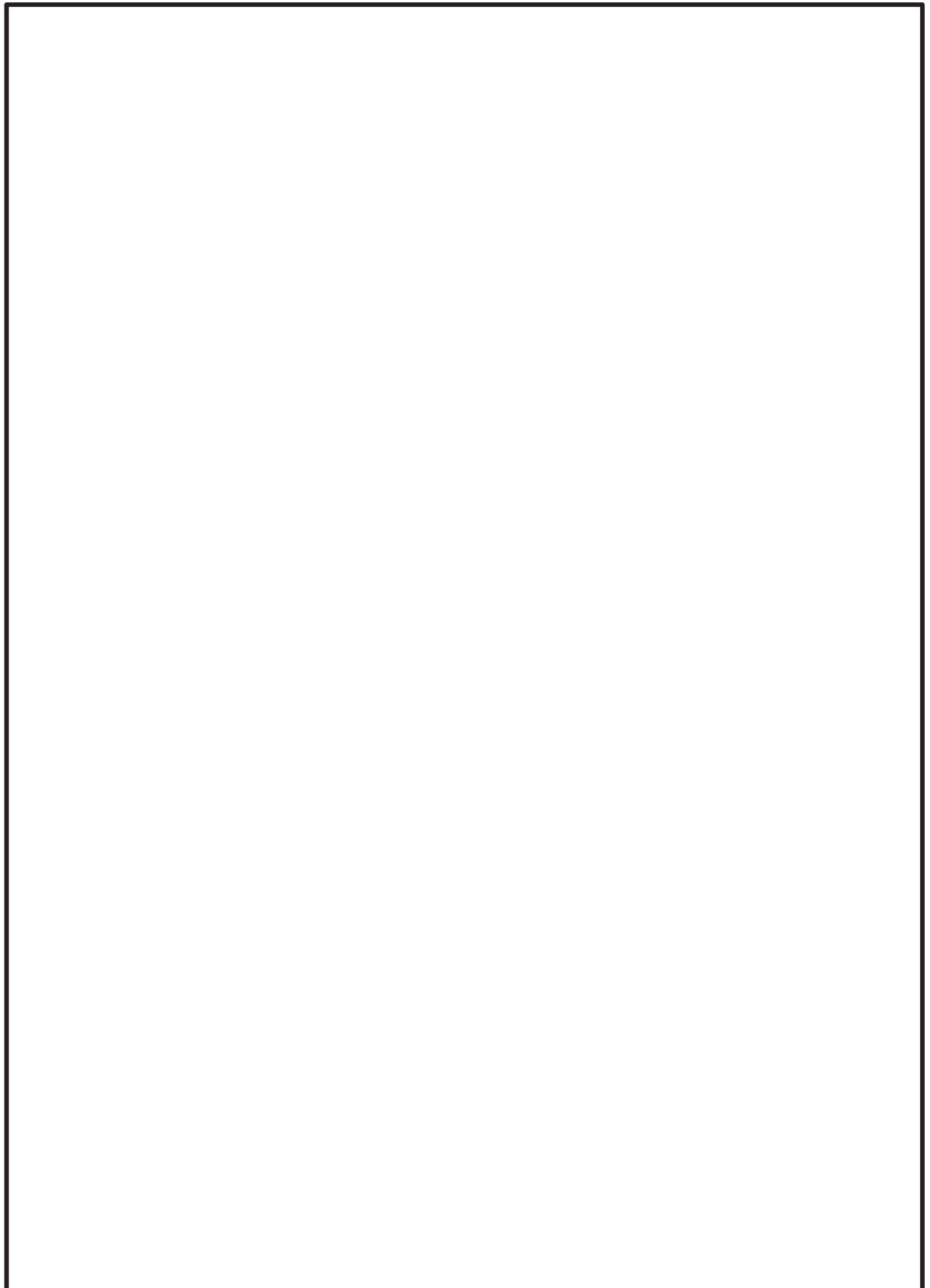
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



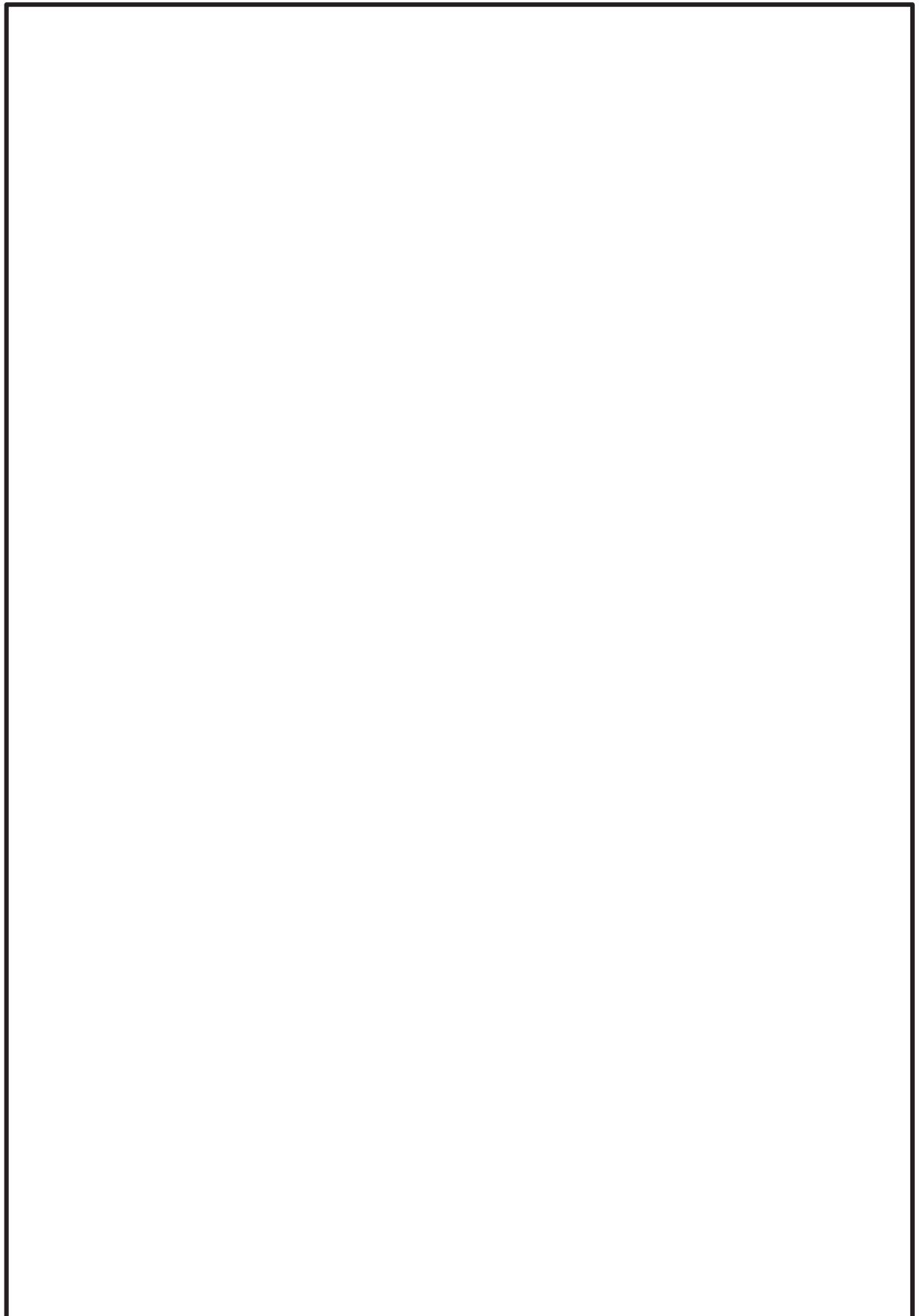




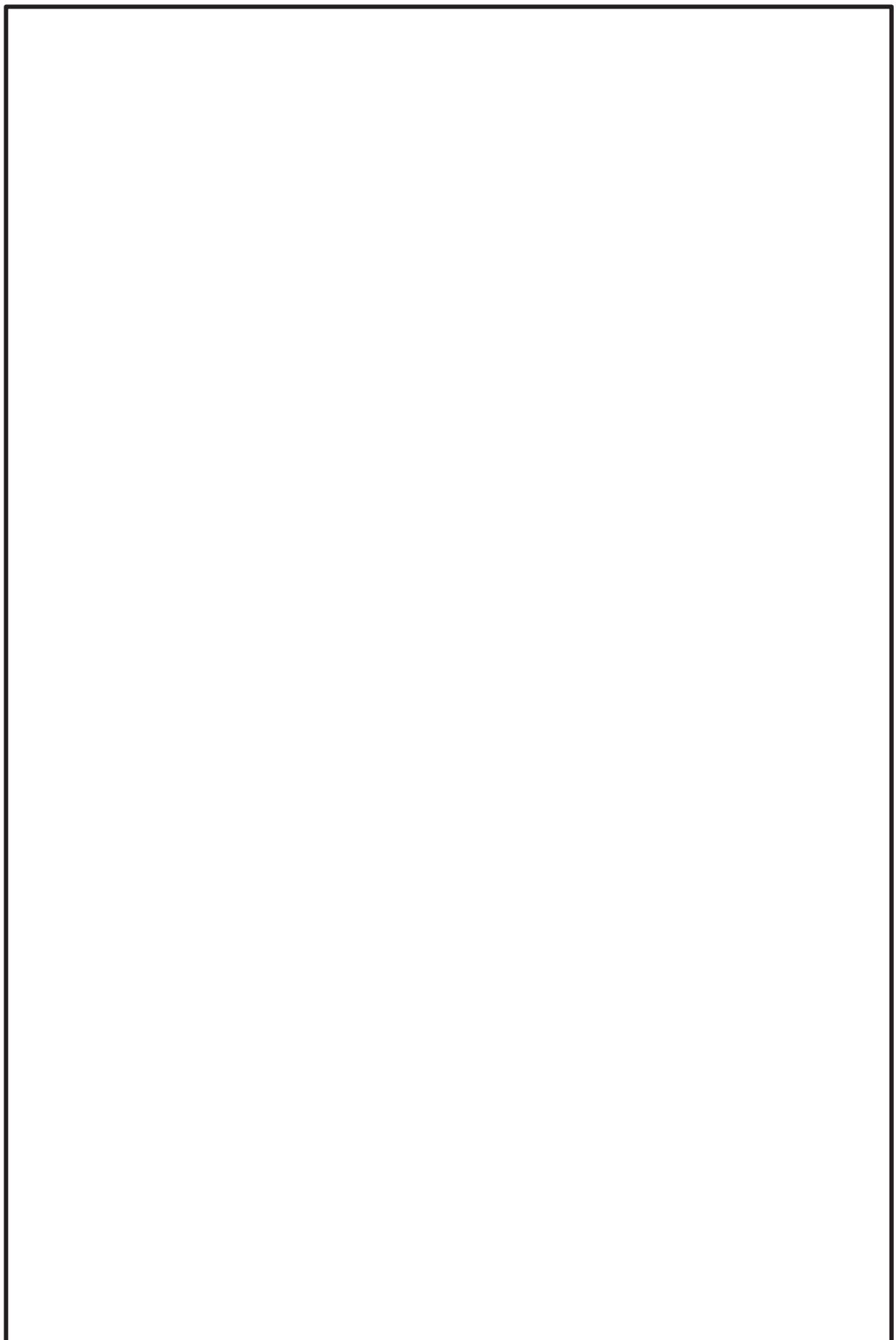
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

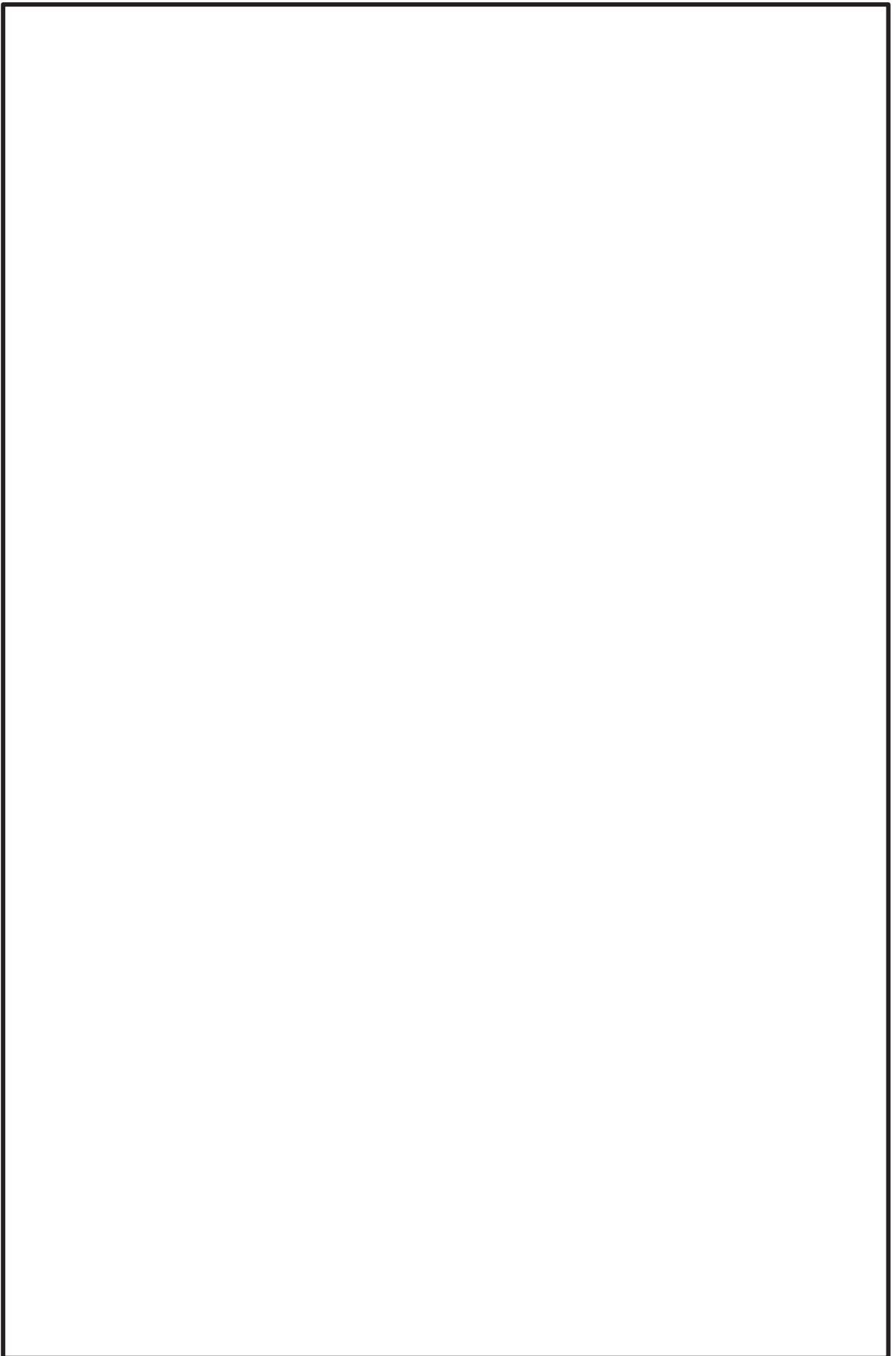


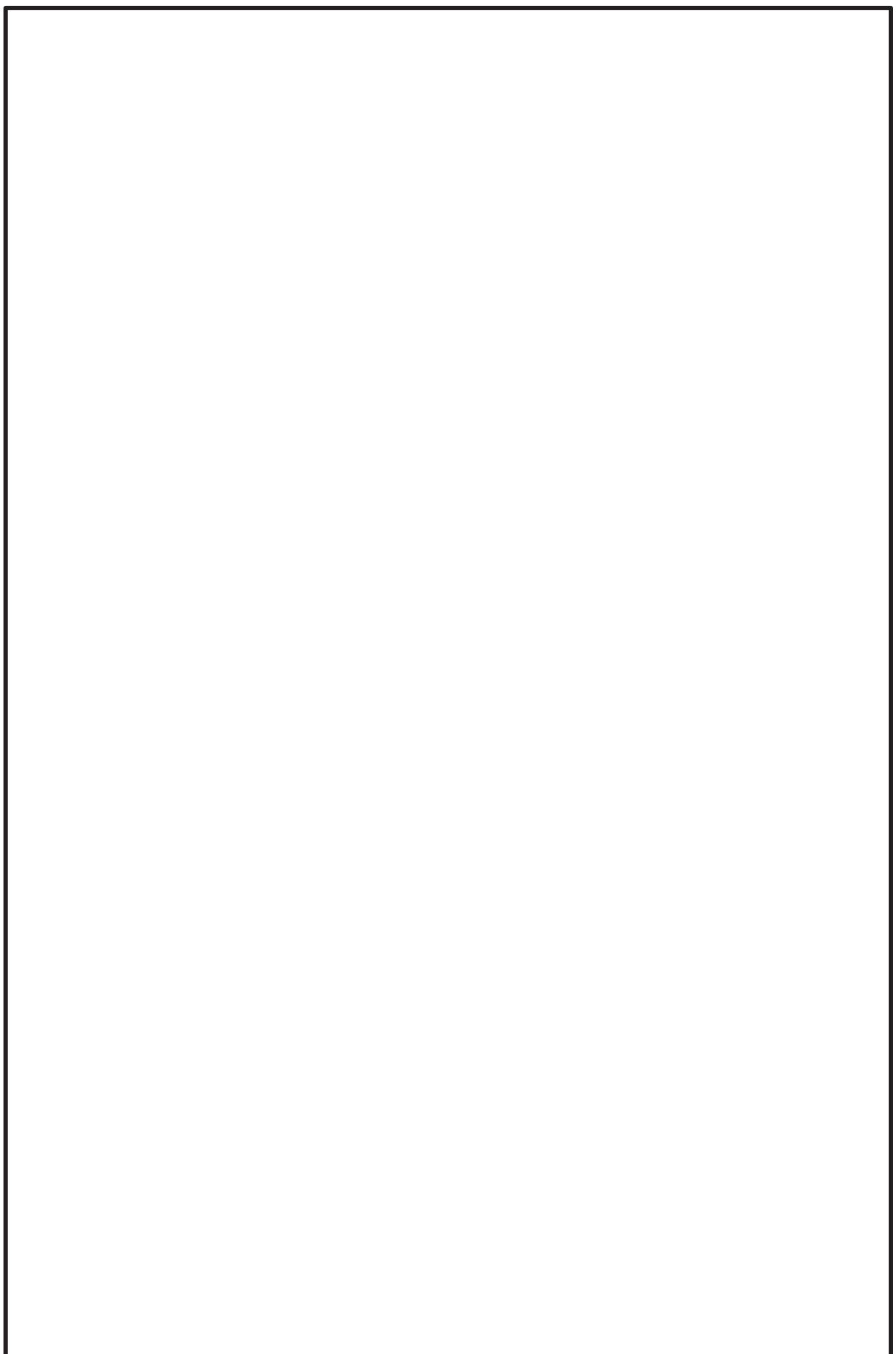
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

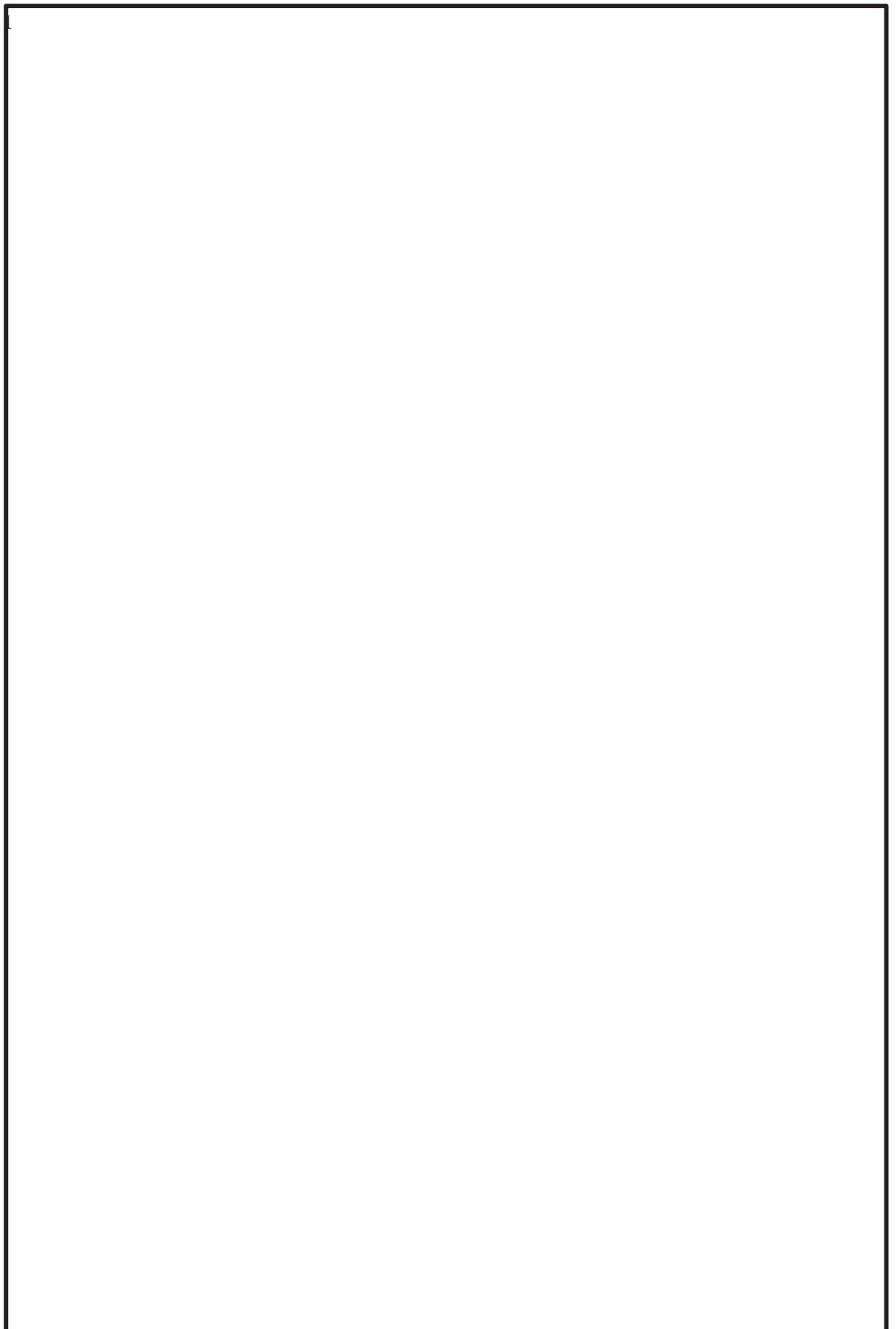


枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

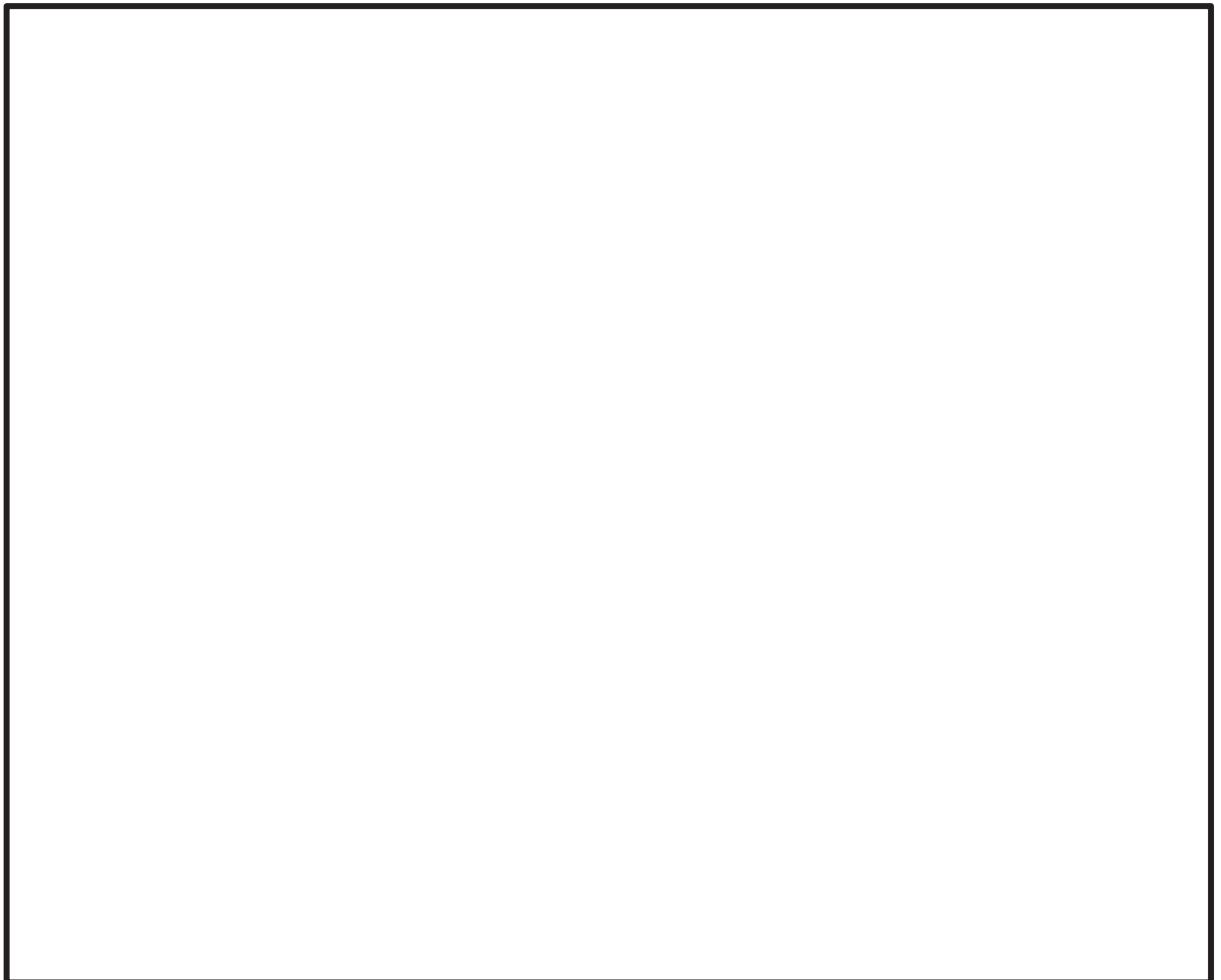








枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

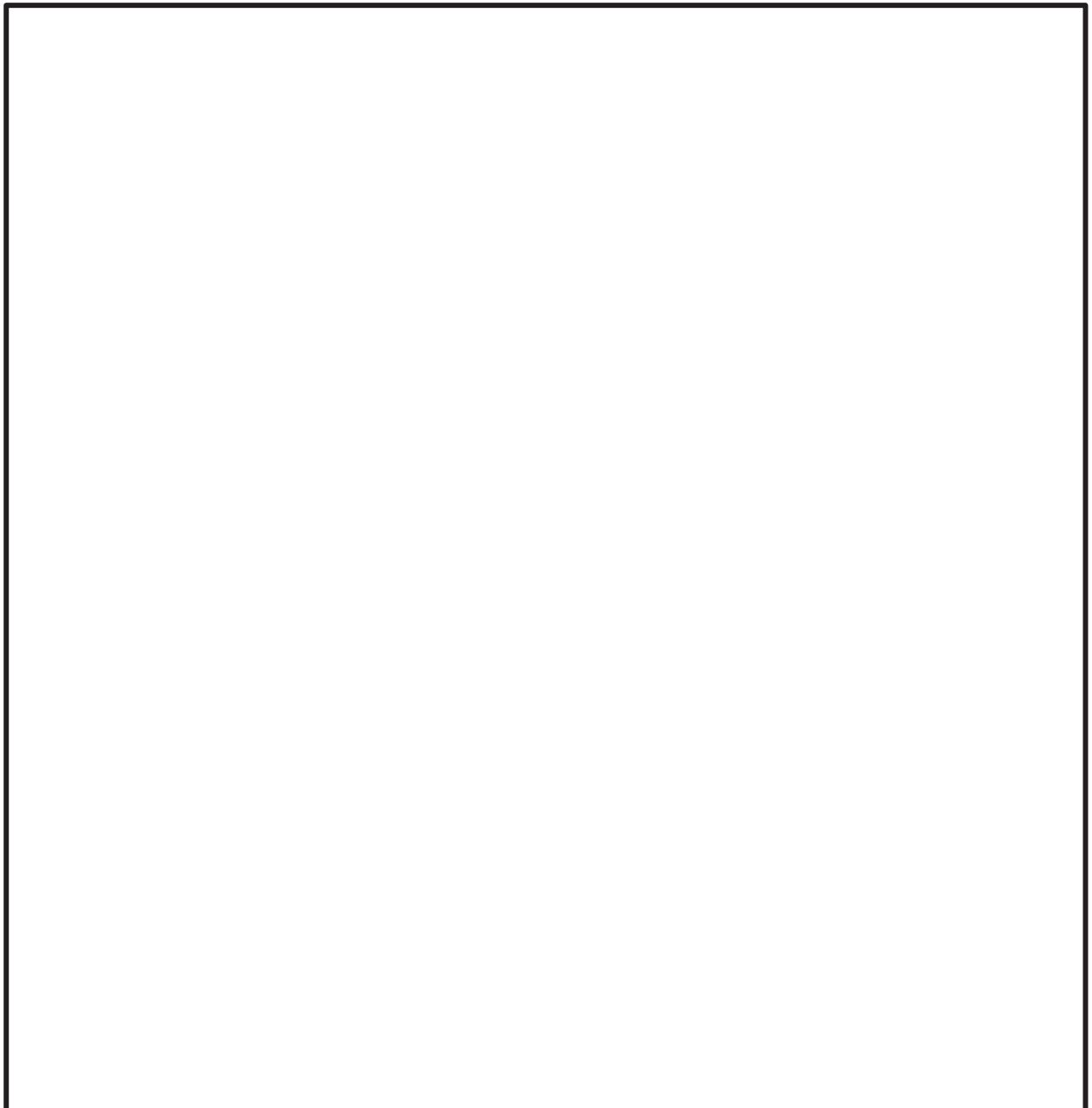


枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

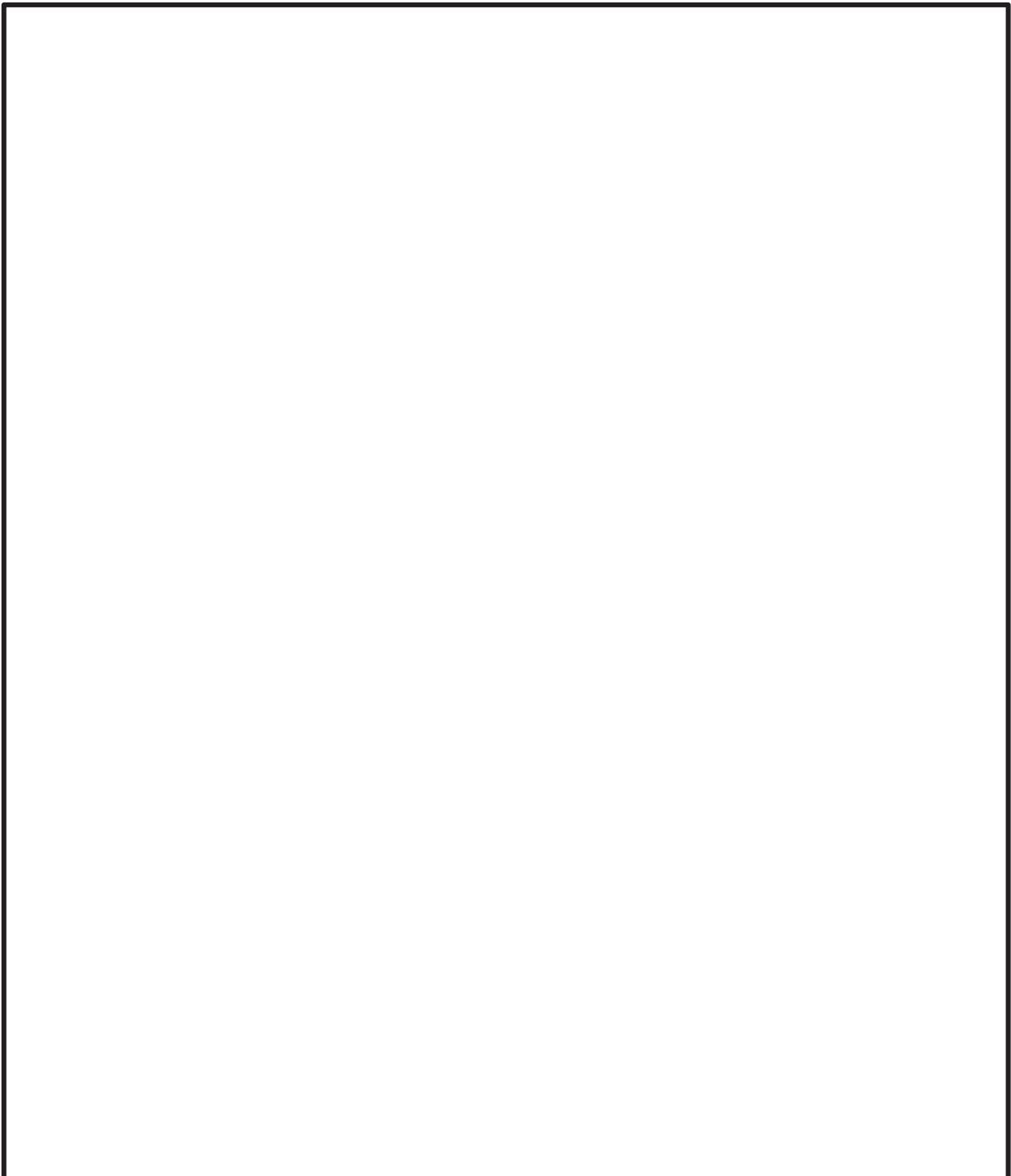


枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

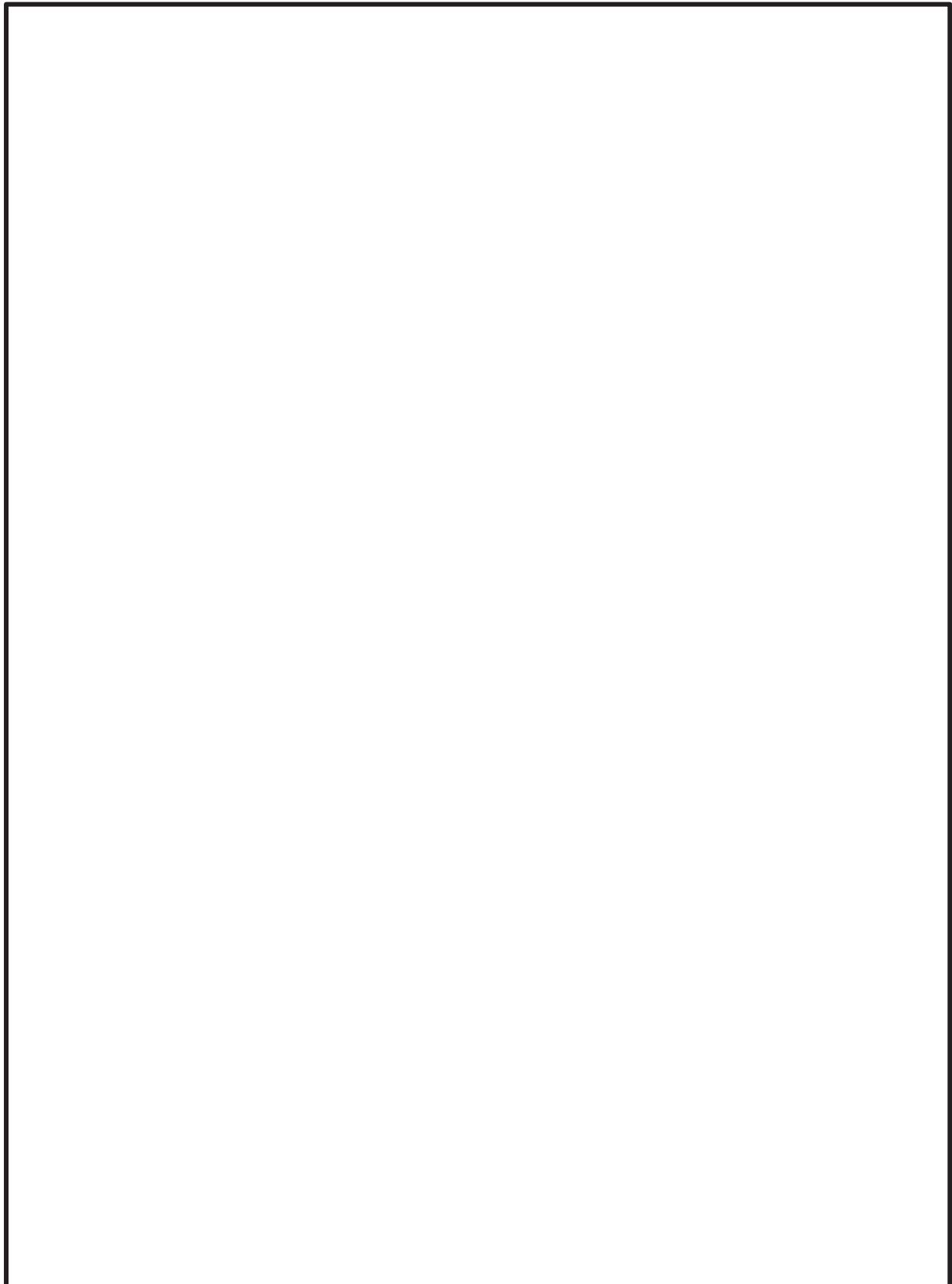
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



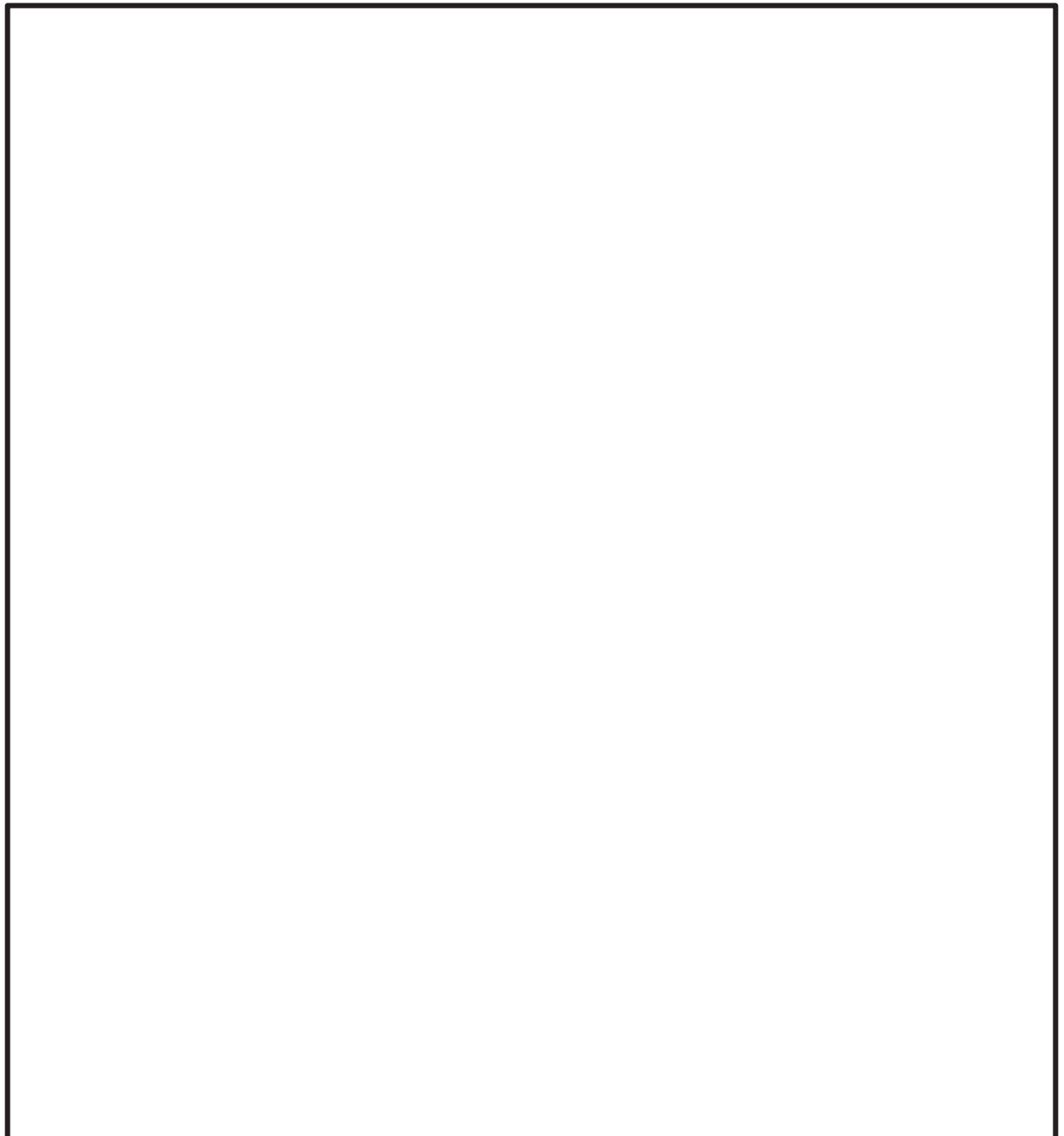
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



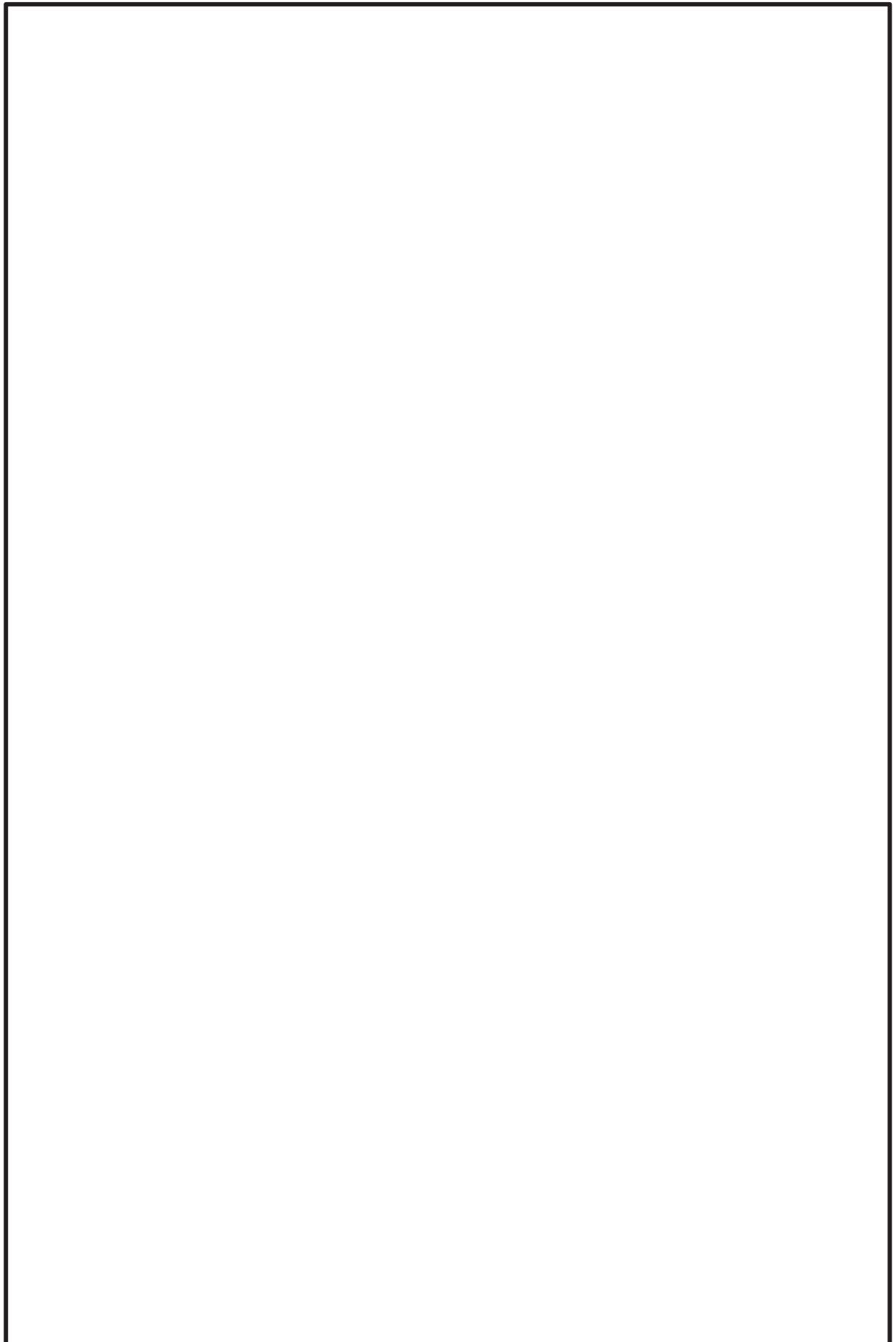
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



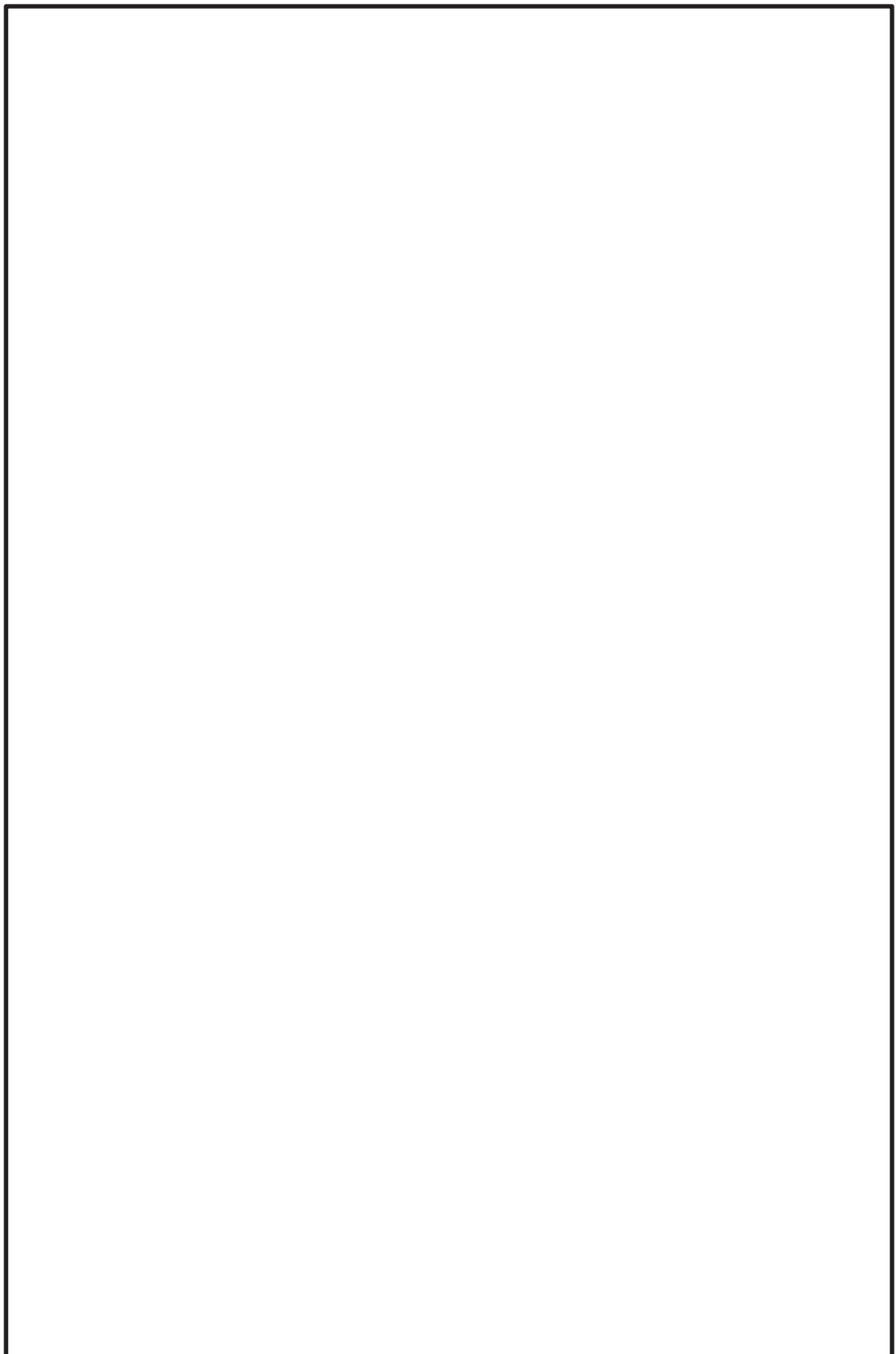
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



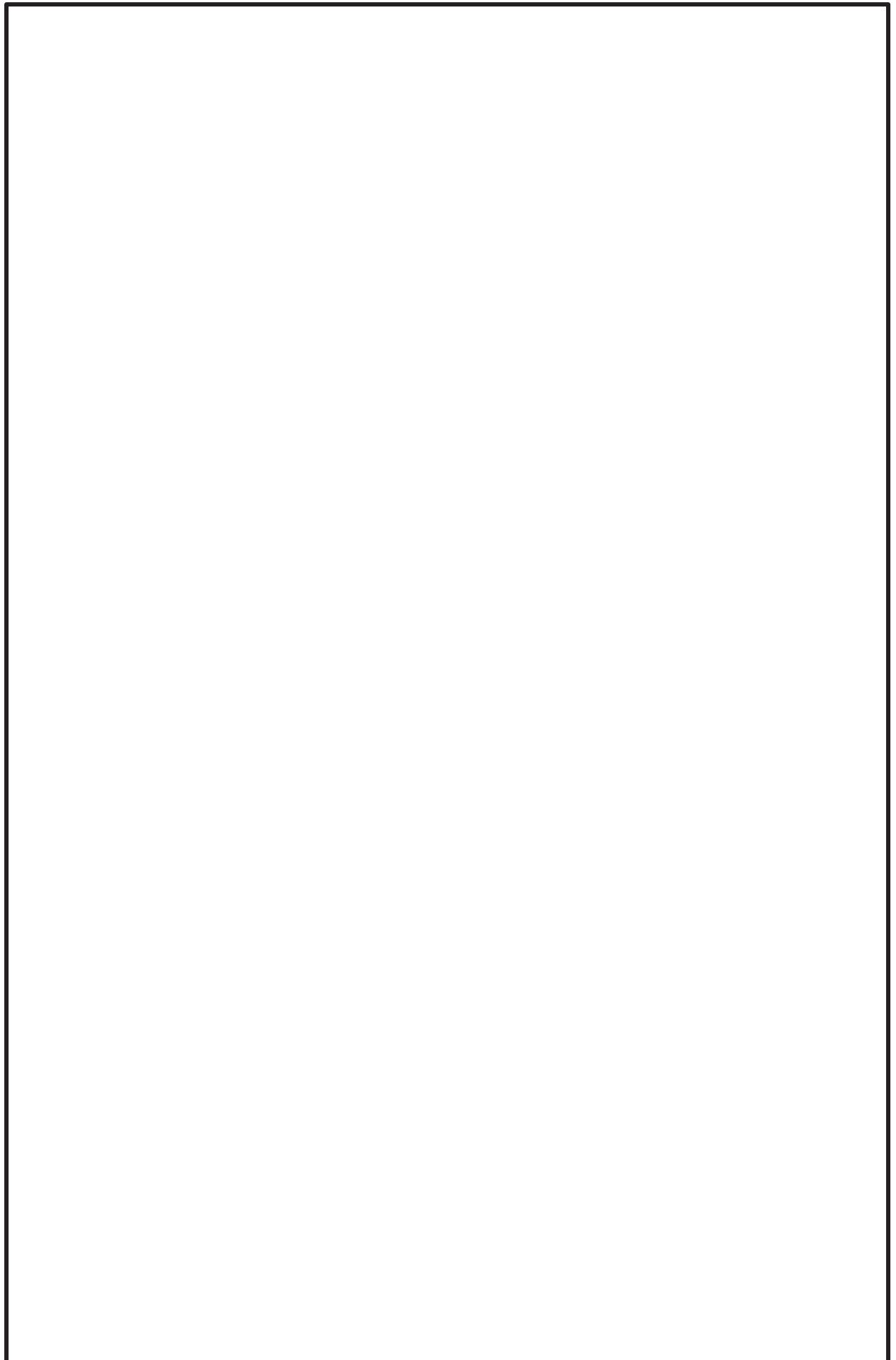
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



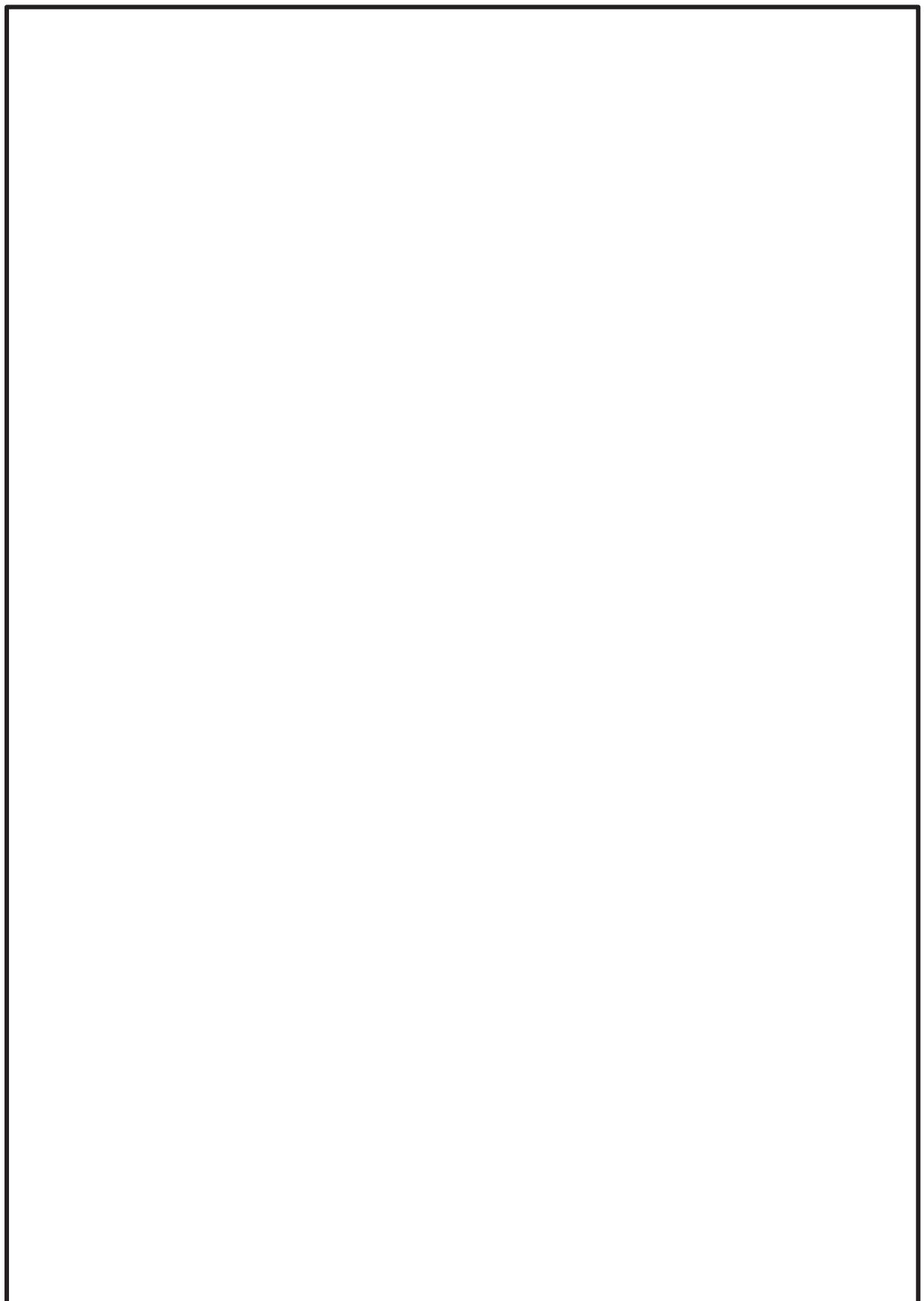
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



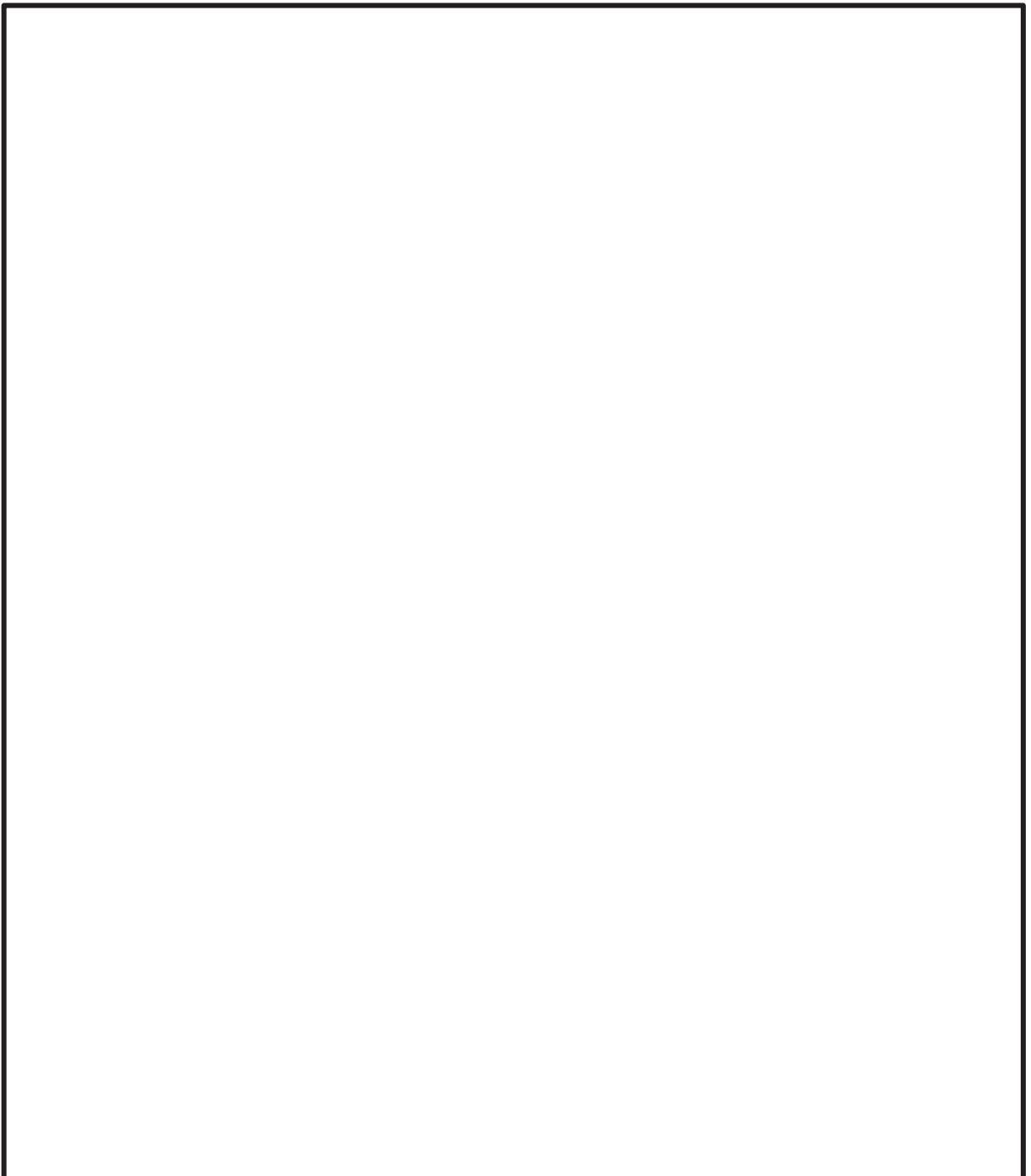
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



表 4-23 電共研と JNES の試験条件の比較

	電共研 振動試験	JNES 振動応答試験
加振波		
振動数		
加振時間		
荷重		
計測項目		
ストローク位置		

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表 4-24 電共研の限界耐力値と JNES 研究における耐力値および耐力確認荷重との比較 (1/2)

型式	定格容量 [kN]	電共研				JNES 研究				JNES 耐力 確認荷重 ／電共研 限界耐力 値 (C/B)	JNES 耐力 値／電共 研限界耐 力値 (D/B)
		耐力確 認荷重 <sup>*1</sup> [kN] (A)	限界耐 力値 <sup>*1</sup> [kN] (B)	最小裕度部品 の分類	最小裕 度部品	耐力確認 荷重 <sup>*1</sup> [kN] (C)	耐力値 <sup>*1</sup> [kN] (D)	最小裕度部品 の分類	最小裕 度部品		

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表 4-24 電共研の限界耐力値と JNES 研究における耐力値および耐力確認荷重との比較 (2/2)

型式	定格 容量 [kN]	電共研				JNES 研究				JNES 耐 力確認 荷重／ 電共研 限界耐 力値 (C/B)	JNES 耐 力値／ 電共研 限界耐 力値 (D/B)
		耐力確 認荷重 <sup>*1</sup> [kN] (A)	限界耐 力値 <sup>*1</sup> [kN] (B)	最小裕度部品	最小裕 度部品 の分類	耐力確認 荷重 <sup>*1</sup> [kN] (C)	耐力値 <sup>*1</sup> [kN] (D)	最小裕度部品	最小裕 度部品 の分類		

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

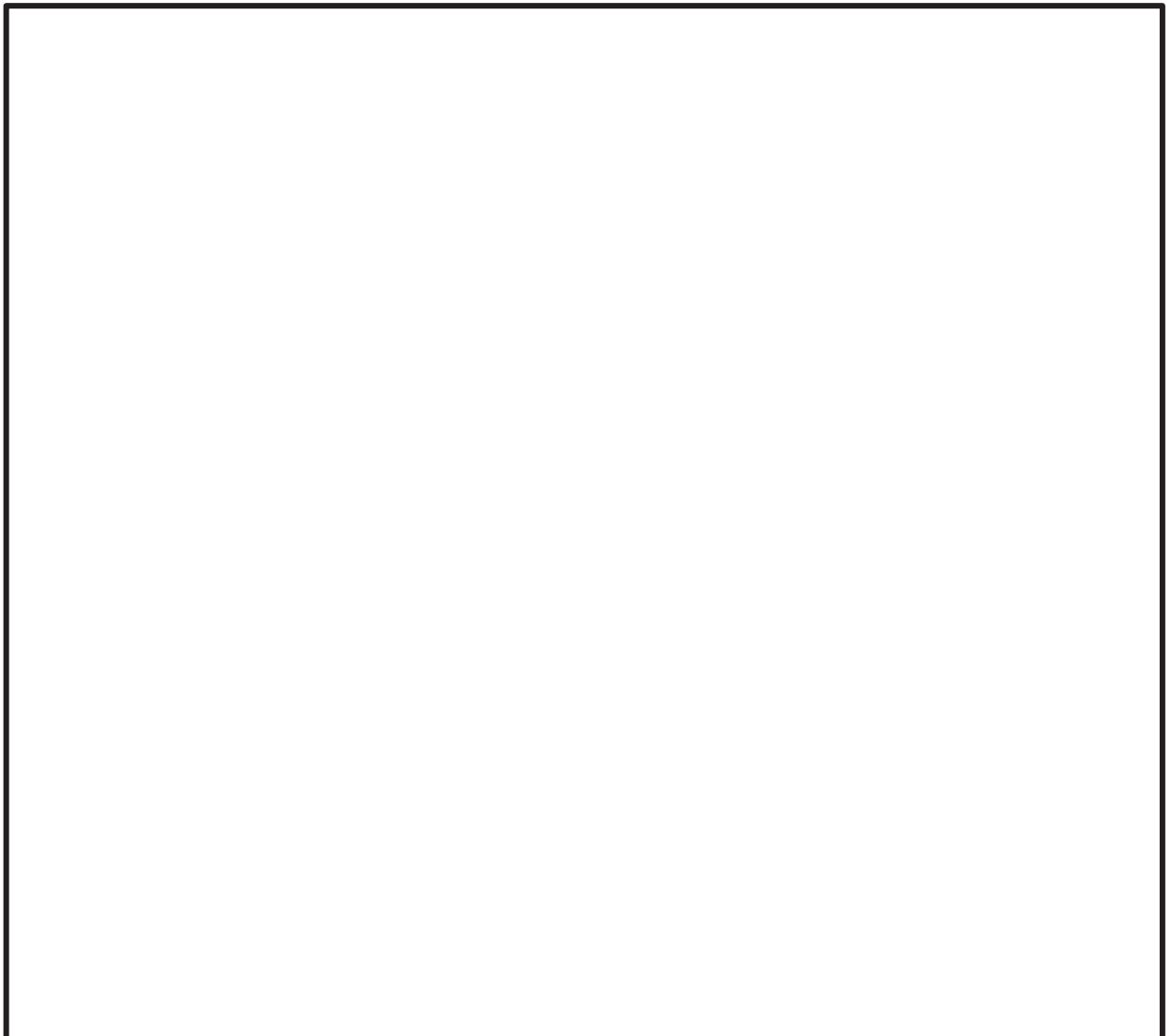
## 6. まとめ

JNES におけるメカニカルスナッパの耐震機能限界試験を含む耐力評価手法の構築に係る検討の概要をまとめるとともに、その検討プロセスや耐力確認荷重等について、電共研のメカニカルスナッパの限界耐力評価法に係る検討との比較を行った。

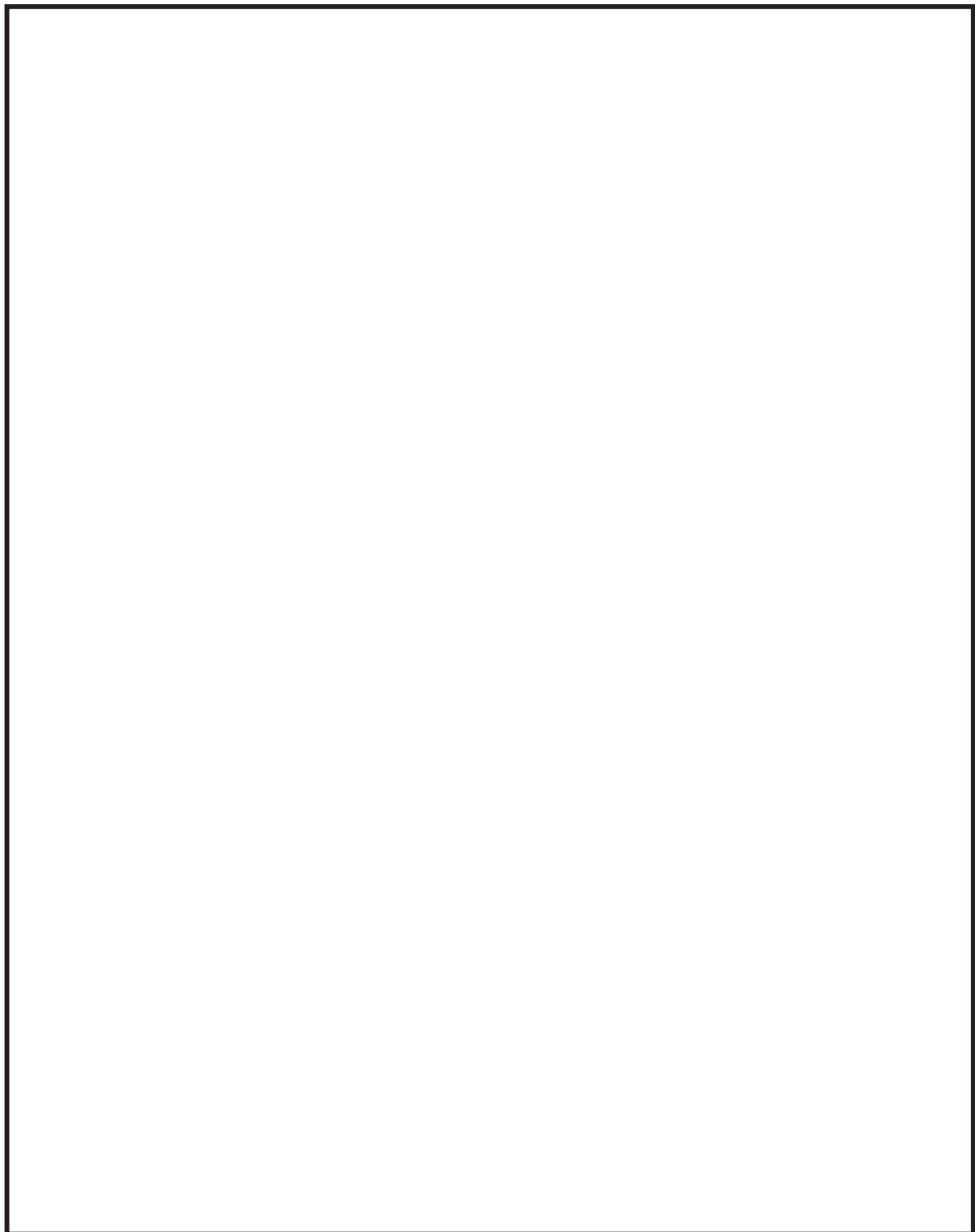
その結果、JNES 研究の知見を考慮しても、電共研の限界耐力値を含めたメカニカルスナッパの限界耐力評価法に係る検討は妥当であることを確認した。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

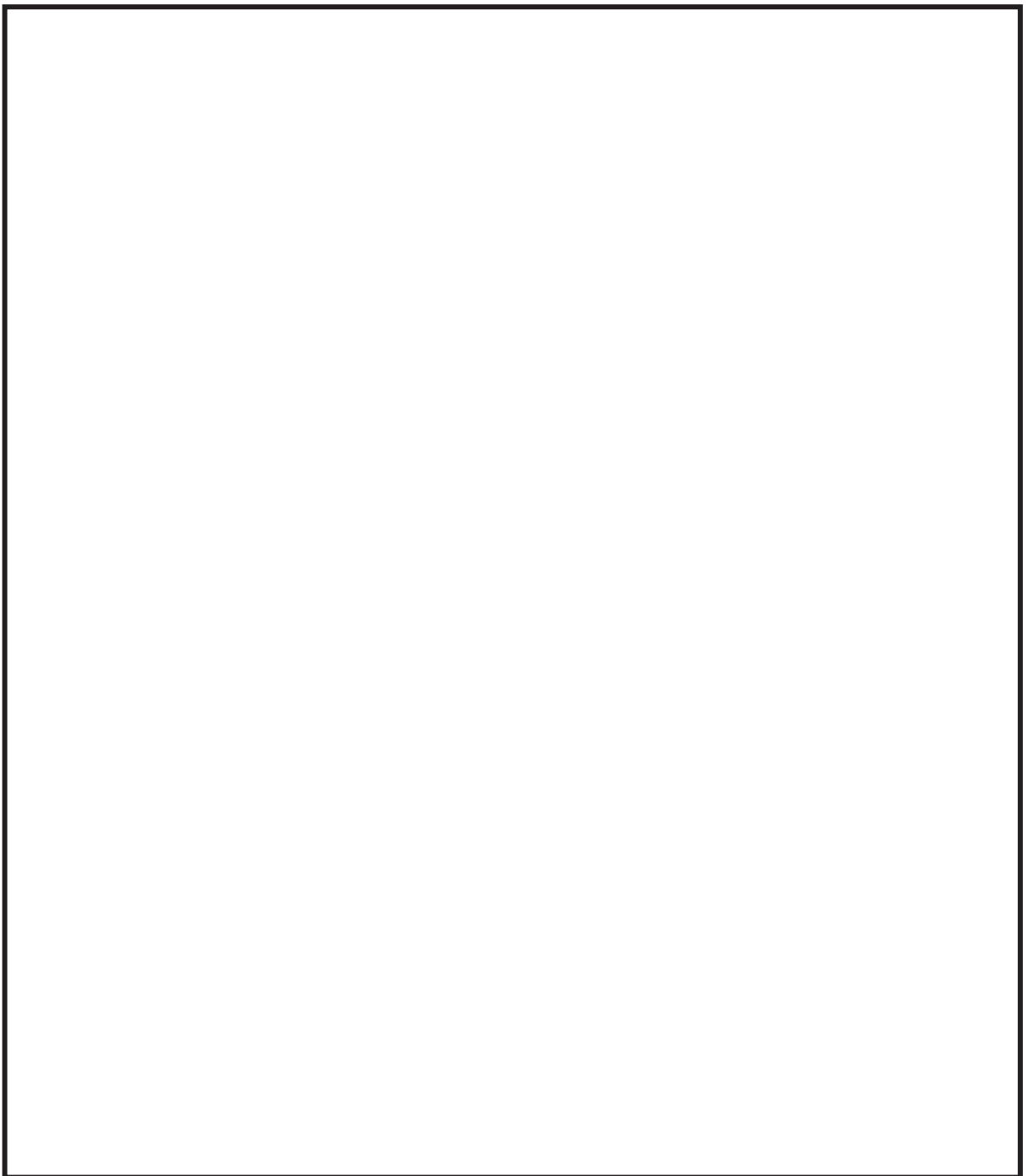
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



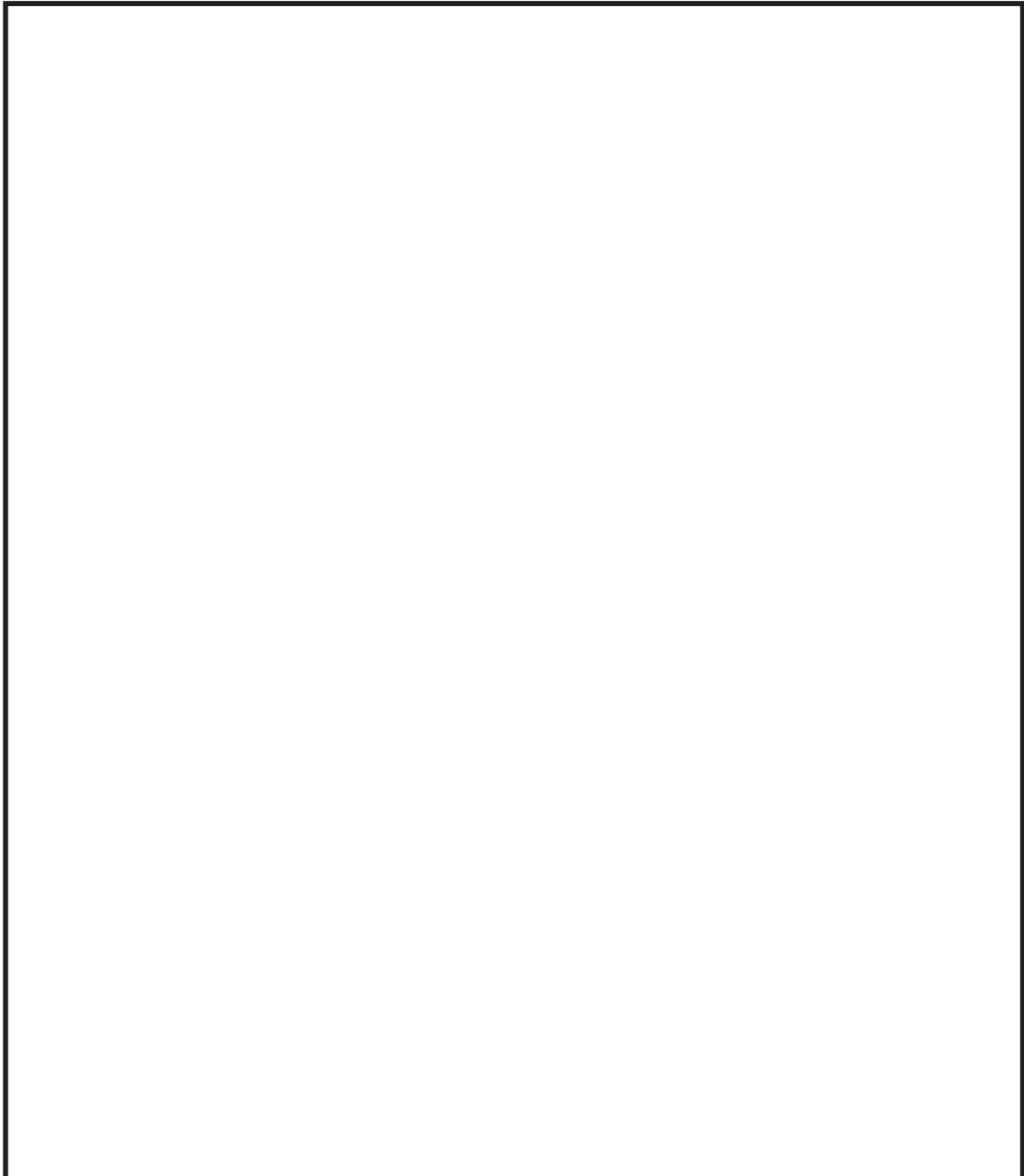
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



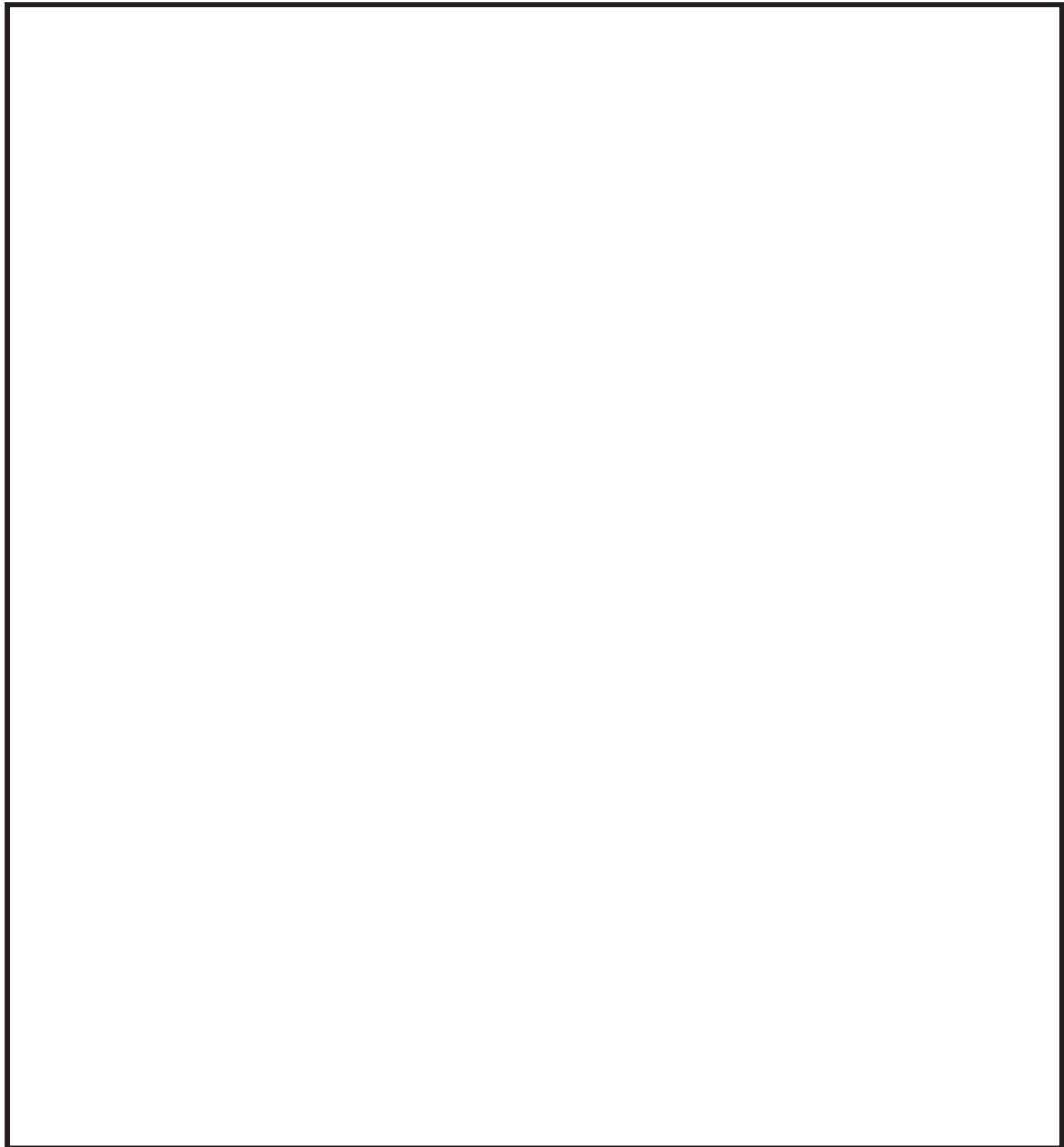
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



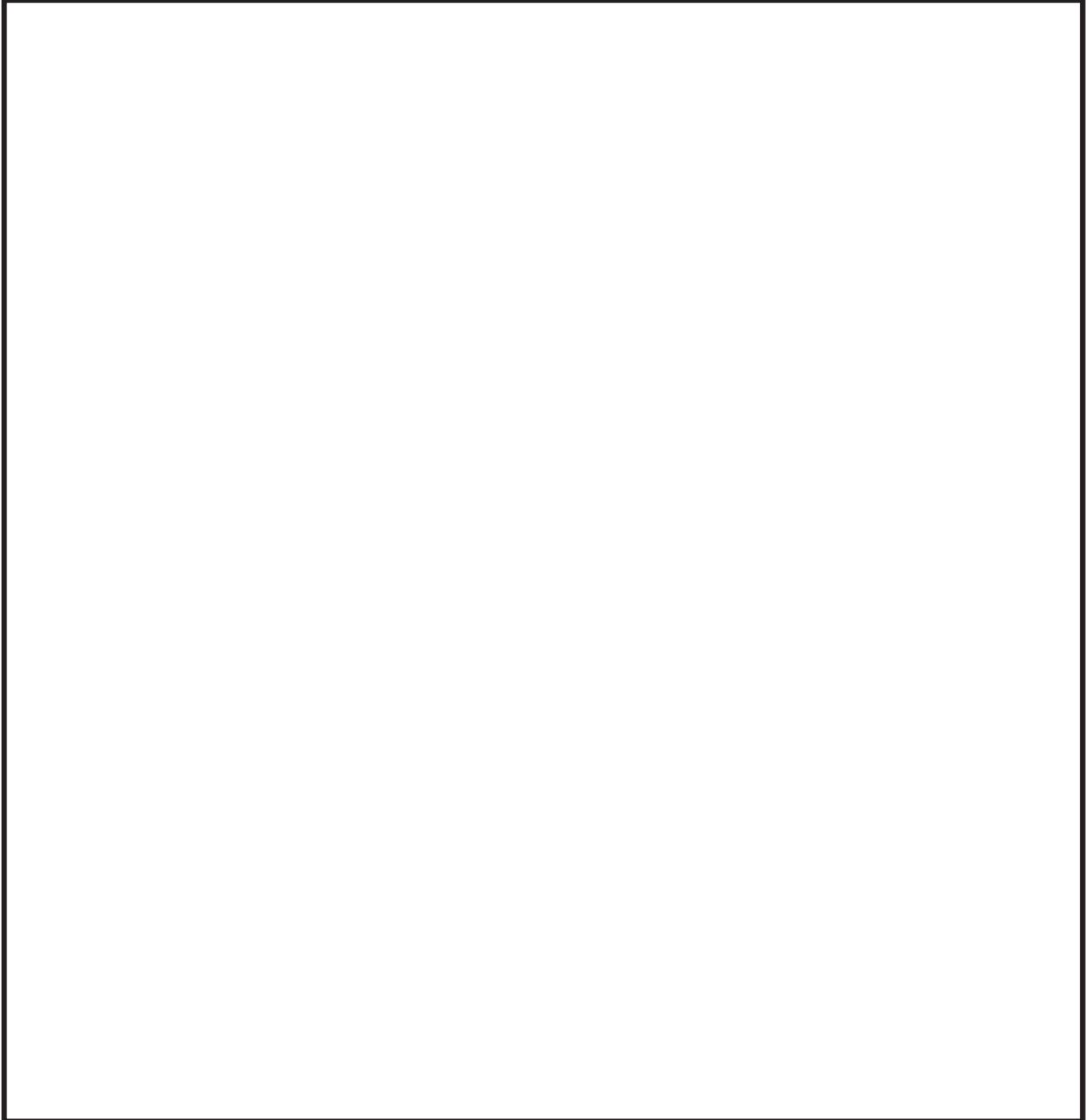
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



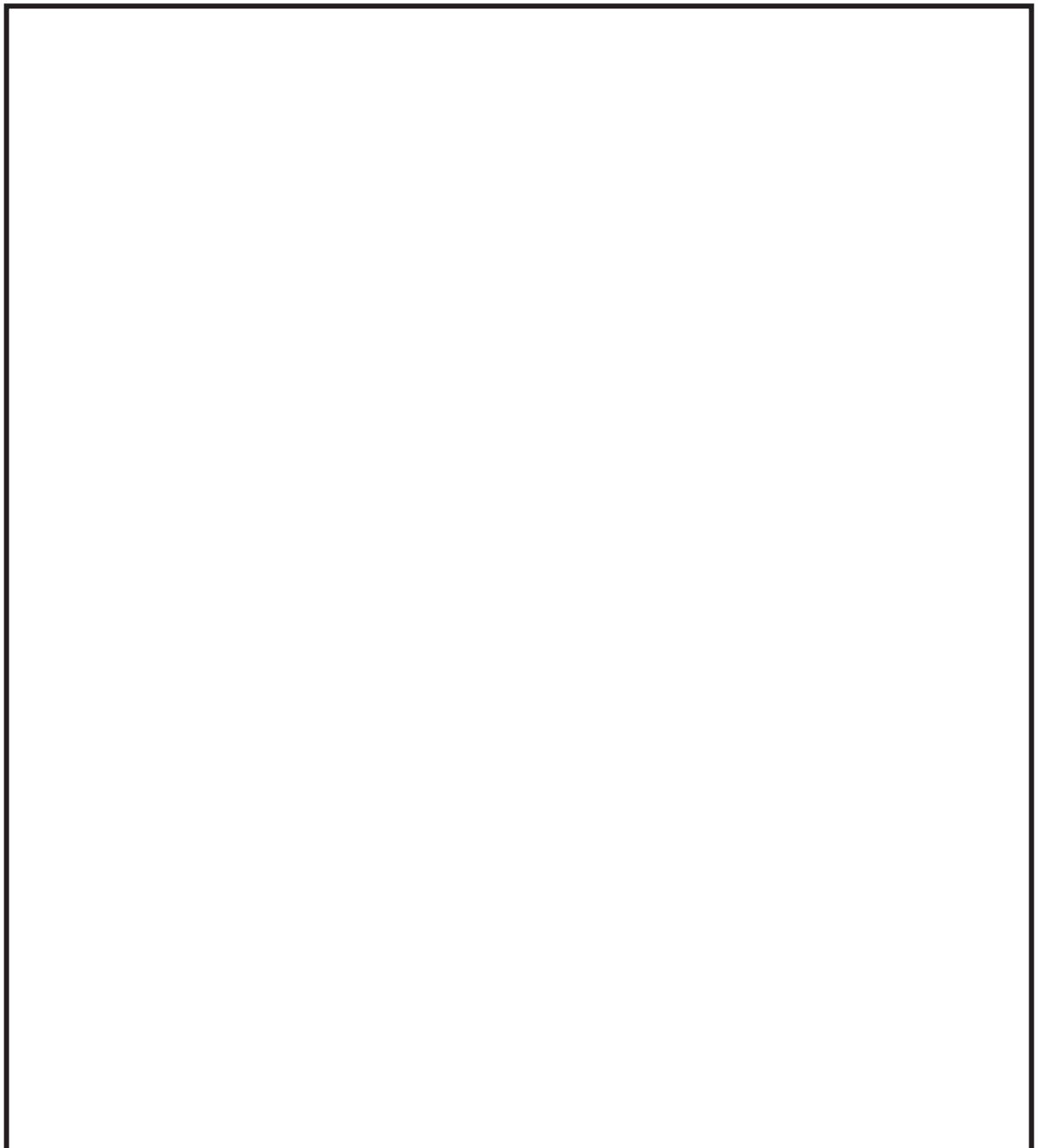
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



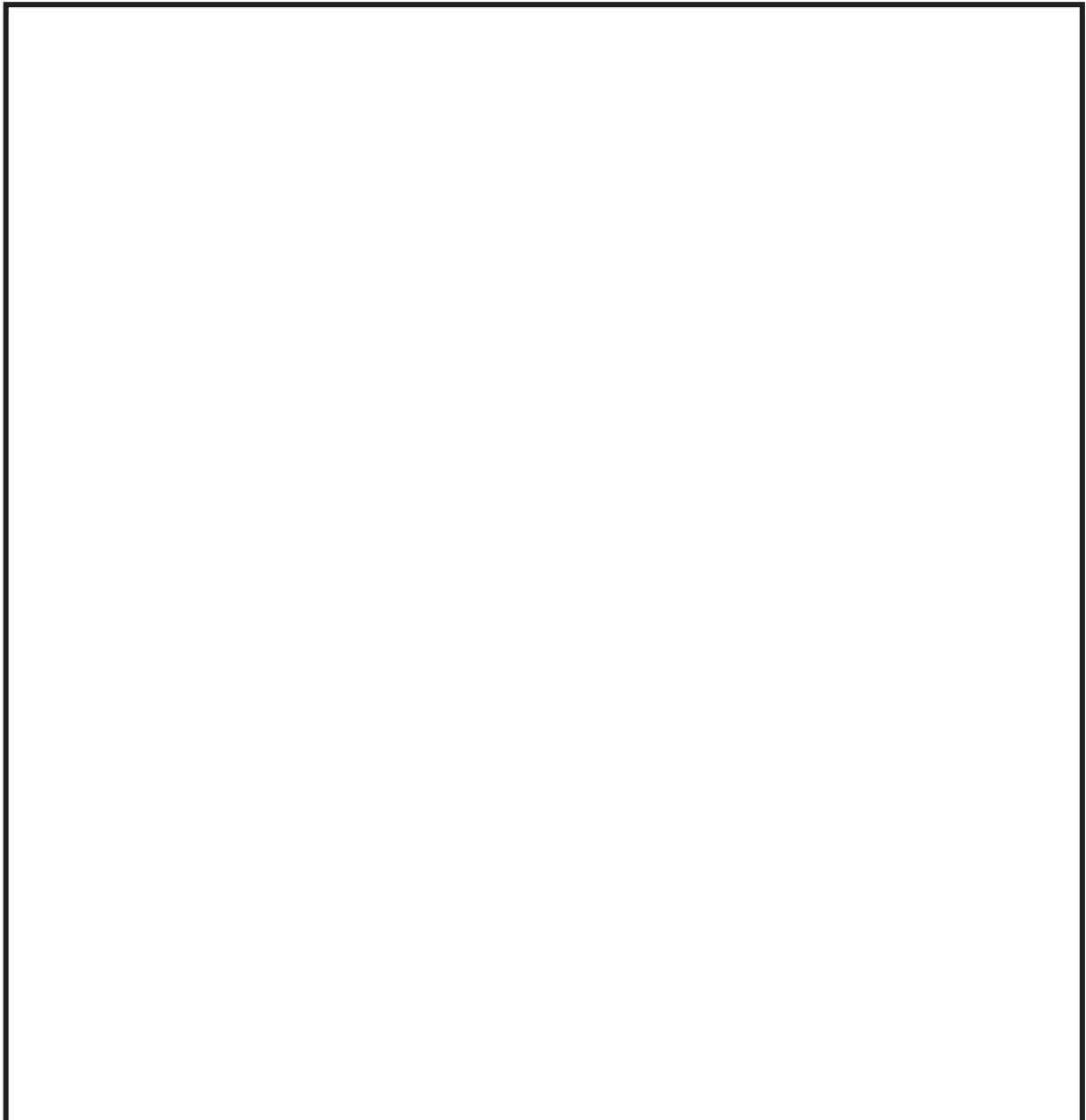
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



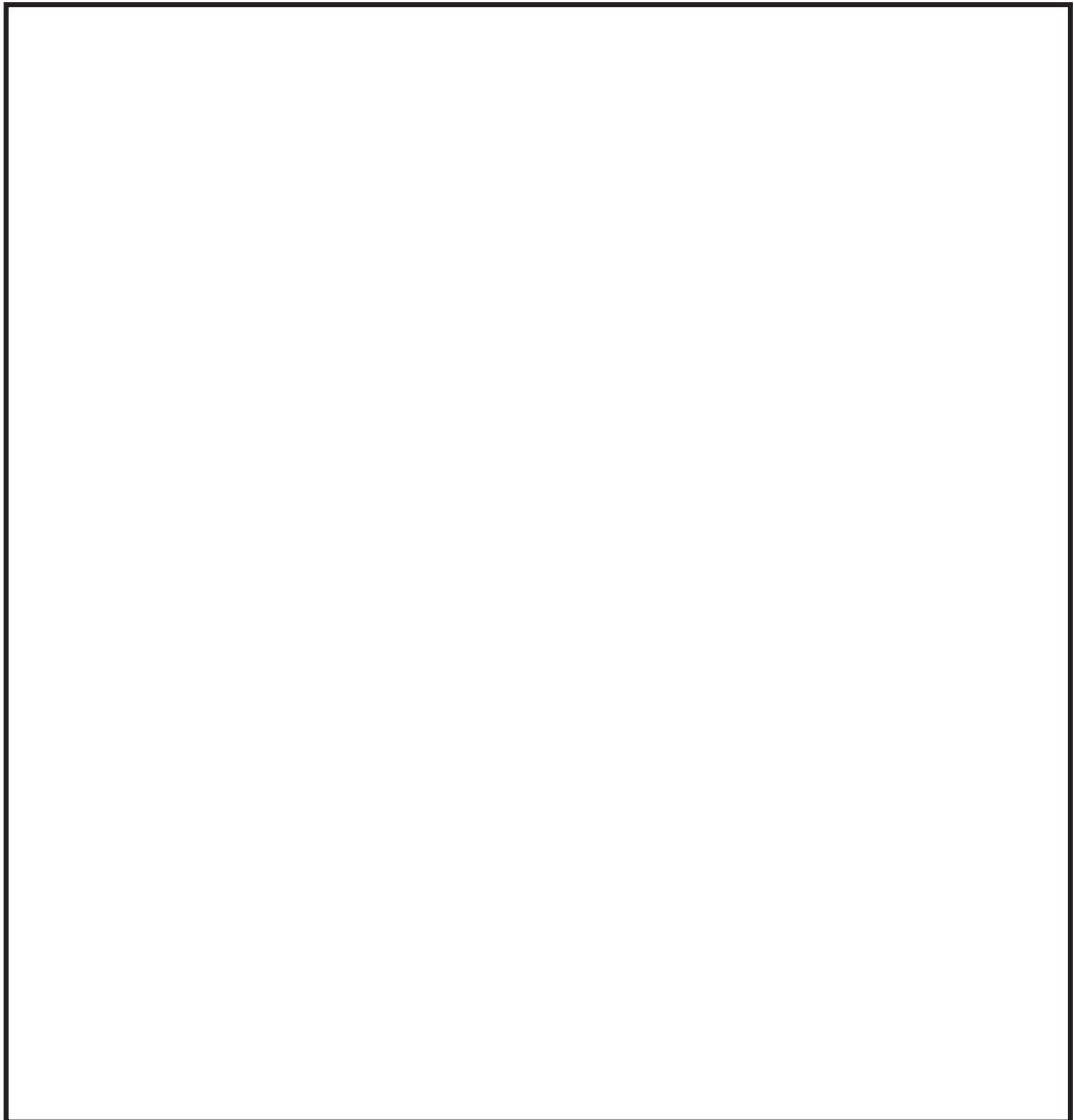
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



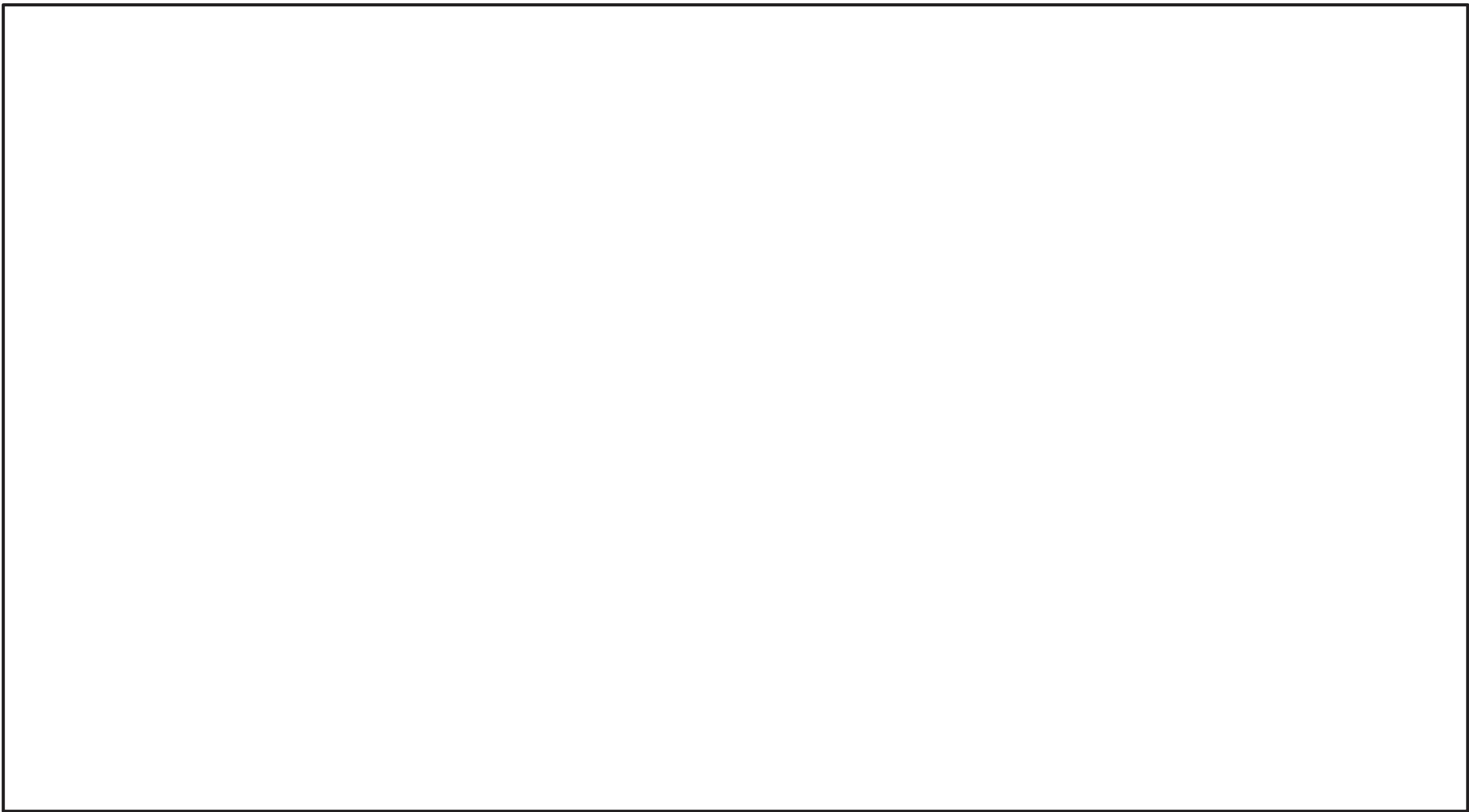
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。